



## 掃海艇の派遣（手順）

1991年4月15日

北米保・北米地

### I. 国内

#### 1. 政府・与党

- 安保会議（4月24日？）用資料
- 発表文案（24日または25日）
- その他説明用資料

（政府部内の取り纏めをどこがやるかの問題あり）

#### 2. 防衛庁

- オペレーション、調査事項及び便宜供与等の概要についての聴取・協議（海幕を含む）（寄港先、根拠地、規模、期間等）

#### 3. 法制局

法的側面の詰め（自衛隊法にかかる問題であり防衛庁が中心となるも、当省としても側面援助）

- 憲法との関係
- 自衛隊法第99条の解釈（法制局は「警察行動」としての制約を強調、機雷の除去することができるのは我が国の船舶の航行する水域に限るとの考えている由）
- 自衛隊法第3条の解釈
- 昭和47年佐藤総理、江崎防衛庁長官答弁の説明

#### 4. 国会対策

- 国会における総理の説明（24日又は25日）
- 想定問答

### II. 対外関係

#### 1. 対米関係

- 米国への説明
- 関連情報の提供・支援要請（スービック基地への寄港等）

2. GCCからの派遣要請  
(電報発電済み)

3. 寄港先、根拠地の決定、関係国への支援要請

- スービック基地への寄港については、フィリピン政府との関係については特に注意する必要有り。
- 領海通過国(ブルネイ?)との関係では、法的には無害通行であるが、外交的には連絡したほうが無難か。

4. 沿岸国及びその他掃海艇派遣国と掃海作業の具体的内容等についての調整

- 掃海作業の対象水域の設定
- 沿岸国の領海内で掃海作業を行う場合には当該沿岸国の許可が必要

5. 中国、韓国、ASEAN諸国への説明

(C-130特例政令廃止についても説明の要あり)

6. 豪州を含むその他の先進主要諸国への説明

極 秘  
無 期 限  
部 内 号

森 総村  
齋藤 首席  
森元 参事官  
海老原 供長  
あさう →

4/17 17:40 - 19:15 於 外務省 8F 幹部食堂

防衛庁・外務省 打合せ

参加者： 防衛庁 防衛局 運用課 水越 部長  
海幕 運用課 田尾 3佐

外務省 北局 安保課 宮家 首席  
山本 参事官

近下局 近一課 森元 参事官  
齋藤 首席  
総村 参事官  
吾郷 "

1. スケジュール

田尾：海幕 サイトでは <sup>日本</sup> 4/23 出港，ZULCOV 5/4 着 5/4 発  
現地は 6月1日 のスケジュールを考えている。

事前調査団を連休明けに出発させる。

(3人程度 うち防衛庁内局担当者1人 とい、反陣容を  
考えている。)

失遺隊は派遣1回。(補給物資等も帰海部隊到着後  
買いつける。)

GA-6  
2. 現在派遣も考えている艦艇は、別添1のとおり。(厳秘)

### 3. 掃海作業中の陸上事務所

田尾: press対応等で陸上に連絡官を1~2人おき、無線電話(自衛隊内用)等を用いて海上と連絡をとることと  
あり。

### 4. 機雷の処理状況

宮家: 既に700個機雷が処理されたとも聞か。我が国が介、互時にはなく、700個といふことはないか。

田尾: 係維機雷、浮游機雷等処理が比較的容易なものから処理しているものと思われ、沈底機雷(処理が難しい)

はまだまだ残、700個のことはないか。

### 5. 乗組員の休養について

外務省側より、「防衛庁は乗組員を船内に宿泊させるといふが、  
気候もあり、本当によいのか。」と質問したところ。

防衛庁側は「他国との横並びをみたい。」とのことである。  
(該乗施設については調査の希望あり)

外務省で他国掃海部隊の状況を調査するとのことになった。

6. 別添の「便宜供与依頼細部事項(抜すい)」の各項目について

田尾: 2のペーパーは、品日手交したペーパーのうち、priorityの  
高いものを抜すいたものである。

スービック(フリクション)については、調査の必要はない。  
(米軍基地のため)

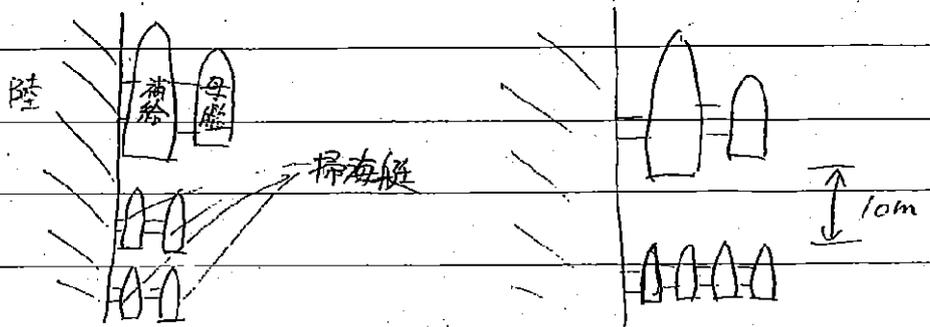
1.(2) 出入港について。

・照会先: Port Authority

・ Top Priorityである。(特に岸壁の水深)

・ 2の港外錨地とは、着岸前の検査のための錨地

・ 接舷の仕方は以下のとおり。(左がBest, 右でも可)



・ 出入港が予定より早まったり遅くなったりした時の  
手続き(何日前までに通知すれば変更可能か等)  
について知りたい。

1. (3) 補給 について

・照会先: 信頼できる代理店 (Port Authority の紹介等)

( 補給 については別金、防衛庁がタイムスケジュールを見ている船三井、日本郵船等へ情報提供を要請するのと  
とら、120

・燃料とは、

DFM (= Deasel Fuel Marine いわゆる軽油) の2x  
マリンディーゼル  
普通の品質のものが入りやすい方がいい。

1. (5) その他所要の事項について。

○ 照会先: 11, 12, 13 後半は軍当局 有 (郵政省 (電波当局))

○ 11, 12 については防衛庁が別送、米軍はアブロード中。

○ 11, 12 いう「海軍通信系」とはバルーン、サウジ海軍を意味する。

ハイムル

○ 無線については、~~許可~~があることも考えらるるので、

~~周波数等を防衛庁が clarify する~~ ことと仮定。

○ 「陸上通信所」については、~~海軍のもの、港湾当局のもの~~ 両者のデータがほしい。

○ 13. 「無線電話」については、外務省の大使館の有事無線が利用できるか調査することと仮定。

(周波数及び出力 (約  $500\text{W}$ ) (ボイス可能?) )

500-1000kHz SSB HF: 9-

抑. 様子

} HF 中継  
" SWD

1. (6) 掃海作業関連

・14 について

防衛庁側が

できれば大使館へ一室をつかいたい、

(近めなホテル) との希望を表明、

防衛庁側で必要なスペース、持ち込む機材の量等

をつねに上で検討することになった。

1. (7) 不測の事態について

・18 の照会先は 代理店か port authority

1. (8) 緊急入城について

・照会先: port authority

(別添1)

## 派遣艦艇主要要目

艦艇名	基準排水量(ト)	主要寸法(標)			最大速力(ノット)	軸数	馬力(PS)	主要兵装	定員	造船所	就役年月日
		長さ	幅	喫水							
捕海艇	ゆりしま MSC668	440	55.0	2.4	14	1,440	20ミリ機関砲×1、掃海装置一式	45	日鋼鶴見	63.12.15	
	ひこしま MSC669										
	あわしま MSC670	490	58.0	2.9	2	6,400	50口径8インチ連発速射砲×1、 20ミリ短装機関砲×2、3連装短魚雷発射管×2、 訓練用戦雷搭載装置一式	180	石橋東京	46.11.6	
	さくしま MSC671										
捕給艦ときわ AOE423	8,150	167.0	22.0	8.2	22	26,000	洋上補給装置一式、補給品艦内移送装置一式	140	石橋東京	2.3.12	

(別添2)

4/7 1115  
海防全田 → 深山  
便宜供与事項に  
プライオリティーを  
つけたもの

指定前秘密  
(秘)

本便宜供与依頼細部事項中、関係国の欄に示されるアルファベット文字は、  
下表の寄港地に対する依頼であることを示す。

便宜供与依頼細部事項(抜粋)

グループ	寄港地名(国名)
A	ミナ・サルマン(バーレーン) ダンマン(サウジ・アラビア) ドーハ(カタール) アブダビ(アラブ首長国連邦)
B	カラチ(パキスタン) コロombo(スリランカ) ペナン(マレーシア) シンガポール(シンガポール) スービック(フィリピン)
C	フジャイラ(アラブ首長国連邦) <del>ジャカルタ(インドネシア)</del> ボンベイ(インド) マンガロア(インド) ガンジス・ハーバー(インド) ムアラ(ブルネイ)

フービー7日不要  
 7日、コロンビア、AT22  
 燃料不要

I 派遣部隊に対する一般的支援

(1) 領域への立入り及び入国手続並びに検査手続

No.	依頼(調査)事項	関係国
1	出入国手続上必要な書類(乗組員名簿、予防注射証明書、検査証明書以外)及び向手続 Documents for the port entry and departure (except list of the crew, each person's inoculation and quarantine record and procedures)	A、B
2	出入港(岸壁及び錨地等の確保) 港外錨地の位置(15m~30mを希望します。) Location of off-port anchorage Water depth: desirable 15 meters (49 feet)~30 meters (100 feet)	
3	横付け岸壁の名称、位置 Name and location of the pier arranged for the Japan Minesweeping Force.	
4	横付け岸壁の状況 Condition of the pier ○ 横付け岸壁の水深(10m(337イット)以上) Pier-side water depth (more than 10 meters (33 feet) is needed) ○ 干潮の差 Ebb and flow of the tide. ○ 要目 Length and height above the sea level. ○ 防舷材の状況 Fenders for the use of ship's side.	A、B
5	横付け(タグ、ピット、パイロット、ラインハンドラー)手記 Berthing pier (Tags, pilots, line-handlers)	
6	出入港手続 Procedure for port entry and departure.	

Top Priority  
 Port authority

検査記録、記録等資料の検査

16級マシ  
 代理店  
 Port Authority  
 の紹介  
 三井物産  
 3L  
 (5500000  
 212 approach  
 73.)

(3) 補給

7	燃料補給の可否 Supply of the fuel oil ○ 補給業者及び機関(海軍等)の名称、代表者、住所 Name and address of the service agency or proper authority (including the navy) ○ 燃料の品名、性状 DF/M (50-1002222) 弱油 Quality and kind of the oil. ○ 現地調達の場合 In case making a procurement contract with the local service agency or proper authority. (including the Navy) ・ 免税の可否、手続、単価 Procedure of tax exemption and estimated price per kiloliter. ・ 銀行振込の可否 Possibility of transfer payment for fuel oil to bank. ○ 給油要領 Loading system ・ 給油場所(岸壁、給油ブイ等)、方法(パイプライン、バージ、タンクローリー) Method (from pipeline, oil barge at the pier, or shifting to the buoy.) ・ 給油能力(キロリッター/時間) Capability of loading (kiloliter per hour) ・ 給油パイプ継手の径 Diameter of loading pipe adaptor. ・ 給油時間(土、日、休日の搭載の可否) Possibility of loading on Saturday, Sunday and holidays.	A、B
---	---	-----

2100000  
 燃料  
 2100000

8	<p>真水（飲料水）の補給 Supply of fresh water</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給水機関等の名称 Name and address of the service authority (including the Navy)</li> <li>○ 給水方法（岸壁/水船給水の別） Method of loading (from pipeline or water supply barge)</li> <li>○ 給水能力（トン/時間） Capability of loading (ton per hour)</li> <li>○ 給水パイプ継手の径 Diameter of loading pipe adaptor.</li> </ul>	A、B
9	<p>生鮮食料品（肉、魚、野菜、果物等） Supply of raw provisions.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補給業者及び機関 Name and address of the service agency or proper authority (including the Navy)</li> <li>○ 単価（業者の単価表） Estimated prices (the agency's price list)</li> <li>○ 業者等との契約手続、希望品目、数量の通知時間 Procedure of contract and procurement time limit of offer to the service agency or proper authority for the necessary items of provisions and quantity.</li> </ul>	A、B

(4) 保安警備

10	<p>現地滞在期間中留意すべき事項 Warning specially payed for liberty regarding the following matters.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現地官民の対日感情 Public feeling toward Japan.</li> <li>○ 治安状況 Conditions of law and order.</li> <li>○ 特に考慮すべき慣習 Particular manners and customs to be considered.</li> <li>○ 衛生状態、風土病 Sanitary condition, local disease.</li> </ul>	A
----	---	---

(5) その他所要の事項

11	<p>派遣関係国との通信 Communication</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 航海中利用可能な海軍通信系 Naval communication available during the voyage.</li> <li>○ 陸上通信所の名称、標略の位置 Name of the communication station and location.</li> <li>○ 呼出名称：Call Sign</li> <li>○ 使用周波数：Frequency</li> <li>○ 電波形式：Type of Emission</li> <li>○ 送信方式：Type of Transmission</li> <li>○ 送信出力：Output Power</li> <li>○ 運用時間：Operating Hour</li> <li>○ 交信方法：Operating Procedure</li> <li>○ <del>港湾大港時利用可能な海軍通信系</del> <del>Naval communication available while the port-entry-and-departure.</del></li> <li>○ 出入港に際し必要とする港務当局との通信 Harbor control communication (including the international VHF channel)</li> </ul>	A、B C
12	<p>派遣関係国海軍の艦船向け気象放送 Navy broadcast for weather report.</p>	
13	<p>派遣関係国等とのテレックス通信 Telex communication</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在日本国大使館、総領事館 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話番号：telephone number</li> <li>・ テレックス加入番号：Telex number</li> <li>・ アンサーバックコード：Answer back code</li> </ul> </li> <li>○ 無線電話が可能であれば、その周波数 Frequency of radio communication if possible.</li> <li>○ 海軍 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレックス加入番号：Telex number</li> <li>・ アンサーバックコード：Answer back code</li> </ul> </li> </ul>	A、B C

早急局  
無線局  
(夜間無線局)

許可のAを  
①とすればいい。

1-1  
無線局  
1170-4  
中。

① 在米無線  
clarify  
CN-Voice  
国急局

(6) 掃海作業関連

14	補給地としての所要の施設、現地駐在官の設置 Facilities needed as supply back-up base, installation of liaison office. ○ 事務所 (電話、交通手段を含む) Recommendation of adequate office (including communication and transportation)	A
15	各種情報の提供 Providing informations 現地公館で入手できる範囲内での掃海作業関連の情 報提供 (現地政府公刊物、新聞、テレビ等のマス メディア)	

掃海  
作業  
関連

大規模  
(第一希望)

Hotel  
調整  
of procedures

post  
authority

(8) 緊急入域

19	緊急入域時にとるべき必要な手続 (初期連絡要領、 処置、要する場合立入り及び入国の手続) Procedures needed to enter territorial waters (typhoon evasion, an urgent case etc.) Point of initial contact.	C
----	---	---

(7) 不測の事態

16	医療関係 Medical treatments ○ 推奨できる病院 Recommendable medical facility. ○ 医療能力 Capacity ○ 患者の医療施設への搬入 Transporting the patient to the medical facility.	A、B
17	隊員を帰国させる必要がある場合の手続 Procedures when needed to send back crew to Japan.	
18	修理施設の利用の能否、能力 (ドライドックの大き さ等)、場所 Repair facilities ○ 利用の能否 Availability for the Japan Minesweeping Forces if necessary. ○ 能力 Capability (including dry dock) ○ 場所 Location ○ 修理を要する場合の造修施設の手配支援 Supports to arrange repair facility when needed.	

ag and  
post  
authority

(31)  
自加. 1. (2) 1272.

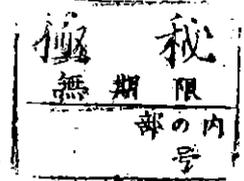
入港許可 a flexibility.

入港、はやり、おかし等。

入港許可は...  
何日前

Hotel 127273...  
127273

我が国掃海艇のペルシャ湾への派遣



平成3年4月19日

1. 湾岸諸国、GCCからの要請及び同意の取り付け

- (1) クウェイト、サウディ・アラビア及びGCC事務局に対し、我が国掃海艇の派遣を歓迎する意向の表明を依頼、また、当該国の領海内での掃海作業につき同意・支援を要請。
- (2) クウェイトの取り敢えずの反応（在京クウェイト大使）
  - ①日・クウェイト関係のため重要であり歓迎すべきこと。
  - ②早々に本国に諮って回答したい。
- (3) サウディ・アラビアの取り敢えずの反応（外務省担当局長）
  - ①日本は湾岸の安全航行から最大の利益を受けている国であり、今次申し入れは遅すぎるくらい。
  - ②湾岸の安全航行回復のための日本の努力を歓迎。

（注）アラブ諸国は、ラマダン（断食月）明けの休暇に入っており、正式の意思決定・同意取り付け等は、早くとも来週前半（23～24日頃）になる見通し。

2. 立寄り先、根拠地等についての打診

- (1) 16日、準備の指示を受け、同日中に、関係国に対し、我が方の考え方、オペレーションの概要につき説明し、協力を内々要請するよう訓令。
- (2) 取り敢えずの反応
  - (4) 米国（国防省担当者）
    - ①本件決定がなされたならば十分評価されるべき。
    - ②米国防省としては最大限協力。
    - ③活動海域については、浮遊機雷も考慮し、ペルシャ湾北西部のみと限定せず、柔軟性を残すことが適当。
    - ④作戦期間の長さについても、他の参加国との協調行動を念頭に置き、柔軟性を残すことが適当。

(d)立寄り先（フィリピン、シンガポール、マレーシア、スリランカ、パキスタン）

①スリランカについては、基本的に了解。

②フィリピンについては、18日、大使よりマンガラブス外務長官に説明を行い、同長官は事前説明を多とすると共に、大統領、関係閣僚と相談したい旨述べた。

（注）26日に日本を出港した場合、スービック基地到着が5月5日となり、総理の訪比時期と重なる。

(h) 根拠地（バハレーン、サウディ・アラビア、カタル、ア首連）

カタルについては、担当者の感触としては、受け入れ可能性あり。

バハレーンは20日に回答の予定。

### 3. アジア諸国への説明

ASEAN諸国に対しては原則として大使より相手国のハイレベルに内々に説明するよう指示。また、中国及び韓国については、21日（日）乃至22日（月）、大使より相手国のハイレベルに説明の予定。

### 4. 掃海作業の現状

(1) イラク側の説明によれば、同国がクウェイト沖に敷設した機雷数は、1167個。そのうち、米軍情報筋によれば、4月16日現在、処理された機雷数は627個（右数字は極秘扱い。国会等の説明では「3月末現在、破壊乃至爆破処理された機雷は約300個」のラインで応答）。

(2) 現在掃海作業に従事するのは、米、WEU（西欧同盟）掃海チーム（英、独、仏、白、蘭、伊）及びサウディ・アラビア。掃海艇の総艇数は20隻程度の模様。

(3) 我が国船舶のペルシャ湾内航行状況は、湾岸危機勃発以前1日当たり20隻（推定）、武力行使開始以降15～17隻/日、武力行使終了後（3月1日～4月17日）には、15隻/日。

折田秘書官  
塩口秘書官  
上村秘書官

大臣秘書官  
政務次官  
事務次官  
小和田外審  
官房長  
総括審  
査事務課長  
近ア局長  
参事官  
近一長  
近二課長  
北米局長  
審議官  
米一長  
米保長  
米地長  
条約局長  
条規長  
外務報道官  
報知長

育山長  
山田選官

極秘  
無期限  
部の内  
号

## 我が国掃海艇のペルシャ湾への派遣（湾岸諸国等の反応）

平成3年4月22日  
午前0時現在  
中近東第一課

標記に関しては、クウェイト及び本件作業の根拠地候補となっている湾岸諸国並びにGCC事務局に対し、派遣についての同意とその歓迎方意図表明（対クウェイト、サウディ、GCC）乃至根拠地への受け入れ同意（対バハレーン、サウディ、カタル、ア首連）を要請して来たところ、先方ラマダン休暇が明けたばかりとの事情から各国の正式回答は未だ出揃ってはいないが、現在までの反応、取りまとめ次の通り。

1. クウェイト政府（黒川大使よりの電話連絡）  
我が国掃海艇の派遣（領海内への立ち入りを含む）につき、国防大臣の同意を取りつけた。対外的には、日本が掃海艇派遣を決定するならば、クウェイト政府としてこれを歓迎する旨公表して頂いて差支えない。（20日夜、国防次官）
2. バハレーン政府（来電第422号）  
20日、ムバラーク外務大臣の下で種々検討を行ったが、基本的には受け入れの方向で最終的な詰めを行っている。21日にでも大臣より正式に回答することとなる。本国政府には、基本的には（根拠地設定を）受け入れの方向で前向きに検討中と報告して頂いて結構。（20日、外務省政務局長）
3. GCC事務局（サウディ来電1203）  
極めて結構なこと。GCC諸国として反対する理由はなく、一般論として日本の決定を歓迎すると思う。従って、日本の首相が今次決定を公式に発表された場合は、自分（ビシラ）もプレスに接する機会があれば、事務局長として歓迎の旨を述べても良い。（20日夜、ビシラ事務局長）
4. サウディ政府（来電第1187号）  
23～24日頃までに感触をお伝えする。基本的なことさえ決まれば、出来るだけ協力的な対応が出来ると思う。（17日、外務省政務総局長）
5. カタル政府（来電第481号）  
個人的感触として、正式に協力要請があれば根拠地としてドーハ港を使用することは認められると思料。（17日、参謀次長）
6. ア首連政府（来電第576号）  
派遣を歓迎。最終的に日本側がアブダビに根拠地を置くと決定した場合には、原則受け入れ、出来る範囲の支援の用意あり。（20日、外務大臣）

黒川在クウェイト大使よりの電話連絡（メモ）

平成3年4月20日

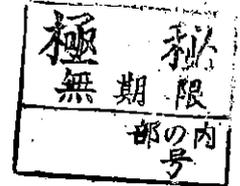
中近東第一課

20日（土）19：50（日本時間）、黒川在クウェイト大使より中近東第一課に要旨以下の電話連絡あり。

1. 20日、クウェイト帰任後、自分は国防次官と面会し、訓令の趣旨を伝え、たところ、先方は「重要な事なので本日中に大臣に上げて協議したい。明日閣議が予定されているが、自分としては「ク」政府として、日本の掃海艇派遣に対して歓迎の意を表することが出来るものと思う。いずれにせよ返答は、本日夕ないし明朝差し上げることとなろう」。

2. ビシャラGCC事務局長とは、「ク」外務省儀典にも照らして接触を試みているが、先方の行方は依然として不明であり、未だに接触できない状況にある。

（了）



黒川在クウェイト大使よりの電話連絡(メモ)(2)

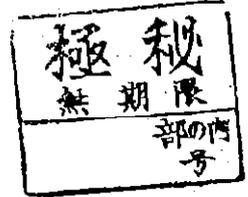
平成3年4月21日

中近東第一課

21日(日)15:20(日本時間)、黒川在クウェイト大使より中近東第一課に要旨以下の電話連絡あり。

1. 20日夜、国防次官より自分に対し電話連絡があり、我が国掃海艇の派遣(領海内への立ち入りを含む)につき国防大臣の同意をとりつけたので、対外的には、クウェイト政府として日本の掃海艇派遣を歓迎する旨公表していただいて差支えないとのことであった。
2. 国防次官からの依頼もあり、「ク」外務省宛てに正式に同意及び協力を要請する口上書を発出する。

(了)



自衛隊掃海艇のペルシャ湾派遣  
(対アジア説明)

平成3年4月23日  
地域政策課

湾岸紛争終結後の現在、未だにペルシャ湾に残存している機雷を除去するため、我が国は、自衛隊掃海艇の派遣を予定しているところ、右公表に先立ち、我が方大使よりアジア諸国各政府のハイレベルの者に対し、本件決定に至る我が国の考え方につき、別添説明要領に準じて説明したところ、先方の反応以下のとおり。

○中国

「中国としては、日本が湾岸地域の再建に参加することは、理解し賛成するが、如何なる形態にしる、自衛隊の海外派遣は、極めて敏感な問題である。日中外相会談において、日本の対外平和協力の際の人員の派遣について、非武装要員の派遣ならば異議はない旨表明したが、右は非自衛隊員を指している。従って、この問題については、慎重に対処してもらいたい。」

(4月22日、齋外交部副部長→在中国大使)

○韓国

「自衛隊の海外派兵については、この地域の多くの国々がかねてから憂慮の念を表明してきたことは承知のとおり。ただし、今回の掃海艇派遣については、戦争が終わった後に機雷の除去という戦後の復旧にかかる限定的な目的を持ったものと理解する。」

(4月22日、李外務部長官→在韩国大使)

○インドネシア

「(派遣のコンテキスト、国連決議との関係、具体的人数・隻数等の問答の後) 事前通報を感謝する。「イ」の反応はUNDERSTANDINGであろう。」

(4月19日、ウイルヨノ外務省政務総局長→在「イ」大使)

### ○マレーシア

説明及び各種便宜供与要請に対し、

「ここで結論を申し上げるのは差し控えたいが、湾岸海域の船舶の安全航行はひとり日本のみならず、「マ」その他の船舶も等しく裨益する問題であり、クウェイトひいてはイラク等の復興にも関係することであるので、自衛隊機派遣申入れの際の「マ」上空通過許可についてとったと同様、前向きに対応を行うよう、上層部に意見具申することとしたい。」

(4月19日、カミール外務次官→在「マ」大使)

### ○フィリピン

「今回の話が、現在日本が平和憲法の下アジアにおいて有しているすばらしいイメージに影響を与えるものでないことを保証するものであると理解する。

検討の結果、日本側の要請を受け入れることに特に問題はないとの結論に達した。寄港地も御要請のスービックで差し支えない。なお、本件は国民一般への説明の仕方が重要と思うので、本件の取り進め方、公表のタイミング、内容等につき是非連絡して欲しい。」

(4月23日、マンガラプス外務長官→在比大使)

### ○シンガポール

「今回の掃海艇派遣は、日本が国際社会が行っている一連の努力と軌を一にすると共に、国連が行っている諸努力とも一致するものであり、「シ」としては、日本の掃海艇の寄港については全く問題なく、これを受け入れる。」

(4月20日、ウォン・カン・セン外相→在「シ」大使)

### ○タイ

「自分としては、本件日本側決定には何ら問題はないと考える、いずれにせよ上層部に直ちに報告する。」

(4月18日、サロート外務省政務局長→在「タイ」公使)

○ブルネイ

「日本政府の考え方はよく理解する。自分の感触では、「ブ」政府としては、何ら問題なく、「ブ」軍当局は、本件艦船の寄港を歓迎するものと思う。」

(4月18日、リム外務次官→在「ブ」大使)

○インド

「至急政府部内で連絡協議することとしたい。」

(4月18日、印外務省東アジア局ラオ部長→在「印」大参事官)

「自分としては、当国領内の港湾等への緊急入港は、全く問題がないと考える。」

(4月18日、ドウベイ外務次官→在「印」大使)

○パキスタン

「本件を巡る日本国内の状況については十分承知しており、正式な回答は後にしたいが、入港及び乗組員のIDカードによる上陸とも問題内<sup>ない</sup>と考える。」

(3月20日、シデキ外務省アジア太平洋局長→在「パ」大参事官)

○スリランカ

「掃海艇のコロンボ港寄港については、何ら問題はない。」

(テイラカラトナ外務次官→在「ス」臨時代理大使)

(対アジア説明要領)

1. 昨年8月2日のイラクによるクウェイト侵略によって引き起こされた湾岸危機は、今般イラク政府が国連安保理決議687を受諾したことに伴う正式停戦の発効により8ヵ月ぶりに終結し、湾岸の事態は、平和維持と復興の局面を迎えるに至った。

しかるに、ペルシャ湾北西部には、約1200個の機雷がイラクにより敷設され、そのうちの相当数が現在なお残存しており、我が国を含む諸外国の船舶の安全航行の重大な妨げとなっている。このような状況の下で国際的な掃海作業の強化による残存機雷の早期の除去は、湾岸地域における通商の正常化と復興のための緊急の課題となっている。

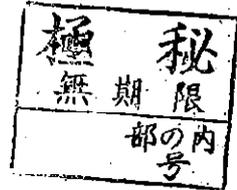
2. 我が国としては、平和と復興のためのかかる国際的な緊急課題に対し、応分の協力を行うことは国際社会の一員として、我が国の果たすべき当然の責任と考えている。かかる努力は、我が国のみならず、貴国を含む東南アジア諸国の通商にも資するものである。

3. 日本政府は、以上を踏まえ、現在の情勢下、憲法及び現行法制の下で我が国として如何なる貢献を行うことが可能かつ適切であるかにつき検討を重ねた結果、自衛隊掃海艇をペルシャ湾に派遣することで所要の準備を内々に進め、近く公式に決定の上、公表する予定である。

派遣される掃海艇は、ペルシャ湾においてすでに掃海作業に当たっている他国の艦艇と協調しつつ、残存機雷の除去に従事することとなる。

4. なお、我が国は、平和憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安保体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を整備してきたところであるが、かかる我が国の方針は今後とも引き続き堅持する所存であることは言うまでもない。

5. 今後日本政府として最終的に自衛隊掃海艇を派遣することになる場合には、この措置が以上に述べた基本的考え方に基づくものであることにつき、是非とも貴国の理解と協力を得たい。また、本件については、特に貴国に対しあくまで内々に事前通報するものであるが、正式の決定がなされるまでは取扱いにつき配慮を得たい。



我が国掃海艇派遣に対する各国の反応

平成3年4月24日

近ア局中近東第一課

4月24日15時現在の各国の反応は、以下のとおり。

1. 湾岸諸国及びGCCからの同意取り付け

掃海作業の当時国たるクウェイト、掃海艇根拠地候補国であるサウディ、バハレーン、カタル、ア首連およびGCCに対しては、同意の取り付け及び協力の要請を行うよう訓令したところ（16日）、回電状況は以下の通り。

クウェイト : 掃海艇派遣を歓迎するとともに、同旨を公式に表明しうる。  
(20日国防大臣)

サウディ : 今次申し入れは遅すぎるくらい。湾岸の安全航行回復のため日本の努力を歓迎。(17日ショーラ外務省政務総局長)

バハレーン : ①掃海艇派遣にはやぶさかでないが、ミナ・サルマン港に長期寄港することは、キャパシティの面で不可能。  
②掃海艇派遣発表に当たっても、「了解を取り付けた」との表現は避けられたい。  
③プレス等には、「バハレーン」を明示せず、「湾岸の特定国」とされたい。  
(23日ムバラク外務大臣)

カタル : 個人的感觸としては、根拠地としてドーハ港を使用することは認められるものと思量。(17日アルサーニ参謀本部次長)

ア首連 : 掃海艇派遣を歓迎。アブダビに根拠地をおくこととなれば、原則受入れ、出来る範囲で協力。(20日アブダツラー外務大臣)

GCC : 極めて結構なこと。今次決定が公式に発表された場合は、自分も事務局長として歓迎の旨を述べても良い。(20日ビシヤラ事務局長)

## 2. 寄港国の同意

掃海艇の寄港予定国、避難地予定国に対しては、協力要請を行うよう訓令したところ（16日）、各国の反応は、以下の通り。

- フィリピン : 本派遣は憲法の枠内で国際協力として行われるものとの理解の上で、受け入れる。（23日マングラズプ外務次官）
- ブルネイ : 寄港に同意。（22日マイデイン外務省政務局長）
- シンガポール : 掃海艇寄港を受け入れる。（20日ウオン外相）
- マレーシア : 掃海艇派遣については異存ない。公式回答はマハティール首相決裁後、24日午前となる見込み。（23日ウオン外務省東アジア課長）
- スリランカ : 寄港に問題ない。（18日テイラカラトナ外務次官）
- インド : 緊急入港は問題ない。（18日ドウベイ外務次官）
- パキスタン : 入港、上陸とも問題ない。（20日シデキ外務省アジア太平洋局長）
- オマーン : 正式入港要請があれば歓迎。（23日外務省よりFAX）

## 3. 掃海艇派遣諸国等の反応

掃海艇派遣諸国および多国籍軍参加の先進国に対しては、掃海艇を派遣する旨事前通報すると共に、協力を要請するよう訓令したところ（22日）、反応は以下の通り。

- 英国 : 日本の計画を歓迎。国防省より情報提供させる。  
（22日フェアウェザー外務省副次官）
- イタリア : 日本の対応を高く評価。  
（22日ボルガ外務省政務総局次長）
- フランス : 趣旨理解。関連情報の提供を行う。（22日ムニエ外務省極東担当次長、23日フィリュ国防省官房国際問題担当補佐）
- カナダ : 事前説明を多とする。（23日アンダーソン外務省防衛関係部中佐）
- 豪州 : 日本の掃海艇派遣は世界的な評価を受けるものと確信。情報提供の用意あり。（23日ランデール外貿省中東担当次官補）

ニューズ・ラント : 日本の「GOOD DECISION」を歓迎。(23日ハウエル外貿省中  
近東アフリカ部次長)

独、ベルギー、オランダからは、これまでのところ来電なし。

また、米国には、既に16日協力要請を行っており、国防省担当者より、  
本件決定がなされたならば十分評価されるべきであり、米国防省としては最  
大限協力する、との回答を得ている。

この他、豪州エバンス外貿相は、「豪は日本の掃海艇派遣に反対しないだ  
ろう。」と語ったとの報道あり。

#### 4. GCC以外のアラブ諸国等の反応

GCC以外のアラブ諸国等に対しては、各国に掃海艇を派遣する旨事前通  
報するよう訓令したところ(22日)、反応は以下の通り。

アルジェリア : 事前通報に感謝。問題があるとは思われない。

(22日デバラ外務省アジア・オセアニア局長)

イエメン : 事前通報に感謝。本件に関し、イエメン政府にはセンシテイ  
ヴィテイはない。(23日イリニヤ外相)

イスラエル : 事前通報に感謝。(23日マナトイアジア局長)

イラン : 事前通報に感謝。コメントあらば連絡する。

(22日セファット外務省アジア大洋州局長)

エジプト : 事前通報に感謝。(22日グハイト外務大臣室長)

シリア : 事前通報に感謝。派遣は理解できる。

(23日マンスール外務省アジア局長)

ジョルダン : 事前通報に感謝。湾岸地域の安定と復興に資するものであり  
評価。(23日オベイグード外務省政務局長)

スーダン : 事前通報に感謝。掃海艇派遣を評価。

(23日ハラファッラ外務省日本担当書記官)

チュニジア : 事前通報に感謝。掃海艇派遣は、平和と復興への協力意志の  
現れであり高く評価。(22日ジエマリアラブ政務局長)

モロッコ : 事前通報に感謝。(23日外務省フイーリ官房長)

リビア : 事前通報に感謝。(23日タヤリアジア局長)

トルコ、レバノン は、これまでのところ来電なし。

## 5. アジア近隣諸国の反応

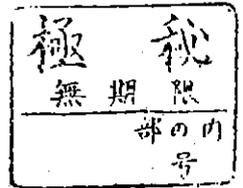
アジア近隣諸国に対しては2.に加え、韓国、中国、インドネシア、タイ、にも今回の掃海艇派遣の主旨を説明するよう訓令したところ(16日)、反応は以下の通り。

韓国 : 自衛隊海外派遣には憂慮の念を表明してきたところ、今回の派遣は戦後復興のため掃海という限られた目的で派遣されるものと理解。派遣発表時にも、当方はこの点を論評する。  
(22日イ・サンオク外務部長官)

中国 : 自衛隊海外派兵には極めて敏感。慎重な対処を要望。(22日サイ・カイエン外交部副部長)

インドネシア : 事前通報に感謝。当方の反応は「UNDERSTANDING」であろう。  
(19日ウイロヨノ外務省政務総局長)

タイ : 問題ないと考える。(18日サロート外務省政務局長)



5806-2

我が国掃海艇のペルシャ湾への派遣

平成3年4月24日

24日大臣免状の北米交渉料

1. 湾岸諸国、GCCからの要請及び同意の取り付け

(1) クウェイト、サウディ・アラビア及びGCC事務局に対し、我が国掃海艇の派遣を歓迎する意向の表明を依頼、また、当該国の領海内での掃海作業につき同意・支援を要請。

(2) クウェイトの回答

①クウェイト政府は、日本政府の本件意向を歓迎。派遣される掃海部隊の任務遂行に資するあらゆる可能な事を行う用意がある。(22日、在京クウェイト大使)

②我が国掃海艇の派遣(領海内への立ち入りを含む)につき同意。対外的には日本が掃海艇派遣を決定するならば、クウェイト政府としてこれを歓迎する旨公表しても差し支えない(20日夜、国防次官が黒川大使に述べたところ)。

(3) サウディ・アラビアの取り敢えずの反応(外務省担当局長)

①日本は湾岸の安全航行から最大の利益を受けている国であり、今次申し入れは遅すぎるくらい。

②湾岸の安全航行回復のための日本の努力を歓迎。

(4) GCC事務局(20日ビシャーラ事務局長)

極めて結構なこと。GCC諸国として反対する理由はなく、一般論として日本の決定を歓迎すると思う。今次決定が公式に発表された場合は、自分も事務局長として歓迎の旨を述べても良い。

2. 立寄り先、根拠地等についての打診

(1) 16日、準備の指示を受け、同日中に、関係国に対し、我が方の考え方、オペレーションの概要につき説明し、協力を内々要請するよう訓令。

(2) 取り敢えずの反応

(i) 米国(国防省担当者)

①本件決定がなされたならば十分評価されるべき。

②米国防省としては最大限協力。

③活動海域については、浮遊機雷も考慮し、ペルシャ湾北西部のみと限定せず、柔軟性を残すことが適當。

④作戦期間の長さについても、他の参加国との協調行動を念頭に置き、柔軟性を残すことが適当。

(d)立寄り先（フィリピン、シンガポール、マレーシア、スリランカ、パキスタン）

①フィリピンについては、23日、マンガラブス外務長官より大使にスービック基地への受け入れに同意する旨回答を得た。また、我が方より26日に日本を出港した場合、スービック基地到着が5月5日となり、総理の訪比時期と重なる旨指摘したところ、先方は右を承知している旨を述べた。（防衛庁によれば、技術的には、26日本邦出発を前提とする限り1日早め4日に入港することも、1日遅れ6日に入港することも困難な趣）。

②シンガポール、マレーシア、スリランカ及びパキスタンについては、好意的な反応を得ている。

(A) 根拠地（バハレーン、サウディ・アラビア、カタル、ア首連）

①カタルについては、担当者の感触としては、受け入れ可能性あり。

②バハレーンについては、根拠地としての長期停泊は物理的に困難であるが、補給のため1回につき1～2日の入港は問題なく、具体的には専門家を派遣してほしい。また、対外的には「受け入れ要請中であり、専門家を派遣して詳細を協議する」とのラインで、「了承を取り付けた」との表現はしないよう要望越した。

③ア首連については、外務大臣より、派遣を歓迎、原則として受け入れ出来る範囲の支援の用意ある旨回答。

### 3. アジア諸国への説明

(1) ASEAN諸国に対しては原則として大使より相手国のハイレベルに内々に説明。

(2) 中国については、22日（月）に大使より外交副部長に説明したところ、中国としては、日本が湾岸地域の再建に参加することは、理解し賛成するが、如何なる形態にしる、自衛隊の海外派遣は、極めて敏感な問題である、従って、非自衛隊員の派遣ならば異義はないものの、この問題については、慎重に対処してもらいたいとの反応を得た。

(3) 韓国については、22日（月）に大使より外務部長官に説明したところ、自衛

隊の海外派兵についてはこの地域の多くの国がかねてから憂慮の念を表明してきたことは承知のとおり、ただし、今回の掃海艇派遣については、戦争が終わった後に機雷の除去という戦後の復旧にかかる限定的な目的を持ったものと理解するとの反応を得た。

- (4) 上記の他には、現在までのところ我が国の掃海艇の派遣について特に問題のある反応は出ていない。

#### 4. 掃海作業の現状

- (1) イラク側の説明によれば、同国がクウェイト沖に敷設した機雷数は、1167個。そのうち、米軍情報筋によれば、4月16日現在、処理された機雷数は627個（右数字は極秘扱い。国会等の説明では「3月末現在、破壊乃至爆破処理された機雷は約300個」のラインで応答）。
- (2) 現在掃海作業に従事するのは、米、WEU（西欧同盟）掃海チーム（英、独、仏、白、蘭、伊）及びサウディ・アラビア。掃海艇の総艇数は20隻程度の模様。
- (3) 我が国関係船舶のペルシャ湾内航行状況に関しては、クウェイト諸港には、湾岸危機発生以前の平成2年7月一か月で19隻が寄港しており、クウェイトに近接したサウディ北部のカフジには、同期間に6隻の船舶が寄港していた。湾岸危機発生後は、イラクの機雷敷設等により安全航行の確保が困難となり、クウェイト諸港及びサウディのカフジ港が利用できなくなったが、正式停戦の成立後も、これら港湾への航路の一部は、機雷により依然封鎖されており、これまでのところ、日本関係船舶の航行先はサウディ・アラビアのジュベイル、ラスタヌラ及びイランのカーグ島までとなっている。
- (4) 触雷事例は次の通り。

2月18日 米海軍強襲揚陸トリポリ

同ミサイル巡洋艦プリンストン

3月22日 同掃海艇リーダー

4月初め クウェイト漁船（5名が死亡）

ベルシャ湾における機雷処分数、掃海活動期間見込みに関する各種情報

1991年 4月 24日  
北米局安全保障課

1. 米 [ ]

○ 3月13日、 [ ] ブリーフィング

イラク側から提供された資料によれば敷設された機雷数は 1,089個、その内 237個を処分。残りを処分するのに約6ヶ月を要すると見込まれる。

○ 4月 1日現在、イラクによる機雷敷設総数 1,167個、内 317個を処分

○ 4月10日現在、 544個を処分、

○ 4月16日現在、 627個を処分。

○ 4月21日現在、 682個を処分

2. 各種発言、内話

(1) 4月17日、オーストラリア海軍少将の発言（ア首連地元紙報道）

米、英、仏及び豪海軍はこれまでに 700個の小型機雷の除去、5月までにクウェート港湾内の機雷爆発物は 100%除去される見込み。

(2) 4月22日、仏、掃海艇艦長の発言（ア首連地元紙報道）

イラク軍は 1,157個の固定型機雷並びに 250個の浮遊型機雷を敷設。WEUチームは過去20日間で固定型機雷 455個、浮遊型機雷 250個を破壊。

WEUチームに一任するならば、5月末までに掃海を終えるだろう。但し、機雷を 100%処理することにはならない。

(3) 4月20日、 [ ] 米 [ ] の小串大使への内話

処分機雷数は 690個に達している。5月末か6月始めには全体の93%は処理が完了し、残存機雷は 100個を下回ることとなろう。但し、この 100個足らずの処理が最も困難。これを処分しない限り航行の危険は消滅せず、極めて重要な仕事。派手な部分は終わり極めて地味で根気を要する割りには余り注目されない損な役割しか残っていないが、ベルシャ湾の安全航行との観点からは十分に評価される。

(4) 4月20日、オランダ外務省筋等の内話

約 1,200個から 1,500個の機雷がクウェイト沖に敷設されたと思われる。全体で約 600個の機雷を処分した。オランダは19日、作業を開始 2～3個を処理したばかり。

(5) 4月19日、ドイツ [ ] の内話

全体の処分数は 4月16日現在 441個、ドイツ軍担当地域での処分数は 4月12日から18日の間に15個。作業期間見込みは6ヶ月と考えている。

(6) 4月18日、仏 [ ] の内話

4月17日現在、 656個を処分。3月当初は今後の作業見込みとして6ヶ月近く必要と考えていたが、進捗状況から判断すると後一か月もあれば掃海作業は終了するのではないか。

FAX信

極秘  
無期限  
部の号

総番号 R075072

月 11日

平成 3年 4月 12日



米 国 発 着  
本 省

主 管  
情 安

外 務 大 臣 殿

村 田 大 使

湾がん情勢 (そう海作業)

FAX信 秘 至急 (ゆう先処理)



(以下FAX送信 WS5775-01)

往電第 929 | 号別 FAX 信

SECRET

OPERATION DESERT STORM

WS 5775 1

~~USCINCENT MINE ACTIVITY~~

11-APR-91

STATUS	LAST 24 HOURS	AS OF 101600Z
MINELIKE OBJECTS	0	652
DUPLICATES	0	14
CONFIRMED	0	558
DESTROYED	1	544
EXPLOITED BY EQD	0	7
SUNK	0	2
PENDING	-1	25
LOST	0	3
CONFIRMED NON-MINES	0	24
STATUS UNCONFIRMED	0	33

SECRET

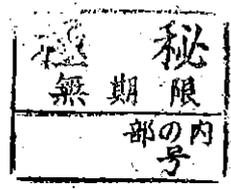
(7)

12

3/26 08:30  
6/1

### 掃海艇の派遣

24: 6:50  
9:00



平成3年4月22日

## 1. 現状

- ①イラク敷設の機雷数：1,200 個弱
- ②敷設位置：北緯28度30分以上かつ東経49度30分以西のペルシャ湾海域に概ね敷設
- ③掃海艇派遣国：8か国（米、英、仏、伊、ベルギー、蘭、独、サウディ）
- ④派遣総数：20隻程度
- ⑤掃海実績：約 600個（4月半ばの時点）
- ⑥触雷事例：2月18日 米海軍強襲揚陸艦トリポリ  
同ミサイル巡洋艦プリンストン  
3月22日 同掃海艇リーダー  
4月初め クウェイト漁船（5名が死亡）

## 2. 航行の安全

### (1) 我が国船舶のペルシャ湾内航行状況

湾岸危機発生以前：20隻／日、同危機発生以降：15隻／日程度  
クウェイト、サウディ北部には実績なし

### (2) 各界からの要望

#### ①経団連会長コメント（4/8）

「機雷処理に協力することは平時において当然の行為であり、時宜にかなったもの。」

#### ②日本船主協会よりの要請（4/8 総理宛）

ペルシャ湾航路の安全確保に対する政府の配慮を要請。

#### ③全日本海員組合よりの要請（4/10外相、4/8 運輸相宛）

機雷の浮遊に言及しつつ、同海域の安全確保に関する配慮を要請。

#### ④石油連盟よりの要請（4/8 通産相宛）

同海域航行安全に関する情報収集・航路安全の確保が不可欠、この面での配慮も要請。

### 3. 派遣の概要

- ①隊の構成：掃海艇4隻、掃海母艦1隻、補給艦1隻の計6隻、隊員約500名
- ②現地までの日程：約1か月
- ③寄港地：フィリピン、シンガポール、マレーシア、スリランカ、パキスタン

### 4. 論点

- (1) 3月3日、多国籍軍に対するイラク側より情報提供あり。イラク側は敷設機雷が掃海される事を前提に提供したと推定される。→機雷は遺棄されたもの。
- (2) 4月6日、イラクは停戦決議（安保理決議687）受諾。同11日、安全保障理事会議長声明により停戦効力発生。現状では武力衝突発生の可能性なし。
- (3) 我が国掃海艇派遣は、我が国関係船舶のペルシャ湾海域航行の安全にとって障害となっている遺棄されたと認められる機雷を処理するために行なうもの（自衛隊法第99条）。かかる行為は武力の行使に当らず。
- (4) 派遣は、基本的には我が国が決める事。ただし、GCC事務局と湾岸各国は我が国掃海艇派遣が決定されれば歓迎との意向表明（クウェイト領海立ち入りも問題なし）。

## 自衛隊法

### (自衛隊の任務)

第三条 自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当るものとする。

2 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。

### (機雷等の除去)

第九十九条 海上自衛隊は、長官の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

昭和六十一年九月十八日

黒柳 明

参議院議長 藤 田 正 明 殿  
ペルシヤ湾の安全航行確保問題に関する質問主意書

三 本問題に関連して、中曾根総理は八月二十七日の衆議院内閣委員会  
で、「機雷掃海は武力行使ではないから、自衛隊を派遣しても海外派兵  
には当たらない」として、法的には可能との答弁をしているが、機雷  
掃海が武力行使に当たらないとする理由は何か。また、それは機雷の  
状態（例えば敷設された場合、浮遊している場合、所有権が明らかか  
否か）で異なるか。

四 自衛隊法第九十九条は機雷等の除去を海上自衛隊の任務としている  
が、これは平時におけるわが国周辺の海域を対象としたものではない  
のか。本条が適用される地理的範囲を示されたい。

参議院議員黒柳 明君提出ペルシヤ湾の安全航行確保問題に関す  
る質問に対する答弁書

三について

(1) 御指摘の委員会における内閣総理大臣の答弁は、自衛隊法（昭和  
二十九年法律第六十五号）第九十九条による機雷の除去に関する  
質問に対する答弁であるところ、浮遊しているか定置されているか  
を問わず、公海上に遺棄されたと認められる機雷について、それが  
我が国船舶の航行の安全にとり、障害となっている場合に、その航行の  
安全を確保するために、これを除去する行為は武力の行使に当たる  
ものではなく、自衛隊法上可能である旨を答弁したものである。  
(2) なお、一般に機雷の除去が武力の行使に当たるか否かは、それが  
いかなる具体的な状況の下で、またいかなる態様で行われるか等に  
より判断されるものであり、一概に言うことは困難である。

四について

自衛隊法第九十九条に基づく海上自衛隊の機雷等の除去の権限  
は、公海にも及び得るが、具体的にどの範囲にまで及ぶかについて  
は、その時々々の状況等を勘案して判断されるべきであり、一概には  
言えない。

- 注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
  2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
  3. その他本電の取扱等に関する照会は調査班（内線3169）に連絡ありたい。

限定配布

極秘

電信写

—

大 政 外 機 官  
大 務 務 典 房  
次 次  
臣 秘 官 官 審 審 長 長

北 経 環 外 査 博  
大 大 了 察 括 代  
使 使 大 研 審 審 表

口 対 文 会 厚 情 才  
察 人 留 在 儀 警 史

外 報 官 参 報 際 内 外

文 長 審 一 二

領 移 長 参 政 保 对 旅 外

ア 審 地 中 東  
長 参 北 東 西

中 審 一 二 地

中 南 長 参 一 二

欧 審 西 ソ 洋  
長 一 西 東 二

近 日 中 東 一 二

次 総 経 途 博  
長 審 経 漁 国 一 二  
一 二 安 一 二

審 海 審 準

審 政 国 開 無  
長 参 調 技 有 理

審 条 協 規

審 政 経 人  
長 参 軍 社

科 原

情 参 情 折 調  
長 企 安

総 番 号 R087019

主 管

月 26日  
平成 3年 4月 27日

米 国 発  
本 省 着

中 近 東 ア フ リ カ 局 長

外 務 大 臣 殿

村 田 大 使

わが国そう海での派遣（防衛情報）

第4888号 極秘 大至急

（限定配布）

貴電北米長第2406号、往電第4437号に関し、

26日、冒頭貴電の調査依頼事項等について米海軍省より回答越したところ、要点次の通り。なお、資料については別FAX信にて送付する。別FAX信については本省接到後極秘指定に願いたい。

1. 現在流出油についてはそう海作業の実施に支障なし。油火さいのけむりについては、北よりのかぜの時は乗員のめやひふにし激を与えている。なお、い学上の分せきによれば、生命をおびやかすものではないとのこと。

南よりのかぜの時は全く影響なし。

2. COMUSNAVCENT（米中央軍海軍司令部）及びCMEF（中東艦隊司令部）のばく僚の非公式な所見によれば、機らいそう海作業は、7月あるいはそれ以降まで継続するものと思われる。これもひとえにイラクからの機らいの数と位置情報の正確さにかかっている。

現在せいせいよく見積もつて存在機らいの50%しか無力化していない。（699個以上破かい）

なお、残存機らいの大部分は、領海外に所在している。

3. 各国は、それぞれの国の指示で作業を実施しているが、その共同作業、協力状況は極めて良好である。日本による作業が確立するまで、海上自衛隊からの連絡官の派遣（CMEF）が望ましい。直接に必要な情報を得られるとともに、日本独自の関心事についても議論することができる。（了）

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

秘

組

電信写

08-031

大 政事外外儀官  
大 務務 典房  
次次  
臣秘官官審審長長

北経原外査總 博  
大大了 察括 代  
使使大研審審 表

対文会厚情オ  
察人 在儀審史

外報官 参報際内外

文長 審一二

参政保对旅外

審地中東  
参北東西

米長 審一二

中南長 参一二

欧 審西〇洋  
西東

長 審一二

次総経途博  
審経漁国  
経工国  
安ネ

審海 審準

経協長 審政国開賑  
参調技有理

長 審条協規

国 審政経人  
参審社

科審 科原

情調長 参審研調  
企

総 番 号 R090662

主 管

月 2日  
平成 3年 5月 3日

米 国 発  
本 省 着

近 1

外 務 大 臣 殿

村 田 大 使

わが国そう海ていの派遣 (防衛情報)

第5095号 秘 大至急

(以下FAX送信 WS6879-01)

秘

WS6879-01

三六〇字

貴電北米長合第7767号に關し、

スービック米海軍基地への寄港を許可する  
旨、米海軍省より<sup>前FAX信のとおりに</sup>通知越した。

防衛庁海上幕僚監部運用課長宛、至急、執  
達方を取計るゝ願。たい。

本電の旨、スリピンに転電した。

(3)

FAX信

秘

[ ]

[ ]

[ ]

総番号 R090770

月 2日

平成 3年 5月 3日

[REDACTED]

米 国 発 着  
本 省 着

主 管

近 1

外務大臣殿

村田 大使

わが国そう海ていの派遣 (防衛情報)

FAX信 秘 至急 (ゆう先処理)

[REDACTED]

(以下FAX送信 WS6932-02)

CONFIDENTIAL

MESSAGE

往電第 5129 号別 FA

PRIORITY

MAY 91

FM COMUSNAVCENT

TO COMNAVFORJAPAN YOKOSUKA JA

INFO USCINCCENT MACDILL AFB FL

CNO WASHINGTON

SECDEF WASHINGTON

CTINCPACFLT HONOLULU

USCENTCOM HQS ELEMENT RIYADH SA//CC/IS//

COMSERVFOR6THFLT

COMINWARCOM CHARLESTON

CONFIDENTIAL

SECTION 01 OF 02

AMPH/SUBJ: DISPATCH OF JAPANESE MINE SWEEPERS TO THE GULF (U) //

WARR/REFS A AND B PROVIDED BACKGROUND INFO AND PIM FOR DEPLOYMENT OF GOJ MCM FORCES AND REQUESTED ADDITIONAL INFO. //

RHKS/

1. (U) COMUSNAVCENT WARMLY WELCOMES JMSDF MINE COUNTERMEASURES (MCM) FORCE TO THE MIDDLE EAST. THE JMSDF IS CLEARLY RECOGNIZED AS AN ELITE GROUP OF PROFESSIONALS WHOSE SKILL WILL BE INVALUABLE TO THE ONGOING U-S AND COALITION FORCES MCM WORK IN THE NORTH ARABIAN GULF (NAG).

2. (C/REL JA) MCM OPERATIONS IN THE NAG ARE CURRENTLY PROCEEDING ON OR AHEAD OF SCHEDULE. OUT OF AN ESTIMATED 1100-1200 SEA MINES IN THE NAG, SOME 740 MINES HAVE BEEN CLEARED BY U-S AND COALITION FORCES. WE KNOW THAT THE LAST 100 MINES WILL BE HARDER TO FIND THAN THE FIRST 100, AND JMSDF PARTICIPATION IN THIS EFFORT WILL BE MUCH APPRECIATED. IN ADDITION, THE FINAL PHASES OF MCM WORK IN THE NAG WILL BE DEVOTED TO INCREASING THE CLEARANCE LEVELS OF SKEPT CHANNELS, CLEARING MORE TURNING BASIN AREAS OUTSIDE OF KUWAITI PORTS AND ALONG DEEP WATER INGRESS/EGRESS CHANNELS, AND CLEARING MORE COASTAL WATER AREA FOR THE BENEFIT OF COASTAL KUWAITI BOAT TRAFFIC.

3. (C/REL JA) AS WE SEE IT NOW, THE MISSION SHOULD BE COMPLETED BETWEEN MID JULY AND LATE AUGUST. IT IS NOT LIKELY THAT ALL MINES WILL BE FOUND AND DESTROYED DUE TO THE STATISTICAL NATURE OF MCM WORK. ONE GOAL, HOWEVER, IS TO PROVIDE FOR THE SAFETY OF SHIPPING AND BOATING IN THE NAG BY PROVIDING SEVERAL SHIPPING LANES AND SHIP MANEUVERING AREAS THAT HAVE BEEN SWEEPED TO HIGH CLEARANCE LEVELS. OTHER GOALS INCLUDE (A) ELIMINATION OF THE FUTURE FLOATING MINE THREAT BY DESTROYING MOORED MINES BEFORE THEY BREAK AWAY DURING WINTER STORMS AND BECOME FLOATING MINES, AND (B) SUPPORT FOR UN RESOLUTION 686 (FACILITATE RECONSTRUCTION OF KUWAIT) THROUGH MCM WORK AND MARITIME ADVISORY MEASURES TO PROMOTE SAFE MARITIME COMMERCE TO KUWAIT.

4. (U) REF A PROPOSED SPECIFIC QUESTIONS WHICH ARE ANSWERED BELOW. FOLLOWING ARE ADDITIONAL ITEMS OF DATA EXCHANGE NECESSARY TO COMPLETE THIS DEPLOYMENT.

A. (C/REL JA) MINE CLEARANCE STATUS IS REPORTED IN MINE COUNTERMEASURES REPORT (MCMR 30) WHICH IS UPDATED APPROXIMATELY EVERY THREE DAYS. MCMR 30 NUMBER 19 IS THE LATEST AND HAS BEEN ADDRESSED TO CNFJ, NSO DOP JMSDF, AND COMINFLOT ONE JMSDF-JA. BRIEF SUMMARY AS NOTED ABOVE: ALLIED NATIONS HAVE REMOVED APPROX 740 MINES. ESTIMATE 400-500 REMAIN. ESTIMATE 85-90 PCT OF MINES WILL HAVE BEEN CLEARED WHEN JMSDF ARRIVES IN THEATER. CLEARING OF THE LAST 15 PCT IS EXPECTED TO BE MOST CHALLENGING. IN ADDITION, SWEEPING WORK IN CHANNELS ALREADY HUNTED WILL BE CONDUCTED IN ORDER TO INCREASE CLEARANCE LEVELS. ADDITIONAL EFFORT TO ENSURE CLEARANCE OF COASTAL CHANNELS AND TURNING BASINS IS NECESSARY. JMSDF WILL BE A WELCOME ADDITION TO COALITION FORCES IN COMPLETING NORTH ARABIAN GULF (NAG) MINE CLEARANCE IN ORDER TO FULLY OPEN NAG AND PROVIDE ASSURANCES TO THE MERCHANT SHIPPING INDUSTRY.

B. (U) COMMAND AND CONTROL

M/R RT CNG/REISSUE/PER REF/02MAY91/SLC/TA

CNO WASH DC

(H)

9

(1) (C/REL JA) COMMAND AND CONTROL IS BASED ON COOPERATION AND COORDINATION AMONG THE NATIONS. AREA ASSIGNMENTS ARE NEGOTIATED AT A MONTHLY MULTINATIONAL FORCE CONFERENCE. NEXT CONFERENCE IS 7 MAY ONBOARD USS LASALLE.

(2) (C/REL JA) EACH UNIT SUBMITS A DAILY REPORT OF HIS PROGRESS AND INTENTIONS TO HIS TASK GROUP COMMANDER (THE FORMAT OF THIS REPORT IS A NATIONAL PREROGATIVE; HOWEVER, NATIONS ARE FINDING THE MCMR 14A FROM ATP 24A SATISFIES THEIR NEEDS). NATIONAL TASK GROUP OR UNIT COMMANDER SUBMITS A DAILY MCMR 20 (FROM ATP 6A) TO COMIDEASTFOR AND ALL OTHER NATIONAL COMMANDERS. U-S ACTS AS SINGLE DATA BASE MANAGER FOR ALL MINES DETECTED AND REGULARLY PUBLISHES BOTH AN MCMR 30 (WHICH IS CLASSIFIED DUE TO ITS INCLUSION OF MINE CLEARANCE INTENTIONS) AND AN UNCLASSIFIED CIVILIAN MARINE ADVISORY THAT LIMITS ITS PERSPECTIVE TO HISTORICAL DATA (E.G., HERE IS WHAT HAS BEEN ACCOMPLISHED). CNFJ/JMSDF WILL BE ADDEES ON BOTH REPORTS.

(3) (U) SPECIFIC COMMS TO BE ADDRESSED BY SEPCOR.

(4) (C/REL JA) METHODS OF COORDINATION: FOR JMSDF NAVY LIAISON OFFICER (NLO) VISIT BY RADM MURAKAMI AND STAFF; FOLLOWING VISIT WITH COMIDEASTFOR AND STAFF, RECOMMEND FOLLOW-ON VISIT TO USS TRIPOLI, FLAGSHIP FOR USNCGROUP COMMANDER. IN ADDITION, RECOMMEND NLO BE ASSIGNED TO BOTH COMUSNAVCENT AND COMUSNCGRU STAFFS FOR DURATION OF MCM OPS IN THE ARABIAN GULF OR AT LEAST FOR FIRST THREE-TO-FOUR WEEKS.

C. (U) NORMAL PORT FACILITIES AVAILABLE. ABU DHABI, DUBAI, AND JEBEL ALI IN UNITED ARAB EMIRATES; MANAMA IN BAHRAIN; DOHA IN QATAR; AND AL JUBAYL AND AD DAMMAM IN SAUDI ARABIA HAVE BEEN USED FOR MAINTENANCE AND REPROVISIONING. NATIONAL AUTHORITIES HAVE MADE THEIR OWN ARRANGEMENTS THROUGH THEIR EMBASSY.

D. (C/REL JA) DIPLOMATIC CLEARANCE REQUIREMENTS FOR MINE CLEARING ACTIVITIES IN TERRITORIAL WATERS: NONE FOR KUWAIT, U-S WORKING ISSUE FOR MCM WORK INSIDE IRAQI TERRITORIAL WATERS.

E. (C/REL JA) USN LOGISTIC SUPPORT AVAILABLE

(1) MINA SULMAN, BAHRAIN: USS LASALLE AND USS SAMUEL GOMPERS (A REPAIR SHIP WITH WIDE-RANGING CAPABILITIES) WILL BE AVAILABLE IN MINA SULMAN OR NEARBY. USN TENDERS HAVE SUPPLIED EMERGENCY MAINTENANCE SUPPORT TO MULTINATIONAL FORCE UNITS WHICH OTHERWISE MIGHT NOT HAVE BEEN READILY AVAILABLE. IN ADDITION, A USN SHIP REPAIR UNIT (SRU) BAHRAIN CAN ASSIST IN ARRANGING SHIPYARD REPAIRS.

(2) AD DAMMAM - NONE EXCEPT FOR THAT INTRINSIC TO OTHER VISITING SHIPS.

(3) NAG - TRIPOLI MOTHER SHIP FOR USN MCMV. REPLN SHIPS MAKE PERIODIC NAG SWINGS FOR REFUEL/REPROV.

(4) OTHER ARABIAN GULF PORTS - INFO AVAIL FROM SRU BAHRAIN.

F. (U) THE OIL SLICK HAS BROKEN UP AND FLOATS IN STREAKS. NO HINDERANCE TO MCM OPERATION TO DATE.

G. (U) OIL WELL FIRE IMPACTS. GASEOUS POLLUTANTS ARE JUDGED BY

CONFIDENTIAL REL JAPAN

FINAL SECTION OF 02

TO NOT POSE SERIOUS LONG-TERM HEALTH THREAT. PARTICULATE MATTER IS THE SUBJECT OF SOME CONCERN BUT STILL NOT CONSIDERED DANGEROUS IN THE NAG MCM OPAREAS. THE POLICY OF THE U-S AND SOME OTHER NATIONS IS TO REQUIRE SHIPS TO HAVE MEDICAL MASKS AVAILABLE. THE WEARING OF MASKS DURING DAYS OF WIND DRIVEN HEAVY SMOKE CLOUDS IS ENCOURAGED BUT REMAINS VOLUNTARY ON AN INDIVIDUAL BASIS. FORCE MEDICAL SERVICE CORPS OFFICER IS AVAILABLE TO BRIEF ON ARRIVAL.

H. (U) ADDITIONAL INFORMATION WILL BE SUPPLIED AS REQUIRED IRT TO SPECIFIC INQUIRIES AND THROUGH THOROUGH BRIEFINGS OF AN ADVANCE TEAM ON ARRIVAL.

5. (C/REL JA) ADDITIONAL OBSERVATIONS AND QUESTIONS FOR JMSDF WILL PERMIT FULL ASSISTANCE IN THE DEPLOYMENT.

A. (C/REL JA) MCM OPS IN THE NAG ARE DIVER-INTENSIVE FOR BOTH IDENTIFICATION AND NEUTRALIZATION. MINES ARE FOUND DRIFTING AFTER HAVING BROKEN FROM THEIR ANCHORS DUE TO WEATHER OR WEAR OR AFTER HAVING BEEN CUT BY ANCM WIRE SWEEP. VERTICAL (HELO) INSERTION OF 2-MAN EXPLOSIVE ORDNANCE DISPOSAL (EOD) TEAMS IS MOST EFFECTIVE MEANS OF DISPOSAL. REQUEST INFORMATION FROM JMSDF ON NUMBER/DISPOSITION OF DIVE TEAMS, AVAILABILITY OF DEPLOYING HELO ASSETS, AND ABILITY OF MCM TENDER TO SUPPORT INTENSIVE DIVE OPS INCLUDING DECOMPRESSION CHAMBER AND MEDICAL TEAM. U-S MCM FORCES STAND READY TO PROVIDE ANY OF THESE CAPABILITIES TO GOJ DIVE OPS.

B. (U) RECOMMEND GPS NAVIGATION BE INSTALLED ON GOJ MCM'S.

CONFIDENTIAL

PAGE 1 OF 2  
MAY 91  
02 SECT MSG

CONFIDENTIAL

NAVAL MESSAGE  
DEPT OF NAVY

WS6932 2

U-5 HAS AVAIL PORTABLE MODELS FOR USE IF JMSDF NOT SO EQUIPPED.

C. (U) IF HYPERFIX USED, BE PREPARED TO OPERATE MODE FOUR.

D. (U) USE OF DMA OR ADMIRALTY NAV CHARTS WILL ASSIST IN COORDINATION WITH COALITION FORCES.

E. (U) REQUEST ADVISE IF JMSDF HAS REMOTELY-OPERATED VEHICLE (RCV) CAPABILITY. REQ ADDITIONAL INFO CONCERNING MHC CAPABILITIES.

F. (U) FOR COMUSMCMGRU: REQ PROVIDE LESSONS LEARNED TO GOJ MCM ONCE MHC CAPABILITIES KNOWN.

G. (C/REL JA) FOR CINCCENT: DETAILED INFORMATION ON MINE WARFARE ENVIRONMENTAL DATA; LESSONS LEARNED; AND NUMBERS, TYPES AND POSITIONS OF TRAQI FIELDS WILL REQUIRE RELEASE OF INFORMATION NOW CLASSIFIED QUOTE SECRET (OR BELOW) RELEASABLE TO MNF UNQUOTE TO GOJ MCM TO COMPLETE THE PICTURE. SPECIFICALLY, UNODIR, INTEND RELEASE MINEFIELD DATA CONTAINED IN VARIOUS REFS AND ENVIRONMENTAL DATA AS NECESSARY TO ENSURE JMSDF FORCES ARE PROVIDED ADEQUATE INFORMATION TO PERFORM THEIR TASKINGS.

7. (U) COMUSNAVCENT STANDS READY TO ASSIST GOJ MCM EFFORT IN EVERY WAY POSSIBLE.//

CONFIDENTIAL

PAGE 2 OF 2  
MAY 91  
02 SECT MSG

① 押

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
- 3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

秘

電信写

08-027

大 政事外外儀官  
大 事務 典房  
次 次  
臣 秘 官 官 審 審 長 長  
北 経 限 外 査 総 博  
大 大 了 察 括 代  
使 使 大 研 審 審 表

総 番 号 R091703

主 管

月 4日  
平成 3年 5月 5日

サウディアラビア 発  
本 省 着

近 1

外 務 大 臣 殿

恩 田 大 使

対 文 会 厚 情 オ  
察 人 在 儀 警 史

わが国そう海ていの派遣（当国の反応）

外 報 官 参 報 際 内 外

第1292号 秘 至急（ゆう先処理）

文 長 審 一 二

貴電近一合第7845号及び近一第537号に関し、

参 政 保 对 旅 外

1. 4日、当国外務省より口上書（FAXにて送付）をもつて、わが国そう海ていの派遣決定につき、サウ  
デイ政府当局は右決定を了承するとともに感謝の意を表明する旨通報越したところ（口上書オリジナルは未  
接到）、同口上書写を別FAX信する。

審 地 中 東  
参 北 東 西

2. 当国政府による右立場の公表については、先週末以来当国国营放送（ラジオ、テレビ）及び当地紙をモ  
ニターせるも特段の報道がなされていないところ、4日（2日、3日は週末）当館より外務省アジア局にか  
かる公表の事実の有無につき照会せるも、かかる事実は承知しておらず、在京大の側において本国における  
「政府のかん迎決定」と「公表」が混同されているのではないかとの回答であつた。本件今後ともフォロー  
するもとりあえず。

北 米 長 審 一 二

本電のみ米、英、仏、独、イタリア、加、オマーン、カタル、バハレーン、ア首連、イラン、インド、パキ  
スタン、シンガポール、スリランカ、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、中国、韓国、ジェッダニ転電し  
た。（了）

中 南 長 参 一 二

欧 審 西 〇 洋  
西 東

〇 〇 了 了  
〇 〇 〇 〇

次 総 経 途 博  
審 経 漁 国

経 エ 国  
安 ネ 二

審 海 審 準

経 協 長 審 政 国 開 無  
参 調 技 有 理

審 条 協 規

審 政 経 人  
参 團 社

科 原

参 信 調  
〇 〇

FAX信

秘

[ ]

[ ]

[ ]

総番号 R091700

月 4日

平成 3年 5月 5日

サウジアラビア 発

本省 着

主管

近 1

外務大臣 殿

恩田 大使

わが国そう海での派遣 (当国の反応)

FAX信 秘 至急 (ゆう先処理)

往電第1292号別FAX信。

(以下FAX送信RD2040-01)

بِسْمِ اللَّهِ الرَّحْمَنِ الرَّحِيمِ

RD 2040 1



المملكة العربية السعودية  
وزارة الخارجية

تهدي وزارة خارجية المملكة العربية السعودية اطيب تحياتها  
الى سفارة اليابان بالرياض

وبالاشارة الى مذكرة السفارة رقم ٩١/١٦٦ وتاريخ ١١/١٠/١٤١١هـ  
بشان عزم الحكومة اليابانية ارسال كاسحات الغمام ومشن اخرى تابعه  
للقوات البحرية اليابانيه الى الخليج .  
تود احاطتها بمرافقة الجهات المختصة بالمملكة وشكرها على هذه  
المبادره .

وتنتهز الوزارة هذه الفرصة لتعرب لها عن اطيب تحياتها

عودة/٣٠

(3)

رقم: ٩١/١٦/ع التاريخ: ١٤ الموافق: ١٩ من المرفقات:

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。



電信写

08-016

大 政事外外儀官  
大務務 典房  
次次 官審審長長  
臣秘官官審審長長  
北経環外査総 博代  
大大ア察括 表  
使使大研審 表  
総口対文会厚情オ  
察人團在儀警史

総 番 号 R091699

主 管

月 4日  
平成 3年 5月 5日

サウジアラビア 発  
本 省 着

近 1

外 務 大 臣 殿

恩 田 大 使

わが国のそう海てい派遣

Handwritten signature: 井上 友之

外報官	参報際内外
文長	密一二
長	参政保对旅外
一長	番地中東 参北東西
北米長	密一二保地
中南長	参一二
欧長	密西ソ洋 西東
ア長	参アア 一二
性長	次総経途博 密経漁国 経エ国 安ネ
	密海 密準
経協長	密政国開無 参調技有理
条長	密条協規
国長	密政経人 参軍社
科審	科原
情調長	参密研調 企

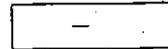
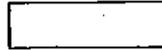
第1293号 至急

(以下FAX送信RD2041-01)

(三八〇字)

今	般	、	レ	イ	カ	ル	社	よ	り	、	日	本	の	掃	海	艇	派	遣	に
関	し	、	同	社	の	安	全	航	行	シ	ス	テ	ム	の	提	供	を	申	し
出	る	<del>長</del>	簡	を	送	付	越	し	た	と	こ	ろ	、	右	別	F	A	X	信
に	て	送	付	す	る	(尚	同	社	)	に	よ	り	同	様	の	長	簡	は	所
行	方	に	送	付	済	み	の	由	)										(了)

FAX信



総番号 R091705

主管

月 4日

サウディアラビア 発

近 1

平成 3年 5月 5日

本省 着

外務大臣殿

恩田 大使

わが国のそう海てい派遣

FAX信 至急

(以下FAX送信RD2042-02)

17 05 48 10:49

14:26 電7774 万カノ大庭 A MARKETING DEPT.

RD2042JA-01/02.02

**Racal Positioning Systems Limited**

RD 2042-01

Burlington House,  
118 Burlington Road,  
New Malden,  
Surrey KT3 4NR,  
England.  
Telephone: 081-942 2464 / 2488  
Telex: 22891  
Fax: 081-942 6630

PAD/jb/101

2 May 1991

Embassy of Japan  
Riyadh  
Saudi Arabia

For the attention of Minister R. Tanabe

Dear Sirs,

As I am sure you know, in 1988 Racal Marine Systems Limited signed a contract with the Saudi Ministry of Defence and Aviation to supply a Hyper-Fix navigation system to cover the Gulf waters of Saudi Arabia. This was part of a larger project where the Japanese Government generously provided the money to six Gulf countries for the installation of Hyper-Fix systems to assist in safe navigation.

The predominant use of the system to date has been by the US, British and other foreign navies engaged in minesweeping operations in the Gulf. We understand that Hyper-Fix has played an important role in these operations and we are very proud to have been able to provide support in the area. You may be interested to know that we have just signed a contract with MODA to support the system for a further one to two years.

We have recently learned that the Japan Defence Force is sending four minesweepers, plus two support ships, to the Gulf and that they will be working in those oil field areas where Japanese oil companies are operating. Hyper-Fix provides excellent precise navigation coverage in these areas.

We are in contact with the JDA through SENA, our associates in Japan, and have offered to provide whatever equipment or services that may be required to support the JDF minesweeping effort. In particular, it would seem appropriate that the minesweepers should use the Hyper-Fix system which was, after all, paid for by the Japanese Government.

Contd ....



RD 2042 - 02

- 2 -

2 May 1991  
Embassy of Japan  
Saudi Arabia

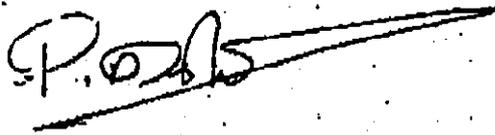
Racal has suitable Hyper-Fix receivers available for sale or hire and these could be installed when the flotilla arrives in the Gulf. We have competent staff in Abu Dhabi and Jubail, but they could go to another Gulf port if that was more convenient.

In addition to Hyper-Fix, our sister company, Racal Survey Limited, operates a differential GPS precise navigation service which makes use of the Inmarsat communications satellites. Known as SKY-FIX, the ship receives the US satellite GPS signals on a suitable receiver and differential correction data is fed in from the Inmarsat terminal via a special interface provided by Racal. If the user vessel is not already fitted with a terminal we have them for hire or sale and can install them in the Gulf.

I hope that this information is of interest to the JDF flotilla and would be grateful if you could kindly relay it to the proper navy liaison officer or other person preparing for the ships' arrival.

If we can be of any assistance at all or provide you with additional information please don't hesitate to contact us.

Yours faithfully,



P.A. Deslandes  
Sales Executive

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

秘

電信写

08 027

大 政事外外儀官  
 大 務 務 典 房  
 次 次  
 臣 秘 官 官 審 審 長 長  
 北 経 環 外 査 総 博  
 大 大 ア 察 括 代  
 使 使 大 研 審 審 表

総 番 号 R094878

主 管

月 9日  
 平成 3年 5月 9日

エ ジ プ ト 発  
 本 省 着

近 1

外 務 大 臣 殿

金 子 臨 時 代 理 大 使

対 文 会 厚 情 才  
 察 人 團 在 儀 警 史

わが国のそう海てい派遣（防衛情報）

外 報 官 参 報 際 内 外

文 長 審 一 二

第 1058号 秘 至 急（ゆう先処理）

領 参 政 保 对 旅 外

（以下FAX送信 CA1857-02）

了 審 地 中 東  
 参 北 東 西

北 米 長 審 一 二 保 密

中 南 長 参 一 二

欧 審 西 〇 洋  
 西 東

長 〇 〇 〇 了 了

次 総 経 途 博  
 審 経 漁 国  
 経 工 国  
 安 ネ

審 海 審 準

経 協 長 審 政 国 開 無  
 参 調 技 有 理

長 審 条 協 規

国 審 政 経 人  
 参 團 社

科 審 科 原

調 参 情 調  
 長 〇 〇

秘

(三八〇字)

1. 客月24日、当館越村が他用にて当地英大海軍武官を往訪した際、話題が我が国掃海艇の派遣に及んだところ、先方発言要旨以下の通り。

(1) 貴国(日本)が掃海艇(以下MS)をパルシヤ湾に派遣するという報道は既に何回か見ても良いことと思う。何かお身伝いすることがあるれば云って貰いたい。

(2) (在エジプト防衛駐在官が直接、MS派遣業務に携わっているか尋ねられたので、これはないが、湾岸の情勢、機雷掃海作戦の概要等に関心がある旨応答したところ) 自分は、貴国及び海軍司令官等が既に当然、必要を情報<sup>収集</sup>・調整を始めているものと思う。派遣が切迫していること承知しているので、東京の方で米軍等と接触しているであろうと容易に推測できる。

(3) しかしながら、もし英海軍から必要を

秘

資料を得た<sup>（源目MS司令官が）</sup>と云、現地（<sup>ペ</sup>湾）で英海軍と接触しブリーフィングを受けると云々の希望があれば、<sup>喜んで</sup>自分は仲介の勞をとる用意がある。

(4) もし要望があれば、具体的に出してほし<sup>い</sup>。自分としてはされる<sup>ペ</sup>湾の英海軍司令官にとりつく<sup>が</sup>為、要望はオーバーライズされ<sup>る</sup>ものでない<sup>と</sup>困る。

2、以上に対し、当方から厚意に礼を述べ、必要を際<sup>に</sup>は宜しくお願<sup>い</sup>した<sup>い</sup>旨を答<sup>へ</sup>る。

3、ついでには、英海軍に掃海関連で依頼する<sup>こと</sup>があれば御回電願<sup>い</sup>た<sup>い</sup>。 (3)

英に電<sup>報</sup>した。

秘  
無 期 限

總理秘書官  
官房長官秘書官  
官房副長官秘書官  
外政審議室長

## 決 裁 書

<p>① 大 (一) 區)</p> <p style="text-align: center;">秘書官</p> <p>政務次官</p> <p>事務次官</p> <p>中近東事務審議官</p> <p>外務審議官</p> <p>官</p>	<p>主管</p> <p>① 中近東77リカ局長 <sup>出頭</sup></p> <p>⑤ 参事官</p> <p>② 中近東第一課長</p> <p>地域調整官</p> <p>首席事務官</p> <p style="text-align: right;">御中補佐</p>	<p>保存期間</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1類</td> <td>2類</td> <td>3類</td> <td>4類</td> </tr> <tr> <td>(永久)</td> <td>(10年)</td> <td>(5年)</td> <td>(1年)</td> </tr> </table> <p>起案 平成 年 月 日</p> <p>決裁 平成 年 月 日</p> <p>起案者 電話番号</p> <p style="text-align: right;">森 2874</p>	1類	2類	3類	4類	(永久)	(10年)	(5年)	(1年)
	1類	2類	3類	4類						
	(永久)	(10年)	(5年)	(1年)						

協議先

② 中近東第二課長

③ 法規課長

④ 安全保障課長

④ 地位協定課長

外国の領海内における掃海作業につき沿岸国より取り付ける要否引同意は国際法上必ず文書によるものなるべしといふことではないが国会答弁等を想定した場合文書によること適当と思料する。

下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)

件 名

我が国掃海艇の派遣(関係国の領海内掃海同意取り付)

決裁ありにたいしてTel連絡お願います

我が国掃海艇の掃海作業に際して、防衛庁側としては、まずMDA7のBOX5の掃海を行い、以後MDA10、必要に応じクウェイト沖（MDA7の内側の、クウェイト領海を含む海域）の順で作業を行う意向である（別添地図参照）。BOX5については公海であるが、クウェイト沖及びMDA10に関しては、クウェイト、イラン及びイラク各国の領海に当たる海域であるので、我が国が掃海作業を行うことについて、国際法上各々沿岸国の同意を得ることが必要であるところ、本件については以下の通り処理することと致したい。（なお、防衛庁側よりは、今般、イラン、イラク等との折衝方依頼する公信を送付越した（別添）。）

## 1. クウェイト

- (1) 同国に関しては、4月16日、渡辺近ア局長よりアル・シャリフ在京クウェイト大使に対し、同国領海内の掃海作業があり得る旨口頭で通報の上、同意を求めたのに対して、同22日、来訪の同大使は、日本政府の派遣意向を歓迎し、クウェイト政府は掃海部隊の任務遂行に資するあらゆる可能なことを行う用意がある旨、渡辺局長に口頭で述べた（また、同大使は、本件派遣公表後の24日、本件派遣決定を歓迎する意向を公表している）。
- (2) かかる経緯に鑑みれば、同国領海を含む同国沖での掃海作業に関しては口頭による同意が得られているものとも見做され得るが、今後、各国との協議の結果クウェイト領海内の掃海が行われることになる場合には、念のため、同国領海内の掃海について改めて文書をもってクウェイト側に通報の上、先方より文書による同意を得ることが適当と思料される。

## 2. イラン

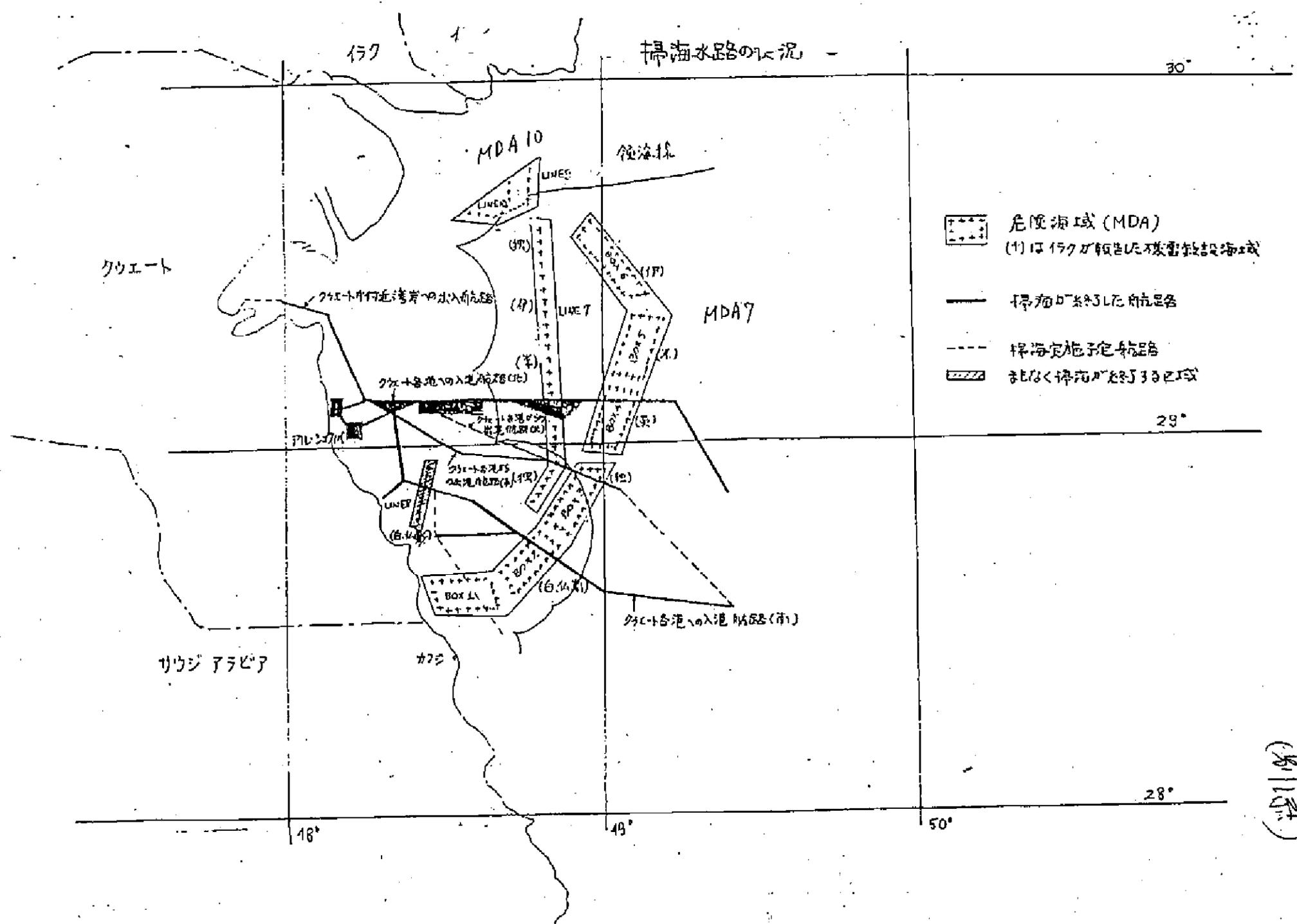
- (1) 同国に対しては、4月22日、斎藤在イラン大使よりセファット外務省アジア大洋州局長に対し、同国との「友好関係及び掃海が領海付近で行われることを考慮に入れて」事前通報したが、先方より特段のコメントはなく、同局長も、24日、「イラン政府が本件に消極的反応を示すことは考えられない」と述べている。
- (2) MDA10の掃海に際してイラン領海内での作業が必要となるか否かは、現時点では不明であるが、同領海周辺域でイランのガン・ボートが米艦艇に対しフレアー（ダミー弾）を発射する事件が発生していることに鑑みて

も、我が国掃海部隊が同国への航路を含む同国領海周辺で掃海作業を行う場合、個々の機雷の敷設位置との関係から乃至は作業上の必要から我が国掃海部隊独自の作業として同国領海にも立ち入る可能性もあるところ、国際法上、我が国が外国の領海内で機雷の除去のような作業を行うに当たっては、当該国の事前の同意が必要であるので、右作業を行うに当たり、イラン領海内に於る我が国による掃海作業について、イランに対し文書をもって事前に通報し、文書による同意を得ておくこととする。（なお、米側は、現時点でイラン領海内の掃海は考えていない由であるが、他方防衛庁側は、米側が参加しない場合にも、我が方単独で掃海する用意があるとしている。）

### 3. イラク

- (1) 同国に対しては、4月25日、近一長が在京イラク大アル・カーディ公使を招致し、同国が「ペルシャ湾岸国であることもあり」本件を通報。その際、作業海域に関しては各国と調整の下で決定されるが、イラク領海には入らない予定である旨述べている。これに対し先方は、特段の立場は有していないが、本国としても反発はないものと予想する旨応えた経緯がある。
- (2) MDA10については、米国をはじめ各国から高度の掃海技術を有する我が国掃海部隊による同海域掃海に対する期待が表明されていること、将来に於るイラクのファオ港への入港の安全確保、同海域に敷設されている機雷の浮遊化の惧れ等から、我が国船舶の航行の安全のためにも我が国による掃海作業が必要であると考えられる。よって、上記(1)の経緯はあるも、今後イラク領海内に立ち入って掃海作業を行うことが不可避であると考えられるところ、右作業に対する同国の同意を文書をもって事前に取り付けておくこととする。右はまた、イラク政府との関係に於て不測の事態を回避する上からも、不可欠と思料される。（なお、現在我が方イラク大は、一時閉鎖中のため、領海内掃海に関して在京イラク大使に文書をもって通報の上、文書による同意を得ることとする。）

掃海水路の状況



-  危険海域 (MDA)  
(\*)はイラクが報告した地雷投下海域
-  掃海が完了した航路
-  掃海実施予定航路
-  まもなく掃海が完了する区域

(別添)

防運秘第 3-42号	/
	/ 枚つづり
永 久	



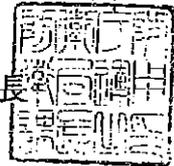
秘

防運第 3515号

3. 6. 10

外務省中近東アフリカ局  
中 近 東 第 一 課 長 殿

防衛庁防衛局運用課長



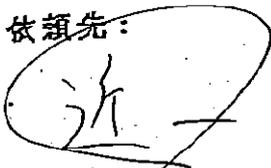
海自掃海作業に係る外交折衝について（依頼）

防衛庁としては、MDA 10 に敷設された係維機雷を放置すれば、潮流等の影響により浮遊機雷化して、ペルシャ湾に広がり、船舶航行の安全にとって脅威となるので、能力的にできる限度で掃海作業を行うべきものと考えております。

この作業を行うに当たっては、関係国の同意を得る必要があると考えておりますので、時宜を得た所要の外交折衝を行うよう要請いたします。

秘



依頼先：  
  
 参考連絡先：  


官房長  
 総括審議官  
 企画官

総務課長  
 首席事務官  
 総括補佐  
 国会班

担当院内 ( 山 )  
 本省 ( )

資料提出依頼 (No. 905)

平成 3 年 4 月 19 日

今般、下記のとおり資料提出方依頼がありましたので総務課国会班まで提出願います。

記

要求先 参事官室 ( ) 所属委員会等 ( )  
 件名及び部数 \_\_\_\_\_ / 部・冊

7月19日海軍局が緊急にペルシヤ湾の教育  
 敷設状況を海軍に示した。

参考事項

提出期限 (大至急 至急 / 出来・入手次第 / \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 時迄)

処理 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (1) 提出 (2) 貸出 (3) 不提出とした

- 注 (1) 要求資料の内容、趣旨等につき照会を要する場合、文書による提出になじまない等の事情がある場合には、主管課にて直接要求先と連絡を取り処理する共に結果国会班まで連絡願います。  
 (2) 提出に際しては必要に応じ関係方面との協議、決裁を了して下さい。また、提出期限は厳守願います。  
 (3) 提出資料は大臣等にも配布する必要があると判断される場合には、国会班まで連絡の上、主管課より配布願います。

MARAD WASHINGTON D.C.

MARITIME ADMINISTRATION

031530Z APR 91

CITE MARAD WA-91-0125

MARAD ADVISORY 91-9 (031530Z APR 91)

TO: ALL OPERATORS OF U.S. FLAG AND EFFECTIVE U.S. CONTROLLED VESSELS.

SUBJECT: CURRENT ADVISORY FOR MERCHANT SHIPPING IN THE PERSIAN (ARABIAN) GULF, STRAIT OF HORMUZ, AND GULF OF OMAN.

1. THE FOLLOWING MERCHANT SHIP ADVISORY OF CURRENT CONDITIONS HAS BEEN ISSUED BY COMMANDER, MIDDLE EAST FORCE (COMDEASTFOR):

2. NO CREDIBLE THREAT TO FRIENDLY MERCHANT SHIPPING EXISTS FROM IRAQI SURFACE NAVAL AND AIR FORCES.

3. SINCE 21 DEC 90, THERE HAVE BEEN OVER 320 MINE SIGHTINGS IN THE ARABIAN GULF. THESE MINES WERE PRIMARILY DRIFTING CONTACT MINES, MOST OF WHICH HAVE BEEN DESTROYED OR REMOVED. WITH THE EXCEPTION OF THREE, ALL VERIFIED MINE SIGHTINGS HAVE BEEN ABOVE 27-00N. THERE REMAINS A SLIGHT THREAT TO MERCHANT SHIPPING REMAINS FROM RANDOM DRIFTING MINE ENCOUNTERS SOUTH OF 27-00N. THERE ARE NO KNOWN ACTIVE MINES CONTACTS SOUTH OF 28-00N. ALL COALITION FORCE WAR SHIPS, WHILE IN EXECUTION OF THEIR NORMAL OPERATIONS, ARE MAINTAINING CONSTANT VIGILANCE FOR AND REPORTING ON FLOATING MINES.

4. THE FOLLOWING INFORMATION IS PROVIDED REGARDING MINE DANGER AREAS AND IS NOT APPLICABLE TO DRIFTING MINES: IT IDENTIFIES MINE DANGER AREAS IN THE NORTHERN ARABIAN GULF AND EXPRESSLY DOES NOT, REPEAT NOT, ENSURE OR IMPLY SAFE PASSAGE OR THAT OTHER AREAS ARE FREE OF MINES. THE AREAS ARE HEREIN IDENTIFIED TO SERVE AS A TOOL WHICH MAY BE USED IN CONJUNCTION WITH OTHER SOUND NAVIGATIONAL PRACTICES. ALL LATITUDE AND LONGITUDE DATA ARE BASED ON GLOBAL POSITIONING SYSTEM (GPS) NAVIGATION INFORMATION. MINE DANGER AREA (MDA) SUMMARY:

MDA'S ONE, TWO, THREE, AND FIVE HAVE BEEN RESCINDED AND INCORPORATED INTO MDA'S SIX THROUGH TEN.

3167

**MDA FOUR CANCELLED**

MDA SIX 28-57.5N/048-54.0E 1  
 28-57.5N/049-02.0E 2  
 28-44.75N/048-53.5E 3  
 28-52.4N/048-41.5E 4  
 28-52.0N/048-27.5E 5  
 28-57.75N/048-24.25E 6  
 28-41.1N/048-40.75E 7  
 28-46.6N/048-46.2E 8

MDA SEVEN 29-21.45N/049-13.75E 1  
 29-38.5N/048-58.75E 2  
 29-34.0N/048-54.85E 3  
 29-21.35N/049-05.5E 4  
 28-58.85N/049-04.3E 5  
 28-58.85N/048-55.65E 6

MDA EIGHT 28-58.35N/048-29.3E 1  
 28-46.5N/048-25.2E 2  
 28-47.6N/048-21.38E && 3  
 28-58.95N/048-25.25E 4

MDA NINE 29-38.5N/048-46.75E 1  
 29-38.5N/048-49.85E 2  
 28-57.0N/048-53.25E 3  
 28-49.8N/048-47.65E 4  
 28-51.0N/048-45.8E 5  
 28-57.4N/048-50.9E 6

MDA TEN 29-51.5N/048-46.3E && 1  
 29-51.5N/048-48.0E && 2  
 29-40.3N/048-48.0E && 3  
 29-37.25N/048-39.6E && 4  
 29-37.25N/048-32.5E && 5

&& INDICATES CHANGE FROM PREVIOUS ADVISORY

5. DUE TO LIMITATIONS ON HARBOR FACILITIES, CLEARANCE OF VESSEL'S CARGO SHOULD BE COORDINATED WITH KUWAITI GOVERNMENT OFFICIALS PRIOR TO ENTRY TO PORTS.

6. TO ENTER KUWAITI PORTS NORTH OF 29-00N, AN ESCORT CAN BE OBTAINED UPON REQUEST. MERCHANT SHIPS ARE REQUIRED TO MAKE

REQUESTS FOR ESCORT TO COMIDEASTFOR VIA RADIO MESSAGE, INMARSAT TELEX (1505612), MARLO FAX (973) 728-244, 725-721, TELEX (BAHRAIN) 7031 (ASU BN), OR COMUSNAVLOGSUPFOR (973) 719-172 EXT 205 OR 306. REQUESTS SHOULD BE MADE AT LEAST 48 HOURS PRIOR TO ARRIVAL AT RENDEZVOUS POINT. WHEN REQUIRED, WESTBOUND ESCORT WILL DEPART STAGING AREA (23-08.15N/049-17.25E) AT 0500Z DAILY. WHEN REQUIRED, EASTBOUND ESCORT WILL DEPART FORM PORT TO STAGING AREA AT 1000Z DAILY.

7. EAST AND WESTBOUND TRANSITS SHALL FOLLOW A TRACK VIA FOLLOWING POINTS (NOMINAL SOA 10-12 KNOTS) OR AS CONSISTENT WITH SAFE NAVIGATION. VESSEL DRAFT FOR USE OF THIS CHANNEL IS NO MORE THAN 12 METERS. THE DECISION TO USE ESCORT SERVICES IS LEFT TO THE MERCHANT VESSEL. IF ESCORT IS CHOSEN, THE SAFEST PATH FOR THE ESCORTED VESSEL TO FOLLOW IS THE WAKE OF THE LEAD SHIP WHILE MAINTAINING A SAFE DISTANCE. THE ESCORT VESSEL WILL PROVIDE ADVISORY UPDATES TO THE MERCHANT VESSEL VIA VHF CHANNEL 16 IF CHANGES OCCUR. ROUTE AND CHANNEL CONDITIONS ARE:

STAGING POINT 29-08.15N/049-17.25E A  
 CHANNEL POINT CHARLIE 29-08.15N/048-13.25E TO B  
 CHANNEL POINT DELTA 29-08.15N/048-57.85E C  
 AREA CLEARANCE LEFT 1500 YDS/RIGHT 500 YDS.

CHANNEL POINT DELTA 29-08.15N/048-57.85E TO D  
 CHANNEL POINT ECHO 29-07.0N/048-53.25E E  
 AREA CLEARANCE LEFT 500 YDS/RIGHT 1500 YDS.

CHANNEL POINT ECHO 29-07.0N/048-53.25E TO F  
 CHANNEL POINT FOXTROT 20-09.75N/048-38.25E G  
 AREA CLEARANCE LEFT 1500 YDS/RIGHT 500 YDS.

CHANNEL POINT FOXTROT 29-09.75N/048-38.25E TO H  
 POINT FOXTROT FOXTROT 29-09.75N/048-29.8E I  
 AREA CLEARANCE LEFT 6500 YDS/RIGHT 500 YDS.

MINA ASH SHUAYBAH APPROACH  
 POINT FOXTROT FOXTROT 29-09.75N/048-29.8E TO J  
 POINT ZULU ZULU 29-02.9N/048-10.7E K  
 AREA CLEARANCE LEFT 1000 YDS/RIGHT 1000 YDS.

MINA ASH SHUAYBAH ANCHORAGE BOX  
 29-02.1N/048-10.7E N 29-02.1N/048-15.0E L  
 29-05.0N/048-15.0E O 29-05.0N/048-09.4E M

NOTE: SWEEP CHANNEL AND MINA ASH SHUAYBAH ANCHORAGE ARE SWEEPED TO 80 PERCENT. WHERE MINES ARE FOUND, ADDITIONAL SWEEPING WILL BE DONE TO INCREASE SAFETY. ENTRY INTO THE NORTH ARABIAN GULF MUST BE DONE WITH CAUTION AND SAFETY. TOPSIDE MINE WATCHES ARE RECOMMENDED FOR ALL VESSELS, AND DAYLIGHT TRANSITS ARE PRUDENT. ESCORT SYSTEM AND IDENTIFICATION OF TRANSIT CHANNEL COORDINATES DO NOT GUARANTEE SAFE PASSAGE OR ABSENCE OF MINES, NOR DO THEY REPRESENT ANY ASSUMPTION OF LIABILITY BY THE U.S. GOVERNMENT FOR SAFETY OF COMMERCIAL TRAFFIC. POSITIVE CONTROL OF MERCHANT SHIPPING IS NOT INTENDED. ALL MERCHANT VESSELS ARE FREE TO CHOOSE THEIR OWN NAVIGATIONAL TRACKS AND ARE NOT RESTRICTED BY U.S. GOVERNMENT IN THIS CHOICE. TRANSIT CHANNELS DELINEATED IN THIS ADVISORY ARE PROVIDED TO NOTIFY MARITIME COMMERCE OF THOSE AREAS IN WHICH U.S. AND COALITION NAVAL FORCES HAVE BEEN SAFELY OPERATING TO DATE. ANTICIPATE ESCORT PROCEDURE CONTINUING ONLY FOR A LIMITED TIME.

8. SINCE THE CRASH FIRE, THE THREAT TO MERCHANT VESSELS HAS DIMINISHED. THERE IS NO LONGER A NEED FOR ADVISORY VESSELS AT POINT ALFA (25-35N/056-45E), BRAVO (26-00N 055-37E) AND CHARLIE (25-25N 054-05E). ADVISORY POINTS ALFA, BRAVO, AND CHARLIE ARE DISESTABLISHED.

9. MARAD ADVISORIES 91-6 AND 91-7 ARE CANCELLED. MARINERS ARE REMINDED THAT THE MOST CURRENT ASSESSMENTS WILL BE GIVEN UPON REQUEST TO THE POINTS OF CONTACT LISTED IN PARAGRAPH 6.

10. VESSEL OPERATORS ARE REQUESTED TO FORWARD THIS ADVISORY TO THEIR VESSELS IN THE AFFECTED AREA.

11. FOR FURTHER INFORMATION REGARDING THE ISSUANCE OF THIS ADVISORY, CONTACT MR. K. TOKARSKI, MARITIME ADMINISTRATION, OFFICE OF SHIP OPERATIONS, CODE MAR-745, ROOM 2123, 400 SEVENTH STREET S.W., WASHINGTON, DC 20590, TELEPHONE (202) 366-5735, FACSIMILE (202) 366-3954, TLX II 710-822-9426 (MARAD DOT WSH).

M. DELPERCIO, JR., DIRECTOR  
OFFICE OF SHIP OPERATIONS  
MARITIME ADMINISTRATION  
DEPARTMENT OF TRANSPORTATION  
WASHINGTON, DC  
TLX II 710-822-9426 MARAD DOT WSH



参事官 丸 中近東第一課長

安全保障課長 }  
地位協定課長 }

(対外応答要領)

平成3年4月17日  
北米局安全保障課

問、 報道によれば、政府は週明けにも掃海艇派遣を決定する方針であり、派遣に備えての準備を開始、既に関係国の同意も取り付けた由であるが、事実関係如何。

- 答1、 本件については、機雷の敷設状況を含むペルシャ湾の実状、掃海艇を派遣する必要性等につき十分に調査の上、その結果を踏まえて今後慎重に対応すべき問題と認識。現時点に於て、政府としての対応を結論付けているという訳ではない。
- 2、 防衛庁に於ては、仮に掃海艇を派遣することとなった場合に対応し得るよう、所要の準備を開始したものと承知。
- 3、 外務省としても、上述の通り本件に関連する調査を引き続き行って行く考えであるが、政府としての対応が結論付けられていない現時点に於て、関係国の同意を取り付けたという事実はない。

(更に、関係国に対する同意取り付けを打診していないのかと追及された場合)

答、 先に述べたような所要の調査等は行っているが、その詳細については申し上げられない。

3月15日(金) 衆.外(新井議員)

(参考)

問5-7

○海部総理大臣

先程来の御指摘のように、出来ることを決めてやる、やるといった以上は出来なければなりませんし、その状況がきちっとわからないのにやみくもにやるやると言うだけではこれは無責任にもなると思いますから、その地域の実情をきちっと調べて、その必要性とか対応するときの能力、あるいは国内における問題点とかいろいろあると思います。それらについては政府は対応しなければなりませんが、それらのことを踏まえて決めなければなりませんので、今ここで委員の御指摘の、直ちにここまでまずやるといえとおっしゃいまして、それは慎重に対処しなければならぬ問題だと思っております。

# 掃海艇派遣

## 政府週明け決定へ請め

### 防衛長官も出発準備指示

政府は十六日、ペルシャ海への海上自衛隊掃海部隊

の派遣について、来週初めに派遣を正式に決定、月内

に出発させる方向で、最終的な詰めにいった。池田防

衛庁長官は同日、派遣決定があつた場合に即応できる

よう、佐久間海上幕僚長に準備を指示した。政府・自民党内には、派遣をできる限り円満に進めるため、歯止め措置を盛った国会決議や与野党党首会談などを先行考えも浮上しており、野党側と折衝を急ぐ方針だ。  
(4・社会面に関係記事)  
十六日は大島官房副長官が自民党の小淵幹事長、梶山国会対策委員長、坂本官

平成3年4月17日(水)

朝日・朝刊  
1面

房長官と順次会い、国会会期末の運びも知らんで派遣問題を最終的に決着する段取りなどを協議した。政府は、掃海艇がペルシャ湾に着くまでに三十日余りかかることや、季節的な悪天候を避けるため、出発を急ぐ必要があると判断している。このため、二十二日投票の統一地方選後半戦が終了したあと、海部首相が二

十七日に東南アジア諸国連合(ASEAN)五カ国訪問に出発するまでに、派遣を正式決定する方向だ。これまで海上自衛隊は、派遣を想定して掃海部隊の編成方法や航路など机上の検討をしてきた。佐久間海幕長は十六日の記者会見で、長官の指示を受けての現地の機雷の状況などの情報を米軍や外交ル

ートを通じて収集する②派遣する掃海部隊を選定する③必要な機材について準備する、との考えを示した。防衛庁、外務省によると、派遣の場合の部隊は、掃海母艦、補給艦各一隻、掃海艇四隻の計六隻で編成。補給のためフィリピンなど四方所程度に寄港、すでに関係国の了解も外交ルートを通じて得たとしている。

次官より御提示のあつた文案

無期限	裁
部の内号	

一 昨午八月二日の始末の如くイライのイライト侵襲の如く  
 引き起すとの山に薄山危松林は令般イライ政府の承運業  
 係理稜試六八七を愛護しこれに伴う正或停載の窮  
 勢の如く八月三日の終末し、薄山の不能は干渉は  
 持て復業の意向を述べたに至る。

二 一不のふへんじで薄山西部（今在ト神倉）の水域は、薄  
 山危松の向うイライの敷設した材置の、木政諸部等  
 の掃海等力の拘束、米の干渉致し、同水域の  
 における船舶の安全航行の妨害の重大な如く述べらる。

29より下状視の下に、实际的な掃海作業の強化に  
残存被害の早期の除去に、被害地域の被害の速やかな  
常化と復興の促進の緊急の課題となつてゐる。

- 三、また、我が国は、原油輸入の七割を、被害地域の依存して  
おる、ペルシヤ湾の石油に、多数の日本関係船舶の航行  
に依存してゐる。ペルシヤ湾の石油の供給の途に、日本の船舶の航行  
の安全の確保は、我が国自身にとつて、緊要な問題に  
なつてゐる。我が国とペルシヤ湾の諸国との関係は、  
民間関係団体より政府と對して要望が去されてゐる。

③

四、政府は、右の事情を以て、我が国の対岸より、横

濱の検討の結果、自衛隊法（第九十九条）に基づき、海上

自衛隊の掃海艇四隻と掃海母艦、補給艦各一隻と

其下へ、掃海艇を派遣することと決定した。派遣は、

掃海艇は、同湾北西部水域に於て、親子掃海作業を

当り、その他、艦艇との協調し、残存材雷の除

去に從事することとする。

五、その外、本隊は、従って我が国の艦艇の航行の安全

を確保するに、憲法及び民法に於て許容する限り、

④

我知、自ら責任を担う努力をすべきである。今般政  
 府の決定は、掃海艇の派遣は、まず、この点に我知  
 加当然負わずして、自ら責任を担うべきである。  
 あり、同時に、現在行われようとする、実際の掃海艇への  
 参加を通じて、沿岸地域の通商の正常化と復興  
 の~~推進~~ <sup>貢献</sup>の意義を有し、実際の積極的評価を  
 此にあり。市民各々が、今般の決定の目的と意義  
 を理解し、これを支持するべきである。

極秘  
まで  
部の内  
号

# 決 裁 書

掃海艇  
配布先  
一 16 一  
近ア局長  
近ア局審  
近 一 長  
  
法規課長  
  
北米局長  
審議官  
北米一長  
  
北米保長  
北米地長  
久枝首席  
官 首席  
  
山 本  
鈴 木  
島 田  
片 江

関係各局のコメントをとりまとめたもの

大 臣 <del>秘書官</del> <del>事務次官</del> <del>事務次官</del> 202 川和田 外務審議官 <del>外務審議官</del> 202 官 房 長	主 管 北米局長 審 議 官 安全保障課長 首席事務官	保 存 期 間			
		1 類	2 類	3 類	4 類
		(永久)	(10年)	(5年)	(1年)
		起案 平成 3 年 4 月 18 日			
決裁 平成 年 月 日		起案者		電話番号	
		片江		2480	

協議先

202 総括審議官 } 中近東アフリカ局長 } 地位協定課長 }  
 総務課長 } 中近東第一課長 }  
 } 中近東第二課長 }  
 21 条約局長 }  
 法規課長 }  
 21 国際連合局長 }  
 国連政策課長 }

下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)

件 名

掃海艇のペルシャ湾への派遣  
(内閣安保室作成発表文書に対するコメント)

1. 本件に関し、内閣安保室より、対外発表文案を手交越し、正式な協議ではないが、安保室として、外務省（及び防衛庁）にも内々見せたものとして提出したく、どうしても困るという点につきコメントしてほしい旨申し越してきたところ、別紙の通り同案にコメントを付すことと致したい。

2. なお、安保室より、以下の2点について補足説明を受けている。

(1) 外務省が別途発表文を用意していることは承知しているが、安保室案と外務省案を合体する作業は、これまでの経緯或いは時間的要素等から、現段階ではむづかしいので、とりあえず安保室案にコメントをいただく形で今回は調整を行っていきたい。従って、今後要すれば、両案を合体することを検討することも当然考えられる。この点は安保室内でも明確にしておきたい。

(2) 発表文案中三、冒頭の「二度と起こってはならない・・・」という表現が奇異な印象を与えると思われるが、右は、掃海艇の派遣を今回かぎりであることを示す「歯止め」となる表現を入れるようにとの総理の指示を踏まえ、安保室内で検討した結果、でき得るギリギリのものとしてかかる表現になったという経緯がある。

極 秘

ベルシヤ湾への掃海部隊の派遣について (案)

平成三年四月 日

一 昨年八月二日のイラクのクウェイトに対する侵攻及び占領に始まった湾岸危機については、イラクが国際連合安全保障理事会決議第六八七号に定める条件を正式に受諾するに伴い、本年四月十五日、正式停戦が成立した。

変換(イラクがイラクに有利な条件を正式に受諾)

ベルシヤ湾には、この湾岸危機の間に、イラクにより多数の機雷が敷設され、これらがこの海域における我が国のタンカーを含む船舶の航行の重大な障害となっている。

このため、米国、英国、フランス、ベルギー、ドイツ及びサウディ・アラビアは、掃海部隊を派遣し、機雷等の早期排除に努力しているところであるが、なお広域に機雷等が残存しており、これらの処理を終えるには、相当の日月を要する状況にある。

二 掃海部隊は、世界の原油の主要な輸送経路のひとつに当たっており、一日も早くこの海域における船舶の航行の安全が回復されることが、望まれている。

この海域における船舶の航行の安全の確保に努めることは、国民生活、ひいては国の存立のために必要不可欠な原油の輸送部分をベルシヤ湾岸地域からの輸入に依存する我が国にとって、喫緊の課題であるとともに、今般の湾岸危機により災害を被った国の復興等に寄与するものでもあると考えられる。

掃海作業は、小型の艦艇をもって長時間にわたり一定の海域において常時危険に直面し、高い緊張の下で行う高度の技術と訓練を必要とするものであり、艦艇の行動の中でも最も地味な作業といわれている。

我が国は、世界でも有数の掃海部隊を保有しており、この海域においても十分に掃海作業を行い得るだけの能力を有しているところである。

三 二度と起こってはならない前述のような異例の状況を踏まえ、政府としては、本日、安全保障会議及びこれに続く閣議において、自衛隊法第九十九条に基づく措置として、我が国船舶の航行の安全を確保するために、ベルシヤ湾における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行わせるため、海上自衛隊の掃海艇四隻、掃海母艦一隻及び補給艦一隻から成る掃海部隊をこの海域に派遣することを決定した。

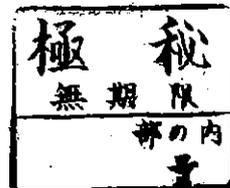
できるだけすみやかに準備を整え、関係諸国の御理解と御協力を得て、実行したいと思ふ。

極 秘

四 今回の措置は、海上に遺棄されたと認められる機雷を除去しようとするものであり、武力行使の目的をもったものではない。これは、いわゆる海外派遣に当たるものであるが、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するという、いわゆる海外派兵に当たるものではない。このような考えは、政府が従来から一貫して採ってきているものであり、いわんや、今回の措置が海外派兵に道を開くものでもないことは言うまでもない。

五 国際社会において大きな責任を果たすことが求められている我が国としては、資金、物資の面での協力のみならず、これらと併せて人的な支援を行っていくことが必要であることは、広く御理解をいただいているところであるが、今回の措置は、船舶の航行の安全の確保(及び被害者の復讐)という平和的、人道的な目的を有する人的貢献策の一つとしても、意義を有するものと考ええる。

国民の皆様におかれても、御理解と御協力を切に希望する次第である。



## 自衛隊掃海艇のペルシャ湾への派遣について（発表文案）

1991年4月 日

1. 昨年8月2日に始まったイラクによる不法なクウェイト侵攻及び併合によって引き起こされた湾岸危機は、今般イラク政府が国連安保理決議687を受諾したことに伴い正式停戦の効力が発生したことにより8ヶ月振りに終結し、湾岸の事態は、平和の維持・強化と復興の局面を迎えるに至った。

2. しかるに、ペルシャ湾北西部（クウェイト沖合）の水域には、湾岸危機の際にイラクが敷設した機雷が、米欧諸国等の掃海努力にも拘らず、未だに多数残存し、同水域における船舶の安全航行に対する重大な妨げとなっている。

このような状況の下で、国際的な掃海作業の強化による残存機雷の早期の除去は、湾岸地域における通商の正常化と復興のための緊急の課題となっている。

3. また、我が国は、原油輸入の7割を湾岸地域に依存しており、ペルシャ湾には常時多数の日本関係船舶が航行している。そのために、ペルシャ湾におけるこれら船舶の安全航行の確保は、我が国自身にとって緊要な問題であり、我が国として何等かの措置をとるべきことについて、民間関係団体から政府に対して要望が出されている。

4. 政府は、右の事情を踏まえつつ、我が国の対応について慎重な検討の結果、自衛隊法（第99条）に基づき、海上自衛隊の掃海艇4隻と掃海母艦、補給艦各1隻と共にペルシャ湾に派遣することを決定した。派遣される掃海艇は、同湾北西部水域において、既に掃海作業に当たっている他国の艦艇と協調しつつ、残存機雷の除去に従事することになる。

5. そもそも、国際法に従って我が国船舶の航行の安全を確保することは、憲法及び国内法が許容する限り、我が国自らの責任において努力すべきものである。今般政府が決定した掃海艇の派遣は、まさに、このような我が国が当然負わなくてはならない責任を果たすためのものであるが、同時に、現在行われている国際的な掃海努力に協力することを通じ、湾岸地域における通商の正常化と復興に貢献する意義を有し、国際的にも積極的に評価されるであろう。国民各位が今般の決定の目的と意義を理解し、これを支持するようお願いする。

掃海艇のペルシャ湾への派遣についての自由民主党声明（案）

1991年4月 日

1. 先般8月2日以来8ヶ月に及んだ湾岸危機は、イラクが正式停戦の条件等を定めた国連安保理決議687を受諾したことを経て、正式停戦に至ったが、イラクによりペルシャ湾に敷設された約1200個の機雷のうち相当数が残存しており、我が国を含む各国の船舶の安全航行については湾岸地域の復興の妨げとなっている。現在、米国、英国、仏国、ベルギー、サウディ・アラビア及びドイツは、掃海艇を派遣し、これらの機雷の掃海に努めている。

2. 我が国は、湾岸地域に石油輸入の約7割を依存しており、ペルシャ湾には常時多数の日本関係船舶が航行している。したがって、ペルシャ湾の安全航行の確保は、我が国自身にとって極めて重要な課題であり、これを他国に任せることは許されない。

3. 今日、国際社会において主要な地位を占めるに至った我が国は、その地位に相応しい責任を果たすことが求められている。今般の湾岸における事態に際しても、資金、物資の面での協力のみならず、人的な面において何らかの協力を行っていくことは、我が国として国際的な責任を果たし、諸外国の期待にも応えるゆえんである。さらに、我が国自衛隊は、国際的にも高い掃海能力を有している。

4, 以上に鑑み、自由民主党は、我が国の自衛隊掃海艇を速やかにペルシャ湾に派遣し、掃海活動を行うべきと考える。

我が国がこのような任務を遂行することは、船舶および船員の安全並びに戦後復興という平和・人道目的に資するものであり、国際的な要請に応えるものである。

憲法  
 憲法  
 憲法

極 秘  
 無 期 限  
 部の内  
 号

報 告 ・ 供 覧

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 和国外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管	保 存 期 間			
	北米局長 審 議 官 安全保障課長 首席事務官	1類 (永久)	2類 (10年)	3類 (5年)	4類 (1年)
		起案 平成 3 年 4 月 9 日	完結 平成 年 月 日	起案者	電話番号
		久枝	2477		
回 覧 先					
総括審議官 総務課長 アジア局長 地域政策課長 中近東アフリカ局長 中近東第一課長 中近東第二課長 条約局長 法規課長 国際連合局長 国連政策課長 北米第一課長 地位協定課長					
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。					
件 名 掃海艇の派遣 (決定、公表のシナリオ)					
(別紙の要点等)					
内閣安保室より内々に連絡。 石原副長官は24日を念頭に置いている。					

19日午後、内閣安保室藤田審議官から内々連絡越したところ以下の通り。

1. 米山安保室長は、本日午後1<sup>時</sup>自、石原官房副長官を往訪し、別紙の公表文（総理談話）案を提出した。この案は、おそらく明20日にも総理に上がることになる。（総理から別途外務次官にも公表文案を作れとの指示が出ていることとの関係をどうするかについては、副長官には特に問題意識はない様子であった。）

更に、副長官から安保室長に対し、同談話案を極秘理に法制局のトップレベルに見せて相談するようにとの指示があった（この点については、厳に口外を禁じられており、外務省にも報告すると言われていたので取扱には留意して欲しい）。

2. 副長官は、現在のところ、24日（水）に、概ね次のような手順で本件の正式決定・公表を行うことを考えている趣である。

(1) 安保会議（8：20－9：00、於 官邸）

(2) 臨時閣議（9：10－、於 院内）

(3) 記者会見

(4) 国会説明、質疑

3. 内閣安保室としては、上記を前提に、安保会議については、「ベルシャ湾への掃海艇等の派遣」を議題とし、概ね次のようなシナリオを想定しているので、外務省においては予め準備しておいて欲しい。なお、今のところ本件連絡は外務省及び防衛庁にのみ行うこととしているので、取扱いには留意して欲しい。

(1) 官房長官から、「ベルシャ湾への掃海艇等の派遣」につき総理から諮問があったことを紹介、安保会議の取り進め方につき説明。

(2) 総理から、諮問の趣旨を説明、関係閣僚の協力を求める旨発言。

(3) 外務大臣から、機雷の敷設状況を含むベルシャ湾の実情の概要及び諸外国の動向（我が国に対する要請ないし期待の表明等）につき報告（5分間程度）。

- (4) 通産大臣から、ベルシャ湾からの原油の輸入の状況につき報告(3分間)。
- (5) 運輸大臣から、ベルシャ湾における我が国関係船舶の航行の状況、船主協会・海運組合の要請等につき報告(3分間)。
- (6) 防衛庁長官から、以下につき説明(15分程度)。
  - (イ) 海上自衛隊の掃海能力(諸外国との比較)、掃海艇<sup>艦</sup>方法
  - (ロ) 派遣計画の概要
  - (ハ) 派遣の法的根拠
- (7) 質疑応答
- (8) 内閣安保室長が諮問内容を読み上げ。
- (9) 官房長官から、本件について安保会議による決定及び決裁を得たい旨発言。  
決定、決裁。
- (10) 内閣安保室長が総理談話案を読み上げ、安保会議による了承。  
(なお、引き続き行われる臨時閣議においては、安保会議と同じ決定を行うとともに、総理談話を閣議決定する。)

4. いずれにせよ、本件については、明20日、官房長官の下に関係者が集まることになる趣である。また、防衛庁は同日石原副長官の所に行く<sup>と</sup>聞いている。

極 秘

(最新版)

ベルシャ湾への掃海艇等の派遣について (案)

平成三年四月 日

一、昨年八月二日のイラクのクウェイトに対する不法な侵攻及びその併合に始まった湾岸危機については、イラクが正式停戦のための国際連合安全保障理事会決議六八七号を受諾したことに伴い、正式停戦が成立した。ベルシャ湾には、この湾岸危機の間に、イラクにより多数の機雷が敷設され、これらがこの海域における我が国のタンカーを含む船舶の航行の重大な障害となっている。このため、米国、英国、フランス、ベルギー、ドイツ及びサウディ・アラビアは、掃海艇等を派遣し、機雷等の早期除去に努力しているところであるが、なお広域に多数の機雷~~群~~が残存しており、これらの処理を終えるには、相当の日月を要する状況にある。

二、ベルシャ湾は、世界の原油の主要な輸送経路のひとつに当たっており、一日も早くこの海域における船舶の航行の安全が回復されることが、~~国際社会の要請とな~~っている。

この海域における船舶の航行の安全の確保に努めることは、国民生活、ひいては国の存立のために必要不可欠な原油の相当部分をベルシャ湾岸地域からの輸入に依存する我が国にとって、喫緊の課題であるとともに、今般の湾岸危機により災害を被った国の復興等に寄与するものでもあると考えられる。

掃海作業は、小型の艦艇をもって長時間にわたり一定の海域において常時危険に直面し、高い緊張の下で行う高度の技術と訓練を必要とするものであり、艦艇の行動の中でも最も地味な作業といわれている。我が国は、この海域においても掃海作業を行い得るに十分な掃海能力を有していると考えている。

三、~~我が国は、この海域における船舶の航行の安全の確保の状況~~を踏まえ、政府として、

本日、安全保障会議及びこれに続く閣議において、自衛隊法第九十九条に基づく措置として、我が国船舶の航行の安全を確保するために、ベルシャ湾における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれら

極 秘

極 秘

の処理を行わせるため、海上自衛隊の掃海艇等をこの海域に派遣することを決定した。

できるだけすみやかに準備を整え、関係諸国の理解と協力を得て、実行したいと思う。

四、今回の措置は、海上に遺棄されたと認められる機雷を除去することを目的とするものであり、武力行使の目的をもったものではない。したがって、これは、憲法上許されない、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するという、いわゆる海外派兵に当たるものではない。また、今回の措置が海外派兵に道を開くものでもないことは言うまでもない。

五、国際社会において大きな責任を果たすことが求められている我が国としては、資金、物資の面での協力のみならず、これらと併せて人的な支援を行っていくことが必要であることは、広く御理解をいただいているところであるが、今回の措置は、船舶の航行の安全の確保及び被災国の復興という平和的、人道的な目的を有する人的貢献策の一つとしても、意義を有するものと考ええる。

国民の皆様におかれても、御理解と御協力を切に希望する次第である。

極 秘

極 秘  
無 期 限  
部 の 内 号

報 告 ・ 供 覧

1  
2  
3  
4

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 北米局長 審 議 官 安全保障課長 首席事務官	保 存 期 間			
		1類	2類	3類	4類
		(永久)	(10年)	(5年)	(1年)
		起案	平成 3 年 4 月 19 日	完結	平成 年 月 日
		起案者	電話番号		
		片江		2480	

回 覧 先

3 1 総括審議官	3 1 アジア局長 地域政策課長	3 1 条約局長 法規課長
3 1 総務課長	3 1 中近東アフリカ局長 中近東一課長 中近東二課長	2 1 国際連合局長 国連政策課長 地位協定課長

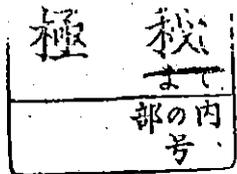
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。

件 名  
我が国掃海艇の派遣(今後の手続)

(別紙の要点等)  
石原官房副長官より内閣官保室に連絡して本件に関する正式決定・発表の今後のスケジュール。

本件に関する正式決定・発表の今後の手順につき、19日18:00、石原官房副  
長官より、内閣安保室に対し以下の通りの連絡があった由（なお、以下の内容につ  
いては、安保室藤田審議官より内々連絡越したものであり、取扱には御留意頂きた  
い）。

1. 23日 (水) 15:30 党首会談において「ゴ」訪日、ポスト湾岸問題につ  
き協議
2. 24日 (金) 20:00 安保会議
- 同日 20:40 臨時閣議
- 同日 21:00 官房長官記者会見
- 同日 21:30 総理記者会見



掃海艇の派遣（外政審議室山崎審議官からの連絡・指示）

1991年4月20日

北米保

20日、外政審議室山崎審議官からの下記の通り連絡越した。

1. 20日昼、総理は、官房長官及び両官房副長官と本件に関し協議を行い、段取りとしては、24日、19:45から、安保会議、同日、20:30から臨時閣議、引き続き20:45から官房長官記者会見、さらに、21:00から総理記者会見を行うとのラインが了承された。

2. 総理談話（案）との関連では、総理から次の指示あった。

「記者会見の冒頭で、ポスト湾岸での包括的な協力を紹介し、「金」のみならず「人」の分野での協力が重要であることを指摘し、特に、クルド人への新たな支援については具体的に触れ、その上で、掃海艇の問題に入っていく構成とすること。」

3. (1) (イ) 上記総理の指示を、安保室が取り纏めた総理談話とコンバインするのか、別途のものとするか、また、(ロ) 取り纏めは安保室か、外政審議室とするかは必ずしも明らかでないので、22日（月）、官邸内で調整の上、連絡する。

(2) 週末の作業としては、取り敢えず、続けて読んで自然な形で、総理談話（案）の3分の1程度の長さということをお願いしたい。

(3) 外務省からの具体的な案の提示は、22日中ということをお願いしたい。

（右連絡を受け、総理の指示を踏まえた文案を近ア局にて取り纏めるとのラインで関係者了解）

（了）

課長印

極 秘  
無 期 限  
平の内  
号

報 告 ・ 供 覧

コ  
ソ  
ソ  
ソ  
ソ

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 副外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管	保 存 期 間
	北米局長 出 発 審 議 官 安全保障課長 首席事務官	1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年)
		起案 平成 3 年 4 月 22 日
		完結 平成 年 月 日
		起案者 電話番号 片江 2480

回覧先

総括審議官	アジア局長 地域政策課長	地位協定課長
総務課長	中近東アフリカ局長 中近東オ一課長 中近東オ二課長	
	条約局長 裁釐課長	

下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。

件 名  
我が国掃海艇の派遣(今後の手順)

(別紙の要点等)  
22日、安保室藤田審議官に連絡致し、本件は均好  
今後の手順

22日、安保室藤田審議官より本件に関する今後の手順につき以下の通り連絡越した。

1、23日(火) 15:30 党首会談(於:総理官邸)

{ 日ソ関係及び掃海艇派遣を含むポスト  
ト湾岸危機の問題について協議 }

2、24日(水) 8:00~10:00

国際協力に関する懇談会

{ ポスト湾岸危機について検討、掃海  
艇派遣も話題となる見込み }

19:45 安保会議(於:総理官邸小食堂)

20:30 臨時閣議

20:50 官房長官記者会見

{ 掃海艇派遣に関する政府声明を読み  
あげ }

21:00 総理記者会見

{ 掃海艇派遣を含めたポスト湾岸危機  
について冒頭発言を行う予定 }

ペルシャ湾への掃海艇の派遣  
(安全保障会議、臨時閣議)



1991年4月24日

北米局

1. 安全保障会議 19:30～ (於:官邸小食堂)

(1) 議題:「ペルシャ湾への掃海艇等の派遣について」

(2) 想定されるシナリオ:

(イ) 官房長官発言 : 本件につき総理の諮問があったことを紹介、安保会議の取り進め方につき説明。

(ロ) 総理発言 : 諮問の趣旨説明、関係閣僚の協力を要請。

(ハ) ~~外務大臣発言~~ (別添1)(ニ) 近ア局長発言 : 機雷の敷設状況を含むペルシャ湾の実情の概要及びペルシャ湾情勢を巡る諸外国の動向等につき報告。  
(別添2)

(ホ) 通産大臣発言 : ペルシャ湾からの原油の輸入の状況等につき説明。

(ヘ) 運輸大臣発言 : ペルシャ湾における我が国関係船舶の航行の状況等につき報告。

(ト) 防衛庁長官発言 : 海上自衛隊の掃海能力、ペルシャ湾に掃海艇等を派遣する場合における派遣計画の概要及びその法的根拠につき説明。

(チ) 質疑応答

(リ) 本件につき決定

(参考) ペルシャ湾の地図 (別添3)

2. 臨時閣議 20:15～

(1) 総理発言

(2) 官房長官発言

(3) 防衛庁長官発言

(4) ~~外務大臣発言~~ (別添4)3. 総理記者会見 21:00～

(1) 冒頭総理発言のポイント (別添5)

(2) 掃海艇派遣に関する政府声明 (別添6)

(別添1)

自衛隊掃海艇のペルシヤ湾への派遣について

平成三年四月二十四日安保会議

外務大臣 発言要旨

一、湾岸危機は終結したが、ペルシヤ湾北西部の水域には、イラクが敷設した機雷が、現在も多数残存し、船舶の安全航行に対する重大な妨げとなっており、国際的な掃海作業の強化による残存機雷の早期の除去は、湾岸地域における復興と通商の正常化のための緊急の課題となっている。

二、我が国は、原油輸入の相当部分を湾岸地域に依存しており、ペルシヤ湾には常時多数の日本関係船舶が航行している。したがって、ペルシヤ湾におけるこれら船舶の安全航行の確保は、我が国自身にとって緊要な問題であり、本来我が国自らの責任において努力すべきものである。

三、掃海艇の派遣は、まさに、このような我が国が当然負わなくてはならない責任を果たすためのものであるが、同時に、現在行われている国際的な掃海努力に協力することを通じ、湾岸地域における復興と通商の正常化に貢献する意義を有するものと考ええる。

四、機雷の敷設状況を含むペルシヤ湾の実情の概要及びペルシヤ湾情勢を巡る諸外国の動向等については、事務局より報告させる。

## 渡辺近ア局長報告要旨（案）

平成3年4月24日

安全保障会議

- 1、 イラクは、スライドの赤い斜線部分のペルシャ湾北西部の北緯28度30分以北かつ東経49度30分以西の海域に、約 1,200個の機雷を敷設したことが、3月3日イラク軍から多国籍軍に通報されている。
- 2、 現在、米、英、仏、独、ベルギー、サウディ、イタリア及びオランダの8か国の掃海艇等約20隻が掃海作業を進めており、21日現在、約 680個の機雷が処理されたと承知している（但し、対外的には、3月末の時点で約 300個の機雷が処理されたと説明している）。
- 3、 クウェイトへの航路は、スライドの青い部分が一応使用可能とされているが、我が国関係船舶は未だ航行していない。現在の我が国関係船舶の航行先は、サウディ・アラビアのジュベイル、ラスタヌラ及びイランのカーグ島までとなっており、クウェイトのほか、イラクの諸港、及びクウェイトに極めて近接しているカフジ等サウディ北部へは、航行していない。

4、

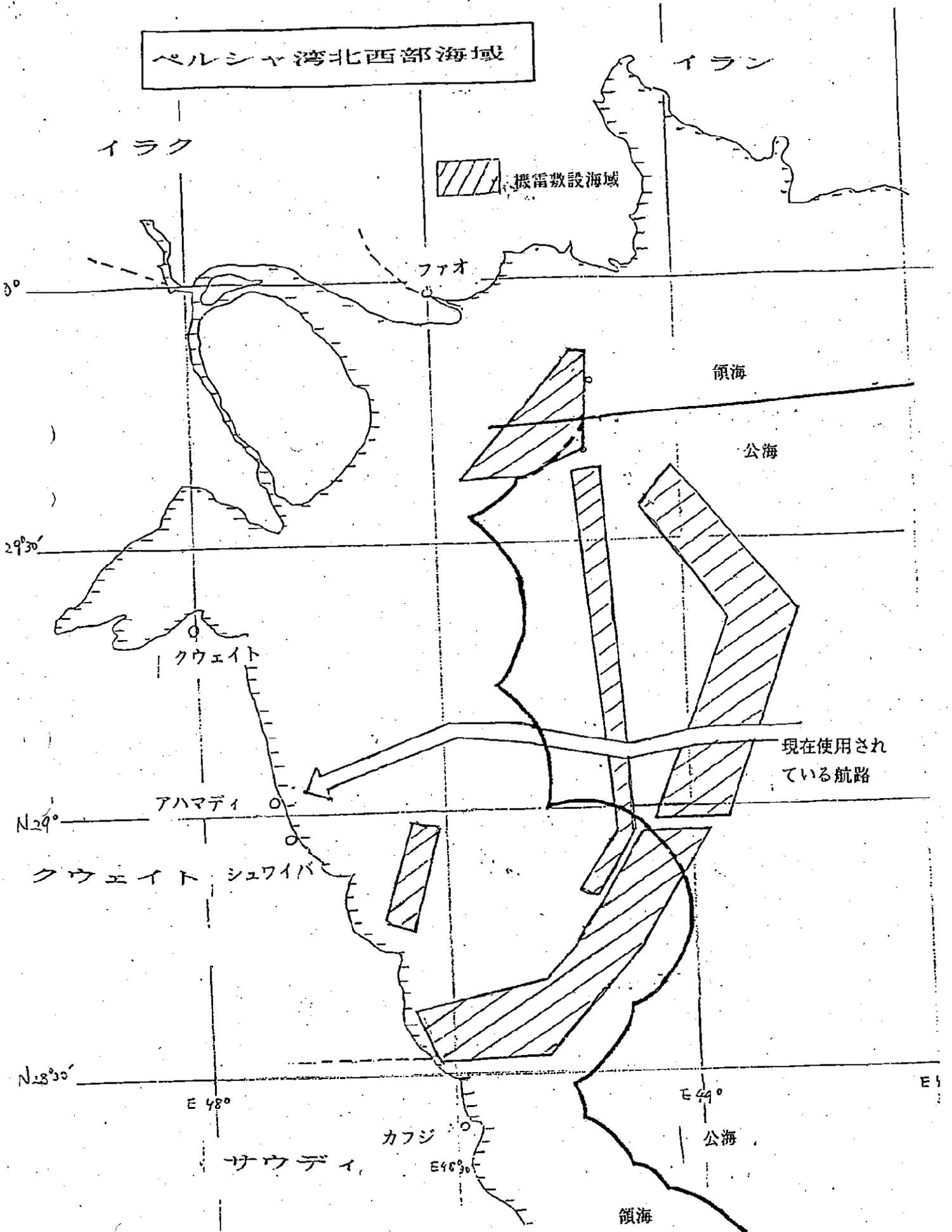
- (1) 外務省は、同海域の情勢に関する情報を収集するとともに、外交ルートを通じ、我が国掃海艇の派遣につき関係各国との間で鋭意必要な接触を行って来た。現在までのところ、湾岸諸国、アジア諸国を含め、基本的に歓迎の意向の表明を得ている。
- (2) 湾岸諸国等については、既にクウェイト政府より、我が国掃海艇の派遣を歓迎する旨の意向が示されており、他の域内諸国の多くからも、必要があれば補給等の便宜を計る用意がある等の好意的反応を得ている。更に、湾岸協力理事会（GCC）事務局長からも、歓迎の意向が示されている。
- (3) アジア諸国中、ASEAN各国は、好意的反応を示している。また、中国政府は、自衛隊の海外派遣は極めて敏感な問題であるとして、慎重な対処を希望するとの立場をとりつつ、派遣に反対との意向ではなく、韓国は、戦後復旧という限定的な目的を持った派遣と理解するとの態度であった。

(応答要領)

(敷設された機雷の種類如何)

(各国掃海艇の出動時期如何)

ペルシャ湾北西部海域



秘

ペルシャ湾への掃海艇等の派遣について

平成3年4月24日  
安全保障会議決定  
閣議決定

政府は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第99条の規定に基づき、我が国船舶の航行の安全を確保するために、ペルシャ湾における機雷の除去及びその処理を行わせるため、海上自衛隊の掃海艇等をこの海域に派遣する。

秘

自衛隊掃海艇のペルシヤ湾への派遣について

平成三年四月二十四日臨時閣議

外務大臣 発言要旨

一、湾岸危機は、正式停戦が成立したことにより終結し、湾岸の事態は、平和の維持・強化と復興の局面を迎えるに至った。

二、しかるに、ペルシヤ湾北西部の水域には、イラクが敷設した機雷が、現在も多数残存し、同水域における船舶の安全航行に対する重大な妨げとなっており、国際的

な掃海作業の強化による残存機雷の早期の除去は、湾岸地域における復興と通商の正常化のための緊急の課題となっている。

三、我が国は、原油輸入の相当部分を湾岸地域に依存しており、ペルシヤ湾には常時多数の日本関係船舶が航行している。したがって、ペルシヤ湾におけるこれら船舶の安全航行の確保は、我が国自身にとっても緊要な問題である。

四、日本関係船舶の航行の安全を確保することは、本来我が国自らの責任において努力すべきものであり、掃海

艇の派遣は、まさに、このような我が国が当然負わなくてはならない責任を果たすためのものであるが、同時に、現在行われている国際的な掃海努力に協力することを通じ、湾岸地域における復興と通商の正常化に貢献する意義を有するものと考ええる。

五、外務省はこれまでの準備段階において関係国との間で鋭意必要な接触を行ってきたところであるが、今般、派遣が正式に決定されれば、これを踏まえ、関係国の理解と協力を得るべく引続き最大限の努力を払っていきたい。

防衛庁長官発言要旨（案）

（平成三年四月 日 安全保障会議）

ただいま関係省庁から御報告がありましたように、湾岸危機については正式停戦が成立したものの、現在においてもペルシヤ湾には湾岸危機の間にイラクにより敷設された機雷が多数放置され、これらが我が国のタンカーを含む船舶の航行の重大な障害となつている状況等に鑑み、自衛隊法第九十九条の規定に基づき、我が国船舶の航行の安全を確保するため、

ペルシヤ湾における機雷の除去及び処理を行わせることを目的として、海上自衛隊の掃海艇等を派遣することが適切であると思ひます。

具体的な派遣計画等については防衛局長から説明させますが、派遣に当たっては、関係各国との連絡調整等に関して、関係省庁の御協力が必要でありますので、よろしくお願いいたします。

防衛庁長官発言要旨（案）

（平成三年四月 日 閣議）

湾岸危機については正式停戦が成立したものの、現在においてもペルシヤ湾には湾岸危機の間にイラクにより敷設された機雷が多数放置され、これらが我が国のタンカーを含む船舶の航行の重大な障害となっている状況等に鑑み、自衛隊法第九十九条の規定に基づき、我が国船舶の航行の安全を確保するため、ペルシヤ湾における機雷の除去及び処理を行

わせるため、海上自衛隊の掃海艇4隻を含む艦艇6隻をこの海域に派遣することといたしたいと思いません。

派遣に当たっては、関係各国との連絡調整等に関して、関係省庁の御協力が必要でありますので、よろしくお願いいたします。

秘  
無 期 限

渡辺近ア局長報告要旨（案）

平成3年4月24日

安全保障会議

- 1、 イラクは、スライドの赤い斜線部分のペルシャ湾北西部の北緯28度30分以北かつ東経49度30分以西の海域に、約 1,200個の機雷を敷設したことが、3月3日イラク軍から多国籍軍に通報されている。
- 2、 現在、米、英、仏、独、ベルギー、サウディ、イタリア及びオランダの8か国の掃海艇等約20隻が掃海作業を進めており、4月半ばの時点で約 600個の機雷が処理されたと承知している（但し、対外的には、3月末の時点で約 300個の機雷が処理されたと説明している）。
- 3、 クウェイトへの航路は、スライドの青い部分が一応使用可能とされているが、我が国関係船舶は未だ航行していない。現在の我が国関係船舶の航行先は、サウディ・アラビアのジュベイル、ラストヌラ及びイランのカーグ島までとなっており、クウェイトのほか、イラクの諸港及びクウェイトに極めて近接しているカフジ等サウディ北部へは、航行していない。

4、

- (1) 外務省は、同海域の情勢に関する情報を収集するとともに、外交ルートを通じ、我が国掃海艇の派遣につき関係各国との間で鋭意必要な接触を行って来た。現在までのところ、湾岸諸国、アジア諸国を含め、基本的に歓迎の意向の表明を得ている。
- (2) 湾岸諸国等については、既にクウェイト政府より、我が国掃海艇の派遣を歓迎する旨の意向が示されており、他の域内諸国の多くからも、必要があれば補給等の便宜を計る用意がある等の好意的反応を得ている。更に、湾岸協力理事会（G C C）事務局長からも、歓迎の意向が示されている。
- (3) アジア諸国中、A S E A N各国は、好意的反応を示している。また、中国政府は、自衛隊の海外派遣は極めて敏感な問題であるとして、慎重な対処を希望するとの立場をとりつつも、派遣に反対との意向ではなく、韓国は、戦後復旧という限定的な目的を持った派遣と理解するとの態度であった。

(応答要領)

(敷設された機雷の種類如何)

答、イラク側の通報によると、設置した約1,200の機雷のうち、係維機雷が約8割、残りが沈底機雷と承知。

(各国掃海艇の掃海作業開始時期如何)

答1、米、英、仏、白、サウディは、湾岸危機発生後、多国籍軍の一員として掃海艇を派遣、掃海活動を行っている。

2、独、蘭、伊は、正式停戦後各々4月12日、18日、20日より作業を開始。

(各国の海域分担如何)

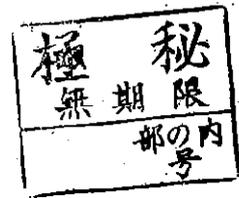
答1、現在、米・サウディの共同チームと、WEU（西欧同盟）のチームに分れ、各国毎に作業区域を設定し、相互の調整を行いつつ作業を行っているものと承知。

2、概ね米、サウディ、英、独が北側を担当し、仏、白、蘭が南側を担当している由なるも、作業の進捗状況、掃海参加国の追加等に伴い、詳細は随時変更されている模様。

(我が国掃海艇の派遣期間如何)

答、気象条件、機雷の敷設位置等により作業に要する期間は異なり得るので、現段階に於ては、確たることは申し上げられないが、3月時点で機雷の除去にはなお6か月程度を要するとの情報を得ていた。

(参考)



### 処理機雷数

	係維機雷	沈底機雷	合計
イラク敷設数	923	244	1,167

(3月3日、イラク側情報)

処理済機雷数	315	131	650
--------	-----	-----	-----

(4月17日現在、仏海軍情報)

[ 防衛庁が24日、総理記者会見で ]  
明らかになるという内容

3. 4. 24  
防 衛 庁

ペルシャ湾への掃海艇等の派遣について

1 派遣部隊

なお

(1) 指揮官 1等海佐 落合 峻 (第1掃海隊群司令)

(2) 艦 艇 6隻 (内記以下のとおり)

第14掃海隊

掃海艇 「ひこしま」 (440トン) (佐世保)

同 「ゆりしま」 (440トン) (呉)

第20掃海隊

掃海艇 「あわしま」 (490トン) (横須賀)

同 「さくしま」 (490トン) (横須賀)

掃海母艦 「はやせ」 (2,000トン) (呉)

補給艦 「ときわ」 (8,150トン) (横須賀)

(3) 人 員 約510名

2 出港日時 (予定)

4月26日 (金) 0900 (横須賀)

同 1500 (呉・佐世保)

3 ペルシャ湾までの航程

(1) 総航程 約7,000海里 (約13,000km)

(2) 所要期間 約1ヵ月

(寄港地については、現在外務省を通じて調整中)

4 掃海作業に要する期間の見込み

現段階では不明

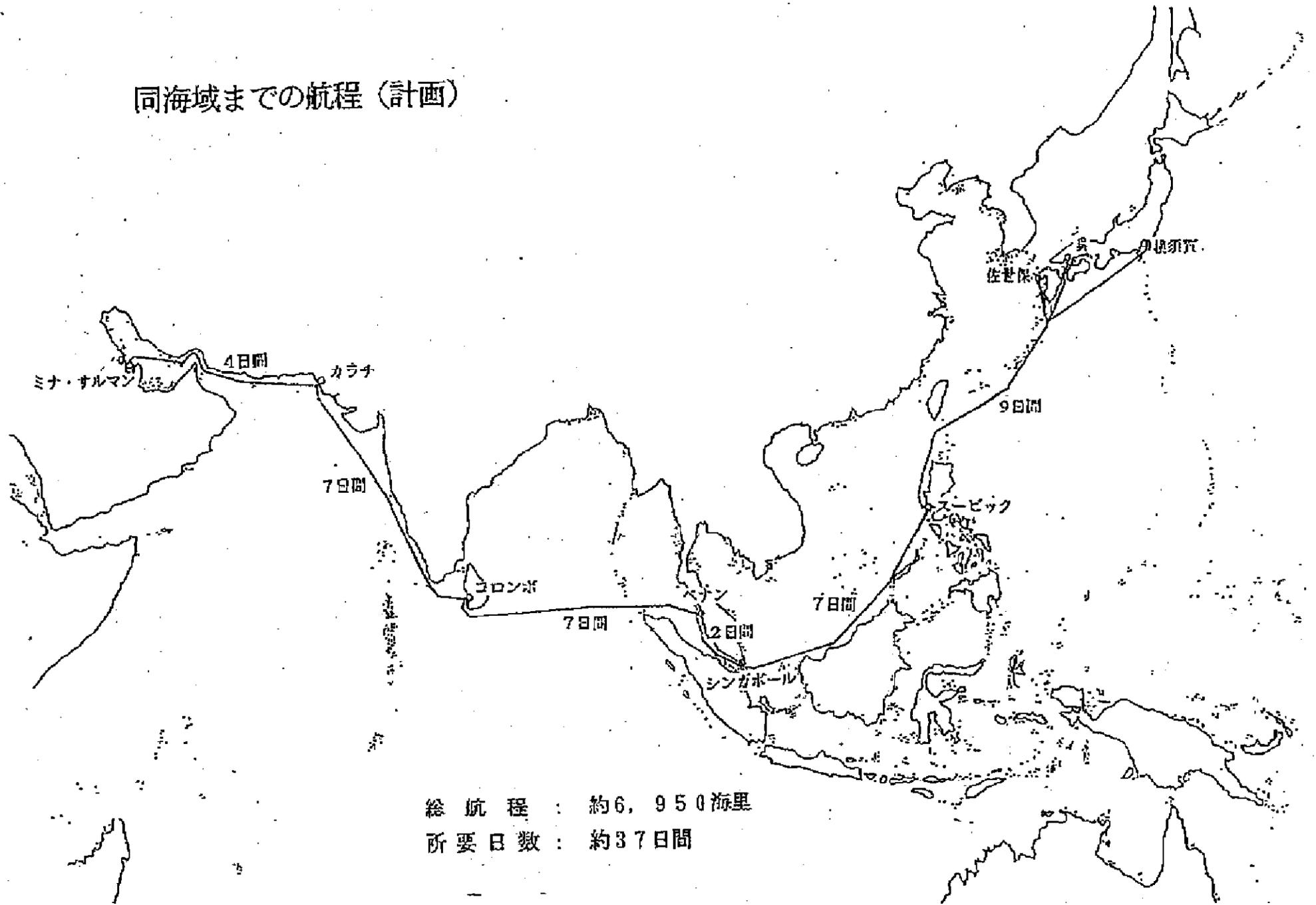
派遣する艦艇（6隻、約500名）

掃海艇（490トン又は440トン、約45名）  
（「ひこしま」、「ゆりしま」（以上440トン）、  
「あわしま」、「さくしま」（以上490トン）  
各艦約45名）

掃海母艦（「はやせ」2,000トン、約180名）

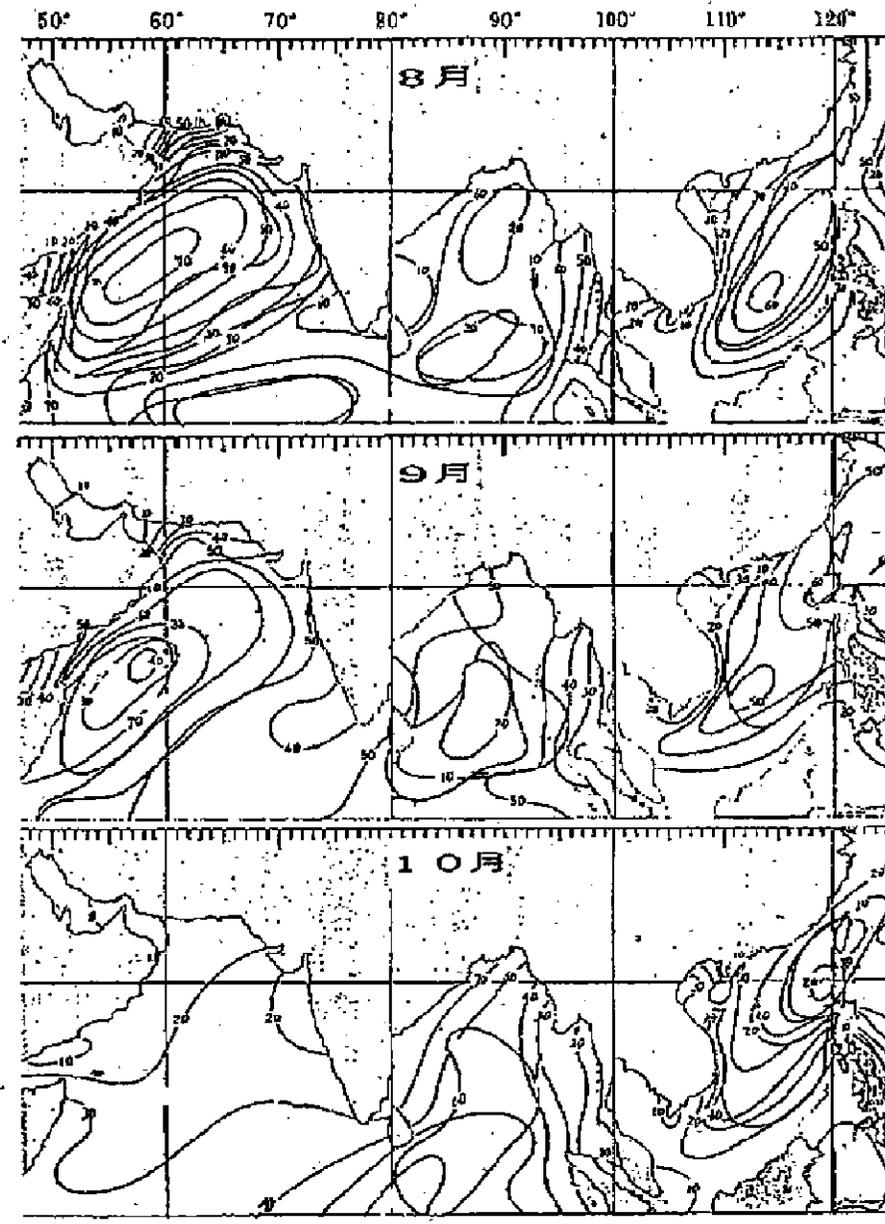
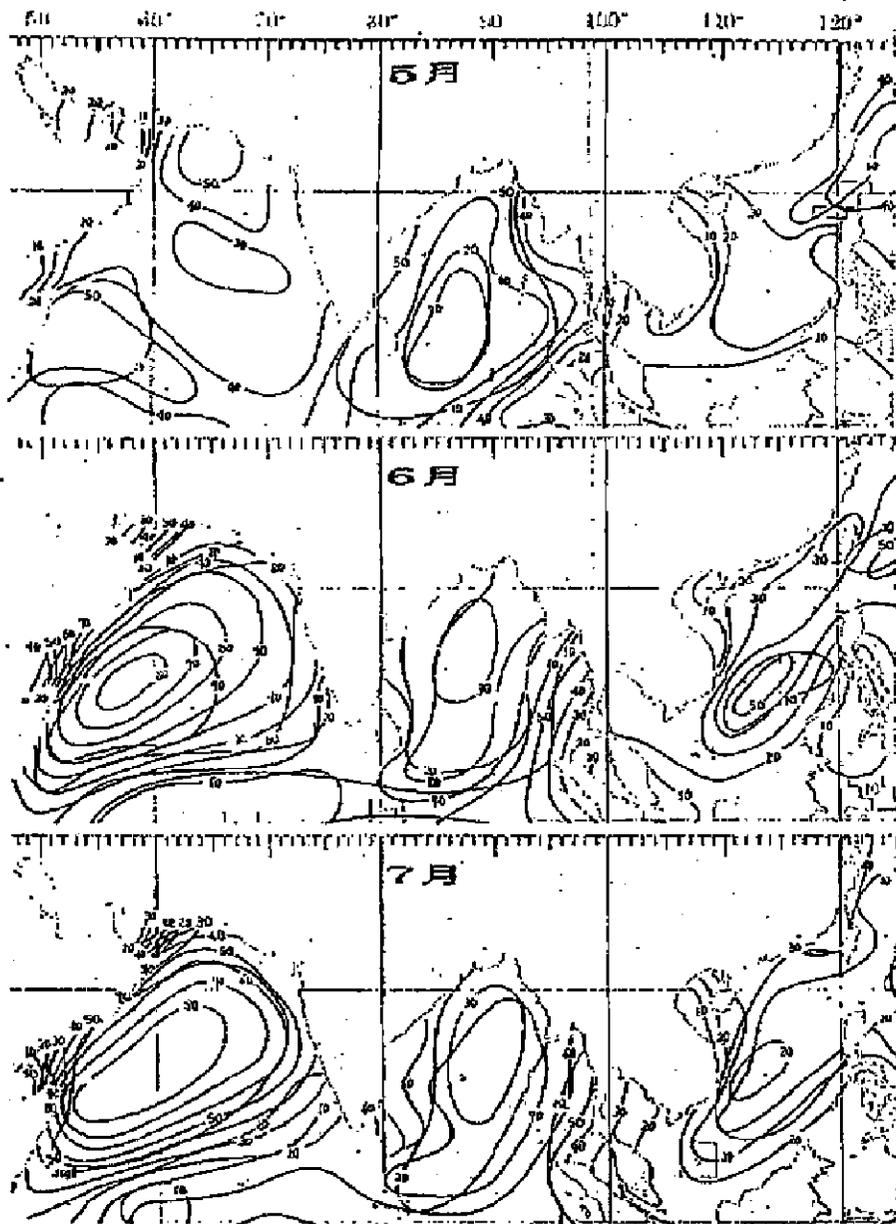
補給艦（「ときわ」8,150トン、約140名）

# 同海域までの航程（計画）



総航程 : 約6,950海里  
所要日数 : 約37日間

波高 (1. 5m以上の出現率%:青)  
 (2. 5m以上の出現率%:赤)



# 自衛隊法

## (自衛隊の任務)

第二条 自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することの主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当るものとする。

2 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。

## (機雷等の除去)

第九十九条 海上自衛隊は、長官の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

運輸省作成

*[Handwritten signature]*

91-05-02 18:49

問5 我が国の掃海艇等派遣に  
関連して海運業界・海員組合  
等からは、どのような要望が  
あるのか。

(答)

4月8日、日本船主協会及び  
全日本海員組合により政府に対  
し、ペルシャ湾湾奥部において  
機雷の存在が伝えられており、  
船員の人命安全及び船舶の航行  
安全について強い懸念があるた  
め、航路の安全確保について格  
段の配慮を願いたい旨の要望が  
出されている。

また、4月12日に日本中小  
外航船主会からも同趣旨の要望  
が出されている。

## 運輸省作成

問10 ペルシャ湾における船舶の航行の制限等の状況如何。

(答)

3月1日海運労使は、武力行使の停止に伴い、すべての航行自主規制を解除したが、規制解除後においても海運労使は引き続き機雷等に関する情報の収集に努め、就航船舶に周知することとしている。これまでのところ、我が国関係船舶（日本籍船舶及び日本船社が用船した外国籍船）の航行先はサウディ・アラビアのジュベイル、ラスタヌラ、イランのカーグ島までとなっている。

# 運輸省作成

問11 ペルシヤ湾における我が国関係船舶の航行状況如何。

(答)

本年3月以降、ペルシヤ湾には毎日平均15隻程度の我が国関係船舶（日本籍船及び日本船社が用船した外国籍船）が就航している。

なお、日本船主協会からの報告によれば、4月24日現在の我が国関係船舶のペルシヤ湾在湾隻数は次のとおりである。

タンカー			
日本籍			4隻
外国籍	日本人乗組		4隻
	外国人乗組		0隻
貨物船			
日本籍			0隻
外国籍	日本人乗組		3隻
	外国人乗組		3隻
合    計			1④隻
日本人乗組員合計			100人

## 運輸省作成

問12 ペルシヤ湾における機雷  
は、我が国船舶の航行の障害  
となっているのか。

(答)

現在までのところ我が国関係船舶（日本籍船及び日本船社が用船した外国籍船）の就航先はサウディ・アラビアのジュベイル、ラスタヌラ、イランのカーグ島までとなっており、航行に特段の支障は生じていないが、これまでの情報によればペルシヤ湾湾奥部（東経49度30分以西かつ北緯28度30分以北）の海域には機雷が敷設されており、湾奥部諸港（サウディ・アラビアのカフジ及びクウェート諸港）への配船にあたっては

4月8日付の海運労使の要望書  
にあるとおり、船員の人命安全  
及び船舶の航行安全について、  
強く懸念されるところである。

(参考)

サウディ・アラビアのカフジ  
港は、北緯28度30分以南で  
あるが、極めて近接しており、  
浮遊機雷の存在の危険性も高い  
と考えられるため、安全上懸念  
がある。



# 報告・供覧

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 小泉外務審議官 外務審議官 官房長	主管	保存期間
	北米局長	1類 (永久) 2類 (10年) 3類 (5年) 4類 (1年)
	審議官 安全保障課長	起案 平成 3 年 4 月 20 日
	首席事務官	完結 平成 年 月 日
		起案者 電話番号
		山本 2479

コピー配布

回覧先	地位協定課長
総務課長	中近東アフリカ局長 中近東第一課長 経済協力政策課長 政策課長 技術協力課長 無償資金協力課長
	国際連合局長 国連政策課長 条約局長 法規課長

下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。

件名  
我が国掃海艇の派遣 (内閣総理大臣記者会見のポイント、及び政府  
声明 最終版 (改訂版)) 17:00現在

(別紙の要点等)

~~既配布~~

- 24日夜 総理記者会見における冒頭発言のポイント及び政府声明。
- 変更点
  - 記者会見のポイント
    - P6 四(3) 憲法の前文を引用。
    - P6~P7 五(2) 朝日新聞の世論調査(4月24日)を追加。
  - 政府声明
    - 四.の後段で憲法の前文を引用

秘

内閣総理大臣記者会見のポイント(案)

湾岸危機後の我が国の人的貢献とイラク難民追加支援等

(前置き)

一 (一) 湾岸危機は、二月二十八日にクウェイトの解放、四月十一日(日本時間)の正式停戦の成立の確認により、最終的に收拾されつつある。

(二) 湾岸、ひいては中東地域は、我が国を含む国際社会にとって、将来に亘り、世界平和の維持、エネルギーの安定的供給の観点から、極めて重要な地域。湾岸危機収束後のこの地域の平和と繁栄の維持のための適切な協力は、我が国の国益をとっても死活の重要性。

(三) 湾岸地域においては、目下、平和の維持・強化と経済・社会の復興に向けて、国際的な努力が精力的に始められたが、なお、国際的協調の下に解決されるべき幾多の問題が残されている。

(湾岸危機の教訓)

二 湾岸危機は、我が国にとって幾つかの教訓を残した。

第一に、平和づくりものは、努力なくして享受し得るものではなく、我々の真摯な努力によって初めて確保し得るもの。

また、平和を守るためには、国際社会のメンバーたる各国が、各々の立場からできる限りの貢献を行い、その力を結集することが必要。特に、この貢献は、資金面、物資面での協力とともに、人的な貢献を含むことが不可欠。平和のための共同行動に、お金や物ばかりを出すが、人を出して自ら汗をかかないようでは、国際社会の責任ある一員としての十分な国際協力のあり方とは言えない。この点について国民各位の一層の御理解と御協力を得たい。

(我が国の人的貢献)

- 三 (一) かかる観点から、我が国は、国連イラク・クウェイト監視団に対する政務官の派遣、イラクの大量破壊兵器廃棄に関する国連の特別委員会への専門家の参加を準備中。
- (二) クウェイトの復興に関連しては、世界保健機構(WHO)のクウェイト医療事情ア

秘

セスマント・ミッシェンに我が国専門家も既に参加。

(三) ヘルシヤ湾への原油流出、クウェイトでの油井炎上等による大規模な環境破壊に対しては政府調査団十四名、流出原油回収のための国際緊急援助隊専門家チーム二種計二十五名、淡水化施設等保全のための専門家チーム十二名等既に五十余名の日本国民が現地にて活動。更に、クウェイトへの環境・保健・医療調査団(政府・民間六名)が二十五日に本邦出發予定。今後とも、環境対策の分野で、更に人的貢献を進める所存。

(参考)

※クウェイト等へ派遣されるUNEP緊急行動対策調査団への専門家

派遣を準備中。

※サウディへの大気及び海洋汚染予測にかかる専門家派遣を準備中。

※カタルへのマングローブ植林専門家派遣を準備中。

(四) また、新たな国際協力を強化するための体制の整備に努力。

(対イラク避難民支援)

四 (一) 私は、クルド人を中心とする大量のイラク避難民の窮状を、人道的観点より深く憂慮。既に、イラン、トルコ西国に対する毛布、テント等の緊急援助物資の提供、関係国際機関の活動への支援に加え、イラン政府の要請に応じて、他国に先駆け二種にわたる国際緊急援助隊医療チーム計十八名を派遣。

(二) 更に、避難民救済の努力強化の観点から、関係国際機関からの要請に応え、我が国の資金協力を総額一億ドル相当とするべくした。

(参考) 二十三日午前、総理に対し緒方国土連帯局長等弁論官より要請あり。

(三) 我が国としては、国際緊急援助隊の増派等の人的貢献を含め、引き続き如何なる協力が可能か検討し、実施して行きたい。

ペルシヤ湾への掃海艇等の派遣

(前置き)

I 一 ペルシヤ湾は、国民生活に必要不可欠な原油の輸送経路。政府は、同海域における船舶航行の安全を確保するため、ペルシヤ湾への掃海艇等の派遣を決定。

二 この決定に当たっては、文民統制確保の見地から、安全保障会議を開催し、配布資料のとおり決定。この後の臨時閣議でこの措置と政府声明を、配布資料のとおり決定した次第。

(政府声明の概要)

II 一 (一) 今般の湾岸危機については、すでに正式停戦が成立。

(二) ペルシヤ湾にイラクが敷設した多数の機雷が我が国船舶を含む船舶航行の重大な障害。

(三) このため、米国、英国、フランス、ドイツ、ベルギー、サウディ・アラビア、イタリア及びオランダの八ヶ国は、掃海艇約二〇隻、その他支援艦艇等を派遣し、機雷の早期除去に努力。

(四) しかし、広域に残存する多数の機雷の処理には、相当の日月を要する状況。

二 (一) 世界の原油の主要な輸送経路の一つに当たるペルシヤ湾における船舶航行の安全の回復が、国際社会の要請するところ。

※ ペルシヤ湾を航行する日本関係船舶の状況

概ね一日約一五隻

例えば、本年四月二十四日

日本関係船舶一四隻・日本人乗組員一〇〇人

内訳	タンカー	日本籍	4隻
	貨物船	外国籍	4隻
		日本人乗組	3隻
		外国人乗組	3隻

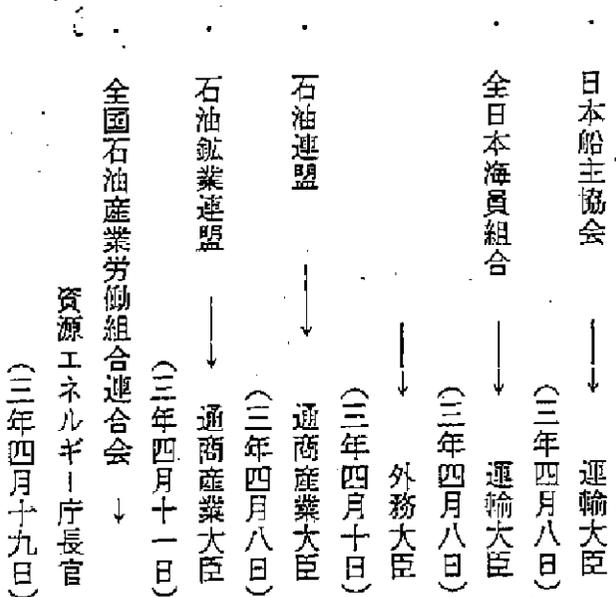
(二) この海域における船舶の航行の安全の確保に努めることは、今般の湾岸危機により災害を被った国の復興等に寄与。

(三) また、同時に、この海域における船舶の航行の安全の確保に努めることは、国民生活、ひいては国の存立のために必要不可欠な原油の相当部分をペルシヤ湾岸地域からの輸入に依存する我が国にとって、喫緊の課題。

※ 日本は、原油の約七割を中東地域に依存。

このうち約八割がペルシヤ湾経由

※ ペルシヤ湾における船舶の航行の安全の確保に係る各界からの要望



三(一) かかる状況を踏まえ、政府は、自衛隊法第九十九条に基づき、我が国船舶の航行の安全を確保するために、ペルシヤ湾における機雷の除去及びその処理を行わせるため、海上自衛隊の掃海艇等をこの海域に派遣することを決定。

※ ○自衛隊法  
(機雷等の除去)

第九十九条 海上自衛隊は、長官の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

※ 派遣部隊の概要

艦艇 6隻	掃海艇 (490t又は440t)	4隻
	掃海母艦 (2000t)	1隻
	補給艦 (8150t)	1隻
人員約510名		

(二) できるだけ速やかに準備を整え、関係諸国の理解と協力を得て、実行。

※ 四月二十六日(金)  
横須賀・呉・佐世保を出港予定

四(一) 今回の措置は、正式停戦が成立し、湾岸に平和が回復した状況の下で、我が国船舶の航行の安全を確保するため、海上に遺棄されたと認められる機雷を除去するものであり、武力行使の目的をもったものに非ず。

※ 昭和六十二年九月二十九日政府答弁書から  
公海上に遺棄されたと認められる機雷について、それが我が国船舶の航行の安全にとり障害となっている場合に、その航行の安全を確保するために、これを除去する行為は武力の行使に当たるものではなく、自衛隊法上可能である。

(二) 今回の措置は、憲法の禁止する海外派兵に当たるものではない。

③

歴史の深い反省に立って誓った「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」という平和国家の理念を将来にわたり堅持する決意に変わりはしない。

※ 日本国憲法第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

五(二)

国際社会において大きな責任を果たすことが求められている我が国としては、資金、物資の面での支援のみならず、これらと併せて人的な支援を行っていくことが必要。

(二)

※ このことは、既に国民も広く理解。  
※ 世論調査の結果

◎ 産経新聞本社、フジテレビ世論調査(四月二十三日産経新聞朝刊)

質問四 日本でも、「石油供給のための多数のタンカーを航行させている我が国としてもペルシヤ湾に海上自衛隊の掃海艇を派遣すべきだ」という意見があります。これをどう思いますか。

- ① 派遣は当然だ 33・9%
  - ② 派遣はやむをえない 44・0%
  - ③ 派遣には反対だ 14・7%
  - ④ わからない、言えない 7・4%
- } 77・9%

◎ 朝日新聞社、世論調査(四月二十四日朝日新聞朝刊)

質問 湾岸戦争でイラクがペルシヤ湾に仕掛けた機雷を取除くため、政府は海上自衛隊の掃海

↑  
「将軍に到り、16514と  
行方不明の機雷の除去に  
要する費用」

艇を派遣する方針です。あなたは、掃海艇の派遣に賛成ですか。反対ですか。

①賛成 56%

②反対 30%

③その他・答えない 14%

(なお、憲法上及び自衛隊法上の問題点については、批判的な意見がそれぞれ46%及び42%となっている。)

### (三)

今回の措置は、船舶の航行の安全の確保及び被災国の復興という平和的、人道的な目的を有する人的貢献策の一つとしても、憲法を有す。

※ 日本国憲法前文から

・・・われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとして、この国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。・・・

### (四)

国民各位の御理解と御協力を切に希望。

秘

政府声明(案)

平成三年四月二十四日

一、昨年八月二日のイラクのクウェイトに対する不法な侵攻及びその併呑に始まった湾岸危機については、イラクが正式停戦のための国際連合安全保障理事会決議六八七を受諾したことに伴い、正式停戦が成立した。

ペルシャ湾には、この湾岸危機の間に、イラクにより多数の機雷が敷設され、これらがこの海域における我が国のタンカーを含む船舶の航行の重大な障害となっている。このため、米国、英国、フランス、ドイツ、ベルギー、サウディ・アラビア、イタリア及びオランダは、掃海艇等を派遣し、機雷の早期除去に努力しているところであるが、なお広域に多数の機雷が残存しており、これらの処理を終えるには、相当の日月を要する状況にある。

二、ペルシャ湾は、世界の原油の主要な輸送経路の一つに当たっており、この海域における船舶の航行の安全が一日も早く回復されることが、国際社会の要請となっている。

この海域における船舶の航行の安全の確保に努めることは、今般の湾岸危機により災害を被った国の復興等に寄与するものであり、同時に、国民生活、ひいては国の存立のために必要不可欠な原油の相当部分をペルシャ湾岸地域からの輸入に依存する我が國にとって、喫緊の課題である。

三、かかる状況を踏まえ、政府としては、本日、安全保障会議及びこれに続く閣議において、自衛隊法第九十九条に基づく措置として、我が国船舶の航行の安全を確保するために、ペルシャ湾における機雷の除去及びその処理を行わせるため、海上自衛隊の掃海艇等をこの海域に派遣することを決定した。

できるだけ速やかに準備を整え、関係諸国の理解と協力を得て、実行することとしたい。

秘

四、今回の措置は、正式停戦が成立し、湾岸に平和が回復した状況の下で、我が国船舶の航行の安全を確保するため、海上に遺棄されたと認められる機雷を除去するものであり、武力行使の目的をもつものではなく、これは、憲法の禁止する海外派兵に当たるものではない。歴史の深い反省に立って誓った「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」という平和国家の理念を将来にわたり堅持する決意に変わりはない。

五、国際社会において大きな責任を果たすことが求められている我が国としては、資金、物資の面での支援のみならず、これらと併せて人的な支援を行っていくことが必要であることは、広く御理解をいただいているところであるが、今回の措置は、船舶の航行の安全の確保及び被災国の復興という平和的、人道的な目的を有する人的貢献策の一つとしても、意義を有するものと考える。

国民各位の御理解と御協力を切に希望する。

↑  
「将来にわたり平和の確保を期する」  
1) 2022年7月の閣議決定  
2110」

秘

政府声明(案)

平成三年四月二十四日

一、昨年八月二日のイラクのクウェイトに対する不法な侵攻及びその併合に始まった湾岸危機については、イラクが正式停戦のための国際連合安全保障理事会決議六八七を受諾したことに伴い、正式停戦が成立した。

ペルシャ湾には、この湾岸危機の間に、イラクにより多数の機雷が敷設され、これらがこの海域における我が国のタンカーを含む船舶の航行の重大な障害となっている。このため、米国、英国、フランス、ドイツ、ベルギー、サウディ・アラビア、イタリア及びオランダは、掃海艇等を派遣し、機雷の早期除去に努力しているところであるが、なお広域に多数の機雷が残存しており、これらの処理を終えるには、相当の日月を要する状況にある。

二、ペルシャ湾は、世界の原油の主要な輸送経路の一つに当たっており、この海域における船舶の航行の安全が一日も早く回復されることが、国際社会の要請となっている。

この海域における船舶の航行の安全の確保に努めることは、今般の湾岸危機により災害を被った国の復興等に寄与するものであり、同時に、国民生活、ひいては国の存立のために必要不可欠な原油の相当部分をペルシャ湾岸地域からの輸入に依存する我が国にとって、喫緊の課題である。

三、かかる状況を踏まえ、政府としては、本日、安全保障会議及びこれに続く閣議において、自衛隊法第九十九条に基づく措置として、我が国船舶の航行の安全を確保するために、ペルシャ湾における機雷の除去及びその処理を行わせるため、海上自衛隊の掃海艇等をこの海域に派遣することを決定した。

できるだけ速やかに準備を整え、関係諸国の理解と協力を得て、実行することとしたい。

秘

秘

四、今回の措置は、正式停戦が成立し、湾岸に平和が回復した状況の下で、我が国船舶の航行の安全を確保するため、海上に遺棄されたと認められる機雷を除去するものであり、武力行使の目的をもつものではなく、これは、憲法の禁止する海外派兵に当たるものではない。将来にわたり、海外派兵を行わないとの政府の方針に変わりはない。

五、国際社会において大きな責任を果たすことが求められている我が国としては、資金、物資の面での支援のみならず、これらと併せて人的な支援を行っていくことが必要であることは、広く御理解をいただいているところであるが、今回の措置は、船舶の航行の安全の確保及び被災国の復興という平和的、人道的な目的を有する人的貢献策の一つとしても、意義を有するものと考える。

国民各位の御理解と御協力を切に希望する。

秘

秘

ペルシャ湾への掃海艇等の派遣

(前置き)

I— ペルシャ湾は、国民生活に必要な原油の輸送経路。政府は、同海域における船舶航行の安全を確保するため、ペルシャ湾への掃海艇等の派遣を決定。

II— この決定に当たっては、文民統制確保の見地から、安全保障会議を開催し、配布資料のとおり決定。この後の臨時閣議でこの措置と政府声明を、配布資料のとおり決定した次第。

(政府声明の概要)

II— (一) 今般の湾岸危機については、すでに正式停戦が成立。

(二) ペルシャ湾にイラクが敷設した多数の機雷が我が国船舶を含む船舶航行の重大な障害。

(三) このため、米国、英国、フランス、ドイツ、ベルギー、サウディ・アラビア、イタリア及びオランダの八ヶ国は、掃海艇約二〇隻、その他支援艦艇等を派遣し、機雷の早期除去に努力。

(四) しかし、広域に残存する多数の機雷の処理には、相当の日月を要する状況。

II— (一) 世界の原油の主要な輸送経路の一つに当たるペルシャ湾における船舶航行の安全の回復が、国際社会の要請するところ。

※ ペルシャ湾を航行する日本関係船舶の状況

概ね一日約15隻

例えば、本年四月二十四日

日本関係船舶14隻・日本人乗組員100人

秘

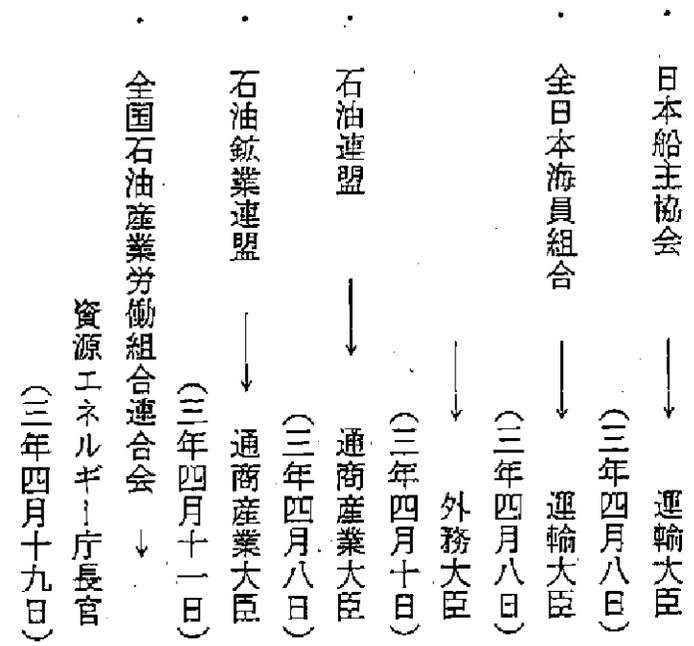
秘

内訳		タンカー	貨物船
日本籍	外国籍	日本籍	外国籍
日本人乗組	日本人乗組	日本人乗組	日本人乗組
4隻	4隻	3隻	3隻
		外国人乗組	外国人乗組
		3隻	3隻

(一) この海域における船舶の航行の安全の確保に努めることは、今般の湾岸危機により災害を被った国の復興等に寄与。

(二) また、同時に、この海域における船舶の航行の安全の確保に努めることは、国民生活、ひいては国の存立のために必要不可欠な原油の相当部分をペルシヤ湾岸地域からの輸入に依存する我が国にとって、喫緊の課題。

※ 日本は、原油の約七割を中東地域に依存。  
 ※ このうち約八割がペルシヤ湾經由  
 ※ ペルシヤ湾における船舶の航行の安全の確保に係る各界からの要望



秘

秘

三(一) かかる状況を踏まえ、政府は、自衛隊法第九十九条に基づき、我が国船舶の航行の安全を確保するために、ペルシャ湾における機雷の除去及びその処理を行わせるため、海上自衛隊の掃海艇等をこの海域に派遣することを決定。

※ ○自衛隊法

(機雷等の除去)

第九十九条 海上自衛隊は、長官の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

※ 派遣部隊の概要

艦艇 6隻	
掃海艇 (490t又は440t)	4隻
掃海母艦 (2000t)	1隻
補給艦 (8150t)	1隻
人員約510名	

(二) できるだけ速やかに準備を整え、関係諸国の理解と協力を得て、実行。

※ 四月二十六日(金)

横須賀・呉・佐世保を出港予定

四(一) 今回の措置は、正式停戦が成立し、湾岸に平和が回復した状況の下で、我が国船舶の航行の安全を確保するため、海上に遺棄されたと認められる機雷を除去するものであり、武力行使の目的をもったものに非ず。

※ 昭和六十二年九月二十九日政府答弁書から

・ ・ ・ 公海上に遺棄されたと認められる機雷について、それが我が国船舶の航行の安全にとり障害となつている場合に、その航行の安全を確保するために、これを除去する行為は武力の行使に当たるものではなく、自衛隊法上可能である。

秘

秘

(一) 今回の措置は、憲法の禁止する海外派兵に当たるものではない。

(二) 将来にわたり、海外派兵を行わないとの政府の方針に変わりはない。

五(一) 国際社会において大きな責任を果たすことが求められている我が国としては、資金、物資の面での支援のみならず、これらと併せて人的な支援を行っていくことが必要。

(二) このことは、既に国民も広く理解。

※ 世論調査の結果

産経新聞本社、フジテレビ世論調査(四月二十三日産経新聞朝刊)

質問四 日本でも、「石油供給のための多数のタンカーを航行させている我が国としてもペルシヤ湾に海上自衛隊の掃海艇を派遣すべきだ」という意見があります。これをどう思いますか。

- |             |       |
|-------------|-------|
| ①派遣は当然だ     | 33・9% |
| ②派遣はやむをえない  | 44・0% |
| ③派遣には反対だ    | 14・7% |
| ④わからない、言えない | 7・4%  |
- } 77・9%

(三) 今回の措置は、船舶の航行の安全の確保及び被災国の復興という平和的、人道的な目的を有する人的貢献策の一つとしても、意義を有す。

※ 日本国憲法前文から

・・・われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとして、国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。・・・

(四) 国民各位の御理解と御協力を切に希望。

秘

4

午後8時以降受付往電案

取付  
4-7

※総第 042064号00-4公館宛 GM7849-02

平成 3年 4月 27日  
0時 46分 30秒受付

電 信 案

FAX

電信課長代行

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 地域政策課長 首席事務官	※発電係 1 起案 平成 3年 4月 26日 起案者 電話番号 24 2405
協議先 中辺東才一課長 安全保障課長 北東アジア課 中国課長 東アジア課長		

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 中国 韓国 大使 総領事 あり	外務大臣 発		
件名 我加国掃海艇の派遣			
主管・文書記号 ア地域	※電番 合第8150号	大至急 至急 普通 (優先処理)	パターン・コード
転電 転送 在 転報	※転電番号 大 使・総領事あり	大至急 至急 普通 (優先処理)	
ア地域往電合第7428号に因り、			
1.本件について、24日夜に商値された安全			
保障会派及び臨時閣議において正式に決定さ			
れ、以付声明(別FAX付)が発出された。			
※			
04206443	優先	TYUUGOKU	等004 F電

(昭和六三・六・三十改正)

GB-1

外 務 省

回覧番号

(三三〇字)

(同声明と同時に席上配布された)。また、  
 本件公表後の記者会見における想定内容及び  
 その後の国会における答弁並びに ~~新聞記者~~  
 別FAX <sup>2に別送付</sup> 送信する。(なお、本答弁は、官房長  
 官より <sup>閣議に</sup> 参考部会へ中国、韓国への反応並びに  
 ほかの点について) <sup>は</sup> 説明された。

2. なお、採海艇は本26日に予定通り本邦  
 へ出発したところ、要可九字責任国政府に説  
 明された。

本電宛先：中国、韓国、~~在日~~ 7人、(3)

④

FAX信

午後8時以降受付往電案

p6

取付  
Y-Y

※総第 042065号004公館宛 GM7850-06  
平成 3年 4月 27日 午後 8時 47分 21秒 受付

電 信 案

FAX

電信課長 代理

大臣 秘書官  
政務次官  
事務次官  
外務審議官  
外務審議官  
官房長

主管

地域政策課長  
首席事務官

※発電係

起案

平成 3年 4月 26日

起案者

電話番号

24-5

(※印欄内は電信課記入)

協議先

中近東第一課長

安全保障課長

北東アジア課長

中国課長  
東アジア一課

南東アジア課長

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在

中国 韓国  
北東アジア課長

大使 総領事 へて

外務大臣 発

件名

秋の国産海産物の輸出

主管・文書記号

了地政

※電番

FAX信  
FAX信

大至急

普通

至急 (優先処理)

パターン

転電

転送 在

転報

※転電番号

大使・総領事へて

大至急

普通

至急

(優先処理)

(八〇字)

了地政課長宛合弁(5/50)の別FAX信

※

04206556

優先

TYUUGOKU

等004 F信

GB-1

外務省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

政府声明

GM7852

平成三年四月二十四日

一、昨年八月二日のイラクのクウェイトに対する不法な侵攻及びその併合に始まった湾岸危機については、イラクが正式停戦のための国際連合安全保障理事会決議六八七を受諾したことに伴い、正式停戦が成立した。

ベルシャ湾には、この湾岸危機の間に、イラクにより多数の機雷が敷設され、これらがこの海域における我が国のタンカーを含む船舶の航行の重大な障害となっている。このため、米國、英國、フランス、ドイツ、ベルギー、サウディ・アラビア、イタリア及びオランダは、掃海艇等を派遣し、機雷の早期除去に努力しているところであるが、なお広域に多数の機雷が残存しており、これらの処理を終えるには、相当の日月を要する状況にある。

二、ベルシャ湾は、世界の原油の主要な輸送経路の一つに当たっており、この海域における船舶の航行の安全が一日も早く回復されることが、国際社会の要請となっている。

この海域における船舶の航行の安全の確保に努めることは、今般の湾岸危機により災害を被った國の復興等に寄与するものであり、同時に、国民生活、ひいては國の存立のために必要不可欠な原油の相当部分をベルシャ湾岸地域からの輸入に依存する我が國にとっても、喫緊の課題である。

三、かかる状況を踏まえ、政府としては、本日、安全保障会議及びこれに続く閣議において、自衛隊法第九十九条に基づく措置として、我が国船舶の航行の安全を確保するために、ベルシャ湾における機雷の除去及びその処理を行わせるため、海上自衛隊の掃海艇等をこの海域に派遣することを決定した。

できるだけ速やかに準備を整え、関係諸國の理解と協力を得て、実行することとしたい。

四、今回の措置は、正式停戦が成立し、湾岸に平和が回復した状況の下で、我が国船舶の航行の安全を確保するため、海上に遺棄されたと認められる機雷を除去するものであり、武力行使の目的をもつものではなく、これは、悪法の禁止する海外派兵に当たるものではない。

歴史の深い反省に立って誓った「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」という平和国家の理念を将来にわたり堅持する決意に変わりはない。

五、国際社会において大きな責任を果たすことが求められている我が国としては、資金、物資の面での支援のみならず、これらと併せて人的な支援を行っていくことが必要であることは、広く御理解をいただいているところであるが、今回の措置は、船舶の航行の安全の確保及び被災国の復興という平和的、人道的な目的を有する人的貢献策の一つとしても、意義を有するものと考ええる。

国民各位の御理解と御協力を切に希望する。

FAX信

午後8時以降受付待ち

④

B3

取込  
Y-Y

※総第 042068号004公館宛 GM7852-03

平成 平成 30 年 4 月 27 日 時 分 秒 受付

電 信 案

FAX

電信課長

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 地域政策課長 首席事務官	※発電係 1 2 起案 平成 30 年 4 月 26 日 起案者 電話番号 24-5
	協議先 中道東才一課長 安全保障課長 北東アジア課長 中国課長 東アジア一課長 南東アジア二課長	

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在	中国 韓国	大使 総領事 あり	外務大臣 発
件名	我が国掃海艇の派遣		
主管・文書記号	※電番	FAX信	大至急 至急 (優先処理)
了地以	※電番	大至急 至急 (優先処理)	パターン
転電 転送 転報	※転電番号	大使・総領事あり	大至急 至急 普通 (優先処理)
了地以任電令中 2/50 号 44 FAX 信 2.			
※ 04206895 優先 TYLJGDKU 等004 F信			

(昭和六三・六・三十改正)

想定範囲

2

GM7850

外務省作成

問31、我が国がペルシャ湾に掃海艇等を派遣することに対する諸外国の反応如何。総理のASEAN歴訪の際に理解を求めることとなるのか。

(答)

1. 本件については正式決定を行ったばかりであるが、これまで機雷の敷設状況を含むペルシャ湾の実情、掃海艇を派遣する必要性等につき調査を行ってきた過程で関係各国と接触してきたところによれば、米国をはじめ英、独、仏等掃海作業に従事している各国、クウェイト、サウディ・アラビアをはじめとするGCC諸国を含む関係諸国の反応は好意的であった。

2. ASEAN諸国については、我が国掃海艇の派遣につき事前に然るべく説明を行っており、好意的な反応を得ているが、<sup>総理の</sup>ASEAN歴訪の機会にも、今回の掃海艇の派遣について我が方の立場を十分説明したいと考えている。

(夏間、韓国、中国の反応如何)

本件については、両国に対しても我が方より事前に説明を行った。

韓国政府よりは、今回の掃海艇派遣は、湾岸戦争後の戦後復旧の一環として、機雷除去という制限された目的のために派遣されるものと理解する旨の発言があった。ただし、日本の自衛隊の海外派遣については、この地域の諸国が従来より憂慮の念を表明してきたことはご承知のことと思う旨付け

4

GM7850

加えるところがあった。

中国政府よりは、自衛隊の海外派遣については、従来と同様、慎重に対処して欲しいとの立場であったが、我が国が湾岸地域の復興に参加すること自体には理解を示していた。

~~127~~

GM7850

対 官房長官

4月25日(木) 参・内閣委

小川仁一言(社)

外務省作成

問2. 今回の掃海艇派遣につき、中国をはじめ懸念の声  
が早くもあがっているが、近隣のアジア諸国への理  
解をどう取り付けていくのか。

(答)

1. 今般の掃海艇の派遣につき、これまでASEAN諸国  
等関係諸国に対し事前に接触してきたところでは、ほぼ  
すべての諸国より好意的な反応を得てきている。
2. なお、一部の国で、ある種の懸念が表明されているこ  
とは承知しているが、今回の措置は正式停戦が成立し、  
湾岸に平和が回復した状況の下で、船舶の航行の安全を  
確保するための措置であるところ、今後とも、この点を  
含め、我が方の立場につき関係諸国の理解を得るべく努  
力して参りたい。

(答弁作成責任者)

外務省アジア局地域政策課長 今井 正

連絡先 役所 3581-2912

自宅 3200-XXXXXXXXXX

(参考) アジア諸国の反応

1. 中国

自衛隊の海外派遣については、従来と同様、慎重に対処して欲しいとの立場であったが、我が国が湾岸地域の復興に参加すること自体は理解。

2. 韓国

本派遣は、湾岸戦争後の戦後復旧の一環として、機雷除去という制限された目的のために派遣されるものと理解。ただし、日本の自衛隊の海外派遣については、この地域の諸国が従来より憂慮していることを付言。

3. その他

A S E A N 諸国及び南アジア諸国については、すべて好意的な反応。

総理記者会見質疑応答概要

(4月24日21時-)

問 自衛隊法を改正せずに派遣するわけだが。

答 62年答弁書にもあるとおり、海外派兵は憲法に反する。今回は、国連停戦決議も行われており、戦時国に行くわけではない。武力行使でもない。問題ないとする。

専守防衛に反するのではという声もあるが、自衛隊法第3条の専守防衛と、99条の機雷除去は直接関係ない。

問 自衛隊出動の歯止め策如何。

答 政府声明の第4パラグラフにも書いた通り。

問 中国などから海外派兵を懸念する声があるが。

答 海外派兵ではないという明確な説明をしているし、派遣先は世界の重要な輸送路でもあるし、クウェイトは被災国でもある。今回派遣は、掃海艇が平和協力のための作業を行うもの。

各国にも説明をしており、おおむね歓迎、協力との反応を得ている。

一部の国に懸念があると聞いているが、第4パラグラフにも明記したし、説明もしていくつもり。

問 p k o について自衛隊抜きでは有効な協力が出来ないとの議論もあるが。

答 国連に参加して行こう、組織的には自衛隊と別のものにしようという3党合意に基づき、国際協力のあり方を鋭意検討中。

問 ①戦時ではなく平時に、②日本船舶の航行に係る場所に限って派遣するということで問題はない、という考えか。

答 そういう考え方でやってきた。

問 初の自衛隊派遣という事実の重みについて。

答 多国籍軍による平和の回復など戦後初めての協力が行われている。日本だけが見ていて、安全になったら出ていくというのは・・・。ペルシャ湾には一日平均15隻の船が出入りしており、原油の七割も依存している。

法律的にも問題ないということであるし、先例はないものの新しい平和協力の手段として評価。

問 どうしてもっと早く掃海艇を派遣しなかったのか。

答 地域の実状、掃海能力、周辺国の対応等を調査し慎重な検討を行う必要があった。

また、99条で海外に行くのは始めてであり、中曽根首相の時は法的には可能であるが戦時という状況で政策的判断として派遣を行わなかったという経緯もあり、正式停戦を受けて協力の仕方について検討を始めたもの。

問 欧米が掃海作業中。各国と作業の分担をするのか。

答 勿論、各国と協力してやるが、いろんな機雷の種類があると聞いており、よくわからない。専門家がこれまでの7000発の処理実績を生かして成果を挙げることを期待している。

問 フィッツウオーター報道官はクルド人救済のために自衛隊機の派遣を求めているが。

答 今、そうしたことを御答えする段階にない。

問 自衛隊機派遣を検討しているのか。

答 そういふことは言えない。

問 見送りに行くのか。

答 国会、外訪あり。今日、防衛庁長官と海幕長にメッセージを伝えた。海幕長が隊員に趣旨を伝えてくれよう。

4月24日(水)のタイムテーブル

7:10-7:30	国会答弁打ち合わせ	<本省大要室>
8:00-	国際協力に関する懇話会	<官邸大食堂>
		10:20-11:10 衆・外 山
		12:35-13:00 " 古聖
13:00-14:00 (30min)	大臣レク (北本局長, 近下局長)	<院内政府委員室> スライド
	必要資料: (近) 各国の反応, 機雷の現状, 各国寄港地リスト	13:30 院議会
	(安保) 安保室想定内容, 発表文	
	口頭 安保課	
	(幹部への)	総理用 官房長官用
夕刻	資料配布 (発表文 [J, E] x 2, 安保室想定内容)	
	安保室で発行要領	
	内務で発行要領	
		16:05- 参大 本山
19:45-20:30	安保会議	<官邸小食堂>
	スライド準備 = 防衛庁	
20:30-20:45	臨時閣議	
20:45-	官房長官記者会見	
21:00-	総理記者会見	
朝まで	外務省疑問解答集の配布	

F A X 送 信 票

至急

通 番 :	FAX
TO :	在サウディ大
ATT :	浅古 様
FROM :	外務省中近東アフリカ局中近東第一課 FIRST MIDDLE EAST DIVISION, MIDDLE EASTERN AND AFRICAN BUREAU, MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS
FAX :	03(3503)3135
TEL :	03(3581)3870
DATE :	平成 3年 4月 24日
	送信枚数 (含表紙) 3 枚 / PAGES
ステートメント (英文)	

Government Statement

1. In regard to the Gulf Crisis which started with the unlawful invasion and the annexation of Kuwait by Iraq on August 2 last year, the official ceasefire has been achieved with Iraq's acceptance of United Nations Security Council Resolution 687.

A large number of mines were laid by Iraq in the Persian Gulf during the Gulf Crisis and they have become a serious impediment to the navigation of ships including Japanese tankers. Under these circumstances, the U.S., the U.K., France, Germany, Belgium, Saudi Arabia, Italy and the Netherlands have sent minesweepers and related vessels in an attempt to remove the mines as soon as possible. However, numerous mines still remain over a wide area and it is expected to take a considerable period of time to dispose of them.

2. The international community needs safe navigation to be promptly restored in the Persian Gulf, which is one of the world's most important crude oil transportation routes.

Japan's effort to ensure the safe navigation of vessels in the region contributes to the rehabilitation of countries which sustained damage from the Gulf Crisis. Such effort also is an urgent and important task for Japan since the nation depends on the Gulf region for a substantial portion of its oil imports, which is indispensable both for the daily life of its people and the nation's very survival.

3. Taking this situation into account, the Government of Japan decided at today's meeting of the Security Council and the following Cabinet meeting to dispatch Maritime Self-Defense Force (MSDF) minesweepers and other vessels to the Gulf, as measures based on Article 99 of the Self-Defense Forces Law, to have them remove and dispose of mines in the Gulf on the grounds that this will secure the safe navigation of Japanese ships.

(OVER)

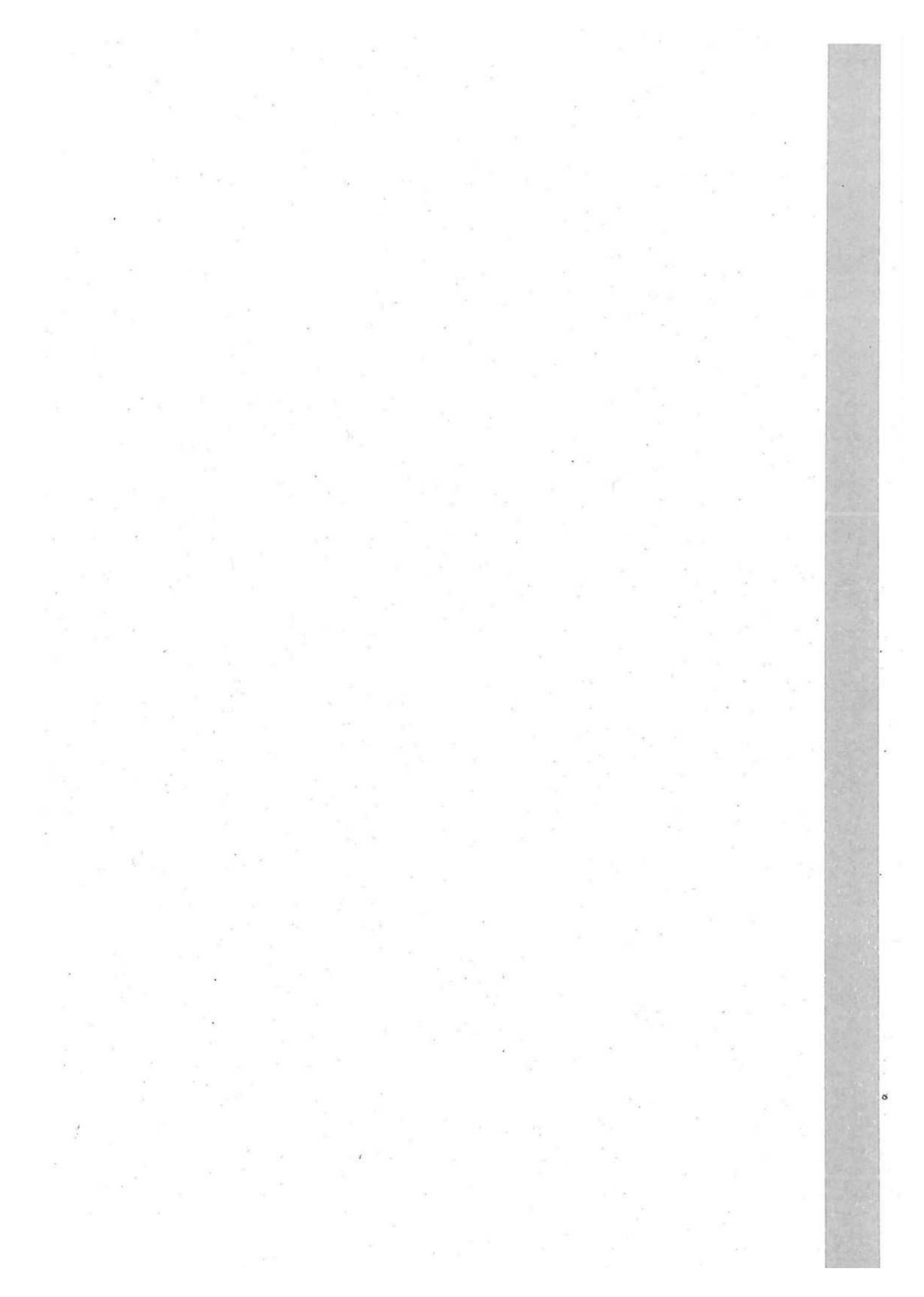
The Government intends to make prompt preparations and to dispatch the minesweepers with the understanding and cooperation of the countries concerned.

4. These measures are aimed at the removal of the mines, which are considered to have been abandoned in the sea, in order to secure the safe navigation of Japanese vessels now that an official ceasefire has been achieved and peace has been restored in the Gulf region; the measures do not constitute the dispatchment of armed forces which is prohibited under the Constitution of Japan. And there is no change in Japanese people's pledge to "forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes" which was made on the basis of sincere reflection of history.

5. It is widely understood that Japan, which is requested to take a major responsibility in the international community, has to extend not only financial and material contributions but also assistance in personnel to the international community. The Government of Japan believes that the measures have significance also as contribution in personnel terms for the peaceful and humanitarian purposes of ensuring the safety of navigation and promoting the rehabilitation of damaged countries.

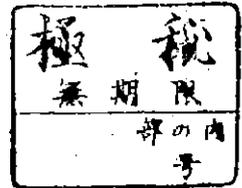
The Government of Japan earnestly asks the Japanese people for their understanding and cooperation in this matter.

(END)





5608



極秘第 68 巻

# 掃海艇のペルシャ湾への派遣

(極秘・秘ベース関係資料集)

～増補・改訂版～

1991年4月12日

北米局安全保障課

I. 議論のポイント	2
II. 主要国及び我が国の掃海能力	7
1. 現状（基本的事実関係）	8
2. 海上自衛隊保有の掃海艇	9
3. 機雷及び掃海の概要	12
III. 湾岸地域の現状（船舶の航行状況、掃海作業の現状等）	17
1. ペルシャ湾内における日本関係船舶の航行状況	18
2. 機雷危険区域に関する米国政府勧告	21
3. 掃海作業の現状	23
4. 正式停戦の成立	38
IV. 掃海艇の派遣に関する各界の要望	41
V. 掃海艇派遣をめぐる法的諸問題	52
1. 掃海艇の派遣問題について（米保作成 2.8.30）	53
2. 湾岸危機におけるペルシャ湾への掃海艇派遣について（条規作成 3.3.14）	58
3. 栗山次官と法制局長官の協議（3.3.26）	74
4. 法制局長官の対総理説明（3.4.10）	82
VI. 昭和62年当時の経緯	85
1. ペルシャ湾問題に係る我が国の措置検討の経緯	86
2. ペルシャ湾問題タスク・フォースの作業についての栗山外審所感	99
VII. 関連電報、協議の記録等	104
1. 村田大使意見具申	105
2. 次官室における会議（3.3.22）	108
3. 栗山次官と官房長官の協議	113
4. GCCへの要請（3.4.12）	125

## I. 議論のポイント

掃海艇のペルシャ湾派遣  
(議論のポイント)

3. 3. 22  
北 米 保

1. 機雷の敷設状況を含むペルシャ湾の実情を把握しているのか。

(1) 米国がイラクから聴取した機雷に関する情報は次のとおり。

・敷設された機雷は1089個で、2月13日までに237個(うち67個は不確実)を処分。

・機雷は北緯28度30分以上、東経49度30分以西に敷設(別添1)。

(2) 実際のオペレーションでそれ以上詳細な情報が必要になった場合には、その時点で関係国に更なる情報提供を要請。対応未決定のまま更に詳細な情報の提供を求めることは必ずしも適切ではない。

2. 我が国の掃海艇を派遣する必要性はあるのか。自衛隊機(C-130)のよう  
に結局空振りには終わることはないのか。

(1) 米国は、クウェイト主要港への水路(一定の幅の航路のようなもの)は直ちに掃海可能と言っているが、他方、残りの掃海には約半年を要する由であり、我が国船舶のペルシャ湾内航行状況 [REDACTED] に鑑みれば、我が国が参加する形での掃海の必要性はあると言えよう。

(2) 派遣までに余りに長期間を要すると、状況が変わることもあり得る。

3. 派遣の準備期間及び航海所要日数ほどの程度かかるのか。

派遣の準備については、約2週間程度かかると言われており、ペルシャ湾までは、天候等にもよるが約30~40日程度かかるものと見積られる。

4. ■■■自衛隊の掃海能力如何。木造船でペルシヤ湾にたどりつけるのか。■■■

- (1) 我が国の掃海能力は世界でも一流。我が国は、掃海艇を38隻(うち、いわゆる中型掃海艇を32隻、小型掃海艇6隻)を保有、そのうち中東に派遣し得る能力を保有しているのは8隻(うち2隻は就役したばかりで派遣は不可)。
- (2) 長期航海のために、掃海母艦、補給艦を随伴させ、数カ所に寄港すれば中東まで派遣することは可能。

5. ■■■派遣する部隊の規模如何。結局護衛艦の派遣が必要になるのではないが。■■■

具体的には、今後更に種々の情報に基づき防衛庁において検討されるべきものであるが、掃海艇4隻、掃海母艦1隻、補給艦1隻の合計6隻、人員約500名という編成が一つの考え方として挙げられる。護衛艦の派遣は必要ないと考えられる。

6. ■■■結局武器を携行することになるのではないが。■■■

掃海艇は20mm機関砲×1、掃海母艦は3インチ連射砲×1、20mm機関砲×1、魚雷発射管×2を装備。掃海作業においては、海上に浮上した機雷を処分するために掃海艇の機関砲は必要。いずれにせよ、現状においては、戦闘に巻き込まれ、あるいは武力の行使が必要とされる状況は予想されない。

7. ■■■アジア諸国の懸念をどうするのか。掃海艇の派遣は対アジア外交上マイナスではないか。■■■

C-130 派遣準備の際の経験及び今回の任務の目的、態様等からして、ASEAN諸国の理解は得られるとの感触。但し、中国、韓国については、いずれにせよ、慎重な対応を求めるという態度。

8. ■■■国連決議との関係如何■■■

我が国がかかる任務を遂行することは、我が国自身の国益に適うものであり、また、国際社会全体からも期待されているところ。国連決議や第3国の依頼を待つということではなく、我が国が進んで行うべきもの。

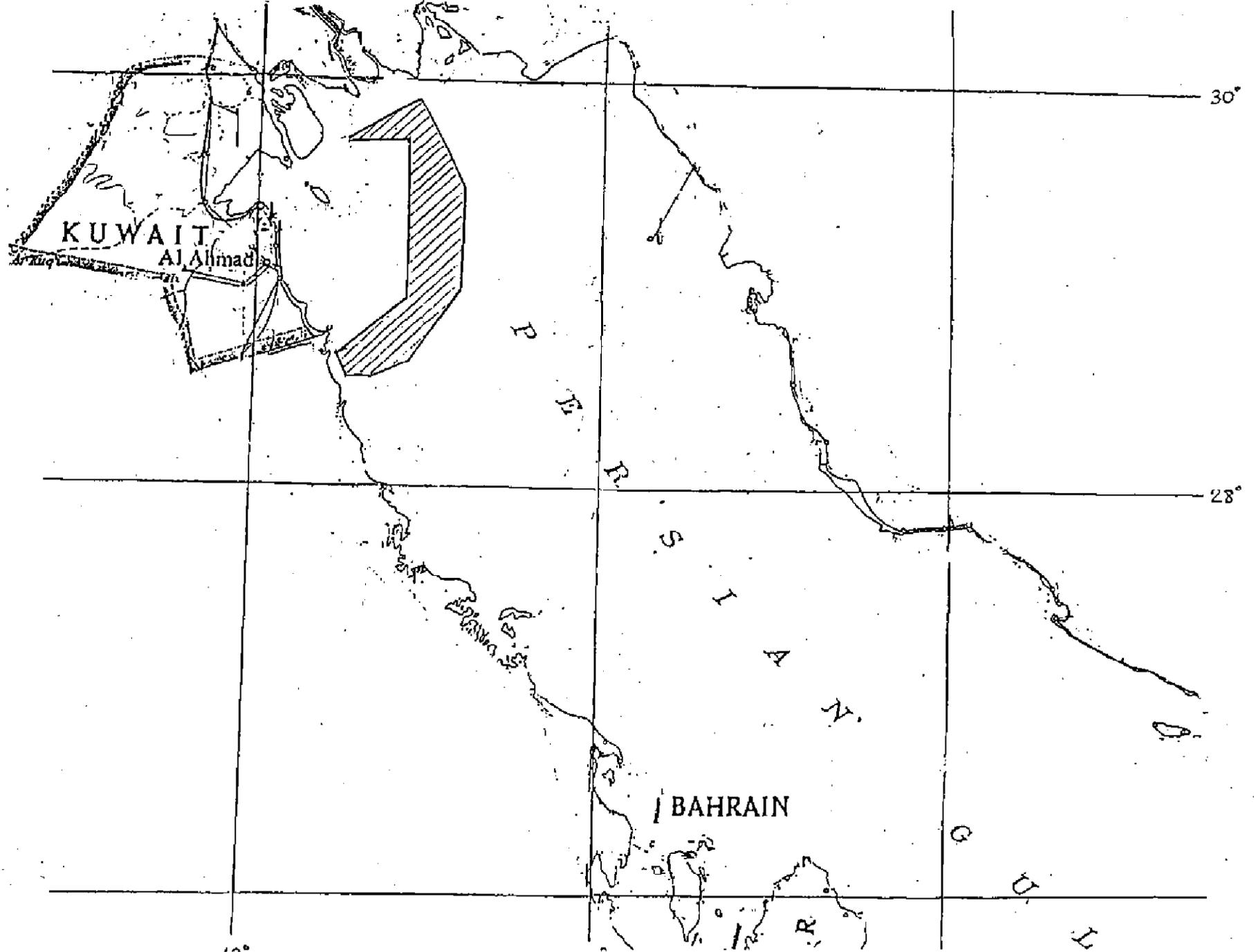
(参考) 安保理決議686主文6

「全ての加盟国及び国際連合、専門機関その他の国連システムの国際機関に対し、クウェイトの復興において同国の政府及び国民と協力するために全ての適当な行動をとるよう要請する。」

9. ■■■法的には問題ないのか■■■

自衛隊法の問題であるので、防衛庁と法制局との間で詰められるべき問題であるが、いずれにせよ、基本的には政治決断の問題。

機雷敷設海域



9

## II. 主要国及び我が国の掃海能力

3. 4. 9

(下線部は秘)

## 1. 応答のポイント

本件については、機雷の敷設状況を含むペルシャ湾の実情、掃海艇を派遣する必要性等につき十分に調査の上、その結果を踏まえて、今後慎重に対応すべき問題と認識。

現時点において、政府としての対応を結論づけているというわけではない。

## 2. 現状

(1) 米国その他関係国から我が国に対し派遣の要請が行われているわけではない。

## (2) 各国の掃海艇派遣状況

(イ) 現在ペルシャ湾に派遣されている掃海艇は、米国4隻、英国3隻、仏1隻、ベルギー3隻、独5隻、サウディ・アラビア2隻。(その他支援艦艇として、仏1隻、伊1隻ベルギー1隻、独1隻。)

(ロ) 現在ペルシア湾に派遣が予定されている掃海艇は、仏2隻、伊3隻。

## (3) 機雷の敷設状況

(イ) イラクにより敷設された機雷数は1200個弱で、3月末までに約300個が多国籍軍により処理済。

(ロ) 掃海作業には、約半年かかるとの情報あり。

## (4) ペルシャ湾における船舶の運行状況

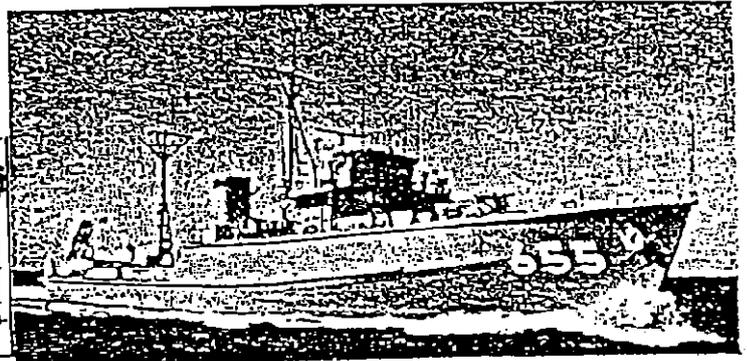
ペルシャ湾には、平時において平均約20隻程度の日本関係船舶(日本籍、日本人船員、日本企業の傭船)が常時航行。本年3月以降は約15隻程度が航行。

# 掃海艇「はつしま」型

MSC "HATSUSHIMA" Class

649「はつしま」	657「なるしま」	665「ひめしま」
650「にのしま」	658「ちちしま」	666「おぎしま」
651「みやじま」	659「とりしま」	667「もろしま」
652「えのしま」	660「ははしま」	668「ゆりしま」
653「うきしま」	661「たかしま」	669「ひこしま」
654「おおしま」	662「ぬわじま」	670「あわしま」
655「にいじま」	663「えたじま」	671「さくしま」
656「やくしま」	664「かみしま」	

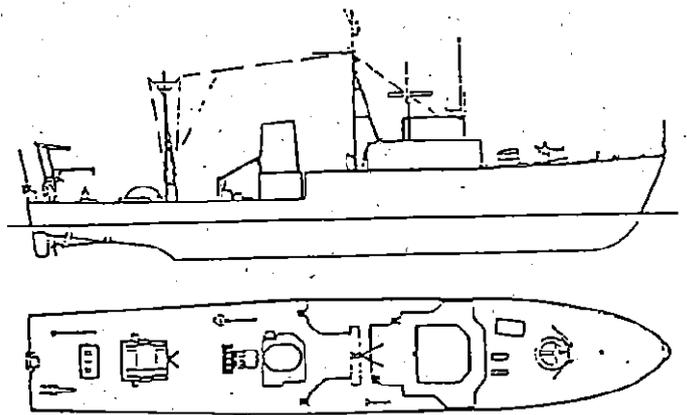
派遣可能艇



## 主要要目

基準排水量 440t(あわしま以降, 490t)  
 主要寸法 (長さ, 幅, 深さ, 喫水)  
 55×9.4×4.2×2.4m  
 (喫水2.5m-おおしま以降)  
 58×9.4×4.2×2.9m(あわしま以降)

船型 船首楼型  
 主機 2基  
 機力 1,440PS (1,400PS-やくしま以降)  
 航速 14kt  
 兵装 20mm機関砲×1 掃海装置一式  
 乗員 45名



## 記事

4次防タイプの中型掃海艇。3次防「たかみ」型に比べて、一回り大きく、航洋性を増した。「たかみ」型ですで見られた機雷掃討の考え方をさらに進め、新型機雷処分具S-4を搭載。処分の安全、迅速化を図っている。従来は、探知した機雷の処分のため、処分員が潜水して機雷に懸

雷を装着、爆破していたが、S-4は、発見した機雷に有線誘導で機雷をとりつけ、艇上での遠隔操作により爆破処分する。大型化に伴って、「たかみ」型に比べて外寸は若干大きくなったが、馬力・速力・兵装・乗員数は変わっていない。「あわしま」以降、居住環境改善のため50t大型化している。

2222

## 掃海母艦「はやせ」型

MST "HAYASE" Class

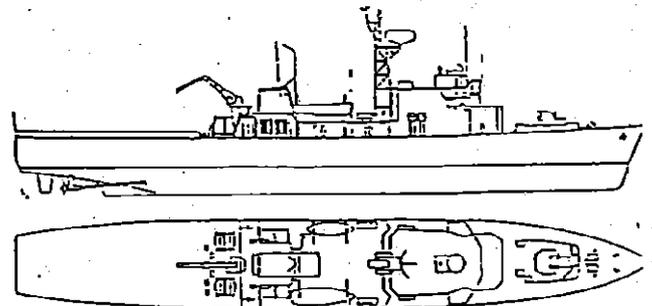
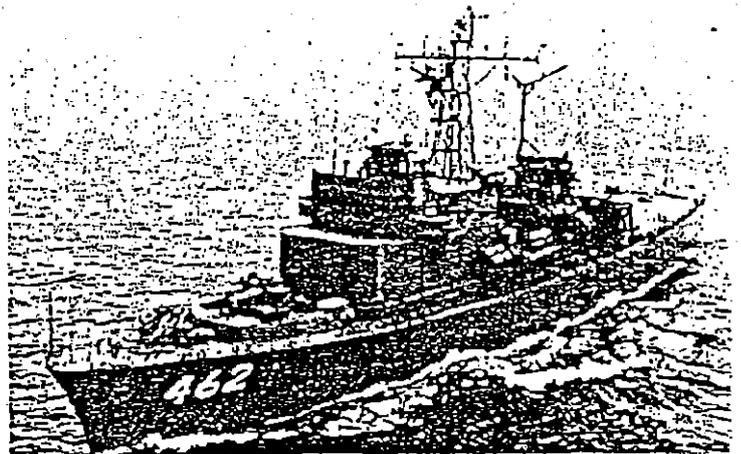
462「はやせ」(建造・石横東京)  
545.9.16 46.6.21 46.11.6 竣工

### 主要要目

基準排水量 2,000t  
 主要寸法 (長さ、幅、深さ、喫水)  
 99×14.5×8.4×4.2m  
 船型 平甲板型  
 主機 核 ディーゼル4基2軸  
 馬力 6,400PS  
 速力 18kt  
 主要兵装 50口径3連装速射砲×1 20'単装機関砲×2 3連装短魚雷発射管×2 訓練用機雷搭載装置一式  
 定員 180名

### 記事

掃海部隊の支援を主任務とし、「はやとも」の老朽化に伴う代替として建造された。掃海艇用の燃料、食糧など補給物資を搭載し、かつ旗艦としても使用するので司令部設備を有している。後部構造は、V-107型掃海ヘリコプターが発着可能なヘリコプター甲板となっており、掃海部隊支援用の電線用リールと5トンクレーンも備えている。そのほか訓練機雷搭載装置一式、水中処分隊用の再圧タンクなども装備している。本艦は運用上の見地から、機雷敷設艦「そうや」と類似

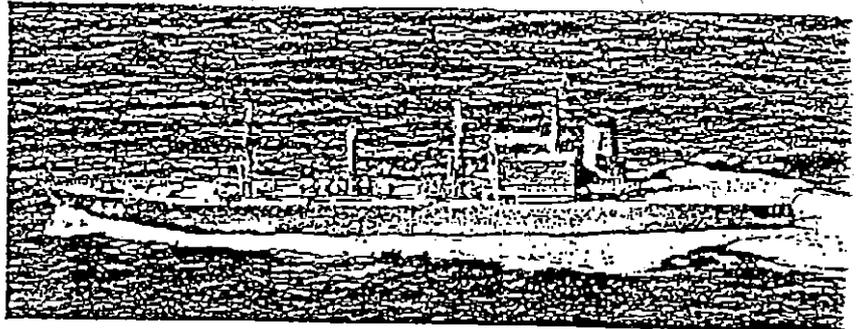


した艦型、装備をしており、多くの共通点を備えている。船体は、全通二層の平甲板型を採用し、また機雷敷設軌条を1尾に装備している関係上、「そうや」と同様に艦尾部にもなだらかなシアアがつけられている。

## 補給艦「とわだ」型

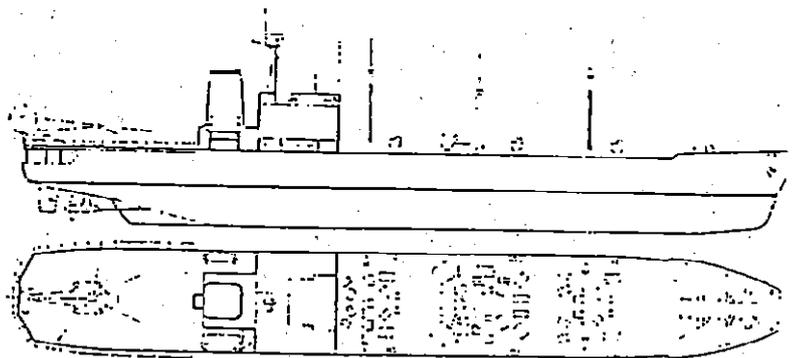
AOE "TOWADA" Class

- 422「とわだ」(建造・日立造船)  
S 60.4.17 H 1.3.25 H 2.3.21 竣工
- 423「ときわ」(建造・石川島)  
S 67.12.12 H 1.3.23 H 2.3.12竣工
- 424「はまな」(建造・日立造船)  
S 63.7.8 H 1.5.18 H 2.3.29竣工



### 主要項目

- 基準排水量 8,100t (\*8,150t)
- 寸法 (長さ、幅、深さ、喫水)  
167×22.0×15.9×8.1m (\*喫水8.2m)
- 船型
- 主機 2基 2軸
- 馬力 26,000PS
- 速力 22kt
- 特殊装置 洋上補給装置一式  
補給品機内移送装置一式
- 定員 140名  
(\*印は「ときわ」以降)



### 事

老齢化した「はまな」の代替更新のため建造されたが、現有「さがみ」よりさらに大型化し、能力向上を図っている。外観も「さがみ」を拡大した感じで、甲板が給油と弾薬・糧食等の物資搭載用設備、後部が飛行甲板となっており、同ヘリポートは将来導入が見込まれる大型機の発着が可能なように余裕をもたせてある。コンピュータ利用の燃

料補給状況判読装置や補給品の機内移送装置など各種の自動化が図られている。護衛艦部隊の長期行動を可能にするため、昭和62年度計画で建造の2隻が平成元年度末に就役し各護衛隊群に1隻ずつ補給艦を随伴させられる態勢が整った。「ときわ」以降は、2段ベッド化など居住性向上のため50t大型化している。

## 1. 機雷の種類

## (1) 係維機雷 (別添1参照)

(ア) 触角機雷：艦船が機雷の触角に触れると作動。

(イ) アンテナ機雷：艦船が機雷の触角、機雷上部の浮標又はアンテナに触れると作動。

(ウ) 感応機雷：艦船が一定の距離内に近接すると、船体磁気により機雷が作動。

## (2) 沈底機雷 (別添2参照)

(ア) 磁気機雷：艦船が敷設された機雷の付近を航行すると、船体磁気の変化により機雷が作動。

(イ) 音響機雷：艦船が敷設された機雷の付近を航行すると、船の航走音のある特定の周波数成分を受けて機雷が作動。

(ウ) 水圧機雷：艦船が敷設された機雷の付近を航行すると、船の航走によって海底に発生する負圧により機雷が作動。

(エ) 複合機雷：上記の磁気、音響、水圧機雷の2種類又は3種類の機能を組み合わせた機雷。

## (3) 浮遊機雷

係維機雷のように固定されておらず、海面又は水面下に漂っており、艦船が機雷に触れることにより作動。

(注) イラクの敷設した機雷は、係維機雷及び沈底機雷であると言われており、同国が浮遊機雷を保有しているか否かは不明。

## 2. 掃海艇による掃海作業（別添3参照）

### （1）係維掃海

掃海艇から左右に延びた掃海索（途中何か所かに切断機が付いている）を曳航し、係維機雷の係維索をその切断機で切断し、海中の機雷を浮上させる。浮上した機雷は機関砲等で処分。

### （2）感應掃海

音響機雷又は磁気機雷の掃海のため、掃海艇から音響掃海具（発音体を曳航）又は磁気掃海具（長い電線を曳航し、強力な磁場を発生させる）を曳航し、機雷を爆破させることにより処分。

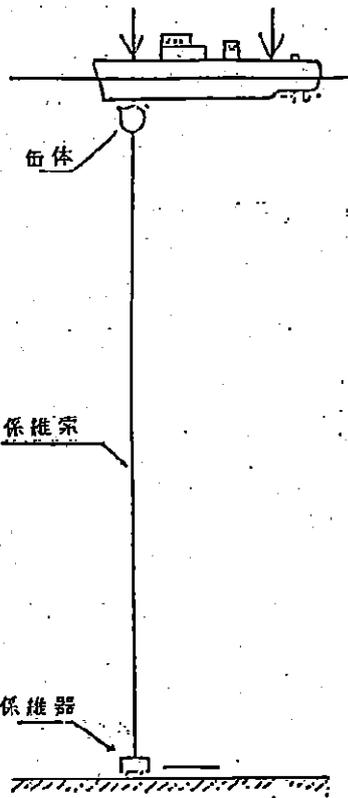
### （3）機雷掃討

掃海艇に装備している機雷探知機（魚群探知機のようなもの）又は、水中処分員（EOD）が潜水して海中あるいは海底の機雷を一つ一つ搜索し、発見した機雷をEODがゴムボートに釣り下げた爆薬で処分するか、又は有線誘導の水中航走体（機雷処分具）により爆雷を取り付けて爆破処分。

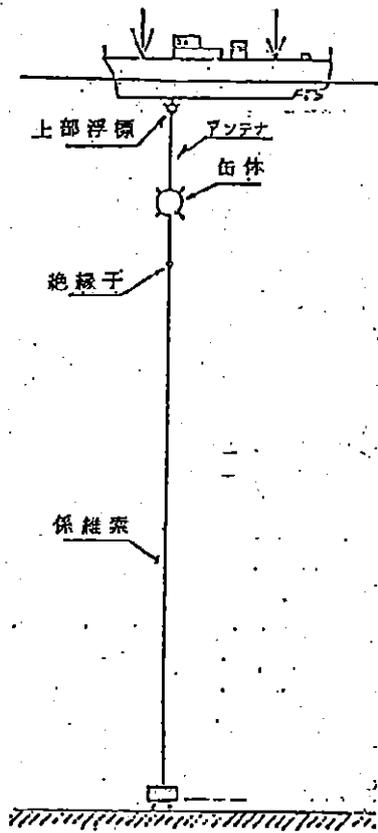
## 3. トロイカ・システム

独が開発した、無人掃海システム。操縦艇1隻と無人の処分艇3隻が1つのグループとなり、感應機雷を処分。操縦艇は危険な海域に進入せずに無人の処分艇により掃海することが可能。処分艇は優れた対爆性能を有しており、処分艇3隻で通常の掃海艇の2.5倍の能力を保有。

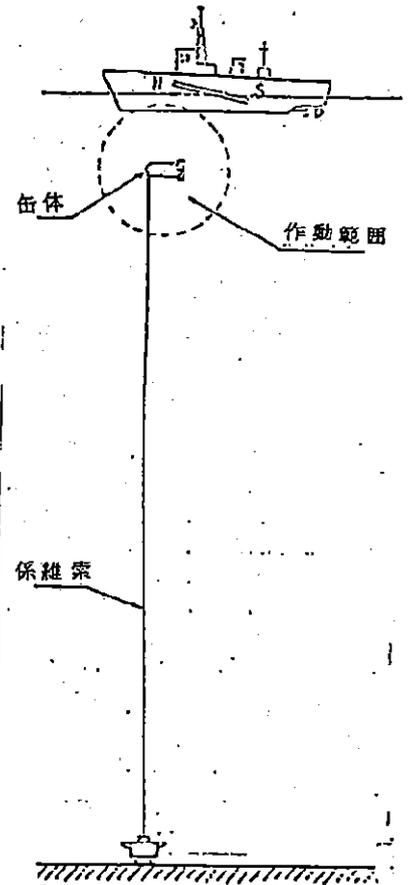
触角機雷



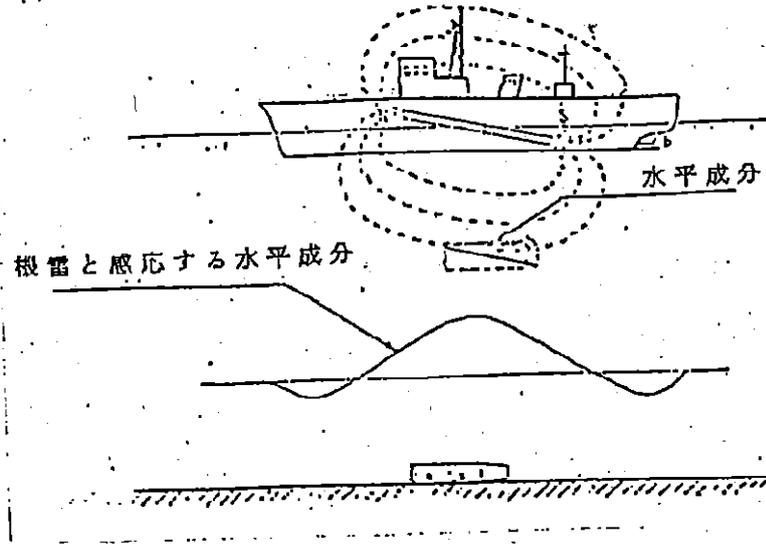
アンテナ機雷



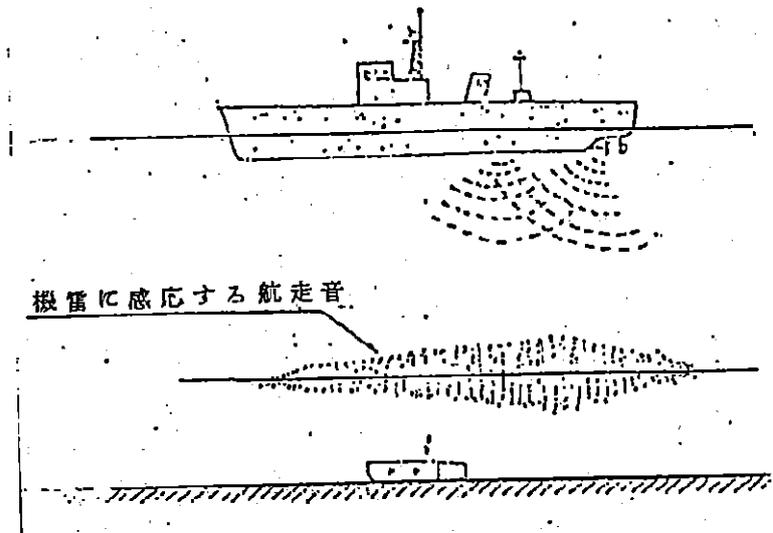
感应機雷



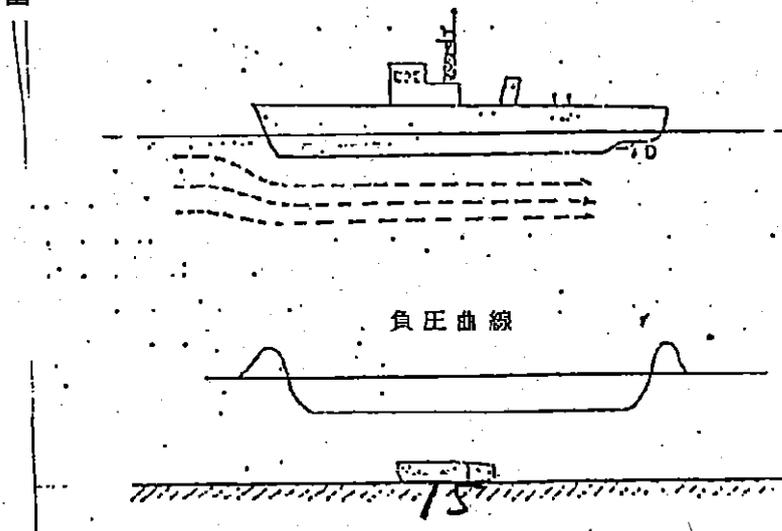
磁気機雷

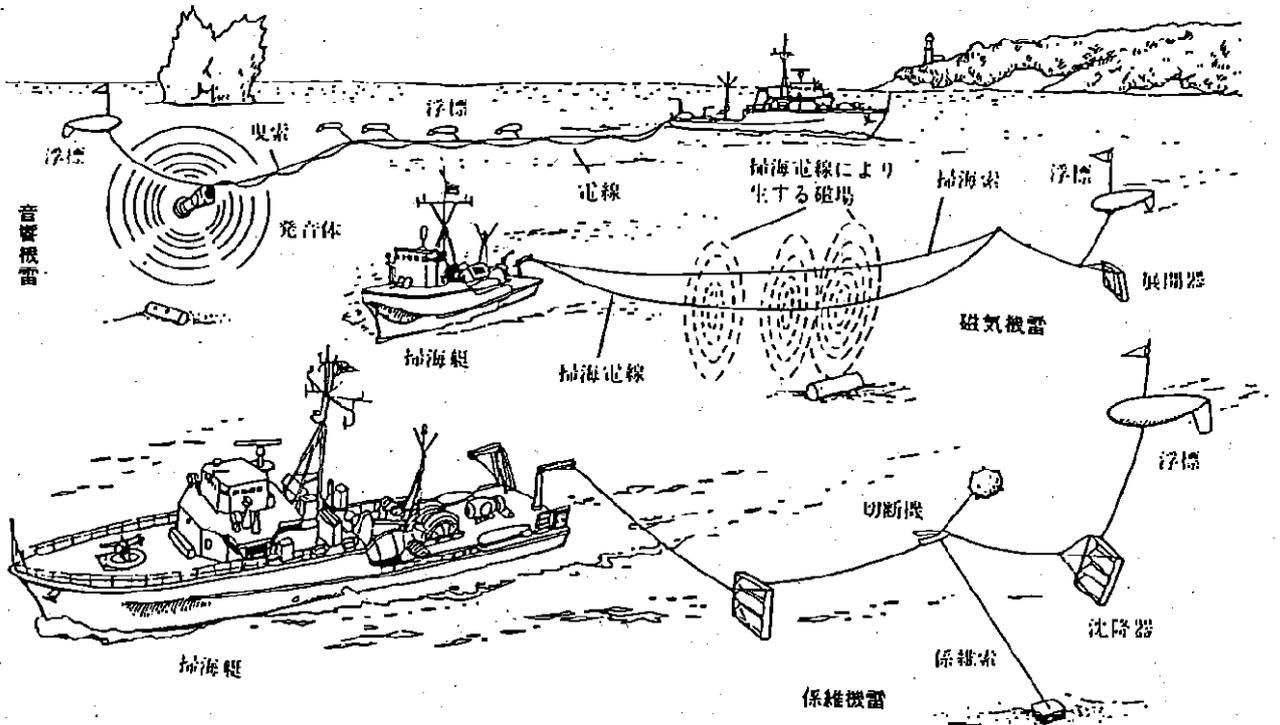


音響機雷

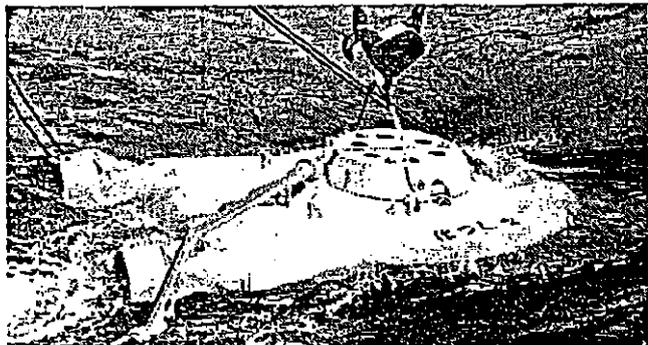


水圧機雷





↑ 機雷の処分作業訓練



← S-4 機雷処分具を海面におろした状況

III. 湾岸地域の現状  
(船舶の航行状況、掃海作業の現状等)

# 取扱注意

## ペルシャ湾内における日本関係船舶の航行状況

平成3年4月11日  
外務省

### 1. 平時

- (1) ペルシャ湾内には平均約20隻程度の日本関係船舶（日本籍船及び外国籍船のうち日本企業の傭船）が常時航行しているとされる。
- (2) 主な寄港地は、カーク島（イラン）、バクル（イラク）、アハマディ（クウェイト）、カフジ（サウディ北部）、ジュベイル、ラストヌラ、ダンマン（サウディ中部）、マナマ（バハレーン）、ドーハ、ウム・サイド（カタール）、ジュベル・ダーナ、ドバイ（ア首連合）等。

### 2. 湾岸危機後

- (1) 90年8月以降は、概ね15～6隻が常時航行。
- (2) 対イラク経済制裁の実施に伴い、イラク、クウェイト向けの航行は停止。更に、1月の多国籍軍とイラク軍との武力衝突の直前（1月14日）より、ペルシャ湾内安全航行のための海運労使間の取決めとして、東経52度線（ア首連・ジュベル・ダーナの西側）及び北緯27.5度線（サウディ・ジュベイルの北側）を基準線として自主的な航行規制が行われた。

### 3. 戦闘行動終結後

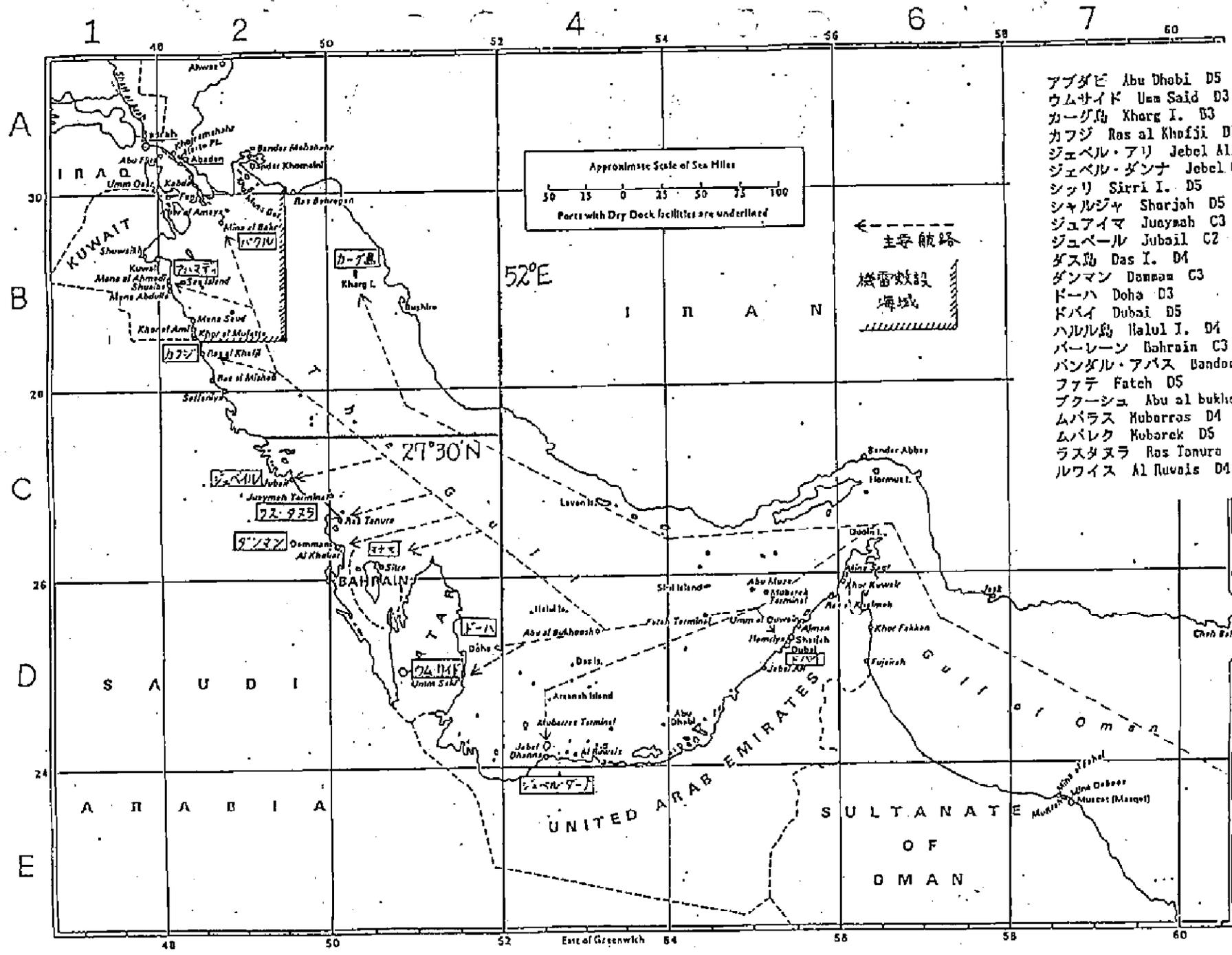
- (1) 本年3月以降は、概ね15隻程度が常時航行。
- (2) 3月1日をもって、海運労使による規制は解除。他方、3月20日、運輸省は、外務省より提供の機雷関連情報に基づき、日本船主協会に対して「北緯28.5度以北、東経49.5度以西の海域（クウェイト、イラク海域）には機雷が敷設されているとの情報があり十分留意すべき」旨の通報を行った。
- (3) これまでのところ、日本関係船舶の航行先はサウディ・アラビア中部のジュベイル及びイランのカーク島（イラン沖北上の航路）までとなっている。

## ベルシャ湾内の日本関係船舶航行状況

ベルシャ湾内の日本船社運行船舶隻数及び邦人乗組員数（一日平均艘数）

	船舶数/日	邦人乗組員数/日
湾岸危機勃発以前（ ～90. 8. 2 ）	20（推定）	150（推定）
武力行使開始まで（90. 8. 2. ～91. 1.16. ）	16	120
地上戦開始まで（91. 1.17. ～ 2.24. ）	15	110
地上戦期間中（ 2.25. ～ 2.28. ）	17	130
武力行使終了後（ 3. 1. ～ ）	15	110

（出所：日本船主協会）



- アブダビ Abu Dhabi D5
- ウムサイド Umm Said D3
- カーグ島 Kharg I. B3
- カフジ Ras al Khafji D2
- ジェベル・アリ Jebel Ali D5
- ジェベル・ダンナ Jebel Dhanna D4
- シッリ Sirri I. D5
- シャルジャ Sharjah D5
- ジュアイマ Juaymah C3
- ジュベール Jubail C2
- ダス島 Das I. D4
- ダンマン Dammam C3
- ドーハ Doha D3
- ドバイ Dubai D5
- ハルル島 Halul I. D4
- バーレーン Bahrain C3
- バンドル・アバス Bandar Abbas C6
- ファテ Fatch D5
- ブクシュ Abu al bukloosh D4
- ムパラス Kubarras D4
- ムバレク Mubarek D5
- ラストヌラ Ras Tanura C3
- ルワイス Al Ruwais D4

20

4月4日付け米政府勅告91-9 (要旨)

1. 機雷危険区域は別紙地図のとおり。ただし、浮遊機雷についてはこの限りでない。
2. 港湾施設が十分でないため、貨物船がクウェート諸港へ入港するに際しては事前にクウェート政府関係者と調整する必要がある。
3. 29°N以北のクウェート諸港への入港に際しては、要請に応じてエスコートサービスを提供するので、エスコートを希望する商船は下記に申し込むこと。

INMARSAT TELEX (1505612)

MARLO FAX (973) 728-244

725-721

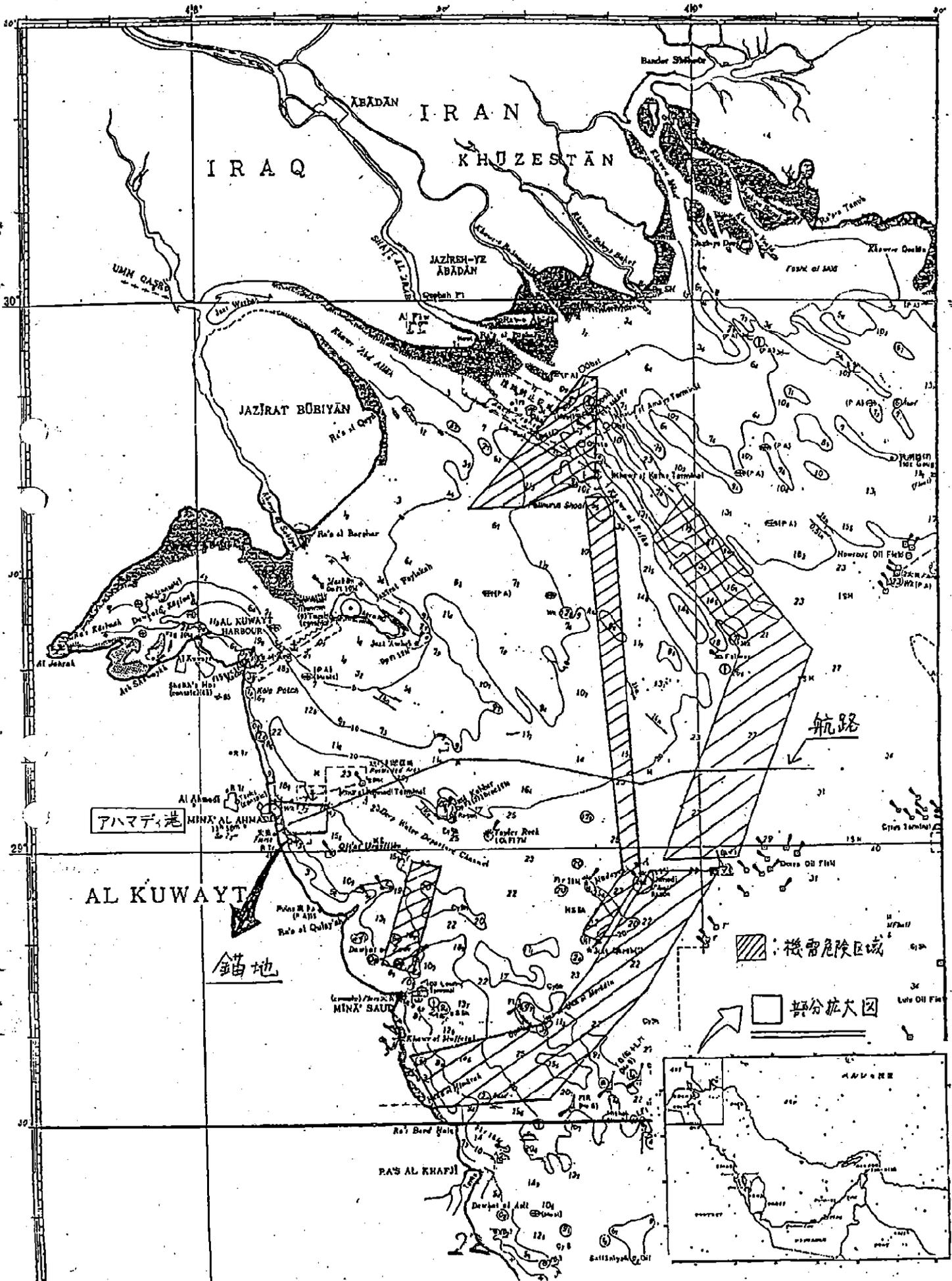
TELEX (BAHRAIN) 7031 (ASUBN)

米軍補給部隊司令官 (973) 713-172

EXT.205 or 306

また、上記連絡先では最新の航行安全情報を提供している。

4. 入出港に際しては別紙地図に示す航路を航行すること。また、船舶の喫水は12mを超えないこと。



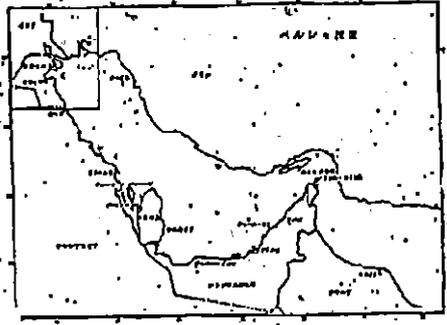
アハマディ港

航路

錨地

機雷危険区域

部分拡大図



極秘

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。  
2. 本電の内容に関する照会は検閲班 (内線2171、2174)。  
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班 (内線3169) に連絡ありたい。

電信写

04-032

大 政事外外儀官  
大 務務 典房  
臣秘官官番審長長

①経外査総 博代  
大 大 察括 表  
使使研審審

総口対文会厚情オ  
察人團在儀警史

④報官 参國際内外

文長 審一二

移長 参政保对旅外

①田東 参田東西  
長 一

①米長 ①一①①

中南長 参一二

欧 審西の洋 西東

近ア長 参三〇アア 一二

経 次総経途博 審経漁国

長 参経エ国 安ネ二

参海 審準

経協長 審政国開無 参調技有理

長 審条協規

国 審政経人 参社

科 科原

調 ①①①調 ①①

総番号 R069799  
月 4日  
平成 3年 4月 5日

米 国 発  
本 省 着

情 安

外務大臣殿 村田大使

湾かん情勢 (そう海作業) (防衛情報)

第4036号 極秘 至急 (ゆう先処理)

4日、米より、バルシヤ湾北部におけるそう海作業の現状に関する資料を入手したところ、別FAX  
信にて送付する。なお、別FAX信について本省接到後、極秘指定に願いたい。

これによれば、現在の投入兵力次の通り (1日現在)。

米: MCM X 1, MSO X 1, ~~FF~~ X 1, FF X 1, FFG X 1, CG  
X 1  
LPH

英: そう海てい X 3

イタリア: そう海支援てい X 1

仏: そう海てい X 1 そう海支援てい X 1

ベルギー: そう海てい X 3, そう海支援てい X 1,

サウデイ: そう海てい X 2

カナダとオーストリアは <sup>3/</sup> EOD / OED 支援

また現在進出中の兵力次の通り。

独: そう海てい X 5 そう海支援てい X 1, トロイカ・ドローン X 6

イタリア: そう海てい X 3

仏: そう海てい X 2

なお、イラクによる機らいふ設の総数: 1167

処分数: 破かい X 306:

EOD / OED による爆破処理 X 6



極秘

電信写

ちんほつそう失X5 (了)

00

DR

FAX信

~~極秘~~  
無制限  
部の内

総番号 R069904

主管

月 4日  
平成 3年 4月 5日

米 国 発 着  
本 省

情 安

外務大臣殿

村田 大使

湾がん情勢 (そう海作業) (防衛情報)

FAX信 秘 至急 (ゆう先処理)

(以下FAX送信 WS5428-12)

# S 5428 1

MCM OPERATIONS BRIEF NARRATIVE

SLIDE 1(A) THIS SLIDE DEPICTS THE LOCATION OF THE MINEFIELDS REPORTED TO HAVE BEEN LAID BY THE IRAQI'S. THIS INFORMATION WAS OBTAINED AT A MEETING BETWEEN COALITION AND IRAQI MILITARY LEADERS AND SUBSEQUENTLY RELEASED BY COMINWARCOM ON 061900Z. IN THE LOWER RIGHT HAND CORNER IS THE NUMBER OF MINES AND MINE LIKE OBJECTS REPORTED AS WELL AS CONFIRMED MINES. OF THE 320 CONFIRMED MINES, OVER 130 WERE DRIFTING CONTACT MINES.

SLIDE 1(B) THIS SLIDE IS A BREAKDOWN OF THE TYPES AND QUANTITIES OF MINES LOCATED IN THE MINE BOXES/LINES. THE IRAQI'S WHEN LAYING MINES IN THE BOXES UTILIZED A SYSTEM OF 3 ROWS PER BOX WITH 3 SECTIONS PER BOX. AN EXAMPLE WOULD BE IN BOX 1, ROW A HAS 3 SECTIONS OF 13 MINES PER SECTION FOR A ROW TOTAL OF 39. ROW B HAS 3 SECTIONS OF 12 MINES PER SECTION FOR A TOTAL OF 36 MINES AND ROW C HAS THREE SECTIONS OF 31 MINES FOR A TOTAL OF 93 MINES AND A BOX TOTAL OF 168.

WS5428 2

SLIDE 2 SHOWN IS THE CURRENT LANES THAT HAVE BEEN CLEARED THROUGH THE MINEFIELDS. THE LANE BEGINNING AT PT A TO PT I WAS THE INITIAL LANE CLEARED. ALL LANES IN WHITE INDICATE A 90% CONFIDENCE LEVEL. ALL LANES IN RED POSSESS AN 80% CONFIDENCE LEVEL. THE ROUTES IN YELLOW INDICATE A LEVEL OF 50% CONFIDENCE AND THE ROUTES IN GREEN INDICATE LANES WHERE THERE HAVE BEEN NO MCM OPERATIONS, HOWEVER, SAFE PASSAGE HAS BEEN CONDUCTED ALONG THESE LANES. UNLESS INDICATED, ALL LANES ARE 1000 YARDS LEFT AND RIGHT OF CENTERLINE. ADDITIONALLY, THIS SLIDE SHOWS THE 2 FIRE SUPPORT AREAS (FSA'S) MARKED IN YELLOW NEAR PT H, THAT WERE CLEARED FOR MISSOURI AND WISCONSIN'S NAVAL GUN FIRE SUPPORT OF FAYLAKAH ISLAND, AND THE PIER HOLDING FACILITIES AT MINA AL AHMADI AND MINA ASH SHUAYBAH.

SLIDE 3 THE BROWN SHADED AREAS IN THIS SLIDE REPRESENT THE CURRENT MINE DANGER AREAS NUMBERED 5-10, WITH THE CURRENT LANES CLEARED THROUGH THESE AREAS. ORIGINALLY, THERE WAS TEN MINE DANGER AREAS HOWEVER FOUR OF THESE WERE CONSOLIDATED AND ONE WAS RESCINDED.

#S5428 3

SLIDE 4 THE DOTTED LINES IN THIS SLIDE REPRESENT MCM OPERATIONS CONDUCTED IN THE LAST TWO DAYS (26-28 MAR) AND THOSE THAT ARE CURRENTLY ONGOING. THE LANE INDICATED BY PT QCX303C AND THE DOTTED LINE JUST TO THE SOUTH REPRESENTS A DEEP WATER CHANNEL CURRENTLY BEING SWEEPED. THE DEEP WATER CHANNEL IS NOW AT 50% AND SWEEPING OPERATIONS CONTINUE TOWARD THE 80% LEVEL. THE LANE BETWEEN PTS O-P WAS SWEEPED AND NOW HAS AN 80% CONFIDENCE LEVEL AS OF YESTERDAY. MINE CLEARING OPERATIONS CONTINUE IN THE CHANNELS LEADING INTO KUWAIT HARBOR, MINA AL AHMADI, AND ASH SHUAYBAH. AMCM OPERATIONS ALONG THE LANE TO KUWAIT CITY AND OPERATIONS TO WIDEN THE TURNING POINT INTO KUWAIT HARBOR CONTINUE. THIS POINT INDICATED AS PT K TO PT KK IS APPROXIMATELY 2NM LONG AND 200 YARDS EITHER SIDE OF CENTER LINE. ADDITIONALLY, AUSTRALIAN, CANADIAN, AND U.S. EOD TEAMS ARE CONDUCTING PORT CLEARING OPERATIONS AT KUWAIT HARBOR, MINA AL AHMADI, AND ASH SHUAYBAH. AS A RESULT OF SMALL ARMS FIRE AGAINST AVENGER, MCM OPERATIONS IN THE RAS AL QUALAYAH CHANNEL HAVE BEEN DISCONTINUED. THERE HAS BEEN NO UPDATE ON OPERATIONS IN THIS VICINITY.

# S 5428 : 4

SLIDE 5 SHOWN IS THE CURRENT (01 1000L) POSITIONS OF U.S. AND U.K. MINE HUNTING ASSETS.

U.S. ASSETS: ADROIT, AVENGER, NEW ORLEANS AND VREELAND WITH HER MAGIC LANTERN HELO EMBARKED. HORNE (CG) AND JARRETT (FFG) ARE IN THE VICINITY PROVIDING AAW AND ASUW SUPPORT.

U.K. ASSETS: ATHERSTONE, BICESTER, BRECON, BROCKLESBY, CATTISTOCK, DULVERTON, AND LEDBURY WITH HECLA AND SIR GALAHAD PROVIDING SUPPORT. ATHERSTONE, HURWORTH, AND CATTISTOCK ARE SCHEDULED TO RETURN TO THE U.K. BEFORE THE MIDDLE OF APRIL.

FRENCH AND BELGIUM MCM UNITS IN THE AREA DO NOT SHOW UP ON THE JOTS/VIDS PRINTOUT HOWEVER THESE INCLUDE: THE FRENCH UNIT SAGITTARE AND THE BELGIUM UNITS INCLUDE IRIS, MYOSOTIS, AND ZINNIA.

SLIDE 6 THIS SLIDE SHOWS FOREIGN MCM AND SUPPORT UNITS IN THE AOR.

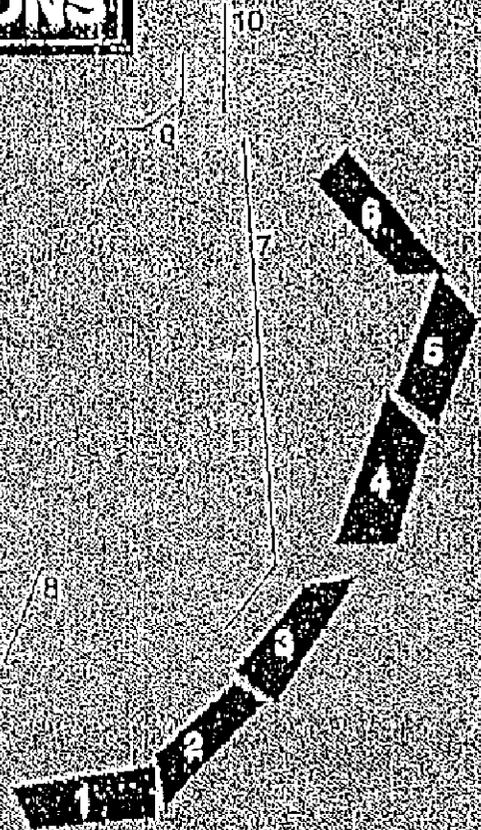
SLIDE 7 THIS SLIDE SHOWS FOREIGN UNITS EN ROUTE THE AOR. THE GERMAN MCM UNITS ARE EXPECTED TO ARRIVE AT BAHRAIN FOR A VISIT ON 04 APR PRIOR TO COMMENCING OPERATIONS.

WS 5428 5

# IRAQI MINE LOCATIONS

**TOTAL MINES**

- 412 MINE LIKE OBJECTS REPORTED
- 320 CONFIRMED MINES
- 306 DESTROYED
- 6 EXPLOITED BY EOD
- 6 SUNK/LOST



SECRET

30

(A)

US 5428 6

# TOTAL MINES LAYED

BOX #	QUANTITY	TYPE	BOX #	QUANTITY	TYPE
BOX # 1			BOX # 5		
ROW A	39	BOTTOM MINE	ROW A	39	MOORED MINE
B	57	MOORED MINE	B	57	MOORED MINE
C	93	MOORED MINE	C	93	MOORED MINE
	189			189	
BOX # 2			BOX # 6		
ROW A	39	BOTTOM MINE	ROW 1	104	MOORED MINE
B	57	MOORED MINE		104	
C	81	MOORED MINE	LINE # 7		
	177		ROW 1	40	BOTTOM MINE
BOX # 3			2	10	BOTTOM MINE
ROW A	39	BOTTOM MINE		50	
B	57	MOORED MINE	LINE # 8		
C	93	MOORED MINE	ROW 1	22	BOTTOM MINE
	189		LINE # 9		
BOX # 4			ROW 1	44	MOORED MINE
ROW A	39	BOTTOM MINE	LINE # 10		
B	57	MOORED MINE	ROW 1	16	BOTTOM MINE
C	93	MOORED MINE	ROW 2	19	MOORED MINE
	189			35	

TOTAL 1167

31

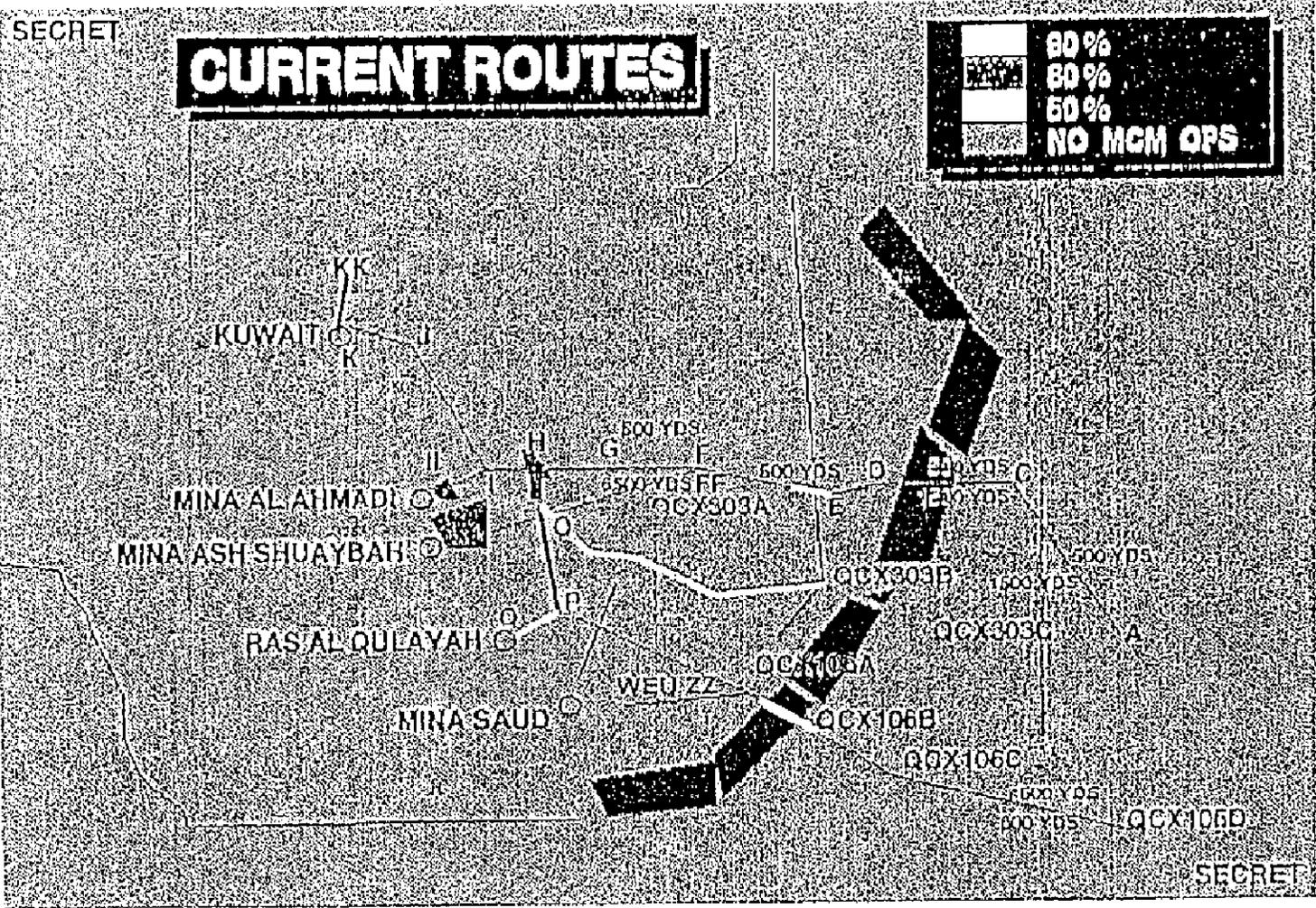
1(B)

W 5428 7

SECRET

# CURRENT ROUTES

[Pattern]	80%
[Pattern]	80%
[Pattern]	50%
[Pattern]	NO MCM OPS



SECRET

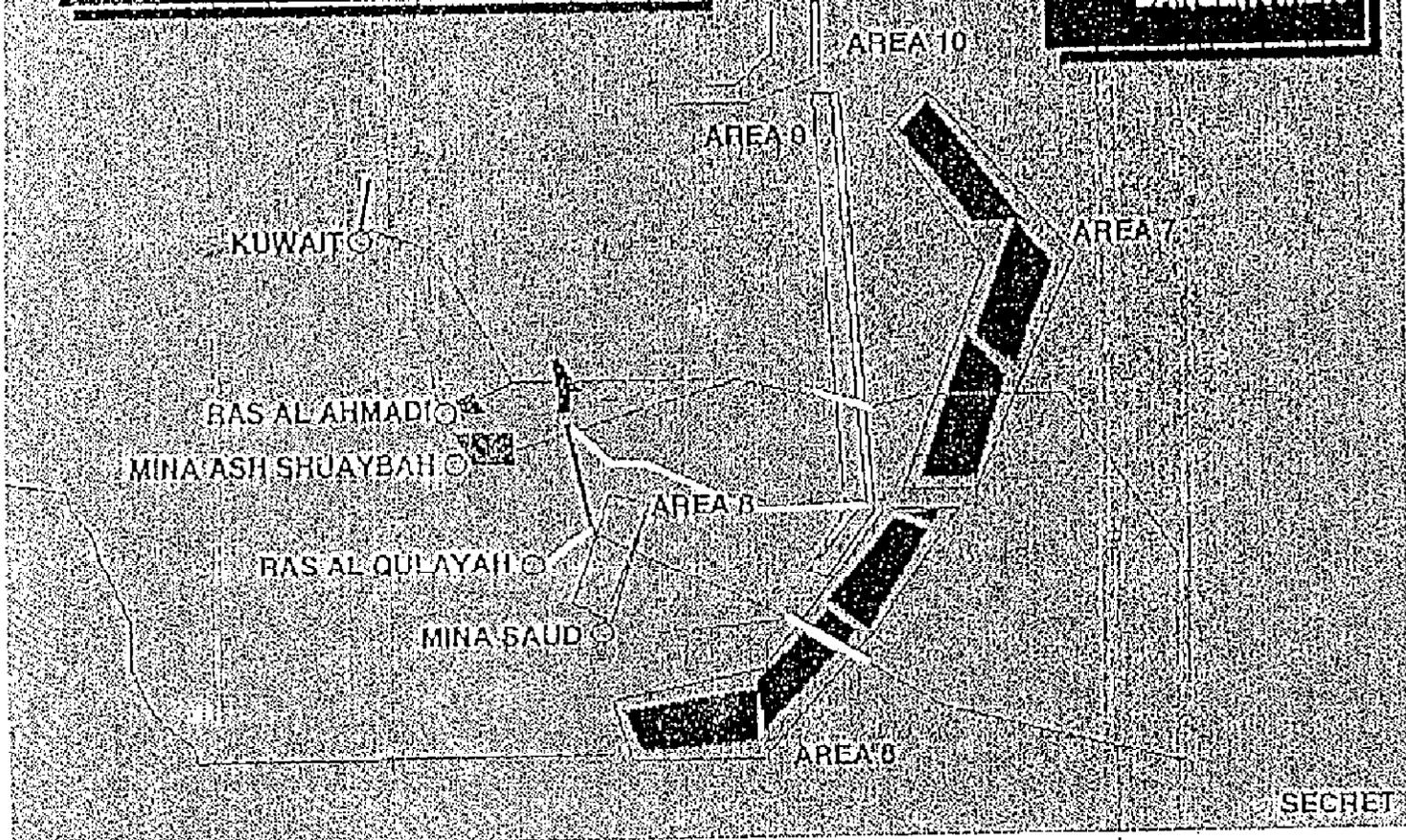
32

2

WS 5428 8

# MINE DANGER AREAS

 DENOTES MINE DANGER AREA

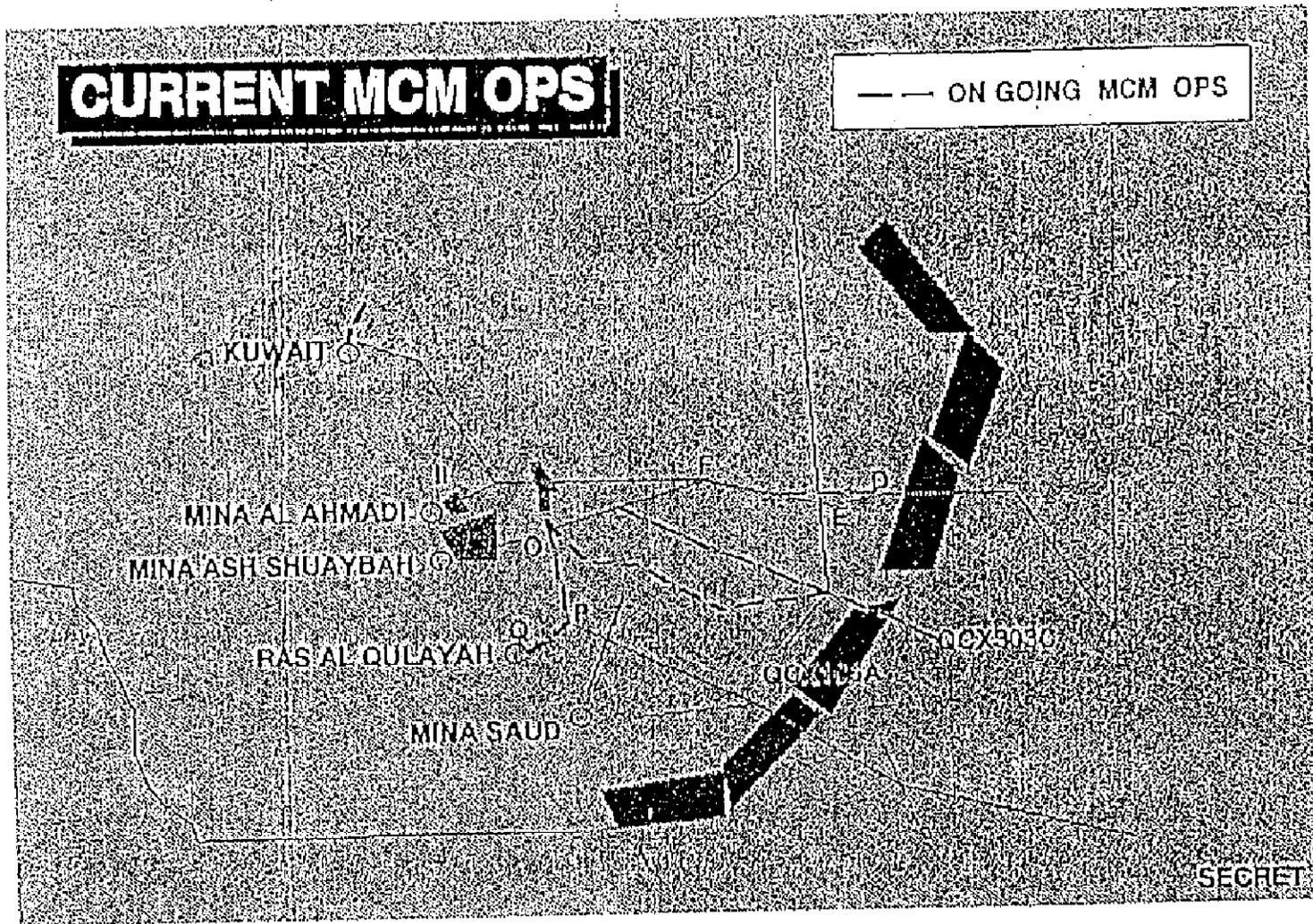


SECRET

33

3

NS 5428 9



39

4

WS542810

COPY OF

SLIDE NUMBER 5

NOT AVAILABLE

W S 5 4 2 8 1 1

**FOREIGN UNITS (MINE SWEEPERS)**

**UNITS IN NORTHERN PERSIAN GULF**

**UNITED KINGDOM 3 MINE SWEEPERS**

**ITALY 1 MINE SUPPORT AUXILIARY**

**FRANCE 1 MINE SWEEP**

**1 MINE SUPPORT AUXILIARY**

**BELGIUM 3 MINE SWEEPS**

**1 MINE SUPPORT AUXILIARY**

**SAUDI ARABIA 2 MINE SWEEPS**

**\*\*\* CANADA AND AUSTRALIA HAVE EOD ASSETS INVOLVED IN HARBOR CLEARANCE OPERATIONS**

WS542812

**FOREIGN UNITS (MINE SWEEPERS)**

**UNITS EN ROUTE PERSIAN GULF**

<b>WEST GERMANY</b>	<b>5 MINE SWEEPS 1 MINE SUPPORT AUXILIARY 6 TROIKA DRONES</b>
<b>ITALY</b>	<b>3 MINE SWEEPS</b>
<b>FRANCE</b>	<b>2 MINE SWEEPS</b>

(37)

37

7

## 正式停戦の成立

取扱注意

平成3年4月12日  
国連政策課

11日午後6時（日本時間12日午前8時）安保理議長（ベルギー）よりイラク国連大使に対し停戦宣言の書簡が手交され、停戦が正式に成立したところ本件経緯次の通り。

1. 正式停戦のための安保理決議687（4月3日採択）に対しイラクは、4月6日付イラク外相書簡（国連事務総長及び安保理議長宛）にてイラクが同決議を受諾する旨通報。
2. 9日、安保理議長（ベルギー）が議長声明の形で停戦宣言を行う予定であったが、上記イラク外相書簡にはイラク議会の決定内容につき説明がなかったため、同説明をイラクから得た上で停戦宣言を行うこととなった。
3. 10日、安保理議長はイラク代表よりイラク議会の決定に関する書簡を受領。右を安保理メンバーに配布。11日午後安保理非公式会合において、停戦が発効するとの内容の書簡を安保理議長よりイラクに対し発出することで合意が成立。

### （注）

1. 安保理決議687主文33は、イラクが事務総長と安保理に同決議受諾通報を行うことにより停戦が発効するとしているため、6日に提出されたイラク外相書簡により、正式停戦が既に発効しているとする安保理事国（オーストリア、インド）もあるが、安保理議長（ベルギー）及び米は、イラクの決議受諾通報が十分か否かの認定を安保理が行う必要があり、安保理議長よりイラク代表部に対する停戦成立通知書簡発出をもって停戦が発効するとの解釈をとっている。
2. 11日の上記安保理非公式会合において、インド代表より、停戦が発効したのはイラクが安保理に決議687の受諾を通告した6日でありそのことを書簡に明記したいとの発言があったが、右に米、英等が反対したため結局停戦がいつ発効したかについては触れない形で書簡が発出されることとなった。

DN6866 I

出保強議表強 577 國運不絕宛貴海 (修強空言)

I have the honour to acknowledge receipt of your communication dated 6 April 1991 (S/22456).

You thereby transmit to me the letter addressed to me by the Minister for Foreign Affairs of Iraq, the penultimate paragraph of which contains official notification of the acceptance, irrevocable and without qualifying conditions, by Iraq of resolution 687 (1991), in accordance with paragraph 33 of that resolution.

You have subsequently confirmed to me on behalf of your Government, during our meeting on 8 April 1991, that the above-mentioned letter constitutes Iraq's irrevocable and unqualified acceptance of resolution 687 (1991) in accordance with paragraph 33 of that resolution. You have also transmitted to me the acceptance by Iraq's National Assembly on 6 April 1991 of the aforesaid resolution (S/22480), and confirmed to me, in the name of your Government, that the Revolution Command Council has used its constitutional powers to make this Decision legally binding in the Republic of Iraq.

The members of the Security Council have, accordingly, asked me to note that the conditions established in paragraph 33 of resolution 687 (1991) have been met and that the formal cease-fire referred to in paragraph 33 of that resolution is therefore effective.

The members of the Council welcome this development as a positive step towards the full implementation of resolution 687 (1991).

(3)

IV. 掃海艇の派遣に関する各界の要望

## 掃海艇派遣に関する各界の要望等

取扱注意

平成3年4月11日

北米保・北米地

月 日	要望者と形態	要望の概要等	月 日	要望者と形態	要望の概要等
4月8日	経団連平岩会長 コメント発表 (別添1)	湾岸の安全航行に重要な利益を有し、機雷除去能力の高いわが国が、復興への貢献策として機雷処理に貢献することは平和時において当然の行為であり、時宜にかなったもの。湾岸の機雷は遺棄されたものと考えられ、武力行使や海外派兵には該当せず、自衛隊法とも法文上の妨げなしと思われる。過去の経験に問題があるなら、アジア諸国の理解を得つつ対応の必要。	4月10日	サウディ政府よりアラビア石油に対する期待表明(アラ石筋) (別添4)	アラ石とサウディ政府関係者の操業再開についての話し合いの過程で、日本からの掃海艇派遣を期待する感觸が示されたことは事実であるが、正式な要望という類のものではない。
	松成日本船主協会会長宛海部総理宛書簡* (別添2)	機雷の存在が伝えられ、日本の商船隊船員の人命安全、船舶の安全航行に強い懸念。湾岸諸国の戦後復興への協力、貿易の再開を進めるため、日本政府として航路の安全確保に格段の配慮を要請。		(11日付産経夕刊上記関連報道) (別添5)	サウディ政府関係はアラビア石油幹部に対し、ペルシャ湾でのタンカーの安全航行について、「わが国は余裕はない、日本には優秀な掃海艇があるんだから日本政府に掃海業務に当たるよう頼んだらどうか」と述べた由(外務省筋)。
	中西全日本海員組合組合長宛村岡運輸大臣当て書簡*(別添3)	(船主協会会長宛総理宛書簡と同旨)		速内日本石油連盟会長定例会見(11日付各紙)	1. 「戦争が終結したことであり、派遣してもよいのではないかと発言。 2. 通産省に掃海艇派遣を要請中。
				行革審鈴木会長(日経連会長)記者会見(11日付各紙)	「日本が一番の技術を持っており、浮かんでいるものを掃除するわけだから別に問題ない、停戦もしているし結構な話だ」と発言。

\*両書簡は上村官房副長官秘書官を通じ入手したものでありその扱いには御注意下さい

## 平和時におけるペルシャ湾への自衛隊掃海艇等派遣について

## 会長コメント

1991年4月8日

設 経済団体連合会

1. 現在、ペルシャ湾岸地域にはイラク軍が敷設した機雷が多数（約1,000）残っており、これが、わが国を含む各国の船舶の安全航行を妨げ、また、クウェート復興の障害となるなど、重大な問題となっています。
2. かかる状況に対応するべく、既に米、英、サウジ、ベルギーは現地で掃海作業を行っており、わが国同様に湾岸戦争で多国籍軍への資金協力のみを行ってきたドイツも掃海艇と補給艦の派遣を決定しております（現在、ペルシャ湾に向かって航行中）。フランス、イタリア、オランダも派遣予定であります。
3. こうした中で、湾岸水域の安全航行に重要な利益を有し、かつ、機雷除去能力が国際的にも高いと評価されているわが国が、湾岸復興に対する貢献策の一環として機雷処理に協力することは、平和時において当然の行為であり、時宜に適ったものと考えます。
4. 湾岸水域の機雷は遺棄されたものと考えられ、武力の行使や海外派兵に該当しないと思いますし、自衛隊法とも法文上の妨げはないと思います。仮に過去の解釈などに問題が残るならば、きちんとこれをただし、アジア諸国の理解も得つつ対応することが必要と考えます。

以 上

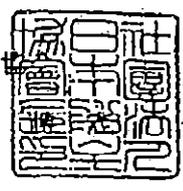
秘 無 期 限

平成3年4月8日  
(別添2)



内閣総理大臣  
海部俊樹 殿

社団法人 日本船主協会  
会長 松成



ペルシャ湾における航路安全対策についてお願い

平素は、何かとご高配を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承の通り、中東地域におきましては、湾岸戦争の終結に伴い、現在、最大の被害国クウェートを中心に戦後復興への取組みが進められると共に、近く旧中立地帯からの原油輸出が再開されようとしております。

このため、湾奥への配船が近々必要となる見込みであります。同海域におきましては、機雷の存在が伝えられており、日本商船隊を配船する場合、船員の人命安全ならびに船舶の航行安全について強い懸念があります。

つきましては、湾岸諸国の戦後の復興に協力し、貿易の再開を進めるため、政府におかれても航路の安全の確保に関し、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

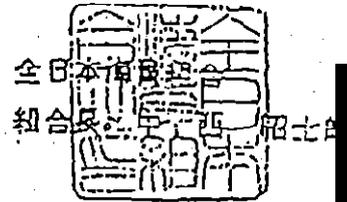
(社)

4/8 16:20 ~ 大島副長官受理 (先方 大阪商船社 専法輸社長、船主協会 増田理事長、  
(副長官) ご趣旨承った。最重要事は政治的な機を熟考。政府のみならず、公明、  
民社への働きかけ、及び船員組合のご理解も得る努力を願う。  
(先方) 船員組合とは話している。近く組合側からも運輸省に陳情の由。  
(副長官) 心強い。労使の一致はかかる働きかけとされること。政治的機は熟考。  
良い環境を形成して、総理のご決断待たす。本件と下件に動くこと  
出来るものも出来なくば。松成も積極的復原の所収。  
(先方) ご趣旨了解。ご希望の点、文に

平成3年4月8日

運輸大臣

村岡 兼 送 殿



ペルシヤ湾における航路安全対策について要請

大臣におかれましては、海運、水産、海産業にご高配を賜り厚くお礼申し上げまして、ご高承のとおり中東湾岸戦争の終結に伴い、最大の被害国クウェートを中心に湾岸諸国の戦後復興への取り組みについて、わが国としても復興支援貢献策が強く求められております。

本組合は、復興支援貢献策として食糧輸送、貯蔵および淡水の供給、復興支援邦人要員の臨時宿泊施設、海洋浮遊油ボール回収などの役務のため沿岸トロール船・冷蔵運搬船を参加させる考えのあることを明らかにしております。同時に、近く湾岸諸国産油地帯からの原油輸送が再開されようとしております。

このため、湾岸への配船、役務が近々必要となる見込みであります。同海域に参りますには、多量の機雷浮遊が伝えられており、日本商船隊の配船および沿岸トロール船を派遣する場合、船員の人命安全ならびに船舶の航行安全について強い懸念がまあります。

つきましては、湾岸諸国の戦後の復興に協力し、貿易の再開を進めるため、政府におかれましては同海域の安全確保に際し格段のご配慮を賜りますよう強く要請いたします。

以 上

近エボニヨ午後4時 [対外対応要領]

オミツにアラビヤ石油アリ

入年いたもの

平成3年4月10日

総務部

(アラビヤ石油)

読売新聞4月10日付「掃海艇サウジ派遣要望」記事について

操業再開につき、サウジ政府関係筋と話し合っている過程で、大気汚染・油による海洋汚染対策、湾岸海域の安全航行の確保等に関する日本の協力が話題となり、その中で、日本からの掃海艇派遣を期待する感觸が示されたことは事実ではあるが、これは正式な要望という類のものではない。

尚、本件は政府筋の話として報道されているが、当方としてはニュースソースを知る由もなく、上記以外にコメントする立場ではない。

以上

# 掃海艇 サウジから派遣要請

## アラブ石の再開求め

### 先月 国会論議に 影響も

アラブ産油国の石油供給再開を要求する動きが、先月、国会論議に大きな影響を及ぼした。この動きは、アラブ産油国の石油供給再開を要求する動きが、先月、国会論議に大きな影響を及ぼした。この動きは、アラブ産油国の石油供給再開を要求する動きが、先月、国会論議に大きな影響を及ぼした。

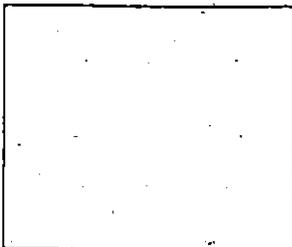
アラブ産油国の石油供給再開を要求する動きが、先月、国会論議に大きな影響を及ぼした。この動きは、アラブ産油国の石油供給再開を要求する動きが、先月、国会論議に大きな影響を及ぼした。

アラブ産油国の石油供給再開を要求する動きが、先月、国会論議に大きな影響を及ぼした。この動きは、アラブ産油国の石油供給再開を要求する動きが、先月、国会論議に大きな影響を及ぼした。

アラブ産油国の石油供給再開を要求する動きが、先月、国会論議に大きな影響を及ぼした。この動きは、アラブ産油国の石油供給再開を要求する動きが、先月、国会論議に大きな影響を及ぼした。

4月10日(水) 護身新肉 1面

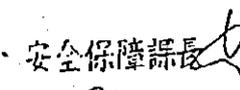
# 報告・供覧

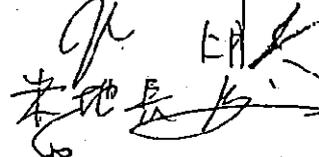


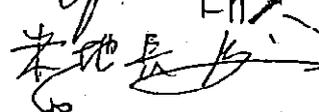
大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 中近東アフリカ局長 参事官 中近東第二課長 首席事務官	保存期間			
		1類 (2)	2類 (10)	3類 (5)	4類 (1)
		起案 <sup>作成</sup> 3年4月9日			
		完結 昭和 年 月 日			
		起案者	電話番号		
		森元	2761		

回覧先 (扱「大管 2877)

総務課長 

安全保障課長 

片江 

米地長 

下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。

件名  
全国海友協会の中山大臣宛て陳情

(別紙の要点等)  
上記陳情を鈴木政務次官が大臣に代わって  
送達した際、同次官より掃海艇の派遣につき  
支援を要請。

9日、鈴木政務次官が、全国海女婦人会代表  
の別添陳情書を参照した際、海上の安全

確保に關連して同次官よりお雷除去の  
ため我が国としても掃海艇派遣を行うこと

が望ましいと云ふ。国民の由かる支援の表が  
あがることと必要であるのと協力願えれば

有難いと云へた。

これに対し、同席していた全日本海員組合の

代表より、組合としては自衛隊の掃海艇  
派遣云々は言及してはなないが、政府に対し

ては組合員が安全に航行し得る状態を  
作り出すべく努力してほしいと考へている旨

発言があつた。

(3)

平成 年 月 日

外務大臣  
中山 太郎 殿

全国海友婦人会  
会長 福島 志津子

陳 情 書

全国海友婦人会は、船員家族、遺家族、船員であった者の家族ならびに海事産業に働く者およびその家族などによって構成され、北海道から沖縄まで全国12地区に200有余の支部を持つ会員約1万5千名の婦人団体です。

去る平成2年9月上旬神戸において、第34回定期全国大会を開催し、下記事項について陳情することを決定しましたので、これの早期実現について格段のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 北方領土返還について (別紙)
2. 漁場の確保と海外漁場の開発促進について (別紙)
3. 世界平和と海上の安全確保について (別紙)

以 上

(別紙)

## 1. 北方領土返還について

齒舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は歴史的にもわが国固有の領土であり、その返還は国民の悲願であります。

私たち全国海友婦人会は、連合の推進する北方領土の早期一括返還を実現して、日ソ平和条約を締結し、両国間に真の相互理解に基づく安定した関係の確立を求める署名運動、同返還要求納沙布全国集会などに全日本海員組合を始め多くの友誼団体の方々と共に参加しております。

政府自らが世論高揚運動の先頭に立ち、国民的世論を基盤とした強力な外交交渉を展開され、一日も早く国民の悲願が実現されますよう積極的な運動を推進して戴きたくお願い申し上げます。

## 2. 漁場の確保と海外漁場の開発促進について

200海里体制が定着した今日では、沿岸諸国の自国水産資源の囲い込み策による他国への締め付けが厳しくなり、わが国の遠洋漁業は、漁船規模の縮小・減船の一途をたどっております。特に、ソ連の1992年以降サケ・マス沖獲り全面禁止措置を一年後に控えているサケ・マス漁業とベーリング海域、ニュージーランド海域などの主要漁場から撤退が相次いでいる遠洋底曳網漁業は、大幅な漁船規模の縮小・減船が行われています。これ以上一步も譲れない処まで追い込まれました。私たちは、雇用と生活を守るためサケ・マス漁業の維持存続を世論に訴え関係先に陳情しましたが、漁業者および乗組員の期待にこたえて戴いたとは言い難い漁業補償をもって、さらに減船を余儀なくされました。

新たな問題として、流し網漁業規制を求める決議案が国連総会で採択され、わが国のサケ・マス漁業が潰滅的な打撃を受けているなかで、さらにイカ流し網漁業にも規制強化が行われようとしています。わが国のイカ流し網漁船は約460隻、乗組員約一万名、家族を含め約三万名がこの漁業に生計を依存しております。この漁業を守るため、政府のより一層のご尽力をお願いします。

政府は、わが国水産食糧の安定供給体制を日本漁船によって果すため、開発途上国の200海里海域および公海海域の新漁場開発、未利用水産資源の

開発を積極的に取り組まれ、さらに、雇用の拡大を図るためにも漁業界に援助を行い漁業者に活力を与えるような漁業政策の樹立ならびに漁業外交を強化されるようお願い申し上げます。

### 3. 世界平和と海上の安全確保について

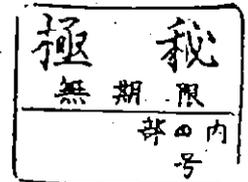
イラクのクェート侵攻にはじまった中東湾岸戦争は、国連はじめ世界の平和を願う人々によって、1月28日停戦となりましたが、イラク国内では、内紛が続いており、また、戦争の爪あとである流出オイル等中東航路就航船の安全にはまだまだ予断をゆるさない情勢が日々報道されております。

私たち船員家族は、船舶の航行安全については、官労使、国を挙げての安全対策を信じながらも、戦争下におけるペルシャ湾就航船の夫や子の安全を祈った不安な日々を再び繰り返すことのないよう強く願うものです。

平和外交により国際紛争の防止に取り組み、平和の海が実現するまでの安全対策には万全を期して戴きますようお願い申し上げます。

以上





## 掃海艇の派遣問題について

1990. 8. 20

北 米 保

現下の中東情勢に関連して、我が国自衛隊の掃海艇を派遣して掃海に当たらせることが、我が国法制上可能かどうかにつき検討すれば、次の通り。

## 1. 要旨

(1) 公海上に遺棄されたと認められる機雷について、それが我が国船舶の航行の安全にとり障害となっている場合に、その航行の安全を確保するために、これを除去する行為は、武力の行使に当たるものではなく、自衛隊法上可能。

(2) 他方、最終的には掃海の具体的な態様等を見る必要があるが、中東の紛争継続海域においてイラクの敷設した機雷を我が国が掃海することについては、場合によってはイラクから攻撃が加えられる可能性も排除できないことを考えれば、紛争継続海域において機雷掃海を行うことが武力行使と全く関係がないとの議論をすることは甚だ困難ではないかと考えられる。

(3) よって、法的議論からすれば、2つのことが可能と考えられる。1つは、紛争が終結した後に我が国掃海艇を派遣し、掃海を行うことである。2つ目は、掃海艇を関係水域に派遣し維持するが、武力行使に当たるような行為はしないこととする事である。

2. 昭和62年のイラン・イラク紛争の際、中曽根総理が国会において(8月27日、衆・内)、「機雷を除去するという行為は、武力行使ではないのです。・・・公海上でそういう障害が起きた場合に海上自衛隊が除去する・・・ことはもちろん合法であります。・・・ペルシャ湾においても・・・遠いところに行ったからといって海

外派兵という・・・ものに当たらない・・・」旨答弁したこともあり、政府部内で本件につき種々議論がなされたところ、同年9月上旬、防衛庁、法制局、外務省の3者で、「自衛隊が自衛隊法第99条に基づき、公海上に遺棄された機雷のようにどこの国からも如何なる権利の主張も行われることのないような機雷の除去を行うことは、そもそも武力の行使に当たらず、『武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することである』と定義付けて説明されている（昭和55年政府答弁書）『海外派兵』の問題は生じない。」との想定問答をまとめた。

更に、昭和62年9月29日閣議決定された黒柳議員の質問書に対する答弁書において、政府は、次の3点を内容とする政府の見解を明らかにしている。

(1) (自衛隊法第99条(注:別添)に関連して)浮遊しているか定置しているかを問わず、公海上に遺棄されたと認められる機雷について、それが我が国船舶の航行の安全にとり障害となっている場合に、その航行の安全を確保するために、これを除去する行為は武力の行使に当たるものではなく、自衛隊法上可能である。

(2) なお、一般に機雷の除去が武力の行使に当たるか否かは、それが如何なる具体的な状況の下で、また、如何なる態様で行われるか等により判断されるものであり、一概に言うことは困難である。

(3) 自衛隊法第99条に基づく海上自衛隊の機雷等の除去の権限は、公海にも及び得るが、具体的にどの範囲まで及ぶかについては、その時々状況等を勘案して判断されるべきであり、一概には言えない。

3. つまり遠近にかかわらず、公海における自衛隊による掃海が全て問題ありということではなく、具体的態様等によって武力行使に当たるか否かを判断すべきものであるとすることができる。

よって、本件を判断するに当たっては、今回の事態の具体的態様等を見なければならぬ。

4. (1) 自衛隊の掃海艇が中東に行き、公海上で「遺棄されたと認められる機雷」を掃海することは、自衛隊法上可能である。その場合、上記答弁書では、これら機雷が「我が国船舶の安全にとり障害となっている場合に」との限定がついているが、一般的に言って、関係水域は、我が国船舶の通航の水域となっており、この点についての実態は存在する。

(2) さて、今回想定される事態は、今後イラクが多国籍軍等の船舶の通航を阻害するため機雷を敷設する場合であるところ、右機雷はその意味で「公海上に遺棄されたもの」と認められず、イラクのものであることが明白であり、かかる状況下で、掃海を行うことはイラクに対する敵対行為であることを免れず、その意味でかかる掃海活動を行うことは憲法でいう武力行為に当たるのではないかとの疑問が出され得る。

紛争継続海域において、イラクの敷設した機雷を我が国が掃海することについては、少なくともイラクからは、イラクと多国籍軍との間の軍事紛争という大きな紛争の一環として考えられるであろうし、同時に、イラクからは敵対行為として捉えられ、場合によっては、イラクから我が国掃海艇に対し攻撃が加えられる可能性も排除できない。この場合、我が方としてどう対処すべきかといった問題も生じ得る。かかる可能性が排除できないことを考えれば、紛争継続海域において機雷掃海を行うことが、武力行使とは全く関係がないとの議論をすることは甚だ困難ではないかと考えられる。また、上記答弁書との関係でも、「遺棄された機雷の掃海」が自衛隊法上唯一可能な掃海の活動と読むべきものとして（制限列举として）書かれているわけではないものの、右答弁書との関係も問題とされ得る。

5. しかしながら、我が国からの遠近に拘らず、公海上において、我が自衛隊が合法的に行い得る掃海活動がある以上、我が国掃海艇を、関係水域に派遣し、~~掃海~~当該水域に維持すること自体は、何ら法的な問題はない。要は、そこで具体的に如何なる活動を行うか行わないかであり、少なくとも、法的には、武力行使に当たるような活動をしなければ問題ないと考えられる。

6. 結論として、2つのことが可能と考えられる。1つは、紛争が終結した後に我が国掃海艇を派遣し、掃海を行うことである。対象となる機雷は「遺棄された」ものと認められるからである。2つ目は、掃海艇を関係水域に派遣し、維持するが（航海に約30日が必要であり、出港準備も入れれば多大の日数がかかる）、武力行使に当たるような行為はしないこととする事である（実体としては、上記4（2）を考えれば、紛争の終結まで待機するか、又は、「遺棄された」ものと認められる機雷に限ってこれを掃海することになる）。（但し、第2のケースの場合、実体論として、緊張時に米側等より出動を依頼された場合、上記の法的立場があるからといって我が国がこれを断りきれぬかどうかという問題がある。よって、我が方掃海艇を派遣する場合は、かかる法的限界を米側などに十分納得せしめておくことが、少なくとも法律上の要請として、必要ではあろう。）

（注1）上記6の態様による掃海艇派遣であっても、これを決意することは、国際社会の一致した行動に我が国としても貢献するとの視点からは、極めて効果が大いものと思料される。

（注2）今回のイラクの行動は国際的に非難されるべき行動であること、掃海作業は防衛的性格の活動であることなどは、憲法及び国内法上の問題を検討するに際しては、irrelevantな要素と考えられるが、政治的には最大限利用すべきものである。

（了）

- 2 前項の規定による償還義務は、本人の死亡により消滅する。
- 3 長官は、心身障害により第一項の規定による償還ができなかつた者に対しては、政令で定めるところにより、その償還すべき金額の全部又は一部の償還を免除することができる。

- 4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による償還に關し必要な事項は、政令で定める。

〔参照条文〕 一項の政令 二二〇の一五、二二〇の一六、三項の政令 二二〇の一七、四項の政令 二二〇の一八、勸業法 二二六の二

(機雷等の除去)

第九十九条 海上自衛隊は、長官の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

(土木工事等の受託)

第百条 長官は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合には、国、地方公共団体その他政令で定めるものの土木工事、通信工事その他政令で定める事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することができる。

- 2 前項の事業の受託に關し必要な事項は、政令で定める。

〔参照条文〕 一項の政令で定めるもの 二二〇の一〇、一項の政令で定める事業 二二〇の一〇、二項の政令 二二〇一一、二二〇一二

(教育訓練の受託)

第百条の二 長官は、防衛庁本庁の防衛大学校、防衛医科大学校その他の文教研修施設、技術研究本部若しくは調達実施本部において隊員以外の者について教育訓練を実施することの委託を受けた

基本法令 自衛隊法

場合において相当と認めるとき、自衛隊の学校において外国人について教育訓練を実施することの委託を受けた場合において相当と認めるとき、又は政令で定める技術者の教育訓練を実施することの委託を受けた場合において他に教育訓練の施設がないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる。この場合における当該隊員以外の者の処遇については、教育訓練に必要な限度において、隊員に準じて政令で定める。

- 2 長官は、前項の場合においては、政令で定めるところにより、授業料を徴収することができる。

- 3 隊員以外の者に対する教育訓練の委託の手続は、政令で定める。

(参照条文)

一項の政令で定める技術者 二二六の二、一項の政令 二二六の六、二二六の九、二項の政令の定め 二二六の五、三項の政令 二二六の三、二二六の四、二二六の一〇、二二六の一、(二項関連) 防衛大学校等における受託 設置法 一七④・組織令 四四④、自衛隊の学校における受託 隊法 二五②

(運動競技会に対する協力)

第百条の三 長官は、関係機関から依頼があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、国際的若しくは全国的規模又はこれらに準ずる規模で開催される政令で定める運動競技会の運営につき、政令で定めるところにより、役務の提供その他必要な協力を行なうことができる。

〔参照条文〕 政令で定める運動競技会 二二六の二、政令の定

湾岸危機後におけるペルシャ湾への掃海艇派遣について（法的論点）

（議論のためのとりあえずのメモ）

条 規

3. 3. 14

1. イラン・イラク紛争時における掃海艇派遣論議の論点

(1) 憲法上の問題

① 機雷除去と武力の行使

黒柳明議員の質問主意書に対する答弁書（別添1）において

(イ) 「一般に機雷の除去が武力行使に当たるか否かは、それがいかなる具体的状況の下で、またいかなる態様で行われるか等により判断されるものであり、一

概に言うことは困難である」いう前提の下、

(ロ) 「浮遊されているか定置されているかを問わず、公海上に遺棄されたと認められる機雷について、それが我が国船舶の航行の安全にとって障害となっている場合に、その航行の安全を確保するために、これを除去する行為は武力の行使に当たるものではない」との整理が行われた。

② 海外派兵との関係

海外派兵とは、「一般的にいえば、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することである」と定義づけられてきており（別添2）、公海への派遣については海外派兵との関係はそもそも問題にならないとの答弁（別添3）が行われている（本件答弁は、機雷の除去と武力行使との関係についての上記①の答弁書の発出後に行われており、特定の態様による機雷の除去が、仮に「武力の行使」に当たる場合があったとしても、公海上であれば「海外派兵」には当たらないという点に眼目がある（個別的自衛権による説明は排除されない。）と思われる。）。

## (2) 自衛隊法（別添7）上の問題

日本近海において従来行われてきた機雷の処分は自衛隊法第99条に基づき行われてきているものと考えられるが、同条に基づく機雷等の除去の権限の及ぶ地理的範囲については、公海上にも及び得るということのほか一般的な見解は示されていない（別添1、4）。なお、自衛隊法上「武力の行使」は防衛出動時においてのみ認められる（第88条）ものであり、同法第99条に拠っては、「武力の行使」に当たるような機雷の除去は認められないものと考えられる。

## (3) 掃海艇が攻撃された場合の対処

当時イラン・イラク紛争中であつたこともあり、我が国の掃海艇に対する攻撃が行われた場合の対処はどうなるのかということが議論されたがinconclusiveに終わった模様。

## 2. ポスト湾岸危機の活動としてのペルシャ湾内での機雷の除去について

上記1. の検討を踏まえ、とりあえずの法的論点を検討すれば次のとおり。

### (1) 憲法上の問題

#### ① 機雷除去と武力の行使

今回想定される機雷除去の実態が上記1. (1)①の黒柳質問主意書に対する答弁書において「武力の行使」に当たらないとされたもの（公海上の遺棄機雷）にそのまま該当しないとすれば、一案として以下のような説明により「武力の行使」に当たらないと説明することが考えられるが、法制局との協議を要し、いずれにせよ、実態がかかる説明と合致しなければならない。

(イ) 安保理決議686は、イラクに対し、敵対行動の停止、イラク及びクウェートの隣接水域におけるイラクの機雷を特定するための全ての情報及び援助を提供すること等を要求しているが、イラクもこれを受け入れる旨明らかにし敵対行動を停止している。イラクが敷設したことが明らかな機雷であっても、イラクが安保理決議686に基づいてその所在につき通報越しているものについては、当該機雷を我が国が除去してもイラクに対する敵対的な行動にはならない。

(ロ) 黒柳質問主意書に対する政府答弁書においては、「我が国船舶の航行の障害になっている場合に、その船舶の航行の安全を確保するため」の機雷の除去について述べているが、その点については、(イ) 我が国による機雷の除去が一義的には第三国の船舶の航行の安全を確保する結果となるものであっても、敵対行動が既に停止している現在、それが機雷の敷設を行った国に対する敵対的な行為となるような事態は基本的には考えられない、更に、(ロ) 将来に渡ってクウェイト方面に我が国船舶が出入りすることは十分想定されるので、クウェイト近傍の水域における機雷の除去は我が国船舶の航行の安全を確保することにもなると考えられる。

(ハ) 黒柳質問主意書に対する答弁書においては「公海上の」遺棄機雷について述べているところ、今回想定される機雷除去については、機雷の敷設箇所によっては、機雷の除去作業がクウェイト等の領海内で行われる可能性もあり得るが、機雷の除去が公海上で行われるか他国領域内で行われるかによって、当該機雷の除去が武力行使に当たるか否かが左右されるわけではない。(国際法上、公海と異なり領海において機雷の除去のような行為を行うことは沿岸国の同意なしに行い得ないという点はあるが、これはクウェイトの同意を得れば良い話である。)

## ② 海外派兵との関係

仮に我が国掃海艇がクウェイト等他国領海で機雷の除去を行う場合でも、それが「武力の行使」に当たらないような機雷の除去であれば、そのための掃海艇の派遣は定義上「海外派兵」に当たらないことは明らか。

## (2) 自衛隊法上の問題

上記1.(2)のとおり黒柳質問主意書に対する答弁書においても、公海上であればどこでも自衛隊法第99条に基づく機雷等の除去が行い得ると断言しているわけではなく、また、他国領海における機雷の除去を同条に基づき行い得るか否かについては判断を示してはいないが、公海については特に問題があるとは思われず、他

国領海についても沿岸国の同意を前提とすれば自衛隊法第99条の適用があるとの解釈にさほど無理があるとは思われない。

### (3) 掃海艇が攻撃された場合の対処

① 敵対行動が停止されている湾岸地域の現状からみて、派遣される我が国掃海艇が攻撃されるような事態はそもそも想定し難いと考えられる。

② なお、純粹に理論的な問題としては、平成2年秋の臨時国会において国連平和協力法案との関連で国連平和協力隊に参加する自衛隊の部隊が攻撃された場合について、自衛隊法第95条に基づき、自衛隊の人又は船舶・航空機等の防護のため、正当防衛・緊急避難等の要件を満たす場合には武器の使用が認められるものと考えられ、かかる武器の使用は憲法第9条にいう武力の行使には当たらないとの考え方が防衛庁、法制局、外務省との間で整理されている（別添5）。

### 3. 停戦成立との関係

法制局等より、現在はイラクと多国籍軍との間の戦闘行為は一方向的に停止されているだけであり、万が一イラクと多国籍軍との間の敵対行動が再開されるような事態になれば、イラクが敷設した機雷を除去することがイラクの敵対行動を妨害するものとなり、機雷の除去が武力の行使に当たらないとの上記の前提が崩れるとの指摘が行われる場合には、機雷の除去は双方の間で停戦の合意の成立後行うとの説明ぶりも考えられよう。

### 4. 国連決議との関係

(1) ペルシャ湾への掃海艇の派遣を決定している独政府のスポークスマンは、記者会見において、クウェイト海域における機雷除去の任務を引き受けることにより、独政府は国連安保理の要請に応えることにもなるとして、その根拠として安保理決議660及び678を引用している（安保理決議678は安保理決議660の実施のために必要な手段を講ずる権限を与えており、安保理決議660は90年8月1日時点の原状の回復を要請しているところ、敷設された機雷の除去も右要請の中に含まれるとの考え方の趣である（別添6）。）。

(2) 我が国が、機雷除去のために掃海艇を派遣する場合、それが我が国独自の政策決定のみによるものではなく、国連からの要請にも応えるものであるとの説明を行い得ることが望ましいことは言うまでもない。

他方、我が国による掃海艇派遣の可否を決定するに当たってクリアすべき最大の論点は、右によって行われることになる機雷の除去という行為が「武力の行使」に該当するかという点である。この点についていかなる論理構成をとるかによるが、仮に上記2. のような論理構成をとるとした場合、安保理決議660や678を国連からの要請の根拠として援用することが得策か否かについては慎重に検討すべきである。即ち、安保理決議660や678はイラクによる侵略行為を非難し、右を撤回させるための各国の共同行動（ある意味で制裁的行動）の根拠として従来説明されてきたところ、上記2. の論理構成によるとすれば、今般の機雷除去はこれまでの共同行動とは別個の戦闘行為停止後の対クウェイト協力として説明することになることから、両者の間の考え方の整合性につき法制局等から疑義を呈せられる可能性がないとは言えないからである。このような観点から言えば、国連からの要請の根拠としては、むしろクウェイトの復興につき同国の政府及び国民と協力するために全ての適当な行動をとることを各国に要請している安保理決議686の主文6を援用することがより適当との考え方もあり得ると思われる（周辺水域の航行の安全が確保されなければクウェイトの復興は実現できない等の説明は不可能ではないかと思われる。）。



その結果、日本國とソビエト連邦との間に、最近十年間に於ける通商の増加のためには、外交交渉の努力が加へられたる點の如何なる結果を齎せるか、可成り正確なる調査を以てして、その結果を以て、

そのため、外務省の所管する資料を以てして、その調査結果を以て、臨時の委員の調査報告に提出して、その結果を以て、

三つ

1. 臨時委員の調査報告を以てして、その結果を以て、臨時委員の調査報告を以てして、その結果を以て、臨時委員の調査報告を以てして、その結果を以て、

四つ

臨時委員の調査報告を以てして、その結果を以て、臨時委員の調査報告を以てして、その結果を以て、

臨時委員の調査報告を以てして、その結果を以て、臨時委員の調査報告を以てして、その結果を以て、臨時委員の調査報告を以てして、その結果を以て、

昭和五十五年十月七日稲葉誠一  
衆議院議員提出自衛隊の海外派兵  
日米安保条約等の問題に関する質  
問主意書

三

3. 日米安保条約の改正・撤廃は米軍の撤退を前提とするものであるが、米軍の撤退が実現しない限り、日米安保条約の改正・撤廃は、米軍の撤退と同時に行われなければならない。
4. 米軍の撤退は、日米安保条約の改正・撤廃の前提条件であるが、米軍の撤退は、日米安保条約の改正・撤廃と同時に実現されるべきである。

昭和五十五年十月二十八日  
付答弁書

三三〇五二

三三〇五二 答 衆議院議員提出の「自衛隊の海外派兵に関する質問主意書」に対する付答弁書

一 衆議院議員提出の「自衛隊の海外派兵に関する質問主意書」は、日米安保条約の改正・撤廃を前提とするものであるが、米軍の撤退が実現しない限り、日米安保条約の改正・撤廃は、米軍の撤退と同時に行われなければならない。

二 米軍の撤退は、日米安保条約の改正・撤廃の前提条件であるが、米軍の撤退は、日米安保条約の改正・撤廃と同時に実現されるべきである。



思ひますけれども、海軍省の御意見を伺ふてお話しさせていただきます。海軍省の御意見を伺ひたいと思ひます。

○大出政府委員 海軍省の御意見を伺ふてお話しさせていただきます。海軍省の御意見を伺ひたいと思ひます。

その内容は、先ほど海軍省の御意見を伺ひましたように、いわゆる海外派兵というのには、一時的には武力行使の目的をもって派遣した部隊を他國の領土、領海、領空に派遣することであるという考え方をとりまして、このような海外派兵といふものは我が海軍のものと見なしてはならないといふふうに申し上げておりました。

ただいまのお話で、機雷の第三というふうな問題に御注意をいたして、御質問の御意見を伺ひたいと思ひます。これはスルンナ海軍といふふうなことでなく、ごく一設法として私の方では申し上げさせていただきます。御質問は、武力の行使に当たるといふことであるかと思ひますが、この点につきましても、先ほど先生がお話になりました昨年の九月二十九日付の答弁書により答弁されておりました。御質問として、一設法として機雷の第三が武力の行使に当たるといふこと、それは、それがいかなる具体的な状況のもとで、またいかなる態様で行われるかといふこと、御質問の趣意を伺ひたいと思ひます。

○回答委員 御質問の趣意を伺ひたいと思ひます。御質問の趣意を伺ひたいと思ひます。

○大出政府委員 その点につきましては、先ほど海軍省の御意見を伺ひました。この海外派兵といふ場合は、我が海軍のものと見なしてはならないとされる海外派兵といふ考え方は、武力行使の目的をもって派遣した部隊を他國の領土、領海、領空に派遣することである、このようふうな御意見をいたしまして、このようものは認められたいといふふうに申し上げておりました。

先ほど海軍省の御意見を伺ひました。この海外派兵といふ場合は、我が海軍のものと見なしてはならないとされる海外派兵といふ考え方は、武力行使の目的をもって派遣した部隊を他國の領土、領海、領空に派遣することである、このようふうな御意見をいたしまして、このようものは認められたいといふふうに申し上げておりました。

○回答委員 公海なきは機雷を第三するような行方をとつても、これは武力行使に当たらないといふこと、これは、大問題じゃありませんか。これに対する御意見を伺ひたいと思ひます。これは、スルンナ海軍に自衛隊が出ていくこと、自隊が海外派兵だといふふうな考え方を、まして機雷の第三作業をとりする、このようことをわれわれも、それから、なおかつこれは海外派兵に当たらないとおっしゃるのですか。両方にお願ひいたします。

○回答委員(政府委員)(外務省) 政府の方針、政府の方針として海外派兵を申し上げたとおつてお話しします。それから、機雷の第三が武力行使に当たらないかどうかという点につきましては、先ほど第一部長の方から答弁書の御紹介があったとおつてお話しします。海外派兵かどうかという点につきましては、第一部長の方から答弁書の御紹介があったとおつてお話しします。

し、自衛隊の上のものと見なされるべきか、この点を御注意して、海軍省の御意見を伺ひたいと思ひます。御意見を伺ひたいと思ひます。

○回答委員 一設法だけじゃなく、機雷の第三をとりする、このようことを申し上げておりました。中曾様さん、このことについては、御意見を伺ひたいと思ひます。

○回答委員(政府委員)(外務省) 同じことを申し上げるのをお勧めはいたしませんけれども、ただいま御指摘のようなケースであります。それが、自衛隊が公海にとりまわつておる、これは、従来、政府が御説明しております海外派兵の概念には当たらないといふこと、御注意いたします。



問16. 海外にある自衛隊の船舶・航空機が、仮に外国から攻撃を受けた場合、一般法理論として自衛隊法第95条により武器を使用することができるか。

(答弁資料)

仮定の議論を行うのは必ずしも適当なことではないと考えるが、一般的な法理論として申し上げれば、以下の通りである。

1 自衛隊法第95条は、自衛隊の船舶・航空機等を防護するために設けられた規定であり、その趣旨から、次のような制限がある。

ア 武器の使用は、自衛隊の船舶・航空機等を職務上警護する自衛官に限られる。

イ その目的は、自衛隊の人又は船舶・航空機等の防護に限られる。

ウ 武器を使用する場合は、個々の事態に応じて合理的に必要と判断される限度に限られ、使用する武器の種類も一般的には小火器が中心となる。

エ 正当防衛、緊急避難の要件を充たす場合にのみ、人に危害を与えることが許される。

2 したがって、自衛隊の船舶・航空機が攻撃を受けた場合、直ちに自衛隊法第95条により武器を使用するというものではなく、先ずかかる攻撃を回避することに最大

22  
限の努力を払うべきことは言うまでもない。

- 3 しかしながら、差し迫った状況の下においては、言わば最後の手段として、自衛隊法第95条に基づき上記の制限の範囲内で武器を使用することは許されると考えられる。

(更に、海外においてそのような武器を使うことは、憲法上許されるのかと問われた場合)

我が国の国内法上、自衛隊法第95条の規定の範囲内で行われる武器の使用は、憲法第9条にいう武力の行使に当たらないものであり、そもそも憲法上の問題は生じないと考える。

(更に、自衛隊法第95条による武器の使用と国際法の関係を問われた場合)

自国の政府の船舶・航空機が国外において、外国から不法な攻撃を受ける等の差し迫った状況において、最後の手段として、必要最小限度の實力の行使として自衛隊法第95条の規定する範囲内で、かかる侵害を排除することは、国際法上認められた實力の行使に該当するものと考えている。

(注)

国際法上實力の行使は、自衛権の要件を満たす場合には違法性を阻却されるが、このような實力の行使は、本

格的な戦闘行動に限られず、右に至らざる程度の実力の行使も含まれる。このような本格的な戦闘行動に至らざる程度の実力の行使の根拠が、国内法上の概念としていかなる性格のものとして位置づけられるかは各国の国内法に委ねられているものである。

(防 - 防)

(防 - 延)

(言 - 法)

(別添6)

3/9 卷 103号 (巻11号)

B04892-01

在電第702号に關し、  
独政府は米国の記者会見における發言資料を入手したところ次の通り。  
尚、原文を別FAX信にて送付する。

1. 独政府は米国の要請に基づき、かつ國連の安全保障理事会の要請に従って、5隻の掃海艇及び2隻の掃雷艇からなる独海軍掃海部隊を、掃雷の除去の為にペルシャ湾に派遣する。この部隊は獨國の指揮の下にある。独海軍は技術的に進歩した掃海能力(無人の掃雷掃海部隊)を有している。

2. 湾岸での戦闘の終結に伴い、イラク軍が敷設した約1200個の除去が緊急の課題となった。それは湾岸周辺における商船の航行を再開する為の前提条件である。国際的な民間船の航行を奨励することは、独商船の保護及びペルシャ湾でオイルベストの除去に従事している独特殊船の保護にも役立つ。

3. 独政府は人道的な援助、湾岸での平和の再建の為に賛助する。湾岸での安全な海上航路は、この地域の経済的な健全性の回復プロセスの開始に不可欠の前提条件である。それは同時に欧州の原油供給(独は約15%依存)にも賛助するものである。

4. クウェートの湾岸における掃雷除去任務の引き受けに関しても、独政府は國連の安全保障理事会の要請に従う。1990年11月28日の安保理決議第678号によつて國連決議に、安保理決議第660号の遂行の為に必要な手段を講ずることとなる。安保理決議第660号は90年8月1日時点の状態からの回復を、間に敷された掃雷の除去をも、要求している。

5. 國連安全保障理事会は全ての國に、この目的の為に適切な方法で措置を講ずることを要請した。

(丁)

# 自衛隊法

## (防衛出動)

第七十六条 内閣総理大臣は、外部からの武力攻撃（外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む）に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合には、国会の承認（衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下本項及び次項において同じ）を得て、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。ただし、特に緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで出動を命ずることができ、

2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで出動を命じた場合には、内閣総理大臣は、直ちに、これにつき国会の承認を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、又は出動の必要がなくなつたときは、直ちに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

## (防衛出動時の武力行使)

第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。

2 前項の武力行使に際しては、国際の法規及び慣例によるべき場合にあつてはこれを遵守し、かつ、事態に應じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする。

## (武器等の防護のための武器の使用)

第九十五条 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を職務上警護するに当たり、人又は武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合は、か人に危害を与えてはならない。

## (爆発物の除去)

第九十九条 海上自衛隊は、長官の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

**極 秘**  
無 期 限  
5部の内  
5号

○ 総理秘書官 ← コピー  
**報 告 ・ 供 覧**

<p>大 臣 ○ 秘書官 ← コピー 政務次官 事務次官 小知 外務審議官 外務審議官 官 房 長</p>	<p>主 管 ↑ 条約局長 審 議 官 法規課長</p>	<p>保 存 期 間 1類 (永久) 2類 (10年) 3類 (5年) 4類 (1年)</p> <p>起案 平成 3 年 3 月 27 日 完結 平成 年 月 日</p> <p>起案者 電話番号 小松 2657</p>
---	--	---

サキ

回 覧 先  
総務課長  
↑ コピー

北米局長  
審 議 官  
安全保障課長  
地位協定課長  
↑ コピー

条約課長  
国際協定課長  
← コピー

下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。

件 名  
湾岸危機後のペルシヤ湾における機雷除去への自衛隊の協力  
(栗山次官と工藤法制局長官との協議)

(別紙の要点等)  
3月26日、海部総理の指示により栗山次官が工藤法制局長官を住訪の上、本件については4月7日(告知事項)後なるべく早く結論を出す要あり前向き検討をお願いしたい旨申入れ。

2. 法制局側反応の要点
- (1) 本件は、昭和62年の黒柳復問答に対する答弁書を原点に考えれば、法的には「それほどきつ考える必要はないのではなか」というところの感觸
  - (2) 総理は自衛隊法第3条との関係を変化しているとの印象。
  - (3) 国会問題と本件との関係は、昭和62年の参院決議(自衛隊の海外活動)
  - (4) 関連決議を法的根拠として援用すべきでない。

3月26日、栗山事務次官は工藤法制局長官を往訪し湾岸危機後のペルシャ湾における機雷除去のための掃海艇派遣問題について非公式に話し合ったところ、概要次のとおり（先方大出次長、大森第一部長、我が方小松法規課長同席）。

1. 冒頭栗山次官より、（イ）本件については自民党加藤政調会長の発言ということで突如報道され国会でも取り上げられる等外務省としては不本意な展開となっているが、基本的には外務省事務当局としては、イラン・イラク紛争が進行中であった昭和62年当時の状況とは異なり最早戦闘が停止されている今回の事態は基本的に性格が異なるという認識に立ち、できれば国際社会の責任ある一員として本件掃海に協力することが望ましいとの基本的立場、（ロ）防衛庁としても政府としての政策的決断がなされるのであれば基本的に前向きに対処したい考えと承知、（ハ）かかる観点から3月22日に自分（次官）の対総理定例ブリーフの際、外務省事務当局としては本件実施の方向で総理の決断を得たいがその前提として憲法、自衛隊法の解釈等の法律問題の詰めが必要と思われるところ、これは基本的には防衛庁及び法制局の問題であるが両当局としても総理の御指示がないと動きにくい面があり是非早急に御指示願いたい（内政上本件に関する政策決定は4月7日の都知事選までは困難であろうが4月7日以後できるだけ早く結論を出す要あり。国際的に最悪のシナリオは散々議論したあげく結局できなかつたということになること。）旨申し上げた、（ニ）その際、総理より本件については先ず自分（次官）が法制局長官と内々に非公式に相談するようにとの御指示があり、本日伺った次第である旨経緯説明。

2. 次いで栗山次官より極秘の含みで関連資料を手交の上、（イ）イラクから通報があったものとして米国より内々に情報を得ている敷設機雷の数、判明している敷設水域、（ロ）今後掃海のために必要と予想される期間（最低6ヵ月）（ハ）ペルシャ湾内の船舶の航行状況（現在はクウェイトの復興状況が不十分のため日本のタンカーも貨物船も事実上掃海を要する水域の位置しているペルシャ湾の奥には入っていないがいずれ日本船舶の航行が必要となること等）（ニ）自衛隊の掃海能力、派遣する場合の部

隊の規模（艦船6隻、人員約500名）等の基本的事実関係を説明。

3. (1) 次いで栗山次官より、本件に関する経緯、事実関係等は以上のとおりであり、外務省事務当局としては卑近な言い方をすれば「他の国に掃海をさせてきれいになったところへ日本の船が行って油を取ってくる」というようなことになるのは国際的に極めて不適當であると考えており、憲法上・法律上可能であれば是非日本が掃海に協力することが望ましいと述べるとともに、外務省として憲法や自衛隊法の有権解釈を行い得る立場にないのは勿論であるが、昭和62年の黒柳質問主意書に対する政府答弁書を原点にして考えれば基本的には法的問題はないのではないかと考えているところ（領海内の作業の問題はあるが沿岸国の同意取り付けを前提とすれば国際法上は何ら問題ないと考える。）、この場で法制局としての正式の御見解を得たいとは言わないが是非御検討をお願いしたい旨発言。更に、国連決議との関係につき、次官より、ドイツは掃海艇派遣の決定に当たり、右協力は安保理決議660及び678を根拠の一つとして援用しているようだが、政府としては従来これら決議はイラクによる不法な侵略を糾弾し対イラク共同行動を行う根拠として説明してきた経緯もあり、これら決議を我が国の掃海艇派遣の根拠として援用することは対国内説明上得策ではないと考えており、あえて国連決議と関連付けるとすればむしろ安保理決議686により求められているクウェイトの復興に対する協力と説明することが適當と考えている旨付言。

(2) 以上の次官発言を受け法制局長官より正式停戦成立の見通し、停戦成立後のイラク・クウェイト間の境界確定や国連による停戦監視に関する状況、見通し等につき質問（次官より国連における米英を中心とする停戦に関する決議案の作業状況等につき適宜説明）が行われたのに引き続き要旨次のとおりのやり取りが行われた。

（工藤長官）

本件については総理からも時折御下問があり、自分（長官）からも国会審議の間等に昭和62年の中曽根答弁から黒柳質問主意書に対する政府答弁書に至る経緯や基本的考え方等について説明してきている。黒柳質問主意書に対する政府答弁書

の前には昭和47年5月24日の衆・外務委におけるヴィエトナム海域における掃海に関する佐藤総理答弁等厳しい内容のものがあり野党はそのようなものを出発点とすべきだと主張するであろうが今スタートするなら政府としては62年答弁書を原点とするということだと思ふ。

(栗山次官)

佐藤総理答弁は同日行われた江崎防衛庁長官答弁と基本的には同じことを述べたものと説明可能ではないか。江崎答弁は自衛隊法には国連の任務に参加できるという任務規定はないということを書いたにすぎないと考えられる。

(工藤長官)

佐藤答弁は何を言っているのか良く分からない点はあるが自衛隊がヴィエトナム海域に行くことが禁止されているかのごとき文言になっているところに問題が残る。

(栗山次官)

佐藤総理はあとの方で答弁を訂正しておられると思うが。

(大森部長)

佐藤総理が何を訂正したのか明確でないきらいがある。

(工藤長官)

議事録を読むと多分榎崎議員から通告なしに質問を受けたものと想像され、相当答弁が混乱している。いずれにせよ、野党は別の立場であろうが、政府としては黒柳質問主意書に対する答弁書が時系列的にも新しいものでもあり同答弁書を原点とすることとなろう。その場合、(イ)先程次官からも御説明のあった領海内の作業との関係、(ロ)同答弁書は極めて抽象的な文言となっているが先程お話のあったような総勢500名の自衛隊員を派遣するというようなことが同答弁書において想定されていた範囲内と言えるのか等が議論となり得よう。

総理に対しては、自分(長官)から62年答弁書をお渡ししたりして説明した結

果、自分（長官）としては総理は主な法的論点については概ね理解しておられるという感じを持っている。自分（長官）の印象としては、総理は自民党内にもある自衛隊法第3条との関連についての議論（中近東における掃海は自衛隊法第3条に定める自衛隊の基本的任務の枠外ではないかという議論）について特に気にしておられるように思われる。つまり、仮に法律的にはOKでも政策的に決断すべきか否かということである。

自分（長官）としても、今すぐ結論を出すということにはできないが、基本的には法的には「まあそうきつく考える必要はないのではないか」（注：発言のまま）という感じを持っており、総理にもそういう方向で申し上げている。

（栗山次官）

正式停戦が成立すれば国内的に説明はより容易になるという面はある。しかし、現在の状況（戦闘行動の停止）の状況下でも戦闘行動再開の蓋然性はほとんどないと考えており、正式停戦の成立を条件とする政策決定は不適當だと考えている（停戦が延びれば政策決定が遅れ掃海のニーズについての問題も出てきかねない。）。万一戦闘が再発したら掃海は止めるという前提での政策決定も一案であろう。

（大出次長）

62年答弁書との関係で今般掃海の対象と考えられている機雷の性格はどのように考えられるのか。遺棄された機雷と言えるのか。

（栗山次官）

62年の時は自分（次官）が中曽根総理とも直接議論させていただいた経緯があるが、イランが機雷敷設の事実を一切認めなかったという事情があり、そのような事実関係を前提として「遺棄された」機雷という表現になった。今回については、問題となっている機雷はイラクが敷設したものであることは明白である。しかし、イラクが安保理決議686を受け容れて自らの敷設した機雷の位置等を多国籍軍側に通報してきたということはこれらの機雷は結果的に除去されるということを当然の前提としており、このような機雷を除去する行為はイラクから敵対行為と観念さ

れることはないという意味において法的には遺棄された機雷と違いはないと考えられる。

(大出次長)

そのような機雷の除去に関わる行為を法的にどのように観念するのかという問題はあろう。被占領国たるイラクとしては占領国のやることだから甘受せざるを得ないということなのか。

(栗山次官)

占領軍の行為ということで説明しなければならないわけではない。他方、既に述べたとおり、イラクが安保理決議に基づいて機雷の位置等を通報してきたということはそのような機雷が除去されることを当然の前提として受け容れたものだということができると思う。

(大森部長)

イラクが自らの敷設した位置を通報したということはそれら機雷を事実上放棄したことに等しいとして、そのような遺棄機雷の一種と観念することもできるかもしれない。

それよりも、自分(部長)としては機雷の除去を国連決議に拠って法的に根拠づけるという論法を考えておられるのではないと聞き大変安心した。自衛隊法第99条は日本としての警察行動を定めた規定であり、これはあくまでも日本船舶の航行の安全の確保ということを前提としている。換言すれば日本船舶と何ら関係のない水域における行動は第99条では読めないと考えべきである。国際協力ということは政策決定に当たって考慮すべき重要な要素であることはもちろんであるが自衛隊法第99条の解釈との関係で国際協力を根拠とするということでは困る。

(栗山次官)

先程御説明したとおり、対象水域はいずれ日本船舶の航行が当然予想され得る水域であり、本件掃海は日本船舶の航行の安全に大に関係している。

(大森部長)

細かなことを言えば、自衛隊が掃海を分担する水域がどうなるかも関係してくる。すなわち、理論的には日本船舶が本来全く通航することが想定されないような水域を掃海することと自衛隊法第99条の趣旨との関係は議論の対象となり得る。もっとも、日本船舶が通航する水域の周辺水域の掃海も日本船舶の通航の安全のために必要であるとの説明も不可能ではないと思われ、その辺は説明の仕方ということかもしれない。

この他に国会において問題とされるのは、自衛隊の海外出動は行わない旨を謳った昭和29年の参議院決議との関係である。同決議の解釈の問題は国連平和協力法案審議の際に問題となり参議院の議運にかけられたがペンディングの状態になっており、常に再燃し得る状況にある。

(栗山次官)

同決議は武力行使を目的としないいわゆる海外派遣を禁ずる趣旨ではないことは明白ではないか。

(大森部長)

参議院決議の解釈は基本的には参議院が行うべき問題であるという立場をとることになるが、高辻元法制局長官が参議院決議は武力行使を伴う場合に限られないとも解釈し得る答弁を行っているので、この点は法制局としてもつらい面がある。

(栗山次官)

どうしてそのような答弁が当時行われたのであろうか。

(大森部長)

当時のムードとしては自衛隊の行動は厳格に領域内及びその近傍に限定するという考え方であったのではないか。先程話題になった自衛隊掃海部隊のヴィエトナム海域への派遣に消極的な考え方を述べた佐藤総理の答弁も実はこのような考え方の

延長線上にあったのではないかと思われる。

4. 以上の議論を受け栗山次官より（イ）本件は総理のたつての御指示があったこともあり、自分（次官）が御相談に伺った次第であるが、本来憲法・自衛隊法の解釈の問題であるので御検討の上結論を長官より直接総理に御報告いただきたい（結論を別途外務省にも教えていただければありがたい）、（ロ）4月4日に予定されている日米首脳会談においては日本側から本件を持ち出さない限り米側からこれを提起することはまずないと判断しているが、総理としてもプッシュと会談するに当たっての心積もりもおありであろうし、また、既に申し上げたように本件については都知事選後なるべく早く結論を出すべきと考えるのでタイミングについてもよろしく願う旨発言。

これに対し、工藤長官より今まで必ずしも良く分からなかった基本的事実関係について本日御説明があったこともあり、しかるべく検討させていただくと述べ会談を終えた。

（了）

極 秘  
無 期 限

6部の内  
6号

# 報 告 ・ 供 覧

コピー ○  
コピー ○  
コピー ○

夫 臣 秘書官 政務次官 事務次官 小和田外務審議官 外務審議官 官房長	主 管	保 存 期 間
	条約局長 審議官 法規課長	1類 (永久) 2類 (10年) 3類 (5年) 4類 (1年)
		起案 平成 3 年 4 月 11 日
		完結 平成 年 月 日
		起案者 電話番号 小松 2657

コピー )

回覧先  
総務課長

北米局長  
審議官  
安全保障課長  
地位協定課長

条約課長  
国際協定課長

下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。

件 名  
湾岸危機後のペルシヤ湾における機雷除去への自衛隊の協力  
(法制局長官より総理に対する説明)

(別紙の要点等)  
1. 4月10日夜 総理、外務大臣、防衛庁長官及び法制局長官が本件につき協議。  
2. その際法制局長官が総理に対して行った法的説明の内容につき 4月11日同長官より柳井条約局長が聴取。

4月11日、柳井条約局長が工藤法制局長官より聴取したところ、次のとおり。

1. 4月10日夜、総理の御指示により外務大臣、防衛庁長官及び自分（法制局長官）が総理のところ集まり掃海艇派遣問題が話し合われた。その際総理よりの御下問を受け、自分（法制局長官）より法的側面につき以下のラインで説明した。

(1) 自衛隊の艦船が自衛隊法に基づいて掃海を行うとすれば、それは我が国の船舶の航行の安全を図るためということではなければならない、国際的な要請というようなものはそのきっかけとなり得るとしても立論の柱とはなり得ない。

(2) 公海における機雷除去について言えば、法的な考え方としては昭和62年の政府答弁書と同じように考えてよいであろう。特に正式の停戦が成立した後ということであれば説明がより容易になる。公海であっても我が国の船舶が航行のルートとして使っている水域であればかかる水域において機雷を除去することは我が国の船舶の航行の安全を図ることであると言えらる。自衛隊法第99条に基づき当然に公海における機雷除去ができるとは言えないが、同条の下で機雷の除去を行い得る場所として日本船舶が航行している公海の水域が読めないとは言えない。

(3) 現在問題になっている掃海については他国の領海における活動を含み得、これが昭和62年の政府答弁書とは異なる点である。しかし、領海内における機雷の除去であっても沿岸国の同意があれば国際法上問題ないということでもあるので、そういう他国の領海であっても我が国の船舶が通航している水域及び若干の周辺の水域での掃海の分担についても上記(2)と同様に考えてよい。

2. なお、純粋な法律論ではないが、総理に対しては上記1.の3点に加え、(イ)他国の領海における機雷の除去という点が新たな点(昭和62年政府答弁書で決着済みの問題とは言えない)だという攻め方をされる可能性は排除されない、(ロ)朝鮮戦

争の時に日本の掃海艇が米軍の指揮の下に入って朝鮮水域における掃海を行ったことを思い出す人がいるかもしれないということを付言しておいた。

(了)

VI. 昭和六十二年当時の経緯

ペルシャ湾問題に係る我が国の措置検討の経緯

2. 8. 16

北 米 保

1. 1987年5月17日、ペルシャ湾情勢が日毎に緊迫度を増す中で、米フリゲート艦スターク号がカタール北方沖でイラク軍の攻撃を受け被弾するという事件が起り、これを契機に、米国において特に議会を中心に、ペルシャ湾の航行安全確保のため日本及びNATO諸国に応分の軍事的役割を担わせるべしとの機運が高まっていった。

かかる背景の下、外務省内においては、我が国の対応を検討するため栗山外審を議長とするタスクフォースが9月7日設置された。

2. 翌9月8日、ワシントンにおいて、米政府より我が方に対し、「目に見える日本の貢献」を行って欲しいとして、以下のオプションを含む具体的措置をとるよう申し入れ越した。

①掃海艇の派遣

②ペルシャ湾情勢緊迫化に伴う米海軍の追加的作戦費用（年間200～240百万ドル）の半分（100百万ドル）の分担

③米艦船の修理費用の分担

④在日米軍経費の大幅増額

3. 自衛隊の掃海艇派遣については、上記に先立つ8月27日、中曽根総理が衆議院内閣委において、（イ）機雷を除去するという行為は武力行使には当たらず、（ロ）海上自衛隊が公海上でこれを行うことは、合法であり、海外派兵にも当たらないが、（ハ）国際紛争に巻き込まれる恐れのあるような場所にはるばる自衛隊を派遣するようなことは適当でないとの政治判断からこれをやらない、との趣旨を答弁された。本件については、外務省、防衛庁、法制局の間で法的問題につき検討し

た結果、①浮遊しているか定置されているかを問わず、公海上に遺棄されたと認められる機雷について、それが我が国船舶の航行の安全にとり障害となっている場合には、その航行の安全を確保するために、これを除去する行為は武力の行使に当たるものではなく、自衛隊法上可能である、②一般に機雷の除去が武力の行使に当たるか否かは、それがいかなる具体的な状況の下で、またいかなる態様で行われるか等により判断されるものであり、一概に言うことは困難である、③自衛隊法第99条に基づき海上自衛隊の機雷等の除去の権限は、公海にも及び得るが、具体的にどの範囲にまで及ぶかについては、その時々状況等を勘案して判断されるべきであり、一概には言えない、との取敢えずの整理を行った（9月17日付参議院黒柳明議員提出の質問趣意書に対する答弁書、別添1）が、実際に自衛隊の掃海艇を派遣することは、国内政治上の現状に照らして現実的なオプションであるとは考えられず、その後特に具体的な計画について検討が進められるには至らなかった。

但し、米側は、その後も、例えば9月14日、在京アンダーソン公使より栗山外務大臣に「掃海艇派遣は引き続き最優先検討事項たるべし」と申し入れるなど、日本がかかる措置をとることにつき引き続き期待を表明した。これに対し日本側は、9月21日の日米首脳会談において、中曽根総理よりレーガン大統領に対し「自衛隊の派遣はできないが、幅広い可能な限りの政府としての貢献の方法を検討中」と発言した。

4. 他方、自衛隊の掃海艇に代わるオプションとして、海上保安庁の巡視船（日本船に対する情報の提供と救難活動を本務とする）を派遣してはどうかとの考え方が浮上し、これは、「非軍事的手段による貢献という我が国の基本的立場」との関係で、国内政治的にも受け入れられやすいとの判断もあり、9月中旬頃から10月の初めにかけて外務省と海保との間で検討が行われた。

巡視船の派遣についての最大の問題は、巡視船が負うべきリスクの極小化及びかかるリスクを負うことについての政治的決断であった。当初海保は、本来自衛隊により対応すべき性格の任務について、政治的理由でそれが不可能であるため、攻撃に対してより脆弱な巡視船が対応させられるのは納得できないとの感触を示した

が、その後の総理自身の指示もあり、本件計画については相当細部に亘る詰めが行われた。

5. 10月1日に至り、中曽根総理から「巡視船の派遣は中止する」との指示があった。関係者によれば、本件については後藤田官房長官と総理との間で長時間にわたって協議が行われ、官房長官が、「戦後40年間、日本は、軍隊やその種のことを海外に出したことはない。今後とも日本がとるべき選択ではない」として最後まで譲らず、橋本運輸大臣も総理の意向を受けて中止を了承した由である。(なお、後藤田正晴著 「内閣官房長官」別添2)

6. これを受けて外務省では、ベルシャ湾問題についての他の貢献の方途(直接拠出、経協、在日米軍支援等)につき改めて白紙から検討を開始したが、10月3日、ワシントンで行われた栗原・ワインバーガー会談において、「ワ」より、航行援助施設(DECCAシステム)への日本の協力について示唆があった。外務省は、直ちに右システムにつき調査・検討を開始し、本件についての計画をまとめ、10月7日、他の諸施策と共に、発表を行った(別添3)。

参謀院職員黒柳 明君提出ベルシヤ湾の安全航行確保問題に關する  
質問に対する答弁書

一及び二について

田 我が國は、ベルシヤ湾における安全航行の最大の受益國の一つであり、政府としては、同湾における日本人乗組員及び日本關係船舶の安全確保にできる限り努力するとともに、國際社会の責任ある一員として同湾をめぐる情勢の改善のために応分の貢献を行ふことが必要であると考へてゐる。

四 ② ベルシヤ湾における日本人乗組員及び日本關係船舶の安全の確保については、政府として、これまで、我が國海運労使に対しこの海域における航行安全対策の実施を指示してきたところであるが、最近のベルシヤ湾情勢の一段の緊迫化にかんがみ、関係省庁及び海運労使の一段緊密な連絡体制を整へ、同湾内外の航行安全に關する情報等を海運労使に対し迅速に伝達する等の措置により、この海域における安全航行の確保が図られるよう最大限の努力を払つていく所存である。

四 ③ また、政府は従来より、ベルシヤ湾情勢の緊張の背景にあるイラン・イラク紛争を解決するための外交的努力を積極的に展開するとともに、イラン及びイラク兩國に対して湾内外における戦闘行動の自衛を強く働きかけているところであり、今後ともかかる努力を継続していく所存である。

更に、我が國としてベルシヤ湾における安全航行の確保のために右外交的努力に加えて行い得る適切な貢献がある場合には、可能な限り積極的にこれを行ふべきものと考えらる。

このため、外務省内において検討を行つてゐるのは事実であるが、

部内的な換財の具体的内容について答弁することは差し控えたい。

### 三について

(1) 御指摘の委員会における内閣総理大臣の答弁は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条による機雷の除去に関する質問に対する答弁であるところ、浮遊しているか定置されているかを問わず、公海上に遺棄されたと認められる機雷について、それが我が国船舶の航行の安全にとり障害となつていている場合に、その航行の安全を確保するため、これを除去する行為は武力の行使に当たるものではなく、自衛隊法上可能である旨を答弁したものである。

(2) なお、一般に機雷の除去が武力の行使に当たるか否かは、それがいかなる具体的な状況の下で、またいかなる態様で行われるか等により判断されるものであり、一概に言ふことは困難である。

### 四について

自衛隊法第九十九条に基づく海上自衛隊の機雷等の除去の権限は、公海にも及び得るが、具体的にどの範囲にまで及ぶかについては、その時々々の状況等を勘案して判断されるべきであり、一概には言えない。

ベルシヤ湾の安全航行確保問題に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十二年九月十八日

瓜柳明

参議院議長 藤田正明殿

## ベルシャ湾の安全航行確保問題に関する質問主意書

最近、ベルシャ湾では船舶に対する無差別的な攻撃、機雷敷設が行われ、日本船舶のタンカーが被弾する事態にまで至っている。給原油輸入量の五十五％をベルシャ湾に依存しているわが国としても、ベルシャ湾での安全航行確保のために緊急に対策を講じる必要がある。以下若干の質問をしたい。

- 一 ベルシャ湾での安全航行確保問題に対する政府の葦木姿勢を明らかにされたい。
- 二 本問題を解決するために外務省内に特別作業班が設置され、愈成外相は「予断を持たずに、あらゆる角度から検討せよ」と指示されたと聞くが、検討内容として、①ベルシャ湾米軍と海上自衛隊との共同行動、②海上自衛隊によるベルシャ湾公海上の機雷の掃海、③海上自衛隊による日本船隻の護衛、④ベルシャ湾米軍への直接の財政負担、⑤ベルシャ湾航行の安全確保

三

四

のためにつくられる国際的枠組みへの負担、⑥米軍の間接的支援のための在日米軍への負担増などが伝えられているが事実か。また、それぞれの可能性についての政府の見解はどうか。不可能とする場合は、憲法上できないのか、法令上できないのか、政治上できないのかを明らかにされたい。また、検討結果によつては、法律及び条約等の改正もありうると考えているか。

- 三 本問題に関連して、中曽根総理は八月二十七日の衆議院内閣委員会で、「機雷掃海は武力行使ではないから、自衛隊を派遣しても海外派兵には当たらない」として、法的には可能との答弁をしているが、機雷掃海が武力行使に当たらないとする理由は何か。また、それは機雷の状態(例えば敷設された場合、浮遊している場合、所有権が明らかか否か)で異なるか。

- 四 自衛隊法第九十九条は掃雷等の除去を海上自衛隊の任務としているが、これは平時におけるわが国周辺の海域を対象としたものではないのか。本条が適用される地理的範囲を示されたい。右質問する。

在米大使 E. J. 氏 兼 内務官長官

ペルシャ湾安全航行寄与問題

外交・防衛のあり方について、私と中曾根さんとの間で真正面から議論をするというようなことはほとんどなかった。だいたい、二人の考え方、判断は一致していた。ただし、ペルシャ湾安全航行対策のときはぶつかった。

昭和六十二年七月米海軍はペルシャ湾でクウェートのタンカーを護衛する作戦を開始した。イラン・イラク戦争を続ける両国が湾内に敷設した機雷に第三国の船舶が触雷する事故が頻発したためだ。ところが、作戦を始めて間もない七月二十四日、米海軍の艦艇三隻に守られてペルシャ湾をクウェートに向けて航行中の超大型タンカーがクウェートの南東百九十キロで触雷、被害こそ小さかったものの、ペルシャ湾安全航行問題をクローズアップさせることになった。

米國は英仏などに掃海艇の派遣など協力を要請する。ただし、この時点ではまだ各國ともイラン・イラク戦争への深入りを避けるため慎重に構えていた。ところが、八月十日、ペルシャ湾の外側のオマーン湾でパナマ船籍の米國の大型タンカーが浮遊機雷に触れ、左舷に直径四メートルもの大きな穴があく被害をうけた。それまでは安全と見られていたホルムズ海峡の外側も決してそうではなくなっていることを重視し、翌十一日に英仏がさつそく掃海艇および支援船の派遣を決めた。

こういう情勢のなか九月十六日の閣議後、中曾根さんに呼ばれ、海上保安庁の巡視船あるいは海上自衛隊の掃海艇を派遣したい旨の相談があった。

私は強く反対したが、中曾根さんも強硬だった。このときは結論を持ち越したが、九月二十一日、ニューヨークでの日米首脳会談で中曾根さんが我が國としてもペルシャ湾の安全航行に何ら

かの貢獻をする旨表明、決着をつけざるを得なくなった。どういふ貢獻ができるかをめぐる政府部内の議論は、中曾根さんと外務省が掃海艇あるいは巡視船の派遣を主張、私がそれに反対という構図だった。私の意見はこういうものだった。

「ペルシャ湾は既に交戦海域になっている。軍事紛争に巻き込まれる恐れのある行動は絶対にとつてはいかん。巡視船といえど武装船だ。正当防衛でたとえば発砲しなければならぬ事態が起きたとする。日本が正当防衛を主張しても相手は交戦行為と見る。それが国際常識ではないか。そうなると、これは日本の従来からの平和國家としての国是そのものと正面衝突することになる。我が國の船舶の安全航行のためであり、それは自衛権の範囲内だという解釈も認められん。ペルシャ湾まで自衛権を拡大することは出来ぬ。いかに安全航行という大義名分があろうと、とにかく武力行使につながる恐れのある対応はだめだ。非軍事の分野に限るべきだ」

しかし、中曾根さんも外務省も考えを変えない。そこで第二段階では角度を変え、艦船を派遣すれば中東政策を変更することになるがそれも分かつたうえでのことか、と切り込んだ。

「我が國の中東外交の基本を変えるんですか？ 日本は戦前戦後を通じて中東に対してはフリーハンドでやってきた。イラン・イラク兩國に公平にものが言えるたった一つの先進國だ。今回の問題で何故、この中東政策を変更するんですか？ 自衛艦とか巡視船とかをペルシャ湾に派遣すれば、イランは必ず日本を敵視しますよ」

これで中曾根さんも船の派遣はやめようということになったわけだが、このとき私は意識的に

相当きつい調子でものを言った。総理の部屋で中曾根さんと私が向かい合って座り、やりあった最後にはこんなセリフも吐いた。

「海上自衛隊あるいは海上保安庁の船の派遣は閣議決定で決めるんでしょ。重大な政策の変更ですから、当然閣議決定すべきものと思う。しかし、そのとき私は閣僚としてサインしませんよ」

官房副長官だった渡辺秀央君がこれに同席していたが、渡辺君はこのときの話になると、「いやあ、あのときはびつくりしたなあ。長官、こわいぐらいでしたよ」と言う。

外務省事務当局もこの問題ではいつになく強硬だった。いくらダメだと言ってもなかなか言うことを聞かない。それで私も最後は、

「やれるものならやってみろ。つぶす。帰れ」

と怒鳴ることになったものだ。このためこの当時、外務省内では「後藤田流の慎重運転だけでは国際的な対日要請に答えられない。日本の孤立化につながりかねない」という批判の声もあったようだ。私とて、タンカー護衛で日本が恩恵を受けていることが分からぬわけではない。しかし「国際的な対日要請」というが実体は「国際的」でも何でもなし。米國の要請に従って、日本が軍事的危険性を冒すことの重大さが分かっている者の主張だ。

こういうやりとりで船の派遣案をつぶしたが、私もただ自分の考えを頑迷に主張したわけではない。実はこの時期に宮沢大蔵大臣と栗原防衛庁長官がそれぞれ訪米していたのだが、この二人

が米側の反応を探ってくれた。宮沢さんはニューヨークからワシントンへ行く飛行機だったか、シュルツ國務長官と一緒にだった機会にこの話をされたようだ。

「シュルツ長官は「日本にそこまで要求するのは無理でしょう」といつている」と連絡してくれた。栗原君も私のところへ電話して来て、

「後藤田君、これはアレだぞ、絶対に船を出すのはいかんよ」

ということだった。こういうこともあつたので自信をもって反対論を唱えることができた。

このベルシャ灣安全航行への貢獻問題は十月七日、電波などをつかつた安全航行システムの建設資金を拠出することを総合安全保障関係閣僚會議と閣議で決定し、決着した。これで米國やヨーロッパの各國も満足したし、イランも不満はないらしい。

## ペルシヤ湾における自由安全航行確保のための

## 我が国の貢献に関する方針

昭和62年10月7日

ペルシヤ湾における我が国船舶の安全航行の確保は、本来我が国自身が責任を負うべきものであり、我が国としては、自らの国益を守るためにも、また、国際社会において重要な地位を占めるに至った我が国の責任を果たしていくためにも、ペルシヤ湾における自由安全航行のために、従来からの外交努力に加え、より大きな貢献をすることが国内的に国際的にも求められている。

政府としてはかかる認識に基づき、我が国の貢献はあくまでも非軍事的手段によると基本的立場に立って、あらゆる角度から検討してきた結果、我が国として当面なし得る貢献としては次の方針が適切であると判断し、その実現のために、直ちに関係諸国及び国と所要の協議を開始する。

1. 船舶の安全航行に資する目的で、湾岸協力理事会諸国及び他の同湾利用国との力の下に、湾岸地域に高精度の電波航行援助施設を早急に設置するための協力を行的こととし、これに要する経費を負担する。

2. 湾岸及びその周辺地域の経済発展が長期的にはこの地域の平和に欠くことができない要素であるとの見地から、これらの諸国に対し経済・技術協力の拡充を図る。の一環として、オマーンに対しては、同国の要請を受けて農業開発、インフラストラクチャー整備のため通常より緩和された条件の日本輸出入銀行のアンタイド・ローン枠2億ドル程度を設定する。また、ジョルダンについては、円借款及び日本輸出行融資枠で計3億ドル程度を設定する。

紛争終結後、イラン・イラク両国の復興のために、我が国としても出来る限り力を行う。

3. 国連を越える和平努力に関し、今後、安全保障理事会決議598実施のため

戦監視団の派遣等国際的枠組が成立し、その経費が必要となる場合には、我が国はその国際的責任に相応の積極的な財政負担を行うこととする。また、それまでの間、事務総長が紛争当事国間の調停を行うために必要とする経費については、先に事務総長に対して検討方表明した我が国の国連に対する緊急特別拠出金2,000万ドルの内から、1,000万ドルを限度としてこれに充当し得ることとする。

なお、米国が、ベルシヤ湾を含め国際的な平和と安全の維持のためにグローバルな役割を果たしている状況の下で、我が国の安全保障にとり不可欠な日米安保体制のより一層の効果的運用を確保する見地から、適切な対象について在日米軍経費の軽減の方途について米国と協議を行う。

秘	限
無	期
内 部 号	
7 4	

北米局長

ペルシヤ湾問題タスク・フォースの作業についての所感

昭和六十二年十月八日

外審 栗山 尚一

本件タスク・フォースは、九月七日に設置されてから丁度満一カ月の間作業を行い、十月七日その結論につき政府・与党首脳会議のエンドースを得てその任務を完了したところ、タスク・フォース議長としての本官の所感次の通り。

一、問題の本質

本件は、一方において、対米関係上我が国として早急に何等かの具体的アクションをとる緊要性があったという意味で、危機管理的性格の作業であったと同時に、より本質的には、今日の我が国が直面している基本的問題が象徴的に凝縮された形をとった案件であった。即ち、本件の本質は、今日の我が国が置かれている国際的地位の下で、自らの重要な国益を守り、「国際秩序を支える重要な担い手としての責任と役割を負擔する」(本年度外交省書)ことをしていないという無責任な姿勢が国際的に問われているということであり、このような「無責任国家」の姿勢を少しでも是正するために何ができるかというのがタスク・フォースに与えられた課題であった。タスク・フォースの答えは、与えられた時間的、政治的制約の下では、精一杯のものではあるが、右の基本的命

題に対する回答としては、残念乍ら極めて不十分なものと言わざるを得ない。対米危機管理措置としても、限られた効果しか持ち得ないであろう。したがって、ペルシヤ湾における船舶の自由安全航行が脅かされる状況が続く限り、我が国は引き続き新たな対応を迫られることを覚悟しておかなくてはならない。

## 二、掃海艇の派遣

掃海艇の派遣ができれば、対米関係上は「百点満点の回答」であることは明らかであり、省内においても、個人的意見としては、これを支持する声が相当あったようである。しかしながら、憲法、自衛隊法上の問題を乗り越えてこの選択肢を迫及することは、国内政治上の制約に照らして非現実的であるのみならず、本官は、日米安保体制を含む長期的な我が国の外交、安全保障政策がいかにあるべきかとの見地から考えると、外務省がペルシヤ湾への自衛隊の派遣をまじめになって推進すべきではないと考えた(注)。何れにせよ、この問題で米側が今後とも期待を抱き続けることは「百害あって一利なし」と考え、九月二十一日の日米首脳会談の機会に、総理からレーガン大統領に対し、「自衛隊の派遣はできない」旨を明確に言っていたこととした。これからもこの立場は堅持すべきであると考ええる。

(注) ペルシヤ湾のような遠隔な水域で自衛権としての自衛隊の実力行使が認められるとの立場に立てばその論理的帰結は、我が国の防衛態勢、防衛政策の基本的変更につながることであり、その結果は日米安保体制の下での自衛隊と米軍の役割分担の変更をも意味することとなる。予見し得る将来において我が国がかかる方向に進む道を開くことは、我が国自身にとって決して望ましいことではない。

### 三、巡視船の派遣

掃海艇（自衛隊）と異なり、巡視船の派遣は、「非軍事的手段による貢献」という我が国の基本的立場に反するものではなく、本官は、今でも最良の方策と考えている。今後とも我が国のカードとして大切に水面下で生かしておくべきである。もっとも、これを実現するためには、政治レベルでのリーダーシップが不可欠であると共に、実務面でも乗り越えなければならぬ多くの障害があり、決して簡単ではない。基本的な問題は、武力紛争が存在する水域に派遣するものである以上、巡視船が負わなくてはならないリスクを完全に排除することは不可能であり、したがって、かかるリスクを負うとの政治的決断及びリスクの極小化と任務の遂行を両立させるための慎重な実務的準備の双方が必要ということである。これは、外務省としても、相当な覚悟を要する仕事である。

なお、右に関連して、今回の作業の過程で明らかになったのは、運輸省（海上保安庁）内部において、「本件はそもそも自衛隊により対応すべき性格のものであるにもかからわず、政治的理由によりそれが不可能であるため、機雷や武装舟艇による攻撃に対してより脆弱な巡視船が身代わりにさせられるということではないか。」との心理的抵抗感が極めて強かったことである。これに対する説得力がある議論ができないと、実際問題として、巡視船派遣を実現することは難しい。また、武器の使用がすべて軍事力の行使と観念され勝ちな我が国においては、万一の場合の巡視船による武器の使用を自衛隊の組織的な実力行使といかに区別して説明するかという問題も国内世論対策上残された重要な課題である。（この点については、条約局において是非知恵を出していただきたい。）

101

#### 四、航行援助施設

総理の指示により、巡視船派遣の可能性が消え、対応策の重点が在日米軍関連経費に移らざるを得ないかと思われた時に、米側からDECCAシステム設置への協力が示唆されたのはまことに幸運であった。しかしながら、実際のところ、本システムは、第一義的には、米国等による掃海作業の支援として意味があるものであり、それ故にこそ、米、英により評価されているのである。早晩この点は公知の事実となり、一部のマスコミや野党の批判の対象となろう。その際には、効果的な掃海が船舶の安全航行のために緊要な事実を指摘して堂々と反論すべきものであるが、他方、より一般的、恒久的な航行援助施設建設のための協力の余地がないかにつき、調査団を派遣する等の方法で湾岸諸国等との間で真剣に検討すべきであると考ええる。

#### 五、国連の和平努力支援

イ・イ紛争終結のための和平努力が実り、国連の平和維持活動が始まる時には、我が国は、その受益度を考慮し、所要経費の半分は負担すべきである。今のうちからそのための世論工作を検討すべきではなからうか。

しかし、そのときには、我が国は、財政的負担のみで、人の面での貢献をしないで済ませることができるであろうか。本官は、外務省として、国連の平和維持活動への人的貢献を含む協力の制度化を真剣に準備する時期は来ていると考える。人的貢献は、やろうと思っても急にやれるものではない。自衛隊(員)の派遣という方途に固執することなく、この目的のための別個の制度を作ることとし、所要の法律や予算をどうするかということを早

急に研究しなくてはならない。制度と予算の裏付けがなければ、いざという場合に要員を集めることもできないであろう。

#### 六、在日米軍駐留経費

本件については、米側は、当然のことながら、レーガン政権中に具体的結論を出すことを求めて来るのであるから、我が方としても、新内閣の最優先課題の一つとして対応を考えなくてはならない。放置すれば、防衛庁は、せいぜい百億円程度の施設費の増額でお茶を濁そうとするであろう。政治レベルに上げても特別協定を改正し、対象の諸手当での全額を負担する程度が精一杯のところであろう。問題は、年間百〜二百億円程度の我が方の負担増で安保体制下の日米の負担の衡平化と言えるかということである。本官は、この際、この問題に正面から取り組むことが必要であり、そのためには、思い切って地位協定第二十四条の改正に踏み切り、一定の期間（例えば四〜五年）をかけて米軍が我が国で調達する労務その他の役務に要する経費の全額を我が方で負担することとすべきであると考え。また、このためには、かかる米軍関係経費の予算を「中期防」の枠外とする閣議決定が必要であろう。新内閣の発足早々かかる方向で政府・与党間の意思統一をはからなくてはならない。

配付先

事務次官、官房長、北米、近ア、条約、国連 各局長

107



極秘

局長

米局長  
北局長

北局長

① 政 ② 外 ③ 密  
大務 典房  
次 次  
臣 秘 官 官 密 審 長 長  
北 経 外 査 博  
大 大 察 括 代  
使 使 研 審 表

総 番 号 R 0 5 4 2 5 9  
月 1 3 日  
平成 3 年 3 月 1 4 日



米 国 発  
本 省 着

主 管

外 務 大 臣 殿

村 田 大 使

北 米 局 長

④ 対 文 会 厚 情 才  
察 人 電 在 儀 警 史

そう海てい派遣問題

外報官	参報際内外
文長	参一二
局長	参政保対旅外
長	参地中東 参北東西
北米局長	参一二(密)
中南局長	参一二
西局長	参西ソ洋 西東
経長	次総経途博 参経瀛国 参経エ国 安ネ二
経協局長	参海 参準 参政固開無 参調技有理
参長	参政経人 参軍社
科参	科原
経調局長	参情折調 企安

第 3 0 6 5 号 極 秘 大 至 急

(限定配布)

往電第 3 0 6 4 号 に関し、

1. わが国のペルシヤ湾におけるそう海協力問題は本使自ら深く関与した 87 年のイラン・イラク紛争時に  
 続き今次危機に際しても再度議論があつたところであり、今一度国内で大きい議論の対象となる可能性のあ  
 る本問題を再び取り上げることに消極的な向きも国内に少なくないが、幸い多国籍軍の圧勝によ  
 り紛争まき込まれ論はもはや説得力を持たない現在、(1) わが国自身の船舶をも含む国際海運の安全、  
 (2) クウエイトに対する戦後復こう協力の一案、(3) わが国の友好国たるサウジアラビア、イラン、  
 その他の湾がん諸国民の安全一般に寄与するという人道的考慮に立つた協力といつた位置付けの下に派遣の  
 可能性を今一度検討し直してみる価値ありと思料する。

2. もとより、かかる協力が実現できれば、上述の 3 点の如き国際的安全に対する実質的こうげんとして大  
 きな意義があるのは明らかであるが、わが国にとっては残念ながら昨年 8 月以降ついに人的こうげんを行  
 えなかつたわが国に対する評価をばん回する絶好の機会にもなることの意義は更に大きいと考える。特に去  
 る 1 月 9 0 億ドルの支援におとらず、自衛隊輸送機の人道目的のための派遣を高く評価してくれた多くの米  
 国行政府や議会人からは、自衛隊機が派遣されなかつたことの経緯はどうであれ、日本は結局実行する気  
 ないことを口約束だけしたのだとつめたたく受け取られていることをわすれてはならない。法的に日本とに通  
 つた問題をかかえる独が、紛争後の協力として第 2 次大戦後初めてそう海てい 5 隻のペルシヤ湾派遣にふみ  
 切つたことは、国際的に高い評価を得ており、この際わが国が同様の措置にふみ切るとは同様の、あるい  
 はわが国への強い期待を持つている米国及び湾がん諸国からドイツへの評価以上の評価につながりうると本

使としては考えるところである。

3. 本件はもともと政治決断の問題であるというのが本使の理解であるが、いずれにせよ本件そう海作業は相当の長期を要すると見込まれており、決断のタイミングは今からでも決して遅くはなく、むしろ今こそ絶好の機会ではないかと考える。御決断を得られれば来たる大臣御訪米の際に、米側にわが方方針を御伝えいただき、可及的速やかに実行に移されることが適切であろう。

4. なお、本件派遣は、わが方としては、米側の要請があれば動きやすいといった面もあるかとは思われるが、この7ヶ月の経験に照らし、米側としても進んでわが国に対し本件をしようようしたくないとの気持が強いと思われ、またあるべきすがたとしてもわが方の自主的判断に従って行うとの形をとることが望ましい。ただ、全くわが方の一方的イニシアティブというのも問題であろうから、本来、それは国連安保理決議(678)の求めているところであるとの立場に立ちつつ、形の上ではクウェイト政府ないしサウジアラビア政府(GCC総体でも良い)から、出来ればそう海に協力してもらえないだろうかとの打しんを受け、米側もこれを強くセコンドするとすることがあるいは妥当ならずやと考える。

5. なお、前述の通り、自衛隊輸送機による難民輸送の件が、米側に強い期待外れの感を味合わせることとなつたことにかんがみ、今回の場合は、クウェイト海域における機らい除去のニーズがあり、既に各国とも参加していること、またわが国のそう海能力のゆうしゆうさはしゆう知のこととされているので、もし基本的御方針の決定がなされた以上は国内の一部に如何なる反対があろうとも不退却の決意で実行し、かつそう海の実績において、独を含む他のいずれの国よりもすぐれた成績をあげるとの心積りで当たることがぜひとも必要と考える。

在米各公館、国連代、サウデイ、独に電した。(了)

主管課緊急処理用

極秘

[ ] [ ] [ ]

政事外儀官  
大務務典房  
次次典房  
臣秘官官審審長長  
北経外査総 博  
大大察括代  
使使研密審表

総 番 号 R048634  
月 6日  
平成 3年 3月 7日



米 国 発  
本 省 着

主 管  
中近東アフリカ局長

外 務 大 臣 殿 村 田 大 使

口対文会厚情オ  
察人電在儀審史

ベルシ+湾そう海作業

外報官	参報際内外
文書	番一二
移	参政保対旅外
長	番地中東 参北東西
北米長	番一二保地
中国長	参一二
欧	番西ソ洋 西東
遊	参三二アア
経	次総経途博 番経漁国 参経エ国 安ネ二
長	参海 番準
経	番政国開無 参調技有理
長	番条協規
長	番政経人 参軍社
科	科原
長	参情析調 企安

第2747号 極秘 至急 (ゆう先処理)

(限定配布)

5日、マクデウィッド国防省極東部長が大島に対し述べたところ次の通り。取りあえず。

1. ベルシ+湾がんには約1000個-1200個と見積られる機らいが放置されているところ、戦後処理の一かんとしてゆうしゆうなそう海能力を有する日本が「自発的に」そう海作業を申し出ただけならば極めて有意義であると考え。 (本件につき米国から日本に対して要請を行う考えはない。)

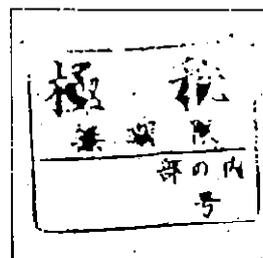
2. (当方よりの質問に対し)

(1) 機らい除去にはイタリヤが参加していると承知する。除去に要する期間は参加隻数にもよるが、6ヶ月位とみられる。参加を前提に日本側において御関心があれば詳細情報を御連絡する。

(2) 独は本日、クウェイトの海上商業活動の安全を維持するため5隻のそう海ていと2隻の補助艦を派遣する旨発表したと承知する。現地到着は1ヶ月後であろう。

独に転電した。

御見込みにより関係公館に転電願いたい。(了)



# 報告・供覧

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管	保存期間
	北米局長	1類 (永久) 2類 (10年) 3類 (5年) 4類 (1年)
	審議官	起案 平成 3 年 3 月 22 日
	安全保障課長	完結 平成 年 月 日
	首席事務官	起案者 電話番号 上月 2478

2001-配印 23

回覧先	北米第一課長
。総務課長	地位協定課長
。法規課長	
。中米第一課長	

下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。

件名  
 掃海艇のホルン湾派遣

(別紙の要点等)  
 22日、栗山次官の下、開催された会議、概要

## 掃海艇のペルシャ湾への派遣（次官室の会議）

1991年3月22日

北米保

22日午前、次官が総理に対し同日午後、掃海艇のペルシャ湾への派遣につき説明することを踏まえ、栗山次官のもと会議が行われたところ、概要次のとおり。（小和田外審、佐藤官房長、谷野アジア局長、渡辺近ア局長、柳井条約局長、野村条約局審議官、川島北米局審議官、川村国連局審議官、加藤官総長、森米保長、原田米地長他出席、別添配布資料）

冒頭、栗山次官より、次の諸点が総理への説明に当たって自分として関心を有しており、本省幹部の意見を聞きたい点であるとして問題提起があり、右諸点を軸に議論が進められた。

1. 正式停戦との関係
2. アジア諸国の反応
3. クウェイト等からの要請
4. 総理訪米、都知事選挙とのタイミング
5. 法的問題の整理

### 1. 正式停戦との関係

次官より、戦闘再開の可能性は少ないにせよ、イラク内戦との関連でイラク空軍機の撃墜のニュースや、毒ガス使用の場合の空爆再開を米軍が示唆している状況であるが、かかる状況をどう考えればよいかとの問題提起があった。これに対し、河村審議官より、現在、国連に

置いて正式の停戦の条件を詰めているところであるとの説明があった。更に、小和田外審より、例えば、1945年の終戦に例えれば、8月15日以降の状況か、9月2日以降の状況かとの問題提起があり、これに対し、近ア局長及び条約局長より、イラクは全軍に対して停戦を指示しており、他方、正式な停戦の条件を詰めているところであるので、現在の状況は、1945年に例えれば、8月15日以降9月2日迄の状況となる旨説明した。

## 2. アジア諸国の反応

次官より、アジア諸国の懸念については、配布のペーパーの内容で（「ASEAN諸国の理解は得られるが、中国、韓国は、慎重な対応を求めるとの態度」）判断は良いとしても、これらの諸国にいかなる手を打つかが問題である、特使を派遣せよとの議論が自民党内では出てくるのが常である旨述べた。これに対し、アジア局長より、いずれにせよ、中国、韓国、特に中国は、あれこれ文句を言うであろうが、それだからといって派遣を取り止めるのでは何もできない、なお、説明としては我が方大使を通じて行えば足りるのではないかと述べた。

## 3. クウェイト等からの要請

(1) 条約局長より、今回は、クウェイト領海内の掃海ということであれば、クウェイトからの要請を受けて行うということのほうが良いと考えるが、クウェイトから要請を出させることは可能であるかと述べた。これに対し、近ア局長は、クウェイトとの関係では、我が方か

ら申し出てクウェイト側の「了承」を得ることは可能と考えるが、クウェイト側から要請を出させることは、クウェイトの対日観から言っても必ずしも自信がない、緊急物資供与についても要請を出させることの関連でこたごたした経緯がある旨説明した。また、条約局長は、ドイツは安保理決議第660号、第678号を今回の派遣の根拠としているが、その様な説明は無理がある旨付言した。

(2) 更に、米保長より、昭和62年の黒柳の質問趣意書に対する政府答弁書では我が国船舶の航行の安全については整理済みであるが、第3国の船舶については未だ整理されていないところ、ペルシャ湾を航行するタンカー及び貨物船の2/3が日本船籍又は日本企業が使用する船舶と言われており、国内法的には我が国船舶の航行の安全との観点で法的に整理されることとなった場合をも踏まえ、第3国からの要請の問題を考えていかなければならない旨述べた。これを受け、小和田外審は、要請はあったほうが良い気もするが、法律的には第3国からの要請は必要ないし、その方がきちんと整理できるとも考えられる旨コメントした。また、官総長より、日本の企業関係者と話をした際に、先方は、従来経緯もあるので日本企業が湾岸復興のためクウェイト等へ出て行くことになるが、その際、日本の掃海艇が活動しているのと、いないのとでは、関係諸国の日本への対応が大きく異なるであろう旨述べていたが、掃海艇の派遣は第3国からの要請を受けて行うのではなく、自主的判断に基づき早急に決定すべきであり、また、要請を得る過程でクウェイトとの間で貸し借り関係ができるというのは適当でない旨発言があった。

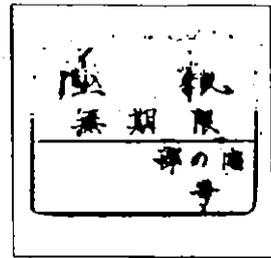
#### 4. 総理訪米、都知事選挙とのタイミング

官総長は、派遣準備期間は1週間程度に短縮できると、先日、海幕関係者より雑談的に聞いたが、所要航行期間はやはり30日程度はかかるであろう、都知事選の4月7日まで待った上で対応を決定するということでは、実際に我が国の掃海艇が現地に辿り着いた時には、掃海作業のピークが過ぎてしまっていることが懸念される、また、小沢幹事長が3月末に訪米される時の発言振りの問題がある旨述べた。これに対し、小和田外審は、本件は、国際的な期待と国内問題のバランスをいかに保っていくかであるが、総理の訪米と都知事選挙との間隔は1週間、あるいは数日間程度であり、総理訪米時には内々の話として述べておいて、都知事選挙後に国内的に打ち出していけば良いのではないかと述べた。

#### 5. 法的問題の整理

米保長より、法的な問題の詰めは自衛隊法にかかる問題であるので、主に防衛庁が法制局とやることになるが、防衛庁は、政治的決断がない以上法制局は動かないとして、現在のところ慎重な姿勢をとっている、法的詰めに急がせる為にも政治的決断が先ず必要である旨指摘した。

(了)



# 報告・供覧

大臣 <del>秘書官</del> 政務次官 事務次官 <del>外務審議官</del> <del>外務審議官</del> 官房長	主管	保存期間			
	総務課長 議官 安全保障課長 首席事務官	1類 (永久)	2類 (10年)	3類 (5年)	4類 (1年)
		起案 平成 3 年 4 月 17 日			
		完結 平成 年 月 日			
		起案者	電話番号		
		森米保長	2476		
回覧先 総括審議官 総務課長 アジア局長	中近東アフリカ局長 中近東一課長 中近東二課長 条約局長 総務課長	地位協定課長 国際連合局長 国連政策課長			
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。					
件名 <h2>掃海艇派遣問題</h2>					
(別紙の要点等) 4月11日、栗山次官は求めにより坂本官房長官 を往訪し、掃海艇派遣問題について話し合っ た。					

## 掃海艇派遣問題

1991年4月11日

北米局安全保障課

4月11日、栗山事務次官は求めにより坂本官房長官を往訪し、掃海艇派遣問題について話し合ったところ概要以下の通り（先方大島副長官、石原副長官、当方森米保長同席）。

1. 冒頭、栗山次官より、外務省として掃海艇の派遣が重要であると考えていることにつき説明すると共に、別添1の資料に基づき本件に関連する情報につき説明した。

2. 坂本官房長官より、正式停戦が一両日中にも発効するということであれば、これは一つの大きな区切りになる、党内をまとめ野党、即ち民社党のみならず公明党にも話をしつつ、ふん切れるのであれば、ふん切りたいと考えている、総理からは毎晩のように電話があり、種々話し合っているが、総理としてはゴルバチョフの訪日で頭が一杯なので自分に本件をやって欲しいということであった、世論は既に戦争が済んだので派遣すればよいのではないかという方向である、我々としてもやれるならやったほうが良いと考えている旨述べた。

3. 石原副長官より今後の手順について質問があったので、栗山次官より以下の諸点につき指摘した。

(1) 派遣するとの方針が内々決定されれば、防衛庁とも相談して寄港地の関係諸国と交渉し了解を取りつける。

(2) 米国との間で話をし、現地での協力を含め全面的支援をとりつける。現地での仕事の分担（どの水域で日本が活動を行うか等）についても調整を行う必要がある。

(3) 防衛庁と相談の上、根拠地を定め関係国の協力を取り付ける。

(4) 決定の発表に先立ちいくつかの国に対し事前に我が方の考え方を説明しておく。即ち、中国、韓国からは、従来のこれら諸国の態度からすれば、相当否定的な反応を覚悟しておく必要がある。ASEAN 諸国については政府自身から否定的な反応が出るとは必ずしも予想していないが、立ち寄り先との関係もあり、説明が必要。方法としては出先きの我が方大使から行うか、東京で関係国の大使を呼んで行うかといった方法があるが、いずれにせよ日本政府の立場をきちっと説明し理解を得る努力をしておく必要がある。

#### 4. 大島副長官より以下の発言

貴次官の説明を受けた後、取るべき立場につき検討しようと思っているが、二つの点につき是非ともよろしく願いたい。

第一に、正式要請といったものでなくともよいので、GCCから、機雷の問題があり、掃海能力を有する日本から協力してもらえると有難いといった趣旨のコメントを引出すよう働きかけてもらいたい。自分のことを自分の意思でやるのが当たり前で、自主的にやるのがまともな考えであることは自分も十分承知しているが、政治の現実からすれば何らかの要請は是非とも必要である。

即ち、公明党は党として議論したが、圧倒的に反対が多く執行部は反対とも賛成とも結論付けていない。書記長、政審会長、国対委員長とも話をしたが、それぞれ若干意見は異なるが、市川書記長は90億ドル、都知事選問題で党として非常に疲れているので党内に議論が出てくるようなことは止めて欲しいということである。民社党については、中野政審会長は、別添2のような紙を用意しており、地方選挙の後であることと、何らかの要請があることの二つを条件に党内を賛成にまとめる

自信があるとしている。なお、要請の点については大内委員長が要請があればいいといった発言を既に対外的に行ったという経緯がある由。また、社会党の中でもいろいろな意見があり、今般の選挙の敗因は90億ドルに対する態度であったことに漸く気が付いてきており、社会党として反対するにしても、党内の一部に「要請と歯止め」が欲しいとの意見が出ている。

これまで経団連、船主協会、海員組合等に働き掛け、国内世論を盛り上げることに努めてきたが、日本国民は外から言われると弱いと言うことも事実である。本件働き掛けは今日からでも始めてもらいたく、一日も早く（可能であれば明日12日にも）実現してもらいたい。また、GCCの要請といったものが、日本の新聞に載るようにしてもらいたい（石原副長官より、GCC事務局長が談話を出し掃海に協力してもらいたいとのアナウンスがなされれば好都合である旨の発言があった）。

第二に、貴次官から話があったが、ASEAN 諸国等に内々話をし派遣することを発表した時には否定的反応が出ることを押えてもらいたい。国内の反対派に火が付くことになりかねない。

5. これに対し、栗山次官より、要請の点についてはお話の趣旨は分かったので、タイミングについては自信はないが、できるだけ早くということのできるだけの努力はしてみたい旨、また、中国については、事前の働き掛けを行っても否定的反応をするであろう旨述べた。

6. その後、大島副長官より、官房長官との内輪の相談といった形で大島副長官が各党との話し合いを行った結果につき詳細に報告した上で、以下の段取りにつき官房長官に提案し、その了解を得た。

4月22日あたりに幹事長・書記長会談を行い内々総理の決断を求め、決断がなされた場合には、25～26日に党首会談を行い、ポスト湾岸対策につき話し合うということとし、その話し合いの中で、総理より掃海艇派遣の決断を発表する。掃

海艇の日本出発は27～28日とする。畠山防衛局長は気候との関係では4月一杯であれば大丈夫ということであったし、今国会の法案の目処が25日には殆どつくので、このスケジュールであれば国会への影響はないであろう。こういうことで13日の土曜日に総理のところへ三人（官房長官、大島・石原両副長官）で赴き了解を得てくることとしたい。

なお、総理が掃海艇派遣問題で心配しているのは、これによって三党合意に亀裂が入るのではないかということである。この点については市川書記長とも話をしたが、今の時点ではどの程度の影響があるかにつき述べることは難しいが、影響はあるだろうとのことであった。問題はこれが致命的なものになるかどうかであるが、その点は梶山国会対策委員長は大丈夫であるとしているが、はっきりしたことは分らない。自分の個人的な感じでは致命的なものにはならないのではないかと考えている。

3. 4. 9.

(下線部は秘)

## 1. 応答のポイント

本件については、機雷の敷設状況を含むペルシャ湾の実情、掃海艇を派遣する必要性等につき十分に調査の上、その結果を踏まえて、今後慎重に対応すべき問題と認識。

現時点において、政府としての対応を結論づけているというわけではない。

## 2. 現状

(1) 米国その他関係国から我が国に対し派遣の要請が行われているわけではない。

## (2) 各国の掃海艇派遣状況

(イ) 現在ペルシャ湾に派遣されている掃海艇は、米国4隻、英国3隻、仏1隻、ベルギー3隻、独5隻、サウディ・アラビア2隻。(その他支援艦艇として、仏1隻、伊1隻ベルギー1隻、独1隻。)

(ロ) 現在ペルシア湾に派遣が予定されている掃海艇は、仏2隻、伊3隻。

## (3) 機雷の敷設状況

(イ) イラクにより敷設された機雷数は1200個弱で、3月末までに約300個が多国籍軍により処理済。

(ロ) 掃海作業には、約半年かかるとの情報あり。

## (4) ペルシャ湾における船舶の運行状況

ペルシャ湾には、平時において平均約2.0隻程度の日本関係船舶(日本籍、日本人船員、日本企業の傭船)が常時航行。本年3月以降は約1.5隻程度が航行。

ペルシャ湾内における日本関係船舶の航行状況

平成3年4月11日  
外務省

1. 平時

- (1) ペルシャ湾内には平均約20隻程度の日本関係船舶（日本籍船及び外国籍船のうち日本企業の傭船）が常時航行しているとされる。
- (2) 主な寄港地は、カーグ島（イラン）、バクル（イラク）、アハマディ（クウェイト）、カフジ（サウディ北部）、ジュベイル、ラストヌラ、ダンマン（サウディ中部）、マナマ（バハレーン）、ドーハ、ウム・サイド（カタール）、ジュベル・ダーナ、ドバイ（ア首連合）等。

2. 湾岸危機後

- (1) 90年8月以降は、概ね15～6隻が常時航行。
- (2) 対イラク経済制裁の実施に伴い、イラク、クウェイト向けの航行は停止。更に、1月の多国籍軍とイラク軍との武力衝突の直前（1月14日）より、ペルシャ湾内安全航行のための海運労使間の取決めとして、東経52度線（ア首連・ジュベル・ダーナの西側）及び北緯27.5度線（サウディ・ジュベイルの北側）を基準線として自主的な航行規制が行われた。

3. 戦闘行動終結後

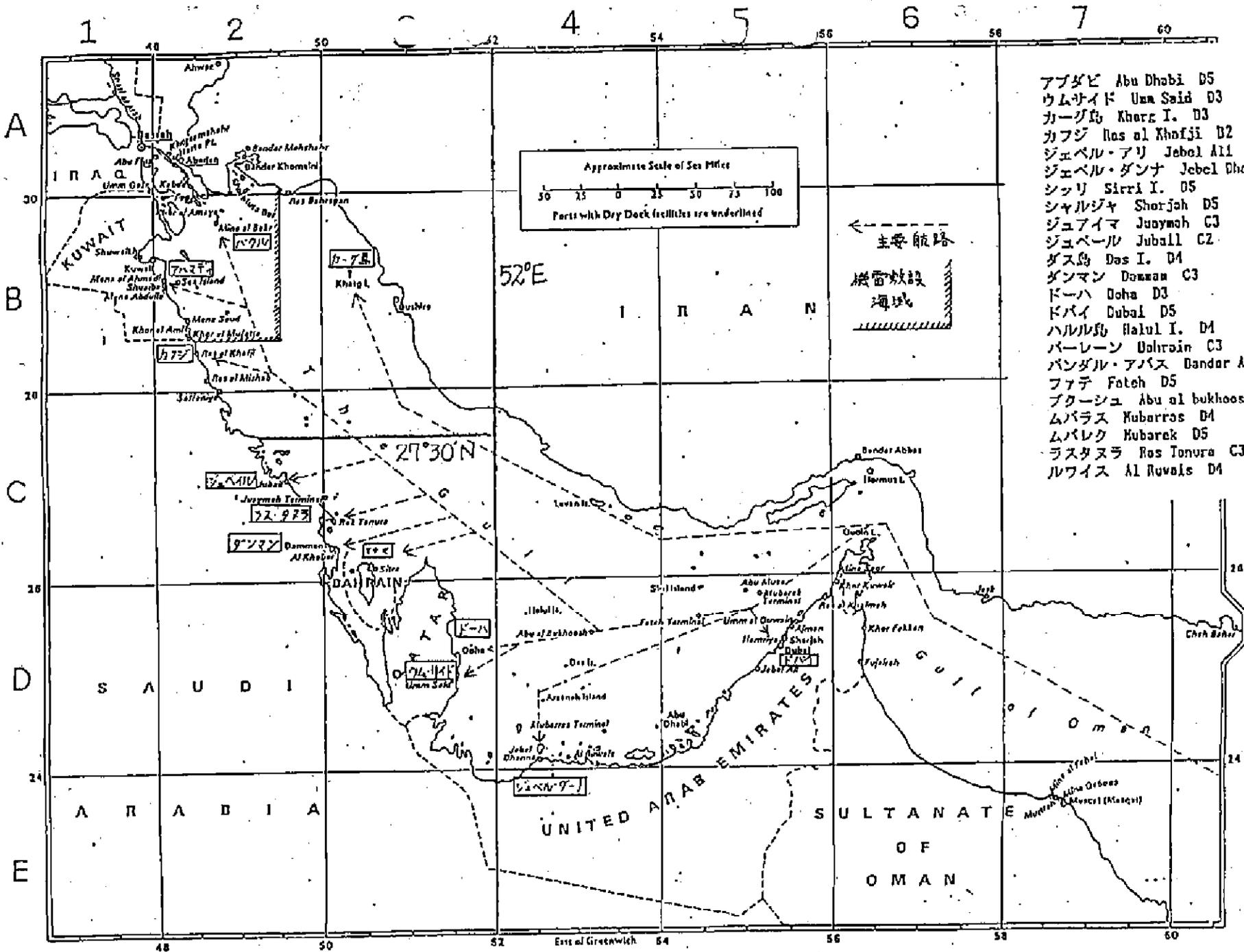
- (1) 本年3月以降は、概ね15隻程度が常時航行。
- (2) 3月1日をもって、海運労使による規制は解除。他方、3月20日、運輸省は、外務省より提供の機雷関連情報に基づき、日本船主協会に対して「北緯28.5度以北、東経49.5度以西の海域（クウェイト、イラク海域）には機雷が敷設されているとの情報があり十分留意すべき」旨の通報を行った。
- (3) これまでのところ、日本関係船舶の航行先はサウディ・アラビア中部のジュベイル及びイランのカーグ島（イラン沖北上の航路）までとなっている。

## ペルシヤ湾内の日本関係船舶航行状況

### ペルシヤ湾内の日本船社運行船舶隻数及び邦人乗組員数（一日平均概数）

	船舶数/日	邦人乗組員数/日
湾岸危機勃発以前（～90. 8. 2）	20（推定）	150（推定）
武力行使開始まで（90. 8. 2. ～91. 1. 16. ）	16	120
地上戦開始まで（91. 1. 17. ～ 2. 24. ）	15	110
地上戦期間中（ 2. 25. ～ 2. 28. ）	17	130
武力行使終了後（ 3. 1. ～ ）	15	110

（出所：日本船主協会）



- アブダビ Abu Dhabi D5
- ウムサイド Uma Said D3
- カーグ島 Kharg I. D3
- カフジ Ras al Khafji D2
- ジェベル・アリ Jebel Ali D5
- ジェベル・ダンナ Jebel Dhanna D4
- シッリ Sirri I. D5
- シャルジャ Sharjah D5
- ジュアイマ Juaymah C3
- ジュベール Jubail C2
- ダス島 Das I. D4
- ダンマン Dammam C3
- ドーハ Doha D3
- ドバイ Dubai D5
- ハルル島 Halul I. D4
- バーレーン Bahrain C3
- バンドル・アバス Dandar Abbas C6
- ファテ Fatch D5
- ブクシュ Abu al bukhoosh D4
- ムバラス Kubarras D4
- ムバレク Hubarek D5
- ラストスラ Ras Tanura C3
- ルワイス Al Ruwais D4

121

## 4月4日付け米国政府勧告91-9 (要旨)

1. 機雷危険区域は別紙地図のとおり。ただし、浮遊機雷についてはこの限りでない。
2. 港湾施設が十分でないため、貨物船がクウェート諸港へ入港するに際しては事前にクウェート政府関係者と調整する必要がある。
3. 29°N以北のクウェート諸港への入港に際しては、要請に応じてエスコートサービスを提供するので、エスコートを希望する商船は下記に申し込むこと。

INMARSAT TELEX (1505612)

MARLO FAX (973) 728-244

725-721

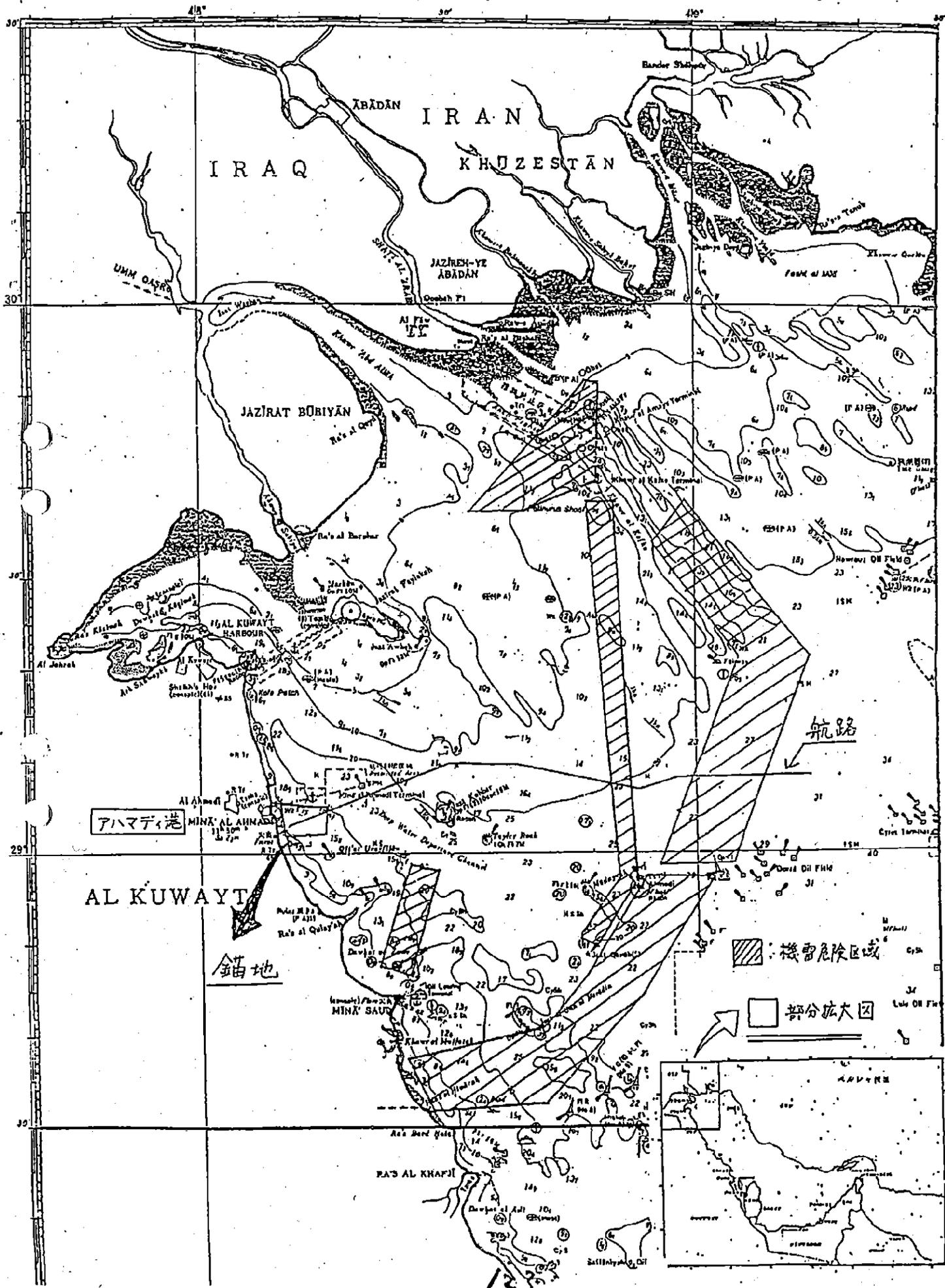
TELEX (BAHRAIN) 7031 (ASUBN)

米軍補給部隊司令官 (973) 713-172

EXT.205 or 306

また、上記連絡先では最新の航行安全情報を提供している。

4. 入出港に際しては別紙地図に示す航路を航行すること。また、船舶の喫水は12mを超えないこと。



掃海艇派遣問題について

民社党

自衛隊の掃海艇をペルシア湾に敷設された機雷の除去のために派遣することについては、

- 湾岸戦争が終結した現段階では、戦場に赴くものではない。
- また、戦争に巻き込まれる可能性もない。
- ペルシア湾を通過する船舶の安全を確保するという人道上の活動であり、それは原油の多くを中東地域に依存するわが国にも大きな恩恵を及ぼすものである。
- 自衛隊法99条では、わが国の領海及び公海における機雷の除去、処理が自衛隊の任務として明確に規定されており、法的根拠がある。

従って、掃海艇の派遣は可能であり、わが国としても具剣に検討すべきである。

① 時期

② 要請 ← 大内要後長

極 秘  
無 期 限  
部 の 内 号

※ 総 第

※ 平成 年 月 日 秒 受付

電 信 案

電信課長	大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 中近東77リブ局長 参事官 中近東第二課長 首席事務官	※ 発電係 1 2 起案 平成 3 年 4 月 12 日 起案者 電話番号 森元(安) 2761 (16-1-11 2877)
	協議先 総務課長	北米局長 北米第一課長 安全保障課長 地位協定課長 課長	

(※ 印刷内は電信課記入)

在	サウジア	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名	我が国掃海艇の派遣			
主管・文書記号	※ 電番	大至急 普通	至急 (優先処理)	パターン・コード
転電 転送 転報	在 未	※ 転電番号	大使・総領事あて	大至急 至急 普通 (優先処理)
(八〇字)				
125				

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(限定配布)

1. 今次湾岸危機は、6日イラクが正式停戦のための国連安保理決議687を受諾し、更に11日停戦宣言に関する国連安保理議長書簡がイラク側に伝達されたことにより、正式停戦を迎えた。
2. 他方、ペルシャ湾北西部に敷設された約1200<sup>個</sup>の機雷は、現在なお相当数が残存しており、我が国を含む各国の船舶の安全航行については湾岸地域の復興の妨げとなっている。
3. かかる状況のもとで、ペルシャ湾の安全航行の確保は極めて重要な課題となっており、我が国として何等かの措置をとるべきことについて、経団連、日本船主協会、全日本海員組合等からも政府に対し要望が出されている。
4. 更に、今日、国際社会において主要な地位を占めるに至った我が国は、その地位に相応しい責任を果たすことが求められており、人的な面においてこのような問題に積極的に対応することは、我が国としてかかる国際的な責任を果たし、諸外国の期待にも応えることになる。
5. かかる状況を踏まえ、政府としては、自衛隊掃海艇をペルシャ湾に派遣し、掃海活動を行わしめる方向で、目下、最終的な検討を進めているところである。
6. 本来、本件掃海艇派遣は、我が国自身の利益のために自発的に決意すべきものではあるが、世論の理解、一部<sup>の</sup>の予想される反発の緩和のためには、GCCあるいは湾岸当時国から（正式の要請という形を取らずとも）何等かの形で現在実施されている掃海作業への我が国の参加が歓迎、評価される旨の表明（公に引用しうるもの）が是非とも早急に必要というのが、政府部内関係者の強い意向である。（例えば、「現状では、掃海完了になお半年を要する見込であるところ、できる限り早期にこれ

2

を完了することが望ましく、そのためには、現在既に掃海作業に従事している国に加え、日本のような掃海能力を有する国の協力があれば湾岸諸国としても歓迎するであろう。」といった表明であればよいと思われる。)

7. ついては、ラマダン明け休暇中で困難のあることは承知するも、上記6. の実現方、貴使判断により、サウディ政府、GCC事務局長等と至急協議するよう最大限努力ありたく、結果随時回電ありたい。

なお、政府としては、ペルシャ湾の天候等の関係から、5月中には掃海艇が現地に到着する要があると考えており、そのためには、4月25-26日頃には本件決定を行うことが必要であるので、上記表明は、何とか来週早々にも行われることが望ましく、この点貴使お含みまで。

※に 転せし

(了)



極	秘
無	期
	限
	部の内
	号

417  
資料集

ペルシャ湾における  
機雷及び掃海に関する資料集

平成3年4月17日  
中近東アフリカ局中近東第一課

## 目次

1. 機雷の敷設状況	
4月4日付け米国政府勧告	1 - 2
機雷敷設状況詳細	3 - 4
2. 各国掃海艇の派遣状況	
掃海艇の派遣（北米安保課作成4月12日付け）	5
ドイツの掃海艇派遣	6 - 8
3. 掃海作業	
ペルシャ湾での掃海作業進捗状況	9
機雷及び掃海の概要	10 - 14
4. 我が国各界の自衛隊派遣に対するスタンス	
ペルシャ湾内の日本船舶航行状況	15
掃除海底派遣に関する各界の要望等	16 - 20
5. 海外からの要請	
国会想定問答（3月14日衆議院予算委員会）	21 - 23
6. 政府の基本姿勢	
国会議事録（3月15日衆議院外交委員会総理答弁）	24
7. 事前準備を巡る報道	
3月13日時事電	25
4月17日朝日朝刊	26 - 27

4月4日付け米国政府勧告91-9 (要旨)

1. 機雷危険区域は別紙地図のとおり。ただし、浮遊機雷についてはこの限りでない。
2. 港湾施設が十分でないため、貨物船がクウェート諸港へ入港するに際しては事前にクウェート政府関係者と調整する必要がある。
3. 29° N以北のクウェート諸港への入港に際しては、要請に応じてエスコートサービスを提供するので、エスコートを希望する商船は下記に申し込むこと。

INKARSAT TELEX (1505612)

MARLO FAX (973) 728-244

725-721

TELEX (BAHRAIN) 7031 (ASUBN)

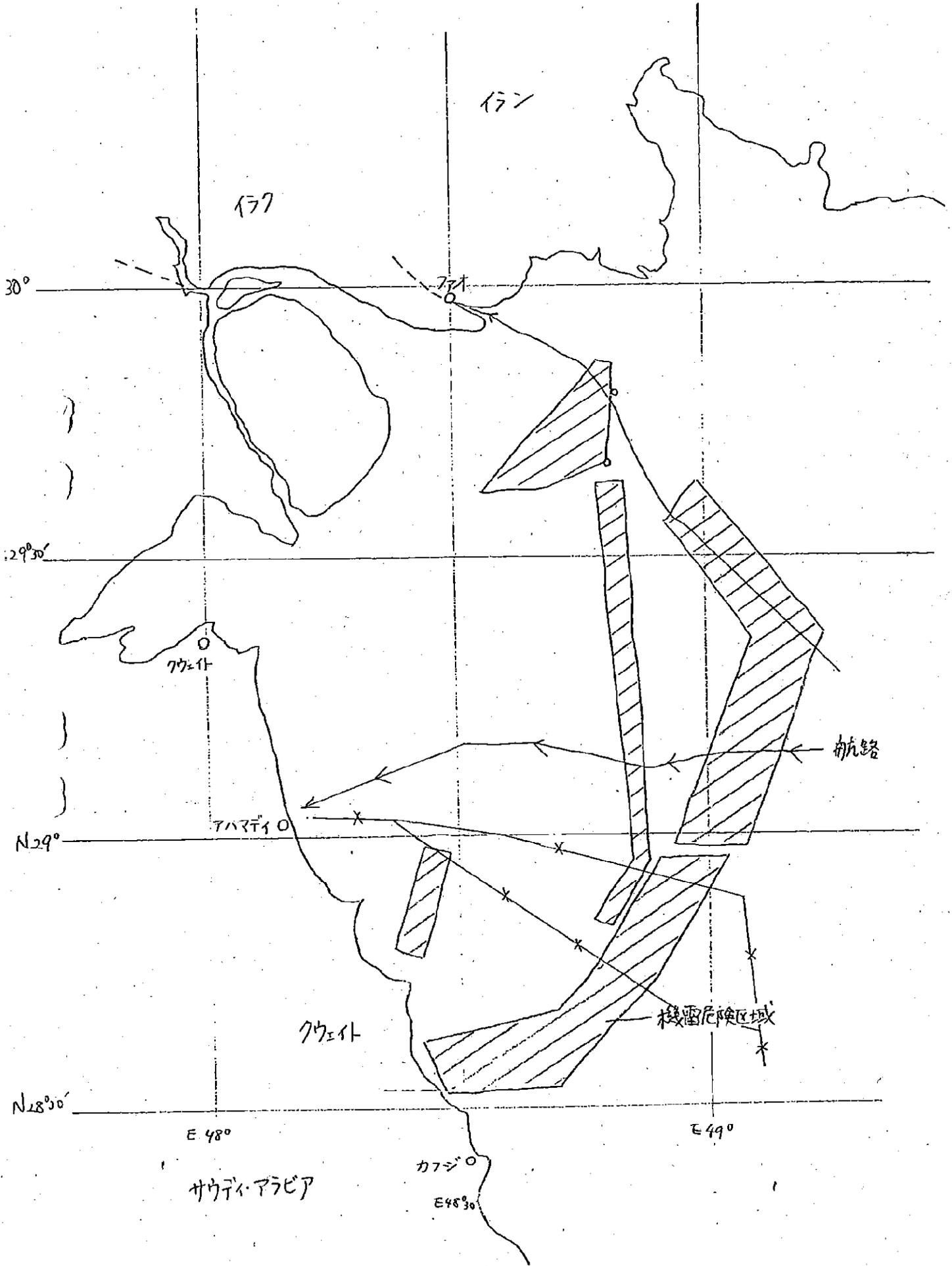
米軍補給部隊司令官 (973) 713-172

EXT.205 or 306

また、上記連絡先では最新の航行安全情報を提供している。

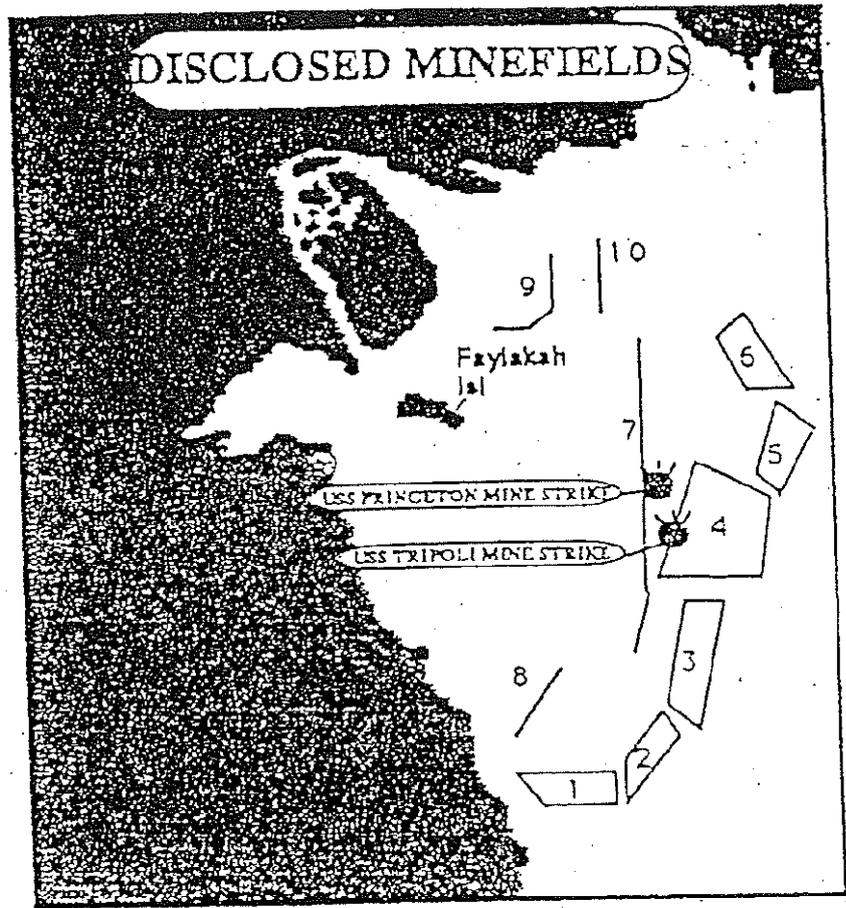
4. 入出港に際しては別紙地図に示す航路を航行すること。また、船舶の喫水は12mを超えないこと。

米 MARAD Advisory (4A4B付)



SECRET

極 秘
無 期 限
部 内 号



上記 1 ~ 10 の海域における機雷数は、  
次頁参照。

SECRET

WS5428 6

# TOTAL MINES LAYED

BOX #	QUANTITY	TYPE	BOX #	QUANTITY	TYPE
BOX # 1			BOX # 5		
ROW A	39	BOTTOM MINE	ROW A	39	MOORED MINE
B	36	MOORED MINE	B	57	MOORED MINE
C	93	MOORED MINE	C	93	MOORED MINE
	168			189	
BOX # 2			BOX # 6		
ROW A	39	BOTTOM MINE	ROW 1	104	MOORED MINE
B	57	MOORED MINE		104	
C	81	MOORED MINE	LINE # 7		
	177		ROW 1	40	BOTTOM MINE
BOX # 3			2	10	BOTTOM MINE
ROW A	39	BOTTOM MINE		50	
B	57	MOORED MINE	LINE # 8		
C	93	MOORED MINE	ROW 1	22	BOTTOM MINE
	189		LINE # 9		
BOX # 4			ROW 1	44	MOORED MINE
ROW A	39	BOTTOM MINE	LINE # 10		
B	57	MOORED MINE	ROW 1	16	BOTTOM MINE
C	93	MOORED MINE	ROW 2	19	MOORED MINE
	189			35	
			<b>TOTAL 1167</b>		

領 録  
 簿 記  
 2005.06.11

(下線部は秘)

## 1. 応答のポイント

本件については、機雷の敷設状況を含むペルシャ湾の実情、掃海艇を派遣する必要性等につき十分に調査の上、その結果を踏まえて、今後慎重に対応すべき問題と認識。

現時点において、政府としての対応を結論づけているというわけではない。

## 2. 現状

(1) 米国その他関係国から我が国に対し派遣の要請が行われているわけではない。

### (2) 各国の掃海艇派遣状況

(イ) 現在ペルシャ湾に派遣されている掃海艇は、米国4隻、英国3隻、仏1隻、ベルギー3隻、独5隻、サウディ・アラビア2隻。(その他支援艦艇として、仏1隻、伊1隻ベルギー1隻、独1隻。)

(ロ) 現在ペルシア湾に派遣が予定されている掃海艇は、仏2隻、伊3隻。

### (3) 機雷の敷設状況

(イ) イラクにより敷設された機雷数は1200個弱で、3月末までに約300個が多国籍軍により処理済。

(ロ) 掃海作業には、約半年かかるとの情報あり。

### (4) ペルシャ湾における船舶の運行状況

ペルシャ湾には、平時において平均約20隻程度の日本関係船舶(日本籍、日本人船員、日本企業の傭船)が常時航行。本年3月以降は約15隻程度が航行。

## ドイツの掃海艇派遣

1. 6日、独政府スポークスマンの記者会見の発言概要。
  - (1) 独政府は米国の要請に基づき、かつ国連の安全保障理事会の要請に従って、5隻の掃海艇及び2隻の補給艦からなる独海軍掃海部隊を、機雷の除去のためにペルシャ湾に派遣する。この部隊は独国の指揮の下にある。独海軍は技術的に特に進歩した掃海能力（無人の機雷掃海部隊を含む）を有している。
  - (2) 湾岸での戦闘の終結に伴い、イラク軍が敷設した約1200個の機雷の除去が緊急の課題となった。それは湾岸周辺諸国との間の商船の航行を再開するための前提条件である。国際的な民間船舶の航行を援助することは、独商船の保護及びペルシャ湾でオイルペストの除去に従事している独特殊船の保護にも役立つ。
  - (3) 独政府はこのような形での人道的な援助をもって、湾岸での平和の回復のために貢献する。湾岸での安全な海上航路は、この地域の経済的な健全性の回復プロセスの開始に不可欠の前提条件である。それは同時に欧州への原油供給（独は約15%依存）にも貢献するものである。
  - (4) クウェート海域における機雷除去の任務を引き受けることにより、独政府は国連の安全保障理事会の要請にも応えることとなる。即ち、90年11月28日の安保理決議第678号には、クウェートに協力している国連加盟国に対し、安保理決議第660号

の遂行のために必要な手段を講ずる権限を与えた。  
安保理決議第660号は90年8月1日時点の状態  
の回復を要請しており、もってその間に敷設された  
機雷の除去をも要求している。

(5) 国連安全保障理事会はすべての国に、この目的の為  
に適切な方法で措置を講ずることを要請した。

2. 独は、NATOの決定に基づき、昨年8月以降掃海艇  
6隻及び補給船6隻等を東地中海に配備。今次掃海艇  
部隊派遣決定により、11日に第1陣3隻がクレタを  
出港した模様。

独掃海部隊はトロイカ(Troika)システムを装備、右シ  
ステムは1隻の母船が3隻の子船(名称:アザラシ、  
無人で特殊な機雷除去装置を装備)を無線で操縦しな  
がら、機雷(磁器及び音響機雷)を除去するというも  
の。

3. 連邦軍のNATO域外への投入については、現政権を  
含め歴代ドイツ(西独)政府は現行基本法上許されな  
いとの見解を有しているところ、独政府は、今次掃海  
部隊派遣を上記1.(3)の通り人道的支援と位置付  
けており、フォーゲル野党社会民主党(SPD)党首  
は7日の記者会見に於いて「連邦軍が災害支援に輸送  
機を派遣するのと同様、今次掃海が、オイル流出除去  
支援につながるものであり、また民間船の航行を確保  
するという人命にかかるものであるので容認し得る」  
旨述べており、掃海部隊派遣に関しては基本法改正問

題は大きな政治論議の対象となっていない。他方、コール政権は基本法改正によりドイツ軍戦力を国連の措置に投入する可能性の検討を示唆しており、これに対し、SPDの態度については党内で意見が分かれ、統一見解は存在しないが、協議すること自体は拒否しないとの態度。

ペルシャ湾での掃海作業進捗状況

4月17日作成  
中近東第一課

これまでの各種情報によると、ペルシャ湾における各国の掃海作業の推移は、以下の通り。

凡例：(処理済機雷数) / (総機雷数) 処理率

3月 1日 平

米海軍情報 127 / ? ?%

3月13日 極秘

米海軍情報 237 / 1089 22%

4月 4日 極秘

米海軍情報 306 / 1167 26% この数字を丸めたものが国会答弁の数字か?  
(300 / 1200)

4月 9日 秘

米海軍情報 550 / 1200 - 1300 42 - 46%

4月16日 平

米海軍情報 (共同電) 735 / 約1235 約60%

取扱注意

## 機雷及び掃海の概要

3. 3. 26

北米保・北米地

### 1. 機雷の種類

#### (1) 係維機雷 (別添1参照)

(ア) 触角機雷：艦船が機雷の触角に触れると作動。

(イ) アンテナ機雷：艦船が機雷の触角、機雷上部の浮標又はアンテナに触れると作動。

(ウ) 感応機雷：艦船が一定の距離内に近接すると、船体磁気により機雷が作動。

#### (2) 沈底機雷 (別添2参照)

(ア) 磁気機雷：艦船が敷設された機雷の付近を航行すると、船体磁気の変化により機雷が作動。

(イ) 音響機雷：艦船が敷設された機雷の付近を航行すると、船の航定音のある特定の周波数成分を受けて機雷が作動。

(ウ) 水圧機雷：艦船が敷設された機雷の付近を航行すると、船の航定によって海底に発生する負圧により機雷が作動。

(エ) 複合機雷：上記の磁気、音響、水圧機雷の2種類又は3種類の機能を組み合わせた機雷。

#### (3) 浮遊機雷

係維機雷のように固定されておらず、海面又は水面下に漂っており、艦船が機雷に触れることにより作動。

(注) イラクの敷設した機雷は、係維機雷及び沈底機雷であると言われており、同国が浮遊機雷を保有しているか否かは不明。

## 2. 掃海艇による掃海作業（別添3参照）

### （1）係維掃海

掃海艇から左右に延びた掃海索（途中何か所かに切断機が付いている）を曳航し、係維機雷の係維索をその切断機で切断し、海中の機雷を浮上させる。浮上した機雷は機関砲等で処分。

### （2）感応掃海

音響機雷又は磁気機雷の掃海のため、掃海艇から音響掃海具（発音体を曳航）又は磁気掃海具（長い電線を曳航し、強力な磁場を発生させる）を曳航し、機雷を爆破させることにより処分。

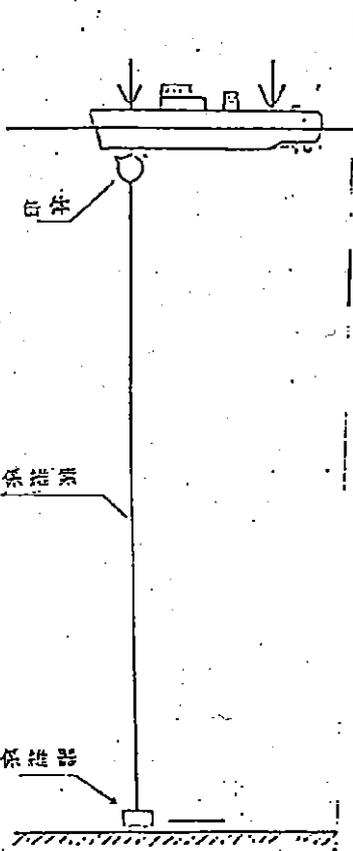
### （3）機雷掃討

掃海艇に装備している機雷探知機（魚雷探知機のようなもの）又は、水中処分員（EOD）が潜水して海中あるいは海底の機雷を一つ一つ捜索し、発見した機雷をEODがゴムボートに釣り下げた爆薬で処分するか、又は有線誘導の水中航行体（機雷処分具）により爆雷を取り付けて爆破処分。

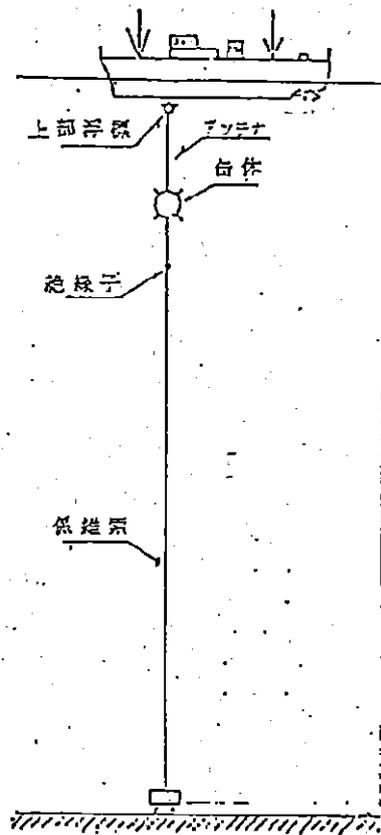
## 3. トロイカ・システム

独が開発した、無人掃海システム。操縦艇1隻と無人の処分艇3隻が1つのグループとなり、感応機雷を処分。操縦艇は危険な海域に進入せずに無人の処分艇により掃海することが可能。処分艇は優れた対爆性能を有しており、処分艇3隻で通常の掃海艇の2.5倍の能力を保有。

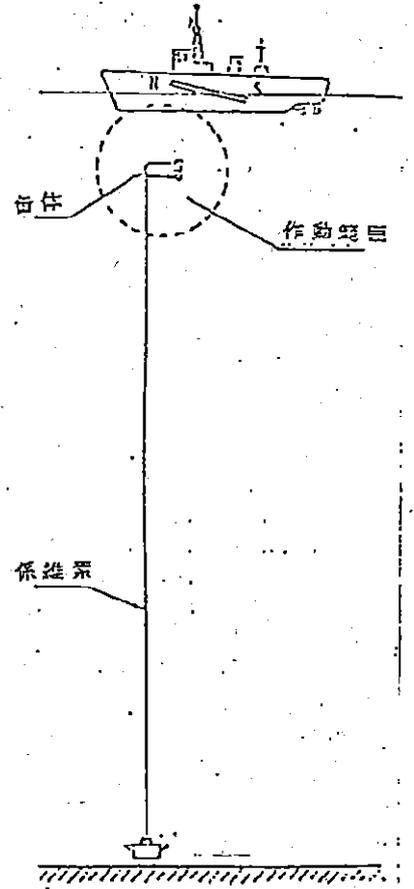
触角機雷



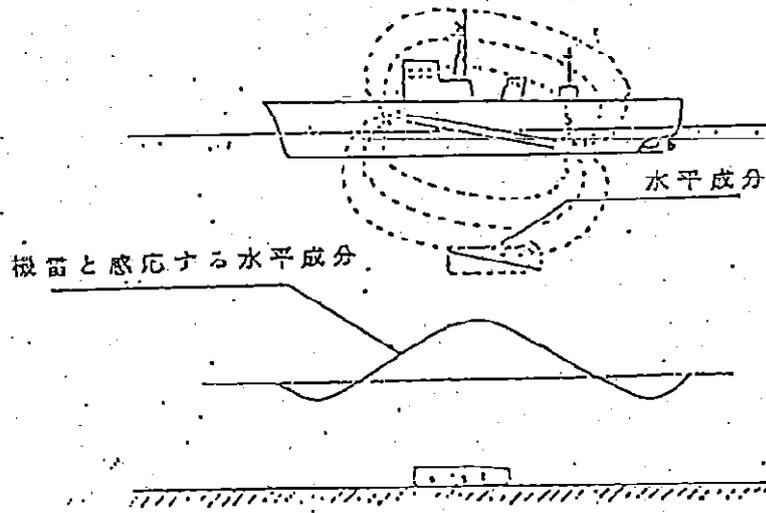
アンテナ機雷



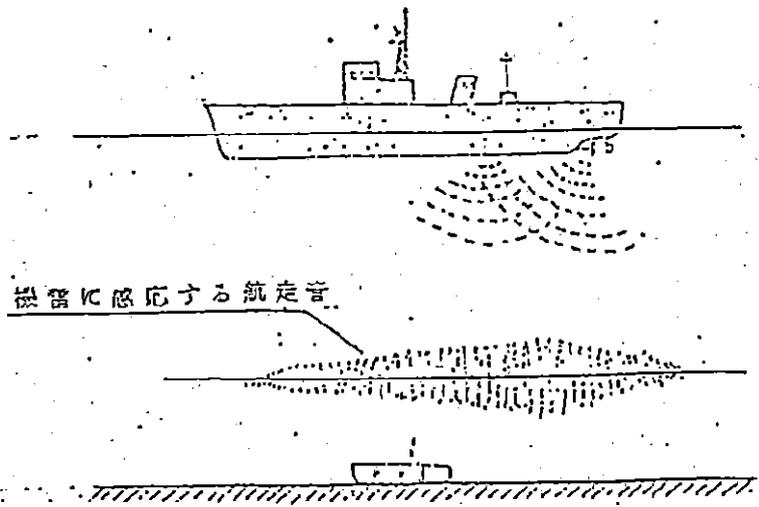
感應機雷



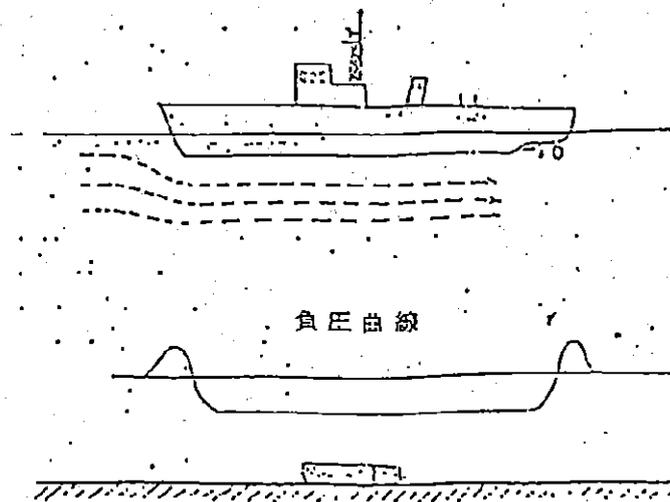
磁気機雷

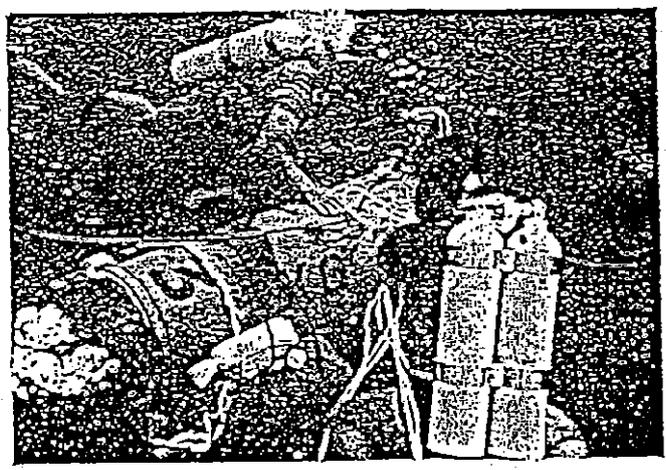
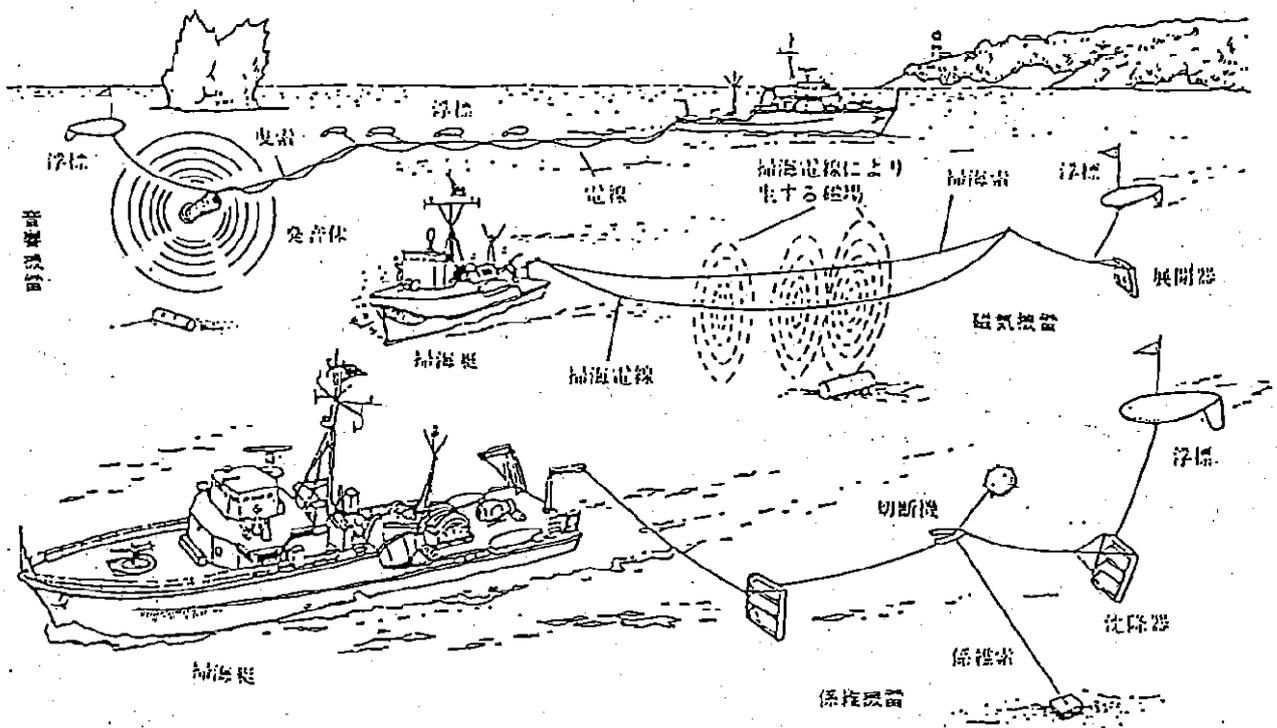


音響機雷

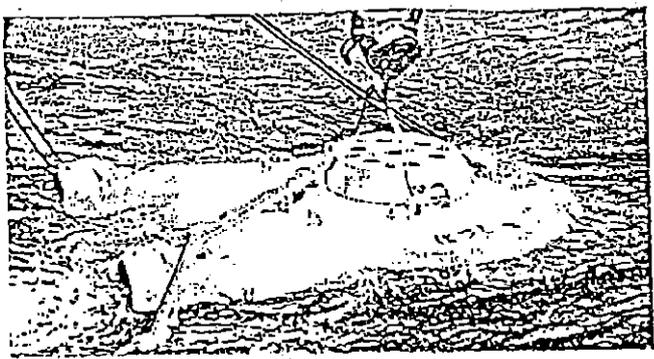


水圧機雷





機雷の処分作業訓練



—S—4 機雷処分具を海面におろした状況

## ペルシャ湾内の日本船舶航行状況

ペルシャ湾内の日本船社運行船舶隻数及び邦人乗組員数（一日平均概数）

	船 舶 数 / 日	邦人乗組員数 / 日
湾岸危機勃発以前（ ～90. 8. 2 ）	20（推定）	150（推定）
武力行使開始まで（90. 8. 2. ～91. 1.16. ）	16	120
地上戦開始まで（91. 1.17. ～ 2.24. ）	15	110
地上戦期間中（ 2.25. ～ 2.28. ）	17	130
武力行使終了後（ 3. 1. ～ 3.20. ）	15	110

（出所：日本船主協会）

取扱注意

掃海艇派遣に関する各界の要望等

平成3年4月11日

北米保・北米地

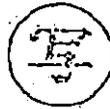
月 日	要望者と形態	要望の概要等	月 日	要望者と形態	要望の概要等
4月8日	経団連平岩会長 コメント発表	沿岸の安全航行に重要な利益を有し、機雷除去能力の高いわが国が、復興への貢献策として <u>機雷処理に貢献することは平時において当然の行為であり、時宜にかなったもの</u> 。沿岸の機雷は遺棄されたものと考えられ、武力行使や海外派兵には該当せず、自衛隊法とも法文上の妨げなしと思われる。過去の解釈に問題があるなら、アジア諸国の理解を得つつ対応の必要。	4月10日	サウディ政府よりアラビア石油に対する期待表明（アラ石筋）	アラ石とサウディ政府関係者の操業再開についての話し合いの過程で、日本からの掃海艇派遣を期待する感觸が示されたことは事実であるが、正式な要望という類のものではない。
	松成日本船主協会会長船海部総理宛書簡*	機雷の存在が伝えられ、日本の商船隊船員の人命安全、船舶の安全航行に強い懸念。沿岸諸国の戦後復興への協力、貿易の再開を進めるため、 <u>日本政府として航路の安全確保に格段の配慮を要請</u> 。		（11日付産経夕刊上記関連報道）	サウディ政府関係者はアラビア石油幹部に対し、ペルシャ湾でのタンカーの安全航行について、「わが国は余裕はない、日本には優秀な掃海艇があるんだから日本政府に掃海業務に当たるよう頼んだらどうか」と述べた由（外務省筋）。
	中西全日本海員組合組合長船村岡運輸大臣当て書簡*	（船主協会会長船海部総理宛書簡と同旨）		建内日本石油連盟会長定例会見（11日付各紙）	1. 「戦争が終結したことでもあり、派遣してもよいのではないかと発言。 2. 通産省に掃海艇派遣を要請中。
				行革審鈴木会長（日経連会長）記者会見（11日付各紙）	「日本が一番の技術を持っており、浮かんでいるものを掃除するわけだから別に問題ない。停戦もしているし結構な話だ」と発言。

\*両書簡は上村官房副長官秘書官を通じ入手したものでありその扱いには御注意下さい

- 18 -

秘 無 期 限

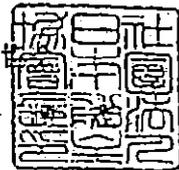
平成3年4月8日



内閣総理大臣

海部俊樹 殿

社団法人 日本船主  
会長 松 成



ベルシャ湾における航路安全対策についてのお願い

平素は、何かとご高配を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承の通り、中東地域におきましては、湾岸戦争の終結に伴い、現在、最大の被害国クウェートを中心に戦後復興への取組みが進められると共に、近く旧中立地帯からの原油輸出が再開されようとしております。

このため、湾奥への配船が近々必要となる見込みであります。同海域におきましては、機雷の存在が伝えられており、日本商船隊を配船する場合、船員の人命安全ならびに船舶の航行安全について強い懸念があります。

つきましては、湾岸諸国の戦後の復興に協力し、貿易の再開を進めるため、政府におかれても航路の安全の確保に関し、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

(ナ七)

4/8 16:20 ~ 大島副長官受理 (先方 大阪商船 興法輸社長、船主協会 増田理事長 (副長官) の趣旨承った、最重態事は政治的な機を熟可也。政府のみならず、公明、民社への働きかけ、及び船員組合への理解も得る努力をなす所なり。  
(先方) 船員組合とは話している。近く組合側からも運輸省に陳情の由。  
(副長官) 心強い。労使比一致にかかわる事として政治的機は熟可也。良い環境を形成して、総理のご決断終了に、本件と下手に動くこと出来ぬものも出来ぬ所なり。松成も極めて慎重な所あり。 -17-

(ナ六)

平成3年4月8日

運輸大臣

村岡 義 彦 殿



ベルシヤ湾における航路安全対策について要請

大臣におかれましては、海運、水産、海産業にご高配を賜り厚くお礼申し上げます。さて、ご高承のとおり中東湾岸戦争の終結に伴い、最大の被害国クウェートを中心に湾岸諸国の戦後復興への取り組みについて、わが国としても復興支援貢献策が強く求められております。

本組合は、復興支援貢献策として食糧輸送、貯蔵および淡水の供給、復興支援邦人要員の臨時宿泊施設、海洋浮遊油ボール回収などの役務のため遠洋トロール船・冷蔵運搬船を参加させる考えのあることを明らかにしております。同時に、近く湾岸諸国産油地帯からの原油輸送が再開されようとしております。

このため、湾岸への配給、役務が近々必要となる見込みであります。同海域に参りますには、多量の緊急輸送が任せられており、日本商船隊の配給および遠洋トロール船を派遣する場合、船員の人命安全ならびに船舶の航行安全について強い懸念があります。

つきましては、湾岸諸国の戦後の復興に協力し、貿易の再開を進めるため、政府におかれましては同海域の安全確保に関し務段のご配慮を賜りますよう強く要請いたします。

以 上

平和時におけるペルシャ湾への自衛隊掃海艇等派遣について

会長コメント

1991年4月8日  
経 済 団 体 連 合 会

1. 現在、ペルシャ湾岸地域にはイラク軍が敷設した機雷が多数（約1,000）残っており、これが、わが国を含む各国の船舶の安全航行を妨げ、また、クウェート復興の障害となるなど、重大な問題となっています。
2. かかる状況に対応するべく、既に米、英、サウジ、ベルギーは現地で掃海作業を行っており、わが国同様に湾岸戦争で多国籍軍への資金協力のみを行ってきたドイツも掃海艇と補給艦の派遣を決定しております（現在、ペルシャ湾に向かって航行中）。フランス、イタリア、オランダも派遣予定であります。
3. こうした中で、湾岸水域の安全航行に重要な利益を有し、かつ、機雷除去能力が国際的にも高いと評価されているわが国が、湾岸復興に対する貢献策の一環として機雷処理に協力することは、平和時において当然の行為であり、時宜に適ったものと考えます。
4. 湾岸水域の機雷は放棄されたものと考えられ、武力の行使や海外派兵に該当しないと思われ、自衛隊法とも法文上の妨げはないと思われ、仮に過去の解状などに問題が残るならば、きちんとこれをただし、アジア諸国の理解も得つつ対応することが必要と考えます。

以 上

平成3年4月10日

アラ石 総 務 部

読売新聞4月10日付「掃海艇サウジ派遣要望」記事について

操業再開につき、サウジ政府関係筋と話し合っている過程で、大気汚染・油による海洋汚染対策、湾岸海域の安全航行の確保等に関する日本の協力が話題となり、その中で、日本からの掃海艇派遣を期待する感觸が示されたことは事実ではあるが、これは正式な要望という類のものではない。

尚、本件は政府筋の話として報道されているが、当方としてはニュースソースを知る由もなく、上記以外にコメントする立場ではない。

以 上

(桜井渉外課長)

アラ石に照会した結果、同社よりエネ方に対し、掃海艇の派遣を要請した事実はなく、また、本件に関し記者会見を行なったという事もない由。  
また、関連のペーパーを外に出した事もない由。

(想定) 外相用

平成三年

三月十四日(木) 衆・予算委

問四、報道によれば、米政府から外務省に対し、ペルシヤ湾海域に掃海艇を派遣するよう要請があったことを自民党筋が明らかにした由であるが、かかる要請はあったのか。

(ポイント)

御指摘のような報道は承知。但し、そのような要請はない。

答、御指摘のような報道があることは承知しているが、米政府から外務省に対しそのような要請が行われたということはない。

(更に、米政府から打診はあったのかと問われた場合)

答、米政府からそのような打診が行われたということはない。

（更に、外務省としてこの問題をどう考えるのかと問われた場合）

答、ペルシャ湾において多くの機雷が浮遊していること、また、ドイツ等の諸国が人道上の理由及び国際航行の安全確保の観点から、ペルシャ湾海域への掃海艇の派遣を決定したことにについては承知している。我が国としてどう対処すべきかという点については今後早急に検討すべき問題と考えている。

〇 〇 北米局安全保障課 森 敏光

3月15日(金) 衆.外(新井議員)

(参考)

問5-7

○海部総理大臣

先程来の御指摘のように、出来ることを決めてやる、やるといった以上は出来なければなりませんし、その状況がきちっとわからないのにやみくもにやるやると言うだけではこれは無責任にもなると思いますから、その地域の実情をきちっと調べて、その必要性とか対応するときの能力、あるいは国内における問題点とかいろいろあると思います。それらについては政府は対応しなければなりませんが、それらのことを踏まえて決めなければなりませんので、今ここで委員の御指摘の、直ちにここまですずやるといえとおっしゃいまして、それは慎重に対処しなければならぬ問題だと思っております。

J 3 A 6 8 2    A B 4 2

(政) 367

54行

(メモ⑭)

★◎米、ペルシヤ湾への掃海艇派遣を要請

|| 自民政調会長、野党に協力求む ||

自民党の加藤政調会長は十三日の自社公民四党政調・政  
審会長会談で、米政府から外務省に対してペルシヤ湾海域  
に掃海艇を派遣するよう要請があったことを明らかにし、  
野党側に協力を要請した。国防部会など自民党内でも派遣  
論が高まっており、政府は早急な対応を迫られることにな  
りそうだ。

加藤氏は会談の席上、国連平和維持活動(PKO)など  
湾岸戦争後のわが国の貢献策に関連して、「米国から掃海  
艇を出してもらいたいといってきたが、対応が固まっ  
ていないため、公表できずに困っている」と述べた。要請  
の時期などについては触れなかったものの、ポスト湾岸に  
関して米側から具体的な協力要請があったのは初めて。

加藤氏はさらに、「約二千個といわれるペルシヤ湾の機  
雷除去には二、三年かかり、わが国への原油供給に支障が  
出かねない」などとして、野党側に前向きに対応するよう  
協力を求めた。

これに対し、民社党の中野政審会長は理解を示したが、  
社会党の伊藤政審会長は「掃海艇派遣は自衛隊の海外派遣  
だ」として反対する考えを明らかにした。

掃海艇の派遣については同日、自民党国防三部会が加藤  
氏に早急な検討を申し入れ、渡辺美智雄元政調会長も十四  
日に提唱する予定だ。こうした情勢から政府・自民党内で  
今後、掃海艇派遣をめぐる論議が本格化する様相を見せて  
いる。

しかし、掃海艇派遣についてはかつて中曽根内閣時にイ  
ラン・イラク戦争に関連して検討されたことがあるが、見  
送られた経緯がある。このため、米側の要請にこたえよう  
とすれば、調整が難航するのは必至で、政府の出方が注目  
される。

一五五

(了)

(対外応答要領)

平成3年4月17日

北米局安全保障課

問、 報道によれば、政府は過明けにも掃海艇派遣を決定する方針であり、派遣に備えての準備を開始、既に関係国の同意も取り付けた由であるが、事実関係如何。

答1、 本件については、機雷の敷設状況を含むペルシャ湾の実状、掃海艇を派遣する必要性等につき十分に調査の上、その結果を踏まえて今後慎重に対応すべき問題と認識。現時点に於て、政府としての対応を結論付けているという訳ではない。

2、 防衛庁に於ては、仮に掃海艇を派遣することとなった場合に対応し得るよう、具体的な検討を開始したものと承知。

3、 外務省としても、上述の通り本件に関連する調査を引き続き行って行く考えであるが、政府としての対応が結論付けられていない現時点に於て、関係国の同意を取り付けたという事実はない。

(更に、関係国に対する同意取り付けを打診していないのかと追及された場合)

答、 先に述べたような所要の調査等は行っているが、その詳細については申し上げられない。

# 掃海艇派遣

## 政府 週明け 決定へ 詰め

### 防衛長官も出発準備指示

政府は十六日、ペルシヤ湾への海上自衛隊掃海部隊

の派遣について、来週初めに派遣を正式に決定、月内

に出発させる方向で、最終的な詰めに入った。池田防

衛庁長官は同日、派遣決定があつた場合に即応できる

よう、佐久間海上幕僚長に準備を指示した。政府・自民党内には、派遣をできる限り円満に進めるため、歯止め措置を盛った国会決議や与野党首会談などを行つ考をも浮上しており、野党側と折衝を急ぐ方針だ。

(4・社会面に関係記事)

十六日は大島官房副長官が自民党の小沢幹事長、梶山国会対策委員長、坂本官

平成2年4月17日(水)

朝日・朝刊

1面

房長官と順次会い、国会会期案の運びもたがらんで派遣問題を最終的に決着する段取りなどを協議した。政府は、掃海艇がペルシヤ湾に着くまでに三十日余りかかることも、季節的な悪天候を避けるため、出発を急ぐ必要があると判断している。このため、二十二日投票の統一地方選挙後半戦が終了したあと、海部官植が三

十七日に東南アジア諸国連合(ASEAN)五月国訪問に出発する際に、派遣を正式決定する方向だ。これまで海上自衛隊は、派遣を想定して掃海部隊の編成方針も航路など机上の検討をしてきた。佐久間海幕僚長は十六日の記者会見で、長官の指示を受けて①現地の機雷の状況などの情報を米軍や外交ル

ートを通じて収集する②派遣する掃海部隊を選定する③必要な機材について準備する、との考えを示した。防衛庁、外務省による派遣の場合の部隊は、掃海母艦、補給艦各二隻、掃海艇四隻の計六隻で編成。補給のためフリピシなど四カ所程度に寄港、すでに関係国の了解も外交ルートを通じて得たとしている。



中東一環長

森元 春平

首相 岸信介

我が国掃海艇のペルシャ湾派遣

擬問擬答集（追補）

3. 4. 26

外務省

問 ハーグ条約では機雷の除去については、その当事国が行う旨規定されているが、掃海艇派遣について、イラクより何等かの要請があったのか。又、政府は当事国に対し機雷の除去要請をすべきと思うがどうか。

答1. (1)御質問のハーグ条約とは「自動触発海底水雷ノ敷設ニ関スル条約」

(1907年、ハーグで作成、ハーグ第8条約とも呼ばれる)を指すものと思われるが、同条約を含めいわゆる戦時国際法は、戦争が政策遂行の一つの手段として認められていた時代に発達してきたものである。他方、国連憲章の下においては、同憲章の下において認められるものを別にすれば、武力の行使自体が禁止されており、この結果、伝統的な意味での戦争というものは認められなくなっている。

(2) 戦争を認めていない国連憲章の下においては、いわゆる戦時国際法がそのままのかたちで適用されるわけではなく個々の法規範ごとに適用の余地を吟味する必要があるが、いずれにせよ、イラクは御指摘の条約の締約国ではなく、更に、同条約には全交戦国が条約当事国である場合に限り条約が適用されるとする総加入条項(第7条)があるので、イラクにより敷設され現在ペルシャ湾に残存している機雷に関して同条約が適用される事はない。

(3) なお、「戦争」終了後の機雷の処理についての同条約第5条の規定の趣旨は、機雷の敷設を行った交戦国が機雷の除去の第一義的責任を負っていることにあると考えられ（別添2、3）、同規定が船舶の航行の安全確保の観点から紛争当事国でない国が機雷を除去することを禁止したり制限しているとは考えられない。

2. イラクから機雷除去の要請があったわけではなく、我が国としてペルシャ湾における機雷の除去を他国に要請するというようなことは今のところ考えていない。

更問　　ヘーグ第8条約の内容は慣習国際法であり、同条約自体の適用がない場合でも同条約に規定されている規範に各国は拘束されるのではないか。

答、「自動触発海底水雷ノ敷設ニ関スル条約」と慣習国際法との関係については種々議論があり得ると思われるが、同条約の内容全てが慣習国際法であると断言することは困難と考える。いずれにせよ、「戦争」終了後の機雷の処理についての同条約第5条の規定の趣旨は、機雷の敷設を行った交戦国が機雷の除去の第一義的責任を負っていることその他、特に交戦国の沿

岸に敷設された係維機雷については敷設国が機雷の位置を通報し沿岸国が実際に機雷を引き上げるということであると考えられ、紛争当事国でない国が機雷を除去することを禁止したり制限しているとは考えられないのみならず、国連安保理決議686主文3(d)に従ってイラクが自国の敷設した機雷の位置等の情報を提供し、クウェイトと協力している各国がこれら情報を活用して機雷の除去を行うということは同条の趣旨に合致するものであると考える。

(注) ヘーグ第8条約の「法則」は慣習国際法となっている旨の記述のある文献もみられる(別添3)が、いずれにせよ、同条約第5条が慣習国際法であるとは言い切れるものではないと考えられる(別添4)。

(別添1)

自動觸發海底水雷ノ敷設ニ  
關スル條約

一九〇七年(明治四〇年)一〇月一八日海牙ニ於テ調印  
一九一一年(明治四四年)十一月六日 批  
同 年 十二月十三日批准書寄託  
一九一二年(明治四五年)一月十三日 公 布

第五條

締約國ハ戰爭終了シタルトキハ各自其ノ敷設シタル水雷ヲ引上クル爲施シ得ヘキ總テノ手段ヲ盡スヘキトヲ約定ス  
交戦國ノ一方カ他ノ交戦國ノ沿岸ニ敷設シタル繋維自動觸發水雷ニ關シテハ之ヲ敷設シタル國ハ其ノ敷設面ヲ他ノ國ニ通告シ各國ハ最短期限内ニ自國ノ水域中ニ在ル敷設水雷ヲ引上タルノ手段ヲ執ルヘシ

第七條

本條約ノ規定ハ交戦國カ悉ク本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國間ニノミ之ヲ適用ス

CONVENTION  
RELATIVE  
A LA POSE DE MINES SOUS-MARINES  
AUTOMATIQUES DE CONTACT.

Signée à La Haye, le 18 Octobre 1907 (40me année de Meiji).  
Ratifiée le 6 Novembre 1911 (44me année de Meiji).  
Ratification déposée le 13 Décembre de la même année.  
Publiée le 13 Janvier 1912 (45me année de Meiji).

ARTICLE 5.

A la fin de la guerre, les Puissances contractantes s'engagent à faire, tout ce qui dépend d'elles pour enlever, chacune de son côté, les mines qu'elles ont posées.

Quant aux mines automatiques de contact amarrées, que l'un des belligérants aurait posées le long des côtes de l'autre, l'emplacement en sera notifié à l'autre partie par la Puissance qui les a posées et chaque Puissance devra procéder dans le plus bref délai à l'enlèvement des mines qui se trouvent dans ses eaux.

ARTICLE 7.

Les dispositions de la présente Convention ne sont applicables qu'entre les Puissances contractantes et seulement si les belligérants sont tous parties à la Convention.

締約國：日、米、英、仏等36カ国（イラク、クウェイト、サウディ・アラビアは非締約国）

信夫淳平 「戦時国際法講義第3巻」

(1941)

pp. 171-172

一八四七 第五條の『施シ得ベキ總テノ手段』とは、不可抗力に依りて爲し得ざるに至つたこと迄をも爲せといふのでない意味である。場合に依りては敷設したる水雷の位置を示すべき圖面が紛失することもあらうし、又繋維が誤つて離脱して水雷の行衛が不明となることもあらう。さういふ場合には致方なしとし、ただ斯かる不可抗力に由るに非ずして、苟も施し得る限りは總ての手段を盡して敷設したる水雷を引上げよといふ迄である。

同條第二項の『敷設面ヲ他ノ國ニ通告シ各國ハ……』の『他ノ國』は對戰國のことで、『各國』は兩交戰國の意味である。即ち交戰國がその對戰國の沿岸に敷設したる水雷を引上ぐるのは、敷設面の通告を受けたる對戰國に於て之を爲すのである。敷設したる國自身が之を爲すものとなると、種々矢差しい問題が生ぜぬとも限らぬといふ懸念から、通告受領者たる對戰國が之を爲すといふ解釋である。その引上げたる對戰國の機雷を引上國に於て如何に處分すべきかは、兩交戰國が講和條約又は後日の協定に於て然るべく取極むべきことに屬する。

(別添3)

N. Ronzitti ed.

The Law of Naval Warfare (1988)

pp. 144 - 146

抜粋部分筆者

Howard S. Levie

### 9. Removal of Mines at Close of War

Article 5 of the Convention is concerned with actions to be taken upon the cessation of hostilities. Each Party must remove the automatic contact mines which it has laid; and it must notify the other side of the location of anchored mines laid by it in that Party's waters so that the latter may remove them. To a limited extent it may be said that this article has served as the basis for arrangements for mine sweeping after both World Wars.<sup>25</sup>

(甲)

### 12. Present Status of the Convention

It can probably be safely said that the provisions of Article 1 of the 1907 Hague Convention No. VIII still subsist and that there has been general compliance with those provisions — but with the *caveat* that its applicability to the new generation of mines could possibly be the subject of dispute; that the provisions of the Convention for the giving of notice of danger zones by both belligerents and neutrals are still valid even though the timing for such notifications remains more or less within the discretion of the minelaying Power; and that its provisions for the removal of mines at the close of hostilities are likewise still valid. This is the sum total of its coverage and it is obvious that this is minimum (and inadequate) regulation of a field which accounted for thousands of human casualties and several thousand sunken or damaged vessels during two World Wars. Unfortunately, there is little reason to believe that a Diplomatic Conference convened in the present climate would be any more successful in drafting a meaningful set of rules on this aspect of warfare at sea than was the Diplomatic Conference which dealt with the subject in 1907.

## 足立純夫「現代戦子法規論」(1979)

pp. 105-106

港湾その他重要な領海部分を敵の侵攻から守るため、領海内に、時には海峡及び公海面において機雷が用いられる。この敷設機雷には管制機雷と自動触発機雷とがある。管制機雷の地位は前述の管制地雷と同様である。自動触発機雷については1907年の第8ヘーグ条約(自動触発水雷ノ敷設ニ関スル条約)に次の趣旨を規定している。

- (1) 無繫維機雷は、敷設者の管理を離れてから長くとも1時間以内に無害となる構造のものであること。
- (2) 繫維機雷は、繫維を離れた後は直ちに無害となること。
- (3) 繫維機雷には、一定の期間経過後は無害となる装置をできる限り施すこと。
- (4) 軍事上の必要から差支えがない限り航海者に対して危険水域を指示すること。
- (5) 武力紛争終了後は、敷設した機雷を引きあげること。
- (6) 中立国が機雷を敷設したときは、交戦者と同一の規定に従うこと。

第8ヘーグ条約の要旨は、繫維機雷が索を離れたときは自動的に無害となるようにすること並びに機雷原は公示して警告するということである。この条約は法律技術上は当事国のみを拘束するものであるが、その法則は、現在では条約当事国であるかどうかを問わず、一般に拘束力を有する慣習法を宣言したものと認められている。

科学技術の進歩により、機雷には磁気機雷、音響機雷、低周波機雷等の複雑な精密構造を有する機雷が出現し、かつ、航空機により広汎に投下される撤布機雷又は遠隔操作撤布機雷が用いられる。これらの機雷は第8ヘーグ条約に従えば無繫維自動触発機雷の部類に属するが、それに関する規制には従っていない。例えば、第2次世界戦争の末期の5ヶ月間に、アメリカ軍は主として航空機により日本本土周辺の16の海面区域に11,838個の機雷を撤布した。これらの機雷は1,000ポンド及び2,000ポンド級の磁気機雷、音響機雷、圧力・磁気機雷、低周波機雷で、その結果、わが国の主要な港湾、海峡、水路及び瀬戸内海水域に34,333平方キロメートルの危険水域が生じ、甚大な軍艦及び船舶の被害を蒙るとともに、産業経済のための海上輸送が頓座した。終戦とともに大規模な掃海作業がわが国の手によって開始され、1952年8月までの7年間に撤布機雷5,136個を処分したが、この間に商船及び漁船約120隻(総トン数172,000トン)が触雷して沈没又は大破し、困難な掃海作業は現在も続行されている<sup>22)</sup>。こうしてみると、撤布機雷の使用に際しては敵に目標区域を限定するとともに、使用した機雷の種類、効力持続期限、及び正確な設置水域を記録し、紛争終了後は平和目的の通商交通及び漁業等の活動を阻害しないようにするため、危険水域の位置、範囲及び期限を公示し、機雷を敷設した側が技術情報を提供するか又は水域の啓開を援助する等の措置が必要である。ベトナム戦争の終結に際しアメリカは1973年1月27日の停戦協定の付属書、掃海に関する議定書において、アメリカが1972年5月からハイフォン港等北ベトナムの沿岸及び内水に投下した撤布機雷の掃海及び破壊をアメリカが負担する旨協定し、1973年2月27日から数ヶ月をかけて艦艇19隻及びヘリコプタをもって数千個に上る機雷の処分を行った。

(本内は、未だ各府未セットでお済むところ、  
(セットした後、)  
セット版を使用する、)

(外務省率)

防衛庁作成  
安全保障課長  
中校  
法務局  
金待  
外務省  
2x7

問 政府声明においては、我が国船舶の航行の安全を確保するため、ペルシャ湾に掃海艇を派遣するとしているが、この我が国船舶とはいかなる意味か。

(答弁資料)

1 ~~公海上における船舶の航行の安全確保については、~~ 義的には、当該船舶の旗国が責任を持つものと考えられる。したがって、今般の政府声明における「我が国船舶」とは、日本国籍の船舶を意味している。

我が国の船籍ではなかつ、乗組員が日本国民である等我が国と密接な関係にある船舶

2 なお、自衛隊法第99条の規定に基づく我が国の船舶の航行の安全確保のための機雷の除去が、同時に他国の船舶の航行の安全に資することがあっても、何ら問題のないことは当然である。

上述のような「我が国船舶」に当たらない

問向:公海における船舶の航行の安全確保については、一義的には、当該船舶の旗国が責任を有するのであり、我が国の船籍を有しない船舶の航行の安全のために自衛隊が措置をとることは問題ではないか。

想定されている

答 1(1) 今回のペルシャ湾における機雷除去は、海上に置かれたと認められる機雷を船舶の航行の安全の確保のために除去する行為であり、<sup>(国際法上原則として禁止されている)</sup> 武力の行使に当たらず、<sup>(注)</sup> なく、いずれの国も国際法上適法に行い得る行為である。

(2) 公海における船舶の航行の安全確保については、一義的には、当該船舶の旗国が責任を有するものであることは御指摘のとおりであるが、このことは当該船舶の旗国以外の国が当該船舶に乗船している自国民

安全確保

上述のような

の生命・財産等の保護のために国際法上適法な安全確保のための措置をとることを妨げ"るものではない。

2. 我が国国内法との関係については言えは、自衛隊法第99条は我が国船舶及び国民の安全確保を図る

ための一種の警察行動を定めた規定であり、乗組員が

注 防衛庁より全様の想定問25の1の答を参照

日本国民である等我が国と密接な関係に有する船舶の  
安全を我が国国民の安全確保という観点から図るため

の措置をとることは同条の許容するところである。

(注) このような機雷除去を他国の領海内で行う場合  
には当該国の領域主権を尊重するという観点から

当該国の同意を要する。

(防衛庁長)

問 政府声明においては、我が国船舶の航行の安全を確保するため、ペルシャ湾に掃海艇を派遣するとしているが、この我が国船舶とはいかなる意味か。

答

- 1 公海上における船舶の航行の安全確保については、一義的には、当該船舶の旗国が責任を持つものと考えられる。したがって、今般の政府声明における「我が国船舶」とは、原則として、日本籍の船舶を意味している。
- 2 なお、自衛隊法第99条の規定に基づく我が国の船舶の航行の安全確保のための機雷の除去が、同時に他国の船舶の航行の安全に資することがあっても、何ら問題のないことは当然である。

問　　ペルシャ湾での掃海作業は、  
公海上に限られるのか、湾岸諸  
国の領海にも及び得るのか。

答

ペルシャ湾のどの海域について機雷  
の除去が必要なのか等については、今  
後、さらに情報収集等を行う必要があ  
るが、一般的な法律で言えば、他国  
の領海においても、当該国の同意があ  
れば、機雷の除去を行うことは可能で  
あると考えられる。

問 掃海活動は、イラクに対する敵対行動ではないか。

答 今般の我が国掃海部隊によるペルシャ湾における機雷の除去は、先般、多国籍軍側とイラクの間に正式停戦が成立したことを受け、また、イラク側より提供された機雷の敷設状況等に関するデータに基づいて、船舶の航行安全確保の観点からこれら遺棄機雷の除去を行うものであり、かかる活動がイラクに対する敵対行動にならないことは言うまでもない。

問、最近の世論調査では、派遣に肯定的な数字が出ていると言われているが、各世論調査を如何にとらえているか。

答

1. 今般の湾岸危機を通じ、日本国民の間には、ペルシャ湾岸地域が国の存立のために必要不可欠な原油の相当部分を依存する重要な地域であるとの認識が一層広まったと思料。

2. 更に、国際社会に於て大きな責任を果たすことが求められている我が国として、資金、物資の面での支援のみならず、これらと併せて人的な支援を行って行くことが必要であることは、広く御理解を頂いているところ。

3. 各種世論調査の結果は、このような国民の認識を背景として、我が国海上自衛隊掃海艇等のペルシャ湾への派遣が同海域での我が国関係船舶を含む国際海運の安全、湾岸地域の復興等に対する国際的貢献としても肯定的に受け取られていることを示すものと理解。

(参考)

## 世論調査の結果

○産経新聞本社、フジテレビ世論調査（4月23日産経新聞朝刊）

質問4、日本でも「石油供給のための多数のタンカーを航行させている我が国としてもペルシャ湾に海上自衛隊の掃海艇を派遣すべきだ」という意見があります。これをどう思いますか。

①派遣は当然だ	33.9%	┌ ①+② └ 77.9%
②派遣はやむを得ない	44.0%	
③派遣には反対だ	14.7%	
④分らない、言えない	7.4%	

○朝日新聞、世論調査（4月24日朝日新聞朝刊）

質問、湾岸戦争でイラクがペルシャ湾に仕掛けた機雷を取り除くため、政府は海上自衛隊の掃海艇を派遣する方針です。あなたは、掃海艇の派遣に賛成ですか。反対ですか。

①賛成	5.6%
②反対	30%
③その他、答えない	14%



近 1 中近東第一課長

外務報道官による [REDACTED]  
(資料作成依頼)

国際報道課長

平成3年5月7日

国際報道課

外務報道官は5月10日(金)午前9時45分より [REDACTED] 以下のテーマで [REDACTED] を行う予定であるところ、非常にショート・ノーティスで誠に恐縮ながら下記の要領で資料をとりまとめの上5月8日(水)午後5時30分(時間厳守)までに当課まで提出方願います。

なお御質問ある場合には当課細野(ex.3145)まで問い合わせ願います。

トピック:

- (1) 総理アセアン訪問(ア地政主管:ア東1、ア東2)
- (2) 大臣NZ、豪州訪問(大洋州課)
- (3) 掃海艇派遣(近1主管:安保課)

記

1. 外務報道官用資料

- (1) 外務報道官勉強用のため本トピックに関する既存の資料、重要な電報等を始めとして広めにとりまとめたもの(可能な限り極秘も含め各トピックの背景等を詳しく説明しうるような資料をお願い致します)

2. [REDACTED] 資料

- (1) 本トピックに関し項目のみを列挙したA4、1枚程度の資料(右上に日付及び外務省とのみ記す)。別添例参照。
- (2) その他参考のため地図、グラフ、日程表及び当該国概要等を適宜添付。

5/7

別添

タイのクーデター

平成3年3月4日  
外務省

1. クーデターの発生とその後の推移

2. 民主政復帰までの政治プロセス

- 暫定憲法の制定
- 暫定政府の発足
- 総選挙の実施

3. タイ国王及び王室の対応

4. 我が国の対応と日・タイ関係

(参考) 諸外国の反響

## 掃海艇派遣

平成3年5月10日

外務省

1. 掃海作業の現状（資料1）

2. 我が国掃海艇派遣の経緯と決定

(1) 派遣の経緯（資料2）

(2) 政府決定（資料3）

(3) 派遣部隊の概要（資料4）

3. 各国の反応（資料5）

4. 派遣部隊の現状（資料6）

\*資料7：国会答弁用平資料

## 掃海作業の現状

平成3年5月8日

## 1. 現状

- ①イラク敷設の機雷数：約1,200 個
- ②敷設位置：北緯28度30分以上かつ東経49度30分以西のペルシャ湾海域に概ね敷設
- ③掃海艇派遣国：8か国（米、英、仏、伊、ベルギー、蘭、独、サウディ）
- ④派遣総数：26隻
- ⑤掃海実績：約600個（4月半ばの時点）
- ⑥触雷事例：2月18日 米海軍強襲揚陸艦トリポリ  
同ミサイル巡洋艦プリンストン  
3月22日 同掃海艇リーダー

## 2. 航行の安全

## (1) 我が国船舶のペルシャ湾内航行状況

本年3月以降毎日平均15隻程度。

クウェイト、サウディ北部には実績なし

## (2) 各界からの要望

## ①経団連会長コメント（4/8）

「機雷処理に協力することは平時において当然の行為であり、時宜にかなったもの。」

## ②日本船主協会よりの要請（4/8 総理宛）

ペルシャ湾航路の安全確保に対する政府の配慮を要請。

## ③全日本海員組合よりの要請（4/10外相、4/8 運輸相宛）

機雷の浮遊に言及しつつ、同海域の安全確保に関する配慮を要請。

## ④石油連盟よりの要請（4/8 通産相宛）

同海域航行安全に関する情報収集・航路安全の確保が不可欠、この面での配慮も要請。

## ペルシャ湾に対する各国の掃海艇派遣状況

平成3年4月25日

外務省

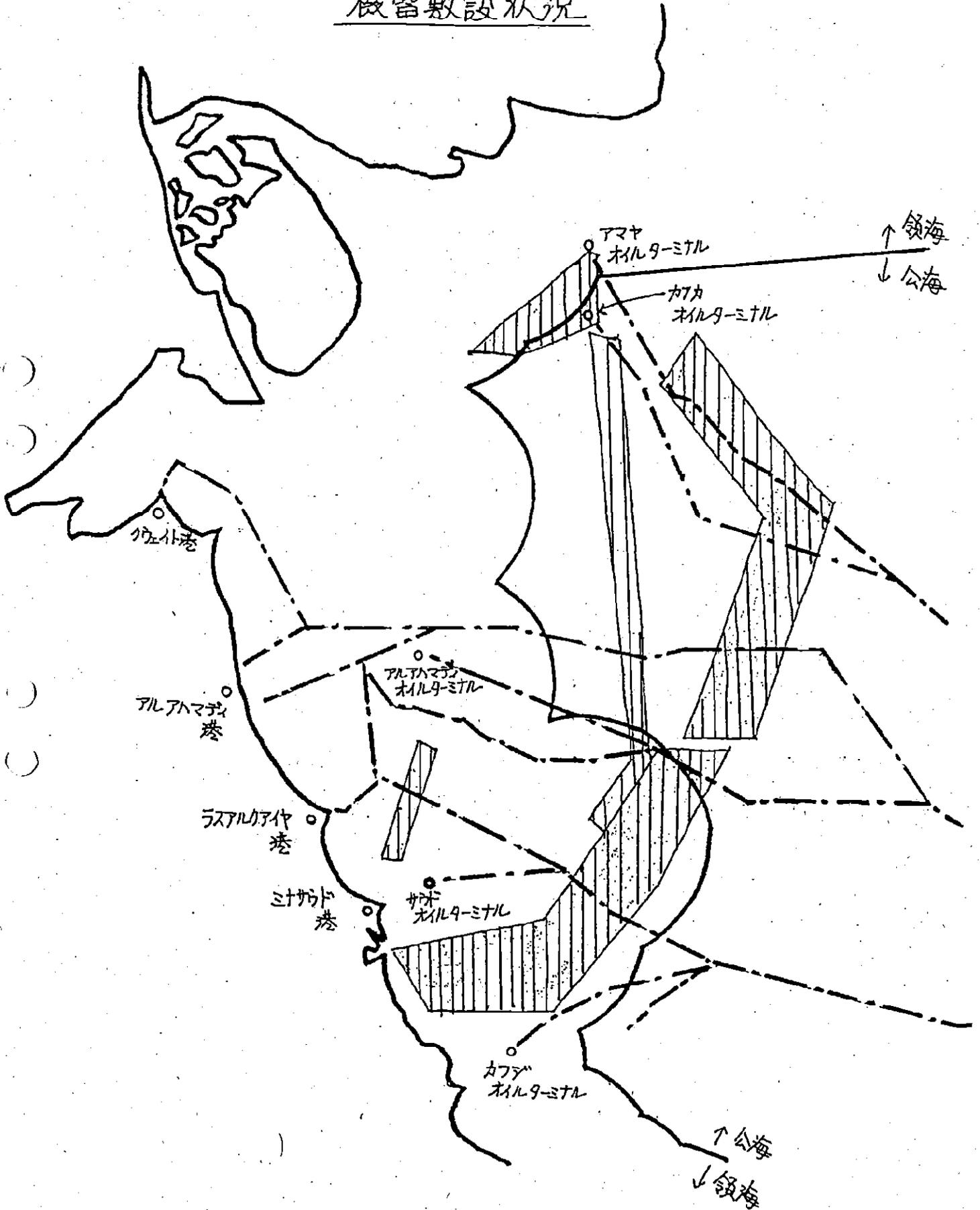
米 国	4隻 (その他掃海ヘリ母艦1)
英 国	3隻 (その他母艦1、補給艦1)
フランス	3隻 (その他母艦1、支援艦1)
ドイツ	5隻 (その他母艦1、補給艦1)
ベルギー	3隻 (その他指揮・補給艦1)
サウディ・アラビア	2隻
イタリア	3隻 (その他母艦1、支援艦1)
オランダ	3隻 (その他 なし)

合 計

26隻

(その他関係艦艇 10隻)

クウェイト周辺海域における主要航路と  
機雷敷設状況



ベルシャ湾における機雷処分数、掃海活動期間見込みに関する各種情報

1991年 4月 24日  
北米局安全保障課

1. 米

○ 3月13日、                    ブリーフィング

イラク側から提供された資料によれば敷設された機雷数は 1,089個、その内 237個を処分。残りを処分するのに約6ヶ月を要すると見込まれる。

○ 4月 1日現在、イラクによる機雷敷設総数 1,167個、内 317個を処分

○ 4月10日現在、 544個を処分、

○ 4月16日現在、 627個を処分。

○ 4月21日現在、 682個を処分

○ 5月6日現在 860個を                      (米海軍ブリーフ、ドバイ)  
確認、処分数はこれより100個少ない。

2. 各種発言、内話

(1) 4月17日、オーストラリア海軍少将の発言 (ア首連地元紙報道)

米、英、仏及び豪海軍はこれまでに 700個の小型機雷の除去、5月までにクウェート港湾内の機雷爆発物は 100%除去される見込み。

(2) 4月22日、仏、掃海艇艦長の発言 (ア首連地元紙報道)

イラク軍は 1,157個の固定型機雷並びに、250個の浮遊型機雷を敷設。WEUチームは過去20日間で固定型機雷 455個、浮遊型機雷 250個を破壊。

WEUチームに一任するならば、5月末までに掃海を終えるだろう。但し、機雷を 100%処理することにはならない。

(3) 4月20日、                    米                     の小串大使への内話

処分機雷数は 690個に達している。5月末か6月始めには全体の93%は処理が完了し、残存機雷は 100個を下回ることとなる。但し、この 100個足らずの処理が最も困難。これを処分しない限り航行の危険は消滅せず、極めて重要な仕事。派手な部分は終わり極めて地味で根気を要する割には余り注目されない損な役割しか残っていないが、ベルシャ湾の安全航行との観点からは十分に評価される。

(4) 4月20日、オランダ外務省筋等の内話

約 1,200個から 1,500個の機雷がクウェイト沖に敷設されたと思われる。全体で約 600個の機雷を処分した。オランダは19日、作業を開始 2~3個を処理したばかり。

(5) 4月19日、ドイツ                     の内話

全体の処分数は 4月16日現在 441個、ドイツ軍担当地域での処分数は 4月12日から18日の間に15個。作業期間見込みは6ヶ月と考えている。

(6) 4月18日、仏                     の内話

4月17日現在、 656個を処分。3月当初は今後の作業見込みとして6ヶ月近く必要と考えていたが、進捗状況から判断すると後一か月もあれば掃海作業は終了するのではないか。

渡辺近ア局長報告要旨（案）

平成3年4月24日

安全保障会議

- 1、 イラクは、スライドの赤い斜線部分のペルシャ湾北西部の北緯28度30分以北かつ東経49度30分以西の海域に、約 1,200個の機雷を敷設したことが、3月3日イラク軍から多国籍軍に通報されている。
- 2、 現在、米、英、仏、独、ベルギー、サウディ、イタリア及びオランダの8か国の掃海艇等約20隻が掃海作業を進めており、21日現在、約 680個の機雷が処理されたと承知している（但し、対外的には、3月末の時点で約 300個の機雷が処理されたと説明している）。
- 3、 クウェイトへの航路は、スライドの青い部分が一応使用可能とされているが、我が国関係船舶は未だ航行していない。現在の我が国関係船舶の航行先は、サウディ・アラビアのジュベイル、ラスタヌラ及びイランのカーグ島までとなっており、クウェイトのほか、イラクの諸港、及びクウェイトに極めて近接しているカフジ等サウディ北部へは、航行していない。
- 4、

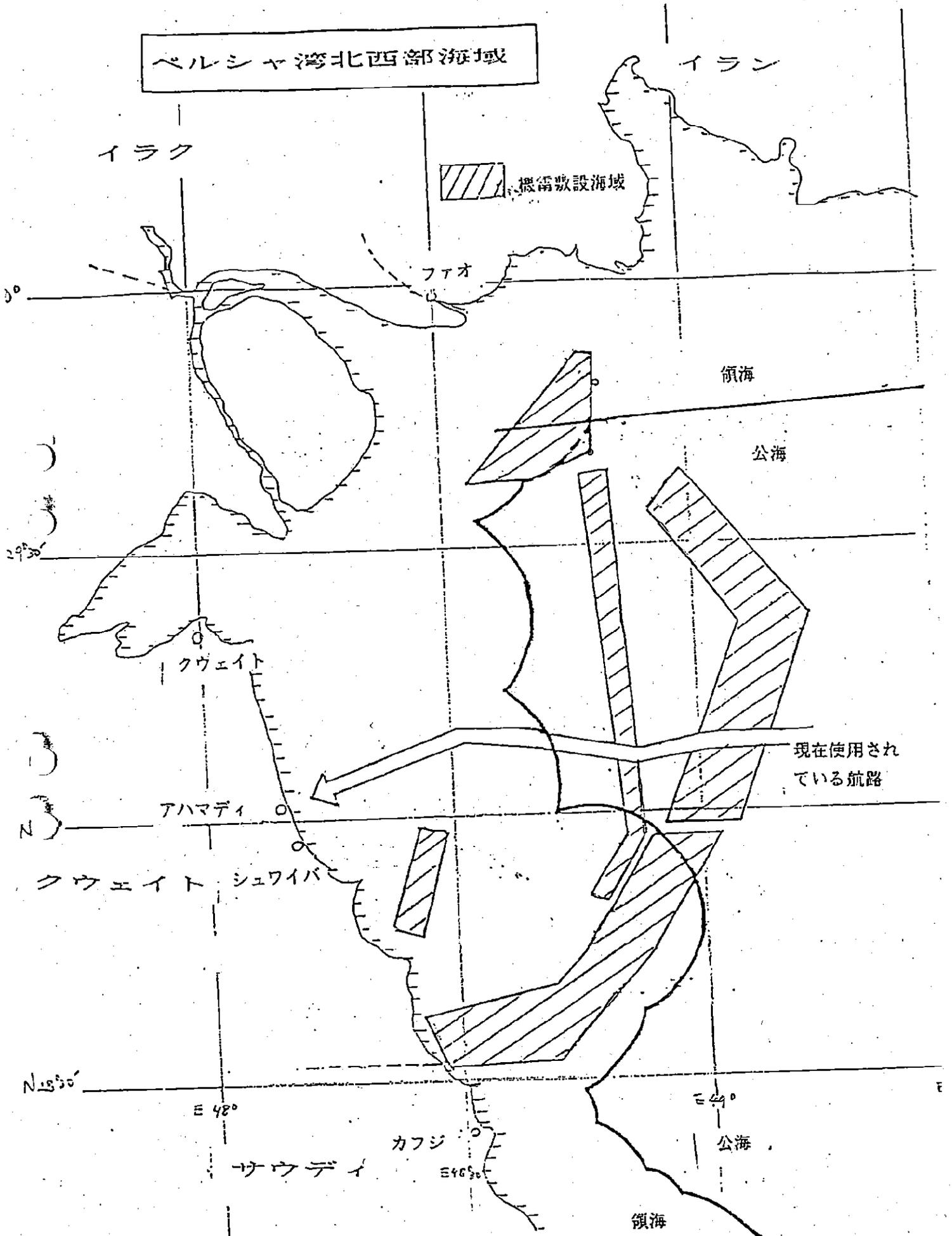
- (1) 外務省は、同海域の情勢に関する情報を収集するとともに、外交ルートを通じ、我が国掃海艇の派遣につき関係各国との間で鋭意必要な接触を行って来た。現在までのところ、湾岸諸国、アジア諸国を含め、基本的に歓迎の意向の表明を得ている。
- (2) 湾岸諸国等については、既にクウェイト政府より、我が国掃海艇の派遣を歓迎する旨の意向が示されており、他の域内諸国の多くからも、必要があれば補給等の便宜を計る用意がある等の好意的反応を得ている。更に、湾岸協力理事会（GCC）事務局長からも、歓迎の意向が示されている。
- (3) アジア諸国中、ASEAN各国は、好意的反応を示している。また、中国政府は、自衛隊の海外派遣は極めて敏感な問題であるとして、慎重な対処を希望するとの立場をとりつつ、派遣に反対との意向ではなく、韓国は、戦後復旧という限定的な目的を持った派遣と理解するとの態度であった。

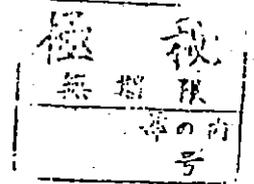
(応答要領)

(敷設された機雷の種類如何)

(各国掃海艇の出動時期如何)

ペルシヤ湾北西部海域





5806-2

## 我が国掃海艇のペルシャ湾への派遣

平成3年4月24日

## 1. 湾岸諸国、GCCからの要請及び同意の取り付け

(1) クウェイト、サウディ・アラビア及びGCC事務局に対し、我が国掃海艇の派遣を歓迎する意向の表明を依頼、また、当該国の領海内での掃海作業につき同意・支援を要請。

## (2) クウェイトの回答

- ①クウェイト政府は、日本政府の本件意向を歓迎。派遣される掃海部隊の任務遂行に資するあらゆる可能な事を行う用意がある。(22日、在京クウェイト大使)
- ②我が国掃海艇の派遣(領海内への立ち入りを含む)につき同意。対外的には日本が掃海艇派遣を決定するならば、クウェイト政府としてこれを歓迎する旨公表しても差し支えない(20日夜、国防次官が黒川大使に述べたところ)。

## (3) サウディ・アラビアの取り敢えずの反応(外務省担当局長)

- ①日本は湾岸の安全航行から最大の利益を受けている国であり、今次申し入れは遅すぎるくらい。
- ②湾岸の安全航行回復のための日本の努力を歓迎。

## (4) GCC事務局(20日ビシャーラ事務局長)

極めて結構なこと。GCC諸国として反対する理由はなく、一般論として日本の決定を歓迎すると思う。今次決定が公式に発表された場合は、自分も事務局長として歓迎の旨を述べても良い。

## 2. 立寄り先、根拠地等についての打診

(1) 16日、準備の指示を受け、同日中に、関係国に対し、我が方の考え方、オペレーションの概要につき説明し、協力を内々要請するよう訓令。

## (2) 取り敢えずの反応

## (イ) 米国(国防省担当者)

- ①本件決定がなされたならば十分評価されるべき。
- ②米国防省としては最大限協力。
- ③活動海域については、浮遊機雷も考慮し、ペルシャ湾北西部のみと限定せず、柔軟性を残すことが適当。

④作戦期間の長さについても、他の参加国との協調行動を念頭に置き、柔軟性を残すことが適當。

(M)立寄り先（フィリピン、シンガポール、マレーシア、スリランカ、パキスタン）

①フィリピンについては、23日、マンガラブス外務長官より大使にスービック基地への受け入れに同意する旨回答を得た。また、我が方より26日に日本を出港した場合、スービック基地到着が5月5日となり、総理の訪比時期と重なる旨指摘したところ、先方は右を承知している旨を述べた。（防衛庁によれば、技術的には、26日本邦出発を前提とする限り1日早め4日に入港することも、1日遅れ6日に入港することも困難な趣）。

②シンガポール、マレーシア、スリランカ及びパキスタンについては、好意的な反応を得ている。

(H) 根拠地（バハレーン、サウディ・アラビア、カタル、ア首連）

①カタルについては、担当者の感觸としては、受け入れ可能性あり。

②バハレーンについては、根拠地としての長期停泊は物理的に困難であるが、補給のため1回につき1～2日の入港は問題なく、具体的には専門家を派遣してほしい。また、対外的には「受け入れ要請中であり、専門家を派遣して詳細を協議する」とのラインで、「了承を取り付けた」との表現はしないよう要望越した。

③ア首連については、外務大臣より、派遣を歓迎、原則として受け入れ出来る範囲の支援の用意ある旨回答。

### 3. アジア諸国への説明

(1) ASEAN諸国に対しては原則として大使より相手国のハイレベルに内々に説明。

(2) 中国については、22日（月）に大使より外交副部長に説明したところ、中国としては、日本が湾岸地域の再建に参加することは、理解し賛成するが、如何なる形態にしる、自衛隊の海外派遣は、極めて敏感な問題である、従って、非自衛隊員の派遣ならば異義はないものの、この問題については、慎重に対処してもらいたいとの反応を得た。

(3) 韓国については、22日（月）に大使より外務部長官に説明したところ、自衛

隊の海外派兵についてはこの地域の多くの国がかねてから憂慮の念を表明してきたことは承知のとおり、ただし、今回の掃海艇派遣については、戦争が終わった後に機雷の除去という戦後の復旧にかかる限定的な目的を持ったものと理解するとの反応を得た。

(4) 上記の他には、現在までのところ我が国の掃海艇の派遣について特に問題のある反応は出ていない。

#### 4. 掃海作業の現状

(1) イラク側の説明によれば、同国がクウェイト沖に敷設した機雷数は、

1167個。そのうち、米軍情報筋によれば、4月16日現在、処理された機雷数は627個（右数字は極秘扱い。国会等の説明では「3月末現在、破壊乃至爆破処理された機雷は約300個」のラインで応答）。

(2) 現在掃海作業に従事するのは、米、WEU（西欧同盟）掃海チーム（英、独、仏、白、蘭、伊）及びサウディ・アラビア。掃海艇の総艇数は20隻程度の模様。

(3) 我が国関係船舶のペルシャ湾内航行状況に関しては、クウェイト諸港には、湾岸危機発生以前の平成2年7月一か月で19隻が寄港しており、クウェイトに近接したサウディ北部のカフジには、同期間に6隻の船舶が寄港していた。湾岸危機発生後は、イラクの機雷敷設等により安全航行の確保が困難となり、クウェイト諸港及びサウディのカフジ港が利用できなくなったが、正式停戦の成立後も、これら港湾への航路の一部は、機雷により依然封鎖されており、これまでのところ、日本関係船舶の航行先はサウディ・アラビアのジュベイル、ラストヌラ及びイランのカーグ島までとなっている。

(4) 触雷事例は次の通り。

2月18日、米海軍強襲揚陸トリポリ

同ミサイル巡洋艦プリンストン

3月22日 同掃海艇リーダー

4月初め クウェイト漁船（5名が死亡）

極秘  
無期限部の内  
号自衛隊掃海艇のペルシャ湾派遣  
(対アジア説明)平成3年4月22日  
地域政策課

湾岸紛争終結後の現在、未だにペルシャ湾に残存している機雷を除去するため、我が国は、自衛隊掃海艇の派遣を予定しているところ、右公表に先立ち、我が方大使よりアジア諸国各政府のハイレベルの者に対し、本件決定に至る我が国の考え方につき、別添説明要領に準じて説明したところ、先方の反応以下のとおり。

## ○中国

「中国としては、日本が湾岸地域の再建に参加することは、理解し賛成するが、如何なる形態にしる、自衛隊の海外派遣は、極めて敏感な問題である。日中外相会談において、日本の対外平和協力の際の人員の派遣について、非武装要員の派遣ならば異議はない旨表明したが、右は非自衛隊員を指している。従って、この問題については、慎重に対処してもらいたい。」

(4月22日、齋外交部副部長→在中国大使)

## ○韓国

「自衛隊の海外派兵については、この地域の多くの国々がかねてから憂慮の念を表明してきたことは承知のとおり。ただし、今回の掃海艇派遣については、戦争が終わった後に機雷の除去という戦後の復旧にかかる限定的な目的を持ったものと理解する。」

(4月22日、李外務部長官→在韩国大使)

## ○インドネシア

「(派遣のコンテキスト、国連決議との関係、具体的人数・隻数等の問答の後) 事前通報を感謝する。「イ」の反応はUNDERSTANDINGであろう。」

(4月19日、ウイルヨノ外務省政務総局長→在「イ」大使)

## ○マレーシア

説明及び各種便宜供与要請に対し、

「ここで結論を申し上げるのは差し控えたいが、湾岸海域の船舶の安全航行はひとり日本のみならず、「マ」その他の船舶も等しく裨益する問題であり、クウェイトについてはイラク等の復興にも関係することであるので、自衛隊機派遣申入れの際の「マ」上空通過許可についてとったと同様、前向きに対応を行うよう、上層部に意見具申することとしたい。」

(4月19日、カミール外務次官→在「マ」大使)

## ○フィリピン

「今回の話が、現在日本が平和憲法の下アジアにおいて有しているすばらしいイメージに影響を与えるものでないことを保証するものであると理解する。また、個人的な質問だが、寄港地はなぜスービックなのか、マニラ湾ではいけないのか。在比米軍基地を巡る米との交渉が微妙であり、また比上院等においても右基地の第3国による使用が批判されており、自分としては、できればスービックに余り国民の関心を向けたくない。マニラ港の方がより問題がないように思う。

本件については、可及的速やかに回答したい。なお、仮に日本の要請を受け入れる場合でも、本件は国民一般への説明の仕方が重要と思うので、本件の取り進め方、公表のタイミング、内容等につき是非連絡して欲しい。」

(マングラプス外務長官→在比大使)

## ○シンガポール

「今回の掃海艇派遣は、日本が国際社会が行っている一連の努力と軌を一にすると共に、国連が行っている諸努力とも一致するものであり、「シ」としては、日本の掃海艇の寄港については全く問題なく、これを受け入れる。」

(4月20日、ウォン・カン・セン外相→在「シ」大使)

## ○タイ

「自分としては、本件日本側決定には何ら問題はないと考える、いずれにせよ上層部に直ちに報告する。」

(4月18日、サロート外務省政務局長→在「タイ」公使)

○ブルネイ

「日本政府の考え方はよく理解する。自分の感触では、「ブ」政府としては、何ら問題なく、「ブ」軍当局は、本件艦船の寄港を歓迎するものと思う。」

(4月18日、リム外務次官→在「ブ」大使)

○インド

「至急政府部内で連絡協議することとしたい。」

(4月18日、印外務省東アジア局ラオ部長→在「印」大参事官)

「自分としては、当国領内の港湾等への緊急入港は、全く問題がないと考える。」

(4月18日、ドウベイ外務次官→在「印」大使)

○パキスタン

「本件を巡る日本国内の状況については十分承知しており、正式な回答は後にしたいが、入港及び乗組員のIDカードによる上陸とも問題内と考える。」

(3月20日、シデキ外務省アジア太平洋局長→在「パ」大参事官)

○スリランカ

「掃海艇のコロンボ港寄港については、何ら問題はない。」

(テイラカトナ外務次官→在「ス」臨時代理大使)

(対アジア説明要領)

1. 昨年8月2日のイラクによるクウェイト侵略によって引き起こされた湾岸危機は、今般イラク政府が国連安保理決議687を受諾したことに伴う正式停戦の発効により8ヵ月ぶりに終結し、湾岸の事態は、平和維持と復興の局面を迎えるに至った。

しかるに、ペルシャ湾北西部には、約1200個の機雷がイラクにより敷設され、そのうちの相当数が現在なお残存しており、我が国を含む諸外国の船舶の安全航行の重大な妨げとなっている。このような状況の下で国際的な掃海作業の強化による残存機雷の早期の除去は、湾岸地域における通商の正常化と復興のための緊急の課題となっている。

2. 我が国としては、平和と復興のためのかかる国際的な緊急課題に対し、応分の協力を行うことは国際社会の一員として、我が国の果たすべき当然の責任と考えている。かかる努力は、我が国のみならず、貴国を含む東南アジア諸国の通商にも資するものである。

3. 日本政府は、以上を踏まえ、現在の情勢下、憲法及び現行法制の下で我が国として如何なる貢献を行うことが可能かつ適切であるかにつき検討を重ねた結果、自衛隊掃海艇をペルシャ湾に派遣することで所要の準備を内々に進め、近く公式に決定の上、公表する予定である。

派遣される掃海艇は、ペルシャ湾においてすでに掃海作業に当たっている他国の艦艇と協調しつつ、残存機雷の除去に従事することとなる。

4. なお、我が国は、平和憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安保体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を整備してきたところであるが、かかる我が国の方針は今後とも引き続き堅持する所存であることは言うまでもない。

5. 今後日本政府として最終的に自衛隊掃海艇を派遣することになる場合には、この措置が以上に述べた基本的考え方に基づくものであることにつき、是非とも貴国の理解と協力を得たい。また、本件については、特に貴国に対しあくまで内々に事前通報するものであるが、正式の決定がなされるまでは取扱いにつき配慮を得たい。

極秘  
大至急

※総第  
※平成 年 月 日 秒受付

電 信 案

電信課長	大 三 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 長	主管 アジア局長 事務官 地域政策課長 首席事務官	※発電係 1 2 起案 平成 3 年 4 月 16 日 起案者 電話番号 都筑 2404
	協議先 下総公館長 近長 安全保衛課長 米地長		

(※印欄内は電信課記入)

在 別添 9 公館長 <del>大 三</del> 事務官 外務大臣 発
件名 事務連絡
主管・文書記号 ア地政 ※電番 7143 大至急 至急 普通 (優先処理) パターン・コード
転電 転送 在 転報 ※転電番号 大 使・総領事あて 大至急 至急 普通 (優先処理)
往電米保中 7105号に關し、 ア地政合
※

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

(昭和六三・六・三十改正)

大使各位へ

栗山事務次官より

今般の自衛隊掃海艇の派遣については、独が同様の派遣決定を行った直後から、本省としては、我が国も自らの自主的判断に基づきこれを行うことが是非とも望ましいとの認識に立って、内々防衛庁と緊密な意思疎通を図りつつ、政府及び党要路の説得あるいは支持要請に努めてきた経緯があり、国連平和協力法案の廃案及び避難民輸送のための自衛隊機使用が実行に至らなかったことを踏まえれば、今後の我が国の国際的貢献の在り方にも係る失敗の許されない重要な問題と認識しております。ついては、大使各位におかれては、訓令の執行にあたって御如才なきことながら次の点に御配慮願います。なお、自衛隊の掃海艇派遣については、イラン・イラク戦争中の3年前（中曽根内閣時代）にも政府部内で検討された経緯があるが、当時は、イラン・イラク間で戦闘が継続中という事態下であり、万が一にも、掃海艇が戦闘に巻き込まれることとなった場合の憲法上、政治上の問題が余りにも大きく、外務省としても、本件を推進することはせず、代案として、邦船等への航路情報等の提供を目的とする海上保安庁所属の巡視船の派遣を実現すべく種々努力したが、政府部内での反対が強く、最終的に断念した経緯があります。当時と今回と事態が基本的に異なるのは、今回は、既に停戦が成立し、①掃海が軍事行動とみなされるべきものではなく、また、②我が国の派遣艦艇が戦闘に巻き込まれる可能性もないとの点にあり、その意味において、説明要領（4）にあるとおり、我が国の基本的な防衛政策に全く影響を及ぼすものではなく、アジア諸国もそのようなものとして理解されて然るべきものと信じる次第です。

1. 在シンガポール、マレーシア、フィリピン、インドネシアの大使各位におかれては、掃海艇の貴地立ち寄りに係る便宜供与の取付けの時間が逼迫しているため、また、本件の実施において貴地の反応が多大の影響を持つと思われるため、可能な限り貴使より直接に先方政府関係者に説明の上、理解を求めべく努めていただきたく存じます。

その際、くれぐれも本件の取扱いには配慮を払ってもらえるよう、先方に依頼願います。

2. 特に、掃海艇の寄港等が予定されている在ASEAN及び在南西アジア各国の大使各位におかれては、本電接到後、速やかに先方政府へ、早期の受入れ承認方働きかけ願います。

(了)

極秘

※総第

昭和 年 月 日 午後 時 分 日 時 分 受付

電信案

大臣 <del>政務次官</del> <del>事務次官</del> 外務審議官 外務審議官 官房長	秘書官	主管 アジア局長 審議官 空軍官 地域政策課長 片岡事務官	※発電係 1 2 起案 昭和 3 年 4 月 16 日 起案者 電話番号 フナバ 2411
	協議先 東京アジア課長 中国課長 東京アジア第一課長 東京アジア第二課長 東京アジア課長		

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在	別紙 9 公使館 大使 総領事 あり	外務大臣 発
件名	自衛隊掃海艇の派遣 (対アジア説明)	
主管・文書記号	※電番	※電電番号
ア地政	合 7105	至急 (優先処理)
転送 在	総領事あり	至急 普通 (優先処理)
転報		
※		

往電米保第7103号に關し、

本件については、公表に先立ち責任国政府関係者に対し、<sup>下添いの</sup>別紙説明要領を踏まえ、貴館判断にて然るべきハイレベルに次に基づき説明ありたい。

### 1. ASEAN諸国

(1) シンガポール、マレーシア、フィリピン

冒頭往電のとおり一定の便宜供与を要請する際に併せて説明ありたい。

(2) ブルネイ (選泊地として)

冒頭往電のとおり便宜供与を受ける可能性につき打診する際に説明ありたい。

(3) インドネシア、タイ

本電到着後、直ちに説明ありたい。

~~-----~~  
~~-----~~

### 3. 南西アジア諸国

インド、スリランカ、パキスタン

冒頭往電のとおり便宜供与を受ける可能性につき打診を行う際に説明ありたい。(なお、別紙4.及5.47の2の先地の便宜供与が、内閣の手前には限があることより、正式の決定がなされるまでの段階においては、印虎を打診ありたい。)

(17/16)

三

### 3、対アジア説明要領

(1) 昨年8月2日のイラクによるクウェイト侵略によって引き起こされた湾岸危機は、今般イラク政府が国連安保理決議687を受諾したことに伴う正式停戦の発効により8ヵ月ぶりに終結し、湾岸の事態は、平和維持と復興の局面を迎えるに至った。

しかるに、ペルシャ湾北西部には、約1200個の機雷がイラクにより敷設され、そのうちの相当数が現在なお残存しており、我が国を含む諸外国の船舶の安全航行の重大な妨げとなっている。このような状況の下で国際的な掃海作業の強化による残存機雷の早期の除去は、湾岸地域における通商の正常化と復興のための緊急の課題となっている。

(2) 我が国としては、平和と復興のためのかかる国際的な緊急課題に対し、応分の協力を行うことは国際社会の一員として、我が国の果たすべき当然の責任と考えている。かかる努力は、我が国のみならず、~~東~~南アジア諸国の通商にも資するものである。

(3) 日本政府は、以上を踏まえ、現在の情勢下、憲法及び現行法制の下で我が国として如何なる貢献を行うことが可能かつ適切であるかにつき検討を重ねた結果、自衛隊掃海艇をペルシャ湾に派遣することで所要の準備を内々に進め、近く公式に決定の上、公表する予定である。

派遣される掃海艇は、ペルシャ湾においてすでに掃海作業に当たっている他国の艦艇と協調しつつ、残存機雷の除去に従事することとなる。

(4) なお、我が国は、平和憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安保体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を整備してきたところであるが、かかる我が国の方針は今後とも引き続き堅持する所存であることは言うまでもない。

(5) 今後日本政府として最終的に自衛隊掃海艇を派遣することになる場

合には、この措置が以上に述べた基本的考え方に基づくものであることにつき、是非とも貴国の理解と協力を得たい。また、本件については、特に貴国に対しあくまで内々に事前通報するものであるが、正式の決定がなされるまでは取扱いにつき配慮を得たい。

(3)

# 在外公館発電宛先一覧表

大代  
109  
66  
64  
2  
8  
} 181公館  
(註)

電信用

全在外公館宛	駐在官事務所(8)を除く全公館	181公館
	駐在官事務所(8)、併設の総領事館(6)を除く全公館	175公館

平成2年4月3日

◎アジア地域 (33)	ホノルル 総	オーストラリア 大	オークランド 総
シンガポール 大	ロンドン 大	オランダ 大	ババア・ニューギニア 大
カルカタ 総	バンクーバー 大	ギリシア 大	(ポートモレスビー 総)
ボンベイ 総	ウィニペグ 大	スイス 大	フィジー 大
マドラス 総	エドモントン 総	スウェーデン 大	
マニラ 大	トロント 総	バハマ 大	◎中近東地域 (17)
ジャカルタ 大	モントリオール 総	バルセロナ 総	
ウジュン・バングン 総	東京 代	ラス・バルマス 総	アラブ首長国連邦 大
スラバヤ 総		パキスタン 大	イエメン 大
メダゴン 総		ナホトカ 総	イスラエル 大
ヴィエトナム 大	◎中南米地域 (32)	レニングラード 総	イラク 大
ソウル 大	アルゼンティン 大	チェコスロヴァキア 大	イラン 大
スリ・ランカ 大	ヴェネズエラ 大	デンマーク 大	オマーン 大
タシケント 大	ウルグアイ 大	東 大	カタール 大
ホノルル 大	エクアドル 大	西 大	クウェイト 大
釜山 総	エル・サルヴァドル 大	デュッセルドルフ 総	カタール 大
成田 大	キューバ 大	ハンブルグ 総	ジュネーブ 総
上野 大	グアテマラ 大	フランクフルト 総	ジョルダン 大
霞 大	コスタ・リカ 大	ベルリン 総	シリア 大
暹 大	コロンビア 大	ミュンヘン 総	トルコ 大
ネパール 大	ジャマイカ 大	ノールウエー 大	イスタンブール 総
バク 大	スリナム 大 ※	ハンガリー 大	バハレーン 大
カラチ 総	チリ 大	フィンランド 大	南イエメン 大 ※
バンガラデシュ 大	ドミニカ (共) 大	仏 大	レバノン 大
ブエノスアイレス 大	トリニダード・トバゴ 大	マルセイユ 総	
( ) 大	ニカラグア 大	ブルガリア 大	◎アフリカ地域 (22)
ブルネイ 大	ハイティ 大	ポルトガル 大	アルジェリア 大
ドバイ 大	パナマ 大	ポーランド 大	エチオピア 大
ベネチア 総	パラグアイ 大	ポルトガル 大	エチオピア 大
コタ・キナバル 領	エンカルナシオン 領	ユーゴスラヴィア 大	ガーナ 大
ミャンマー 大	ラオス 大	ルーマニア 大	ガボン 大
モンゴル 大	クリチバ 大	ルクセンブルグ 大 ※	ギニア 大
ラオス 大	サンパウロ 総	英 大	ケニア 大
香 大	ベレーン 総	( ) 大	ザイール 大
	ポルトアレグレ 総	英 大	ザンビア 大
◎北米地域 (22)	マナオス 総	( ) 大	ジンバブエ 大
米 大	リオ・デ・ジャネイロ 大	西 大	スーダン 大
アガナ 総	レシフェ 総	西 大	セネガル 大
アトランタ 総	ベルー 大	O E C D 大	象牙海岸 大
アンカレッジ 総	(リマ 総)	ウ 大	タンザニア 大
カンザス・シティ 総	ボリヴィア 大		中央アフリカ 大
サン・フランシスコ 総	ホンデュラス 大	◎大洋州地域 (11)	チュニジア 大
シアトル 総	メキシコ 大	西 大	ナイジェリア 大
シカゴ 総		シドニー 大	マダガスカル 大
ニュー・オrlリンズ 総	◎欧州地域 (44)	バー 大	モロッコ 大
ニ 大	アイルランド 大	ブリスベン 大	リビア 大
ヒューストン 総	オーストリア 大	メルボルン 大	リベリア 大
ポートランド 総	ミラノ 大	ソロモン 大	ブレトリア 大
ボストン 総	ヴァチカン 大	ニュー・ジーランド 大	

駐在官事務所 (8)	( ) 内表示は親公館		
デンバサル (スラバヤ 総) ※	デニスマイ (タイ 大) ※	ダバオ (フィリピン 大) ※	サイパン (アガナ 総) ※
サンタクルス (ボリビア 大) ※	クライストチャーチ (NZ 大) ※	アレキサンドリア (エジプト 大) ※	ケープタウン (ブレトリア 総) ※

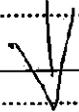
- (注) 1. 宛先は、公館名右□に赤○印を付して表示する。  
 2. ( ) 内表示は大使館内所在の総領事館  
 3. 駐在官事務所は、「全在外公館宛」の宛先には含まれない。ただし、必要な際はその旨表示する。  
 4. ※印は漢字印刷体未設置公館  
 5. ■■■■■■ は高デ公館



(二六〇字)

を踏まえ、貴使より説明の上、理解を求めら  
 れたい。なお、本件の概要及び本省への了解の  
 為の方には、ASEAN各国、南西ア  
 ジア諸国宛ての事務連絡等も計<sup>2</sup>本を転電す  
 るので参照ありたい。

~~本電宛先は、~~ 同。 韓国。 (5)



2.

~~ペルシャ湾~~ 説明要領

~~三~~

~~(三)~~

(1) 昨年8月2日のイラクによるクウェイト侵略によって引き起こされた湾岸危機は、今般イラク政府が国連安保理決議687を受諾したことに伴う正式停戦の発効により8ヵ月ぶりに終結し、湾岸の事態は、平和維持と復興の局面を迎えるに至った。

しかるに、ペルシャ湾北西部には、約1200個の機雷がイラクにより敷設され、そのうちの相当数が現在なお残存しており、我が国を含む諸外国の船舶の安全航行の重大な妨げとなっている。このような状況の下で国際的な掃海作業の強化による残存機雷の早期の除去は、湾岸地域における通商の正常化と復興のための緊急の課題となっている。

(2) 我が国としては、平和と復興のためのかかる国際的な緊急課題に対し、応分の協力を行うことは国際社会の一員として、我が国の果たすべき当然の責任と考えている。かかる努力は、我が国のみならず、~~貴国~~ ~~を含め~~ 東南アジア諸国の通商にも資するものである。

(3) 日本政府は、以上を踏まえ、現在の情勢下、憲法及び現行法制の下で我が国として如何なる貢献を行うことが可能かつ適切であるかにつき検討を重ねた結果、自衛隊掃海艇をペルシャ湾に派遣することで所要の準備を内々に進め、近く公式に決定の上、公表する予定である。

派遣される掃海艇は、ペルシャ湾においてすでに掃海作業に当たっている他国の艦艇と協調しつつ、残存機雷の除去に従事することとなる。

(4) なお、我が国は、平和憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安保体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を整備してきたところであるが、かかる我が国の方針は今後とも引き続き堅持する所存であることは言うまでもない。

(5) 今後日本政府として最終的に自衛隊掃海艇を派遣することになる場

合には、この措置が以上に述べた基本的考え方に基づくものであることにつき、是非とも貴国の理解と協力を得たい。また、本件については、特に貴国に対しあくまで内々に事前通報するものであるが、正式の決定がなされるまでは取扱いにつき配慮を得たい。

本宅宛先： 中回、韓月

(3)

ペルシャ湾への掃海艇等の派遣について

平成3年4月24日  
安全保障会議決定  
閣議決定

政府は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第99条の規定に基づき、我が国船舶の航行の安全を確保するために、ペルシャ湾における機雷の除去及びその処理を行わせるため、海上自衛隊の掃海艇等をこの海域に派遣する。

政府声明

平成三年四月二十四日

一、昨年八月二日のイラクのクウェイトに対する不法な侵攻及びその併合に始まった湾岸危機については、イラクが正式停戦のための国際連合安全保障理事会決議六八七を受諾したことに伴い、正式停戦が成立した。

ベルシャ湾には、この湾岸危機の間に、イラクにより多数の機雷が敷設され、これらがこの海域における我が国のタンカーを含む船舶の航行の重大な障害となつてゐる。このため、米國、英國、フランス、ドイツ、ベルギー、サウデイ・アラビア、イタリア及びオランダは、掃海艇等を派遣し、機雷の早期除去に努力してゐるところであるが、なお広域に多数の機雷が残存しており、これらの処理を終えるには、相当の日月を要する状況にある。

二、ベルシャ湾は、世界の原油の主要な輸送経路の一つに当たっており、この海域における船舶の航行の安全が一日も早く回復されることが、国際社会の要請となつてゐる。

この海域における船舶の航行の安全の確保に努めることは、一般の湾岸危機により災害を被つた國の復興等に寄与するものであり、同時に、國民生活、ひいては國の存立のために必要不可欠な原油の相当部分をベルシャ湾岸地域からの輸入に依存する我が國にとつても、喫緊の課題である。

三、かかる状況を踏まえ、政府としては、本日、安全保障會議及びこれに続く閣議において、自衛隊法第九十九条に基づく措置として、我が國船舶の航行の安全を確保するために、ベルシャ湾における機雷の除去及びその処理を行わせるため、海上自衛隊の掃海艇等をこの海域に派遣することを決定した。

できるだけ速やかに準備を整え、関係諸國の理解と協力を得て、実行することとしたい。

四、今回の措置は、正式停戦が成立し、湾岸に平和が回復した状況の下で、我が國船舶の航行の安全を確保するため、海上に遺棄されたと認められる機雷を除去するものであり、武力行使の目的をもつものではなく、これは、憲法の禁止する海外派兵に当たるものではない。

歴史の深い反省に立つて誓つた「國權の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」という平和國家の理念を将来にわたり堅持する決意に変わりはない。

五、國際社会において大きな責任を果たすことが求められてゐる我が國としては、資金、物資の面での支援のみならず、これらと併せて人的な支援を行つていくことが必要であることは、広く御理解をいただいてゐるところであるが、今回の措置は、船舶の航行の安全の確保及び被災國の復興という平和的、人道的な目的を有する人的貢献策の一つとしても、意義を有するものと考える。

國民各位の御理解と御協力を切に希望する。

## 海部総理大臣記者会見記録（掃海艇派遣関係）

1. 日時 平成3年4月24日（水）21：03～21：33
2. 場所 官邸・記者会見室
3. 概要

（幹事、産経） 総理。ゴルバチョフ大統領とのですね。厳しい会談の後、今後掃海艇派遣という、難しい決断をとという場面があったんですが。まず、内閣記者会を代表してですね。幹事社から5問程共通の質問をさせていただきます。

まず、最初にですね。今回、掃海艇の派遣を決断したきっかけを含めてですね、派遣に当たっての海部首相の基本的な考え方について、5分程、所見をお伺いしたいと思います。

（総理） はい。

先程、安全保障会議と閣議を開きまして、掃海艇の派遣を決定いたしました。

この機会には、併せて新しく起こったクルド族に対する協力対策と、戦後の湾岸対策に対する貢献策についても、一言触れさせていただこうと思います。

最初に、昨年8月2日にイラクによるクウェート侵攻。そこから端を発した湾岸危機は、4月に入って、国連で正式に停戦決議が行われて、湾岸地域に平和が回復されました。

しかし、ペルシャ湾には、イラク軍が敷設したという機雷が約1,200個とも言われておりましたが、それが浮遊をしておる状況であります。

我が国を始め、世界の原油の主要な輸送経路が、その機雷に侵されているということは、あの海域の航行安全を確保するために、放置できない問題であると考えます。同時に、また、湾岸の被災国の復興のためにも、あの地域の機雷を除去して、航行の安全を図るということは非常に大切なことでもあります。

同時に、我が国にとりましても国家の存立、また、お互い国民生活を維持していく上において、必要不可欠な原油を、あの地域から相当量輸入しておる訳でありますから。これは我が国の立場、国民生活を守っていくという上から言っても、航行の安全を確保することは必要不可欠なテーマであると考えた訳であります。

このような状況を踏まえて、政府は安全保障会議において、これは自衛隊法の99条に基づく措置として機雷の除去及び処理、これが出来ると考えまして、そのような措置を採ることといたしました。

今回の措置は、一つは正式に停戦が成立して、あの地域に平和が回復しておるということ。二つ目は、我が国船舶の航行の安全を確保するため、海上に遺棄されたと認められる機雷を除去するものだという事。

これは、武力行使の目的をもつものではありませんから、憲法の禁止する海外派兵に当たるものではないということでもあります。

ただ、政府としては、声明にもはっきり書きましたが、歴史の深い反省に立って誓った国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄するという平和国家の理念を将来に亘って堅持していく、この方

針に変わりはありません。

国際社会において大きな責任を果たすことが求められている我が国としては、資金面、物資面のみならず、人的な支援を行っていくことが必要であることは、広く御理解をいただいておりますが、今回の措置は、船舶の航行の安全の確保及び被災国の復興という、平和的、人道的な目的を有する人的な貢献策の一つであると、こう考えておりますので、皆様方の御理解をいただきたいと思っております。

なお、この機会に付け加えさせていただきますが、今日まで、人的な貢献として、あるいは資金援助として、既に皆様方御承知のことは除きまして、停戦監視団へ政務官を派遣することを決定したのに続いて、イラクの持つておる大量破壊兵器を廃棄するという、国連に特別委員会が出来ますが、それに専門家を派遣することを準備しております。

また、クウェート復興のためには、WHOのミッションへ専門家を派遣いたします。

なお、流出した原油の回収のためには、今25名の技術者と、30台のオイルスキーマーという機械を送って、原油の回収作業を鋭意行っておりますし、また、油井が炎上しているところには、調査団を14名派遣しております。淡水化施設の保全のためには、12名の技術者を派遣いたしております。

また、クルド難民対策については、昨日、緒方難民高等弁務官が現地から私のところへ報告に来て下さって、いろいろ、クルド族の状況について聞きました。極めて厳しい状況で、日本も積極的に協

力をして欲しいということでございますから、既に今日まで緊急物資その他は送付しておりますけれども、そして医療チームも2班に分けて18名送りましたが、資金協力は合わせて、1億ドルになるまでしようと、昨日緒方弁務官の話を聞き、政府関係方面に指示をいたしまして、先程、1億ドルにまとめようという決定をしたところでございます。

なお、皆さんに御理解と御協力をいただきたいんですが、派遣する医療団、技術者、<sup>ほうぼう</sup>方々をお願いしておりますけれども、諸外国と比べてまだ、日本の人的貢献は少ない状況でございます。この機会に医療関係でも、あるいは原油関係でも、淡水化関係でも、技術者の皆さんで御協力くださる方はどうぞ率先して参加し、国際社会への協力を臨んでくださるように心からお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

Q それから、第2点としてですね。ちょっと総理も触れておられるんですがね。現行法の枠内で派遣が可能と判断した根拠ですね。これはどういう根拠でございましょうか。

A これはですね。もう、既に、62年の中曾根内閣の時に国会のやりとりと、その後、内閣から、議長を経由して提出しました答弁書にもありますように、憲法上の制約というのは、武力による威嚇もしくは武力の行使を伴って、他国の領土、領海、領空へ行く、いわゆる海外派兵はいけないと、憲法上はきちとなつておりますが。今回の行為は国連で停戦決議が成立をした後の、全く、平和になった状況のところでありますから、紛争地そのものへの派遣でもない

し、いわんや、武力の行使を伴うものではありませんから、憲法上の問題は起こらない。国会に対する答弁書にも出ておりますし。

それから、もう一つは昨日、一昨日と、既に国会で私は御質疑を受けて答えておりますけれども、自衛隊は専守防衛ではないかと。その専守防衛の自衛隊が、海外へ行くことはどうなんだと、いう角度の御質問がございました。自衛隊法の第3条というところに、本来の任務として専守防衛。我が国が攻撃された時に、国民の生命、財産、これを守ってもらうと、これが本来の任務であります。しかし、第3条の本来の任務の他に、第8条に、海上の機雷を収集、処分すること、これが海上自衛隊に与えられた権限として、99条に明記されとります。同時に、100条からは、御承知のように、いろいろ、本来の任務以外で、例えば、南極観測の支援に行くとか、あるいは、競技会の支援に行くとか、その他、いろいろなことが書いてございます。だから、本来の任務である第3条とそれから、公海上の機雷を除去するという、要するに船舶の航行の安全を守るといふこととは書かれとる条文も違い、直接の関係もない訳でありますから、最初、申し上げました憲法上の制約と、現在の自衛隊法の99条に明記されておる権限に従って出来るものと、このように判断しましたし、昭和62年の当時の政府からの答弁書にも、その旨が記されておるところであります。

Q それから、国会のですね、論議。あるいは、昨日の与・野党の党首会談でもって、~~まこと~~野党各党が指摘してるんですが。この、自衛隊の掃海艇派遣についてですね。これがきっかけになって、次か

ら次へと自衛隊の出動の場合が出てくるのではないかと。これに対する、やっぱり、歯止めをね、掛けないといけないのではないかと。という御意見が出てるんですが。それについては、総理はいかがお考えでしょうか。

A 次から次から出て来るといふ御心配は、これは無いと思いますが、思うだけではいけませんから、政府声明の第4パラグラフにも、その事を明確に書いておいた訳であります。

すなわち、もう一回、言いますと、戦時と平時、これは明確に区別しなきゃなりませんから、平時において、しかも、その平和が回復した状況の下で、我が国船舶の航行の安全を確保するために支障がある時に、海上に遺棄されたと認められる機雷を除去するものであると。ここに、きちっと限定しておりますし、更に加えて、政治的な決意としては、歴史の深い反省に立って平和国家の理念を将来に亘って変える、そのことはない、と、きちっと、書いております。だから、なし崩しに一つやったからいいだろうとか、そんな事では決してありませんから。どうぞ御懸念をお持ちいただかないように、お願いしたいと思っております。

Q 更に、日本の国内だけでなくてですね。中国等からですね、これがきっかけで、要するに、海外派兵の第一歩だといふいろいろな懸念がアジア諸国の、いろいろな所から、出てるんですけど。これについては、いかがお考えでしょうか。

A 海外派兵ということになりますと、これは武力の威嚇もしくは武力行使の目的をもって出ていくことでありますけれども。海外派兵で

はないという明確な説明を、ここにもしておりますし。同時に、また、これは世界の国々にとって必要欠くべからざる原油の輸送にとって重要な主要な通路なんです。日本はあの地域の輸出量の約20%を、日本一国で輸入しておりますけれども。その他の物は世界の国々にも、こう、出ていくものです。ですから、あの重要な航海路の安全を確保していくということは、我が国の国民生活のために必要であるというのみならず、国際社会の要請でもあると思いますし。同時に、被災を受けたそれらの国々の復興にとっては、極めて必要な要素でありますから。そういった立場、そういったことを、きちっと誠意をもって説明をして、軍事力を持ったり、武力行使の目的で出て行くのでは決してありません。先程も、廊下歩きながら、どなたでしたか、記者の方から、これをいいことに、巡洋艦まで出て来るようになるんじゃないかという懸念があるがという御指摘もありましたが。それは、やはり、ちょっと御心配が過ぎると思って。今回、行くのは機雷の掃海で、掃海艇と掃海母艦が行って、平和目的の行為をして来る訳でありますから。そういったことを誠意を持って、きちっと、アジアの諸国には御連絡をするようにと、指示をいたしております。

概ね、アジアの国々からは、それについて好意的な反応を得て来ておりますし。特に、また、補給等で必要な時には協力もしてあげよう。掃海をするという目的のみに出て行くものであるということを理解するというお話がございました。

なお、一部の国では御指摘のように、ある種の懸念も表明されたことは承知しておりますし。また、そのためにも、今回、第4項目

で歴史の深い反応に立って誓った平和国家の理念を将来に亘り堅持する決意に変わりはありませんということ、軍事大国にはならないという日本の誓いととも、これは、もう、誠意を持って説明をし、平和協力のための作業であるという点については御説明を申し上げます。

Q (産経) 掃海艇派遣に絡んでですね。今後政治課題の大きな一つとして、国連平和維持活動、いわゆるP K O活動ですね。これをどう進めていくのかという問題がある訳です。これについては、3党合意で自衛隊と別個の組織を作るんだという意見があるのと同時に、逆にですね、やはり中東の湾岸後の現実を見た場合、自衛隊を抜きにして、本当に有効な組織が出来るのかという批判もあります。これについて如何お考えでしょうか。

A 昨年、国連平和協力法案を提案した時には、いわゆるP K O問題と、それから国連決議に基づいた多国籍軍の後方支援という問題とございましたから、そして色々議論が紛糾して、今、御指摘の3党合意に引き継がれておる訳であります。この3党合意の精神と言うのは、国際社会に日本がどのような協力をして行くのか、国連の平和維持活動というものに積極的に出来るだけ参加をしようと、いう点では3党合意をしております。それから、組織を自衛隊とは別個の組織でということが3党合意の中には出て参りました。そこで、その、政府としては、3党合意の趣旨を尊重して、今、P K Oの組織を持っておる北欧の地域にも調査団を出したり、カナダのあり方を調べてみたり、いかにしたら日本としては、最もふさわしい

組織作りが出来るか、今、鋭意検討しておるところであります。で、そのためには、自衛隊との別個の組織というのを、どのような仕組みにするのか。あるいはP K Oの中でも平和維持軍とか、停戦監視団とか、選挙監視団とか、色々ございます。後方支援も沢山あります。で、この頃、平和維持活動というのは、幅が随分広がってきておりますので、今でも後方支援の中の政務官だけは、出しておる訳ですけれども、もう少し組織的に国民の皆さんのご理解も頂きながら、新しい枠組みを作って行きたい。この作業も、今、急がせておりますので。おっしゃったように、どこまで出来るか、何が出来るか、合意を頂いたら、それでやって行こうと思うんです。

また、私は、国会の質疑を通じても、社会党も国連平和機構案というものを出しておられる。あれをよ〜く読んでみると、やろうとしておる内容は、重ねるように合わせてみると、合うところもかなりあります。そして、自衛隊は憲法違反だから作らない、いけないという、基本的な立場の違いは有りますけれども、まあ、しかし、国連協力をやるために、どのような組織ならば、それだけのことができるか、おっしゃってることは殆ど一緒なんですから、できたら社会党も、我々が3党合意をまとめ上げた時には、党として加わって頂くことを、私としては希望しておるということを国会答弁でも申し上げました。けれども、それはまだ、ご返事がありませんから、希望的観測ですので、3党合意を踏まえて、きちっとした国際協力のあり方を、この機会に過去の経験を生かしながら、まとめ上げて行きたいと、こう思っております。

(幹事) 幹事団からの質問を終わりますので、後、各社、ご自由に  
お願いします。

Q (道新) 今のお話で行きますと、時期としては平和で、場所はで  
すね、日本の船舶の航行の安全に係わる場所でなければ、派遣しな  
いという風に聞きとれますけど、それでよろしいんですか。

A はい。今回の措置として、そのようなことを念頭に置いて決めま  
したと、いうことを申し上げた訳です。

Q それとですね、海外派兵ではないという風におっしゃいましたけ  
れど、自衛隊がこういう形で海外に出るとするのは、初めてですよ  
ね。その色々、南極のは、ありますけれども、その事実の重みにつ  
いては、どのように受け止めておられますか。

A これは、戦後45年、初めて国連の平和維持機能が動き始めた時  
に、イラクがクウェイトに対して、あのようなことを行い、あの無  
法な侵略に対して、国連が初めて平和の破壊と決め付けて、国際社  
会の総意で多国籍軍が編成されて平和が回復された、全く初めての  
戦後の出来事でありました。

そして、その、戦後の復興やその他については、国際社会が協  
力して、一致協力して汗を流さなきゃならんということも、これ、  
戦後、初めてのことでないでしょうか、しかも、石油を使い、油  
井を炎上させるという、底知れぬ、人類の未来に対して、予測でき  
ない環境破壊を行ったという、この行為の跡始末を世界中が集まっ  
て汗を流そうとしておるわけでありまして。だから、これは、あの  
う、戦後初めてのことでつくめの出来事の中で、日本だけがじっと見

ておって、あの辺が全部安全になってから、また、1日平均15隻のタンカーが、あそこには、日本が出入りする訳でありますし、日本の原油の輸入依存量の7割は、あの中東地域からですから、日本にとっては死活的な重要な地域でもあり、また、国際的な協力でやっていかなければならないという戦後初めての現実の中へ、日本のもっておる能力で、しかも申し上げたように軍事的ではなくって、そして、憲法違反に該当せず、自衛隊法の99条というところで機雷の除去ということは、明確に条文に書いてあるということでもありますから、これは国際社会の要請に応える人的貢献の一つであると、私は、こう、受けとめております。先例はないことではありますが、積極的に今後は、新しい平和秩序を作るために努力、協力をしていかなければいけないと、こう思っております。

Q (読売) 総理！この人的貢献ですね、大変結構なことですし、当然これだけ経済大国として、更に西側陣営の一員としても加わっていたことで、評価しますけれども、同じいいことをやるにしてもですね、やはりタイミングというものがあると思います。今回の場合も、一応国連の正式停戦は確かについ最近の4月12日でしたけれども、戦争という好意行為自体はですね、すでに2月末で終わっていると。ならばですね、少なくとも死活的なペルシャ湾の地域、原油依存度の高い、どうしてももう少し早くですね、掃海艇の派遣を決断できなかったのかと、いう疑問がですね、自民党内だけでなく国民の間にもあると思います。こういった少し、ツウ・レイトであったという批判に対して、総理はどのようにお答えしますか。

A それはいい質問ですから、お答も非常に難しいんですけども、私は、その地域の実情とか、それから本当にできるかどうかという我が方の能力の再検討とか、或は周辺諸国は、どういった対応をするのだろうかとか、色々な状況を正確に調査をして把握して、それから慎重に決断をしなければならない問題である。先程ご質問があったように、これは、あの、最初の、ある意味では行為であります。遠洋航海にも行ったことがあるし、南極観測にも行ったことがありますから、武力行使でなければ自衛隊が海外へ派遣されておることは、前例としては沢山ありますけれども、この99条で機雷除去に出ていくというのは初めてです。

前回の時、中曽根内閣の時には、法的には行けるという回答が、内閣からも総理大臣からも出たんですが、あの時は紛争中であるので、もし紛争に巻き込まれた場合には、武力の行使につながっていったらどうするのかと、まあ、こういうような角度の懸念があって、政治的に派遣をされなかったと、このように私は理解しておりますし、当時の書き物を読んでも、全てそうなっております。従って、戦時に、紛争に巻き込まれる可能性のある所へ出すことは、これは非常に慎重の上にも慎重であらねばならぬことでありました。

4月の日本時間の12日に正式に停戦が発効したんですから、その懸念は完全に去ったと、私は受け止めます。

今後の世界の秩序の枠組みは、国連中心でいく訳ですから、国連の決議を通じて、あらゆるあの地域の今後の平和回復活動にも、積極的に協力すべきである。12日以来、真剣に考えましたし、それ

から、おっしゃるように、実際の武力行使が終わりを告げた時に、よかったなあと、思いますとともに、あの地域の実情については、どうなっておるのか至急調査をして、報告してほしいと、関係には指示を出しておりました。そういった報告を全部踏まえて、必要性、我が方の能力、全てを慎重に検討して、決断をしたということでもありますから、その代わり、決まった以上は、一刻も早くきちっと体制を整えて、出発することができるように、今日までに色々な作業も努力も重ねられていたものと、私は思っています。

Q ペルシャ湾には、すでに欧米のいくつかの国が掃海の部隊を派遣して、作業に当たっておると、いう状態だと思いますが。そこに日本の海上自衛隊の~~掃海艇~~掃海艇が新たに加わるとですね、そういった各国と作業の分担を行うというような考えでしょうか。それとも、もう日本で、独自の方式によって作業に当たるというお考えでしょうか。

A 多国籍軍に参加をして、武力行使から、あのう、作業をしておった国々が、掃海に従事しておることは、これは御指摘の通りです。

ただ、あの、クウェイトの油井炎上は、まだ終わっていませんから、クウェイトの炎上している油井をまず消~~火~~火をしてから初めてクウェイトのあの地域の油の輸出はできるようになると思いますので、その所へ船が到着できるかどうか、今日現在でも色々調べてみたんですけれども、まだ北緯28度30分から北は、これは機雷が浮遊しておる可能性が非常に高い所、東経は、49度30分より西の方は機雷が非常にある危険区域ということになっておって、イ

ラク側も1200とも言われる機雷をこの地域に敷設したんだと、  
いうことを言っておるのも、だいたいその付近のようであります。  
ただ種類には、色々な種類があって、私も専門家じゃないからよく  
知りませんが、<sup>浮</sup>係留機雷と言って、こう、ずっと下から繋いでおる  
ものとか、或は下へ敷設しておるものとか、その2種類あるという  
ことですが、中には浮き上がっている機雷があって、それはなぜ浮き  
上がってきたのか、よく分かりませんが、とにかく浮き上がってお  
る。それを、海上で爆破しておるといような作業は、あの広い海  
域に亘って行われている訳です。我が方から参加しますものは、現  
地へ行って、それぞれ現地で作業をしてる国と勿論、連絡はするで  
しょうし、しかし念には念を入れて掃海はしなきゃならんものによ  
うでありますから、今日までの経験を生かして、また日本は現に最  
近までも機雷の掃海をやって、戦後今日まで約七千発を超える機雷  
を処理したという話も私は聞いておりますし、海中に繋いである機  
雷を、特殊な技術、道具でカットして、それを浮き上がらせたり、  
直接探知したら、潜って行って破壊したり、色々、世界でも有数の  
技術を持っておるんだということも慎重に調査した結果、分かって  
おりますから、そういったものが日本の船舶を含む各国の船の安全  
のために成果を挙げてくれることを心から私は期待しています。

Q 各国との連絡を取り合ってますね、担当する海域を分担するとい  
う、そういうお考えなんですか。

A それは分かりません。現実にはそこへ行って念には念を入れてやる  
ということもあるでしょうし、また、これも専門家の話ですから、

皆さんも聞いてほしいんですけども、磁気機雷といって、磁気に反応して破れる機雷とか、音響に反応して爆発する機雷もあるそうですが、1回だけの音響で爆発しないで3回目か4回目に爆発するとか、何か非常に複雑な種類が沢山あるようです、だから、その点については、私の浅知恵でこれ以上お答えするよりも、専門家がきちっと、今日までの訓練の経験を踏まえて、戦後40年間、とにかく7千個からの機雷を処理してきた実績もある訳ですから、それを踏まえて、きちっと成果を挙げることを期待しております。

Q アメリカのですね、フィッツウォーター報道官が今日、クルド難民の救済のためにも、自衛隊機を、自衛隊を派遣してほしいというような発言があったようなんですか。この声明にも盛られているですね、平和時その人道的な人的貢献策という観点からすればですねクルド難民問題もそれに当たると思うんですけども。その辺については、総理は何かお考えはございますですか。

A クルド難民問題については、今申し上げたように、緊急物資や人的貢献や出来るだけのことをして、また、緒方難民高等弁務官がその窓口で、いろいろ御連絡をいただくことになっておりますから。今日、1億ドルを総計にして出そうと決めたのも、緒方さんの<sup>お</sup>話を聞いて自主的に判断した出来る限りの協力でありますから、物も、人も、資金も、今後緒方高等弁務官を窓口にして相談しながら、やっ  
て行こうと思っております。

Q 自衛隊はどうなんですか。クルド難民にも。総理。自衛隊の派遣

はどうか。

A そのことについては、今日、御発表する段階に至っておりません。議論しておりませんから。今、初めてのことでございますし。

Q 検討の可能性はあるということですか。御検討なさるといふことでしょうか。

A いろいろ緒方高等弁務官とクルド難民の実情をよく聞いてみて、それに対して、また、日本側としてのどのような措置、対応が採れるか。それは、十分、お話あれば緊急に検討します。

Q つまり、自衛隊の活用ですね。難民救済のために。

A いや。そのことについては、今ここで、私が即答することは予断と憶測で誤解を与えてもいけませんから。出来ること、決めたことを率直に、今、御報告した訳です。

Q あと掃海艇派遣で総理のお見送りの考えはいかがですか。

A 明日、衆議院が緊急質問があるようでございますし、明後日、参議院が緊急質問があるようでございますし。その次は、早朝、私は東南アジアへ行かなきゃなりませんので。恐らく、時間的に難しくなると思いますので、今日、池田防衛庁長官と海上幕僚長を呼んで、これは戦後初めての機雷除去の作業、国際協力の航路安全確保の作業、今日まで自衛隊は国内では災害救済なんかに赴いて、国民の理解を得て来たけれども、今回も平和的な貢献で、十分、今日までの実績を上げて、頑張っって成果を上げてきてくれるようにとのこ

とを言いまして、心から隊員の皆さんには、激励の意を申し上げて、私の気持ちをお伝えしときました。恐らく、海上幕僚長がお見送りに行って、その気持ちを伝えてくれることだろうと思います。

Q 総理。どうも、有り難うございました。

A どうも、有り難うございました。

(以 上)

[ 防衛庁が24日、総理の名義で  
明らかにするとしている内容 ]

3. 4. 24  
防 衛 庁

ペルシャ湾への掃海艇等の派遣について

1 派遣部隊

たば

(1) 指揮官 1等海佐 落合 峻 (第1掃海隊群司令)

(2) 艦艇 6隻 (内記以下のとおり)

第14掃海隊

掃海艇 「ひこしま」 (440トン) (佐世保)

同 「ゆりしま」 (440トン) (呉)

第20掃海隊

掃海艇 「あわしま」 (490トン) (横須賀)

同 「さくしま」 (490トン) (横須賀)

掃海母艦 「はやせ」 (2,000トン) (呉)

補給艦 「ときわ」 (8,150トン) (横須賀)

(3) 人員 約510名

2 出港日時 (予定)

4月26日 (金) 0900 (横須賀)

同 1500 (呉・佐世保)

3 ペルシャ湾までの航程

(1) 総航程 約7,000海里 (約13,000km)

(2) 所要期間 約1ヵ月

(寄港地については、現在外務省を通じて調整中)

4 掃海作業に要する期間の見込み

現段階では不明

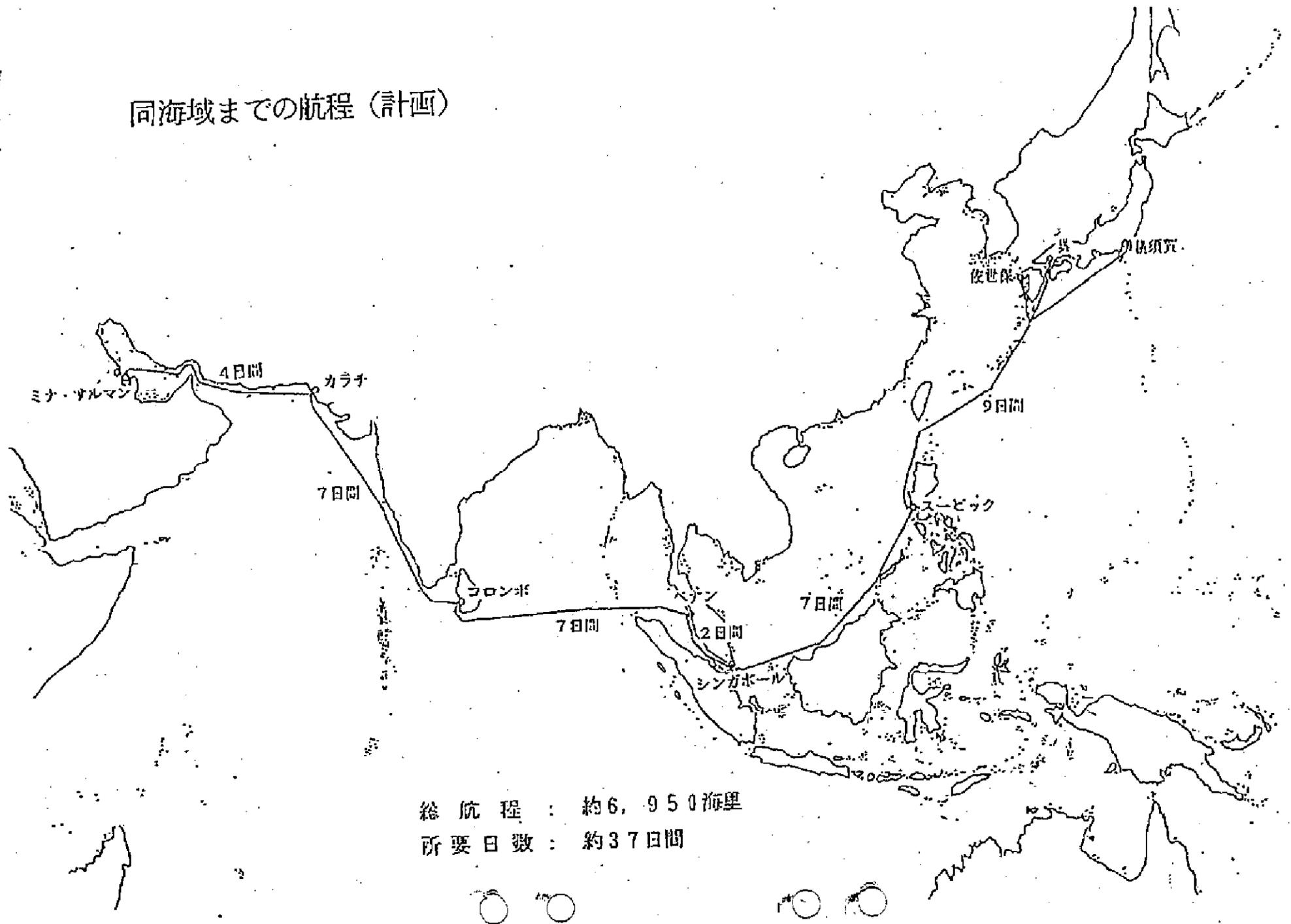
## 掃海艇等の現有勢力について

3. 3. 31 現在

区分	型	基準排水量	勢力	主要装備
掃海艇 (MSC)	たかみ型 (50年度就役～)	380 トン	7隻	20 <sup>ミ</sup> 機関砲×1、係維掃海具一式、磁気掃海具一式
	はつしま型 (53年度就役～)	440 トン 又は490 トン	23隻	音響掃海具一式、水中処分具一式、機雷処分具一式 (たかみ型を除く)
	うわじま型 (2年度就役～)	490 トン	2隻	
	計		32隻	
掃海艇 (MSB)	掃海艇7号型 (47年度就役～)	50 トン	6隻	係維掃海具一式、磁気掃海具一式、音響掃海具一式
(参考)				
掃海母艦 (MST)	うとね型 (45年度就役)	380 トン	1隻	20 <sup>ミ</sup> 機関砲×1
掃海母艦 (MST)	はやせ型 (46年度就役)	2,000 トン	1隻	3インチ砲×1、20 <sup>ミ</sup> 機関砲×2、短魚雷発射管×2
機雷敷設艦 (MMC)	そうや型 (46年度就役)	2,150 トン	1隻	3インチ砲×1、20 <sup>ミ</sup> 機関砲×2、短魚雷発射管×2、機雷敷設装置一式
補給艦 (AOE)	さかみ型 (54年度就役)	5,000 トン	1隻	機関砲等なし
	とわた型 (62年度就役～)	8,100 トン 8,150 トン	1隻 2隻	機関砲等なし 〃

(注) MSC : Mine Sweeper Coastal MSB : Mine Sweeping Boat MST : Mine Sweeper Tender MMC : Mine-Layer Coastal  
AOE : Fast Combat Support Ship 又は Auxilliary Oiler-Explosives

# 同海域までの航程 (計画)



総航程 : 約6,950海里  
所要日数 : 約37日間

## 我が国掃海艇派遣に対する各国の反応

平成3年5月8日

我が国掃海艇派遣の正式決定を受けた各国政府等の主な反応は以下の通り。

クウェイト : 在京クウェイト大は、24日夜、「掃海艇の派遣を歓迎する  
とともに、クウェイト再建等に対する日本の更なる協力を期待。」  
とのコメントを発表。

○ サウディ : 在京サウディ大使は、30日、「サウディ政府は日本が掃海  
○ 艇を派遣することを歓迎する(welcome)。」旨連絡。

○ 米国 : ① ブッシュ大統領は、25日、竹下元総理との会談の中で、  
(竹下元総理が我が国の掃海艇派遣について述べたのに対し、)  
すばらしい、喜ばしいことを承った、と述べた。  
② チェイニー国防長官は、30日、池田防衛庁長官との会談の  
○ 中で、我が国の掃海艇派遣は有意義であると思う旨、述べた。  
○ ③ブラッドレー上院議員(25日)、ソラーズ下院議員(アジ  
ア太平洋小委員会委員長、24日)は、それぞれ、日本の掃海  
艇派遣決定を歓迎する旨コメントを発表。

英国 : ウォルドグレーブ保健大臣(元外務担当国務相)は、25日  
我が国の掃海艇派遣の決定を高く評価する、と述べた。

国連 : デクエヤル国連事務総長は、24日、竹下元総理との会談の  
中で、日本の掃海艇派遣を評価している、と述べた。

韓国 : 外務部は、24日夜論評を発表。その内容は、「この地域の  
諸国が自衛隊の海外派兵には深い関心と憂慮の念をもっている

ことは、日本も承知しているものと思量。今回の派遣は、航海の安全のための機雷除去という制限された目的によるものと理解。」というもの。

- 中国
- ① 外交部スポークスマンは25日、定例記者会見で記者の質問に答えて、日本の海外派兵は非常に敏感な問題であり、日本がこの敏感な問題を慎重に扱うことを希望する、と発言。
  - ② 李鵬総理は、1日、中曽根元総理との会談の中で、掃海艇の派遣について、自衛隊の領域外への派遣は敏感な問題であり、日本は慎重に対処して欲しい、と述べた。
  - ③ 江沢民総書記は、3日、中曽根元総理との会談の中で、掃海艇派遣の目的が国際航路の確保であることは、その意味では理解できる、と述べた。

マレーシア : マハティール首相は、28日、海部総理との会談の中で、日本の掃海艇派遣については、今や戦争が終わり、航行の安全を確保する目的でなされるものであるから、これを支持する、と述べた。

ブルネイ : ボルキア国王は、29日、海部総理との会談の中で、日本の掃海艇派遣を高く評価する、ブルネイにできることがあれば支援したい、と述べた。

タイ : アナン首相は、30日、海部総理との会談の中で、（海部総理が掃海艇派遣を含むアジア太平洋情勢について述べたのに対し、）個人的には、一層日本が国際政治上の役割を果たされることを期待したい、と述べた。

- フィリピン : ① アキノ大統領は、5日、海部総理との会談の中で、日本の掃海艇の派遣について、国際復興努力に参加したいとの人道上の日本の希望を評価する、と述べた。
- ② マンガラプス外務長官は、25日、我が国の掃海艇派遣を支持する、スービック海軍基地への掃海艇一時寄港を認める、と述べた。(26日付比紙報道)

(以下は、対外秘)

- 米国 : アトウッド国防省副長官は、日本の掃海艇派遣決定は、グッドニュースである、可能な限り支援したい、と述べた。(24日、米国村田大使)
- 英国 : 外務省政務総局長は、日本の掃海艇派遣の決定は、非常に重要なものであり、英として大いに歓迎する、と述べた。(26日)
- オランダ : フルサム政務総局長は、日本の掃海艇派遣決定は、日本にとっては戦後画期的な決定として、世界の多くから歓迎されると思う、と述べた。(23日、オランダ藤田大使)
- イタリア : スカルパ外務省政務総局長は、我が国の正式決定の通報に対し、派遣の決定を多とする、と述べた。(24日)
- ベルギー : ① ナルチェス外務省アジア局長は、我が国の正式決定の通報に対し、日本の決定は日本の一層の国際貢献意図を示すものであり、歓迎する、と述べた。(24日)
- ② また、海軍参謀本部ル・フェーブル作戦部長は、日本の掃海艇の参加は大歓迎である、と述べた。(24日)

EC : ガーナー補佐官（アンドリーセンEC副委員長官房）は、我が国掃海艇派遣の決定は、日本が国際社会において責任を果たしていく上で極めて重要な決断であり、EC委員会としても高く評価している、と述べた。（25日）

スーダン : ガシム外務省アジア局長は、自衛艦の海外派遣は海上輸送の安全確保のため必要な行動であり、十分理解できる、と述べた。（24日、荒木大使）

インド : ラオ外務省東アジア局長代理は、湾岸復興のため関係国は協力すべきであり、本件を日本軍国主義復興の前兆であるとする考えにインドは組みしない、と述べた。（26日）

## 我が国派遣掃海艇部隊の行動

平成3年5月7日

中近東第一課

1. 6隻（掃海艇4、母艦1、補給艦1）からなる我が国派遣掃海艇部隊は、4月26日、横須賀、呉、佐世保の自衛隊基地をそれぞれ出港。
2. 派遣部隊は、28日、種子島沖で合流。
3. フィリピン（スービック米海軍基地）に、予定（5月5日）より1日早く5月4日入港（在比日本大使館より阿部公使、藤井防衛駐在官出迎え）。同日、同国訪問中の海部総理は派遣部隊指揮官落合1佐に激励の電話。
4. 航海が順調に進んでいることにより、現在のところ、シンガポールには、予定（5月12日）より3日早く、9日入港（入港12:00、出港：翌日12:00、いずれも現地時間）の見込み。またペナン（マレーシア）入港についても12日となる予定（当初15日）。
5. 4日、防衛庁事前調査団（内局3名、海幕5名の計8名の他、外務省より1名同行）出発。一行はア首連、バハレーン、サウディ及びカタル訪問予定。同調査団は6日、テーラー米中東艦隊司令官と今後の協力関係について打ち合わせ。7日には他の掃海作業参加国と打ち合わせを行う。

(了)

## 我が国掃海艇のペルシャ湾派遣（国会答弁用の平資料）

3. 4. 24

中近東第1課

ペルシャ湾における各国の掃海作業の状況 .....	2
日本関係船舶のペルシャ湾湾奥部への寄港隻数 .....	4
ペルシャ湾北西部海域（地区） .....	5
ペルシャ湾岸諸国の領海等一覧 .....	6
我が国原油輸入の推移 .....	7
各界よりの要望（経団連、日本船主協会、全日本海員組合、石油連盟）	8
安保理決議686（クウェイトの復興につき同国の政府及び国民と 協力するために全ての適当な行動をとることを各国に要請） .....	13
安保理決議687（正式停戦のための決議） .....	16
4月6日付イラク外務大臣発事務総長及び安保理議長あて書簡骨子.....	17
独政府スポークスマン記者会見概要 .....	19
昭和55年稲葉議員質問主意書にたいする答弁書（海外派兵） .....	21
昭和62年黒柳明議員質問主意書にたいする答弁書 .....	22
自衛隊法関連条文 .....	24

## ベルシャ湾における各国の掃海作業の状況

### 1. 機雷敷設状況

#### (1) 敷設された機雷の総数等

(イ) 約1200個(武力行使の停止後、3月3日にイラクより多国籍軍側に提供されたデータに基づく)

(ロ) 北緯28度30分以上かつ東経49度30分以西の海域

(ハ) 係維機雷及び沈底機雷

#### (2) 機雷による船舶の被害

(イ) 触雷時期：2月18日

(ロ) 触雷場所：ベルシャ湾北部

(ハ) 触雷艦艇：ミサイル巡洋艦「アリンストン」(タイコンデロガ級 9400t)

揚陸艦「トリポリ」(イオージマ級 18000t)

(いずれも米海軍)

(ニ) 「アリンストン」は沈底機雷に、「トリポリ」は係維機雷(もしくは浮遊機雷)に触雷したと思われる。

(ホ) 被害状況：両艦とも自力航行可能。「トリポリ」は16～20フィートの穴があき、中程度の被害。「アリンストン」の被害状況不明。

### 2. 各国の掃海部隊の陣容と作業内容

#### (1) 参加国

米、英、仏、独、ベルギー、サウディ、伊、蘭(8か国)

豪海軍潜水チーム(クウェイト港湾内のみ)

#### (2) 総艦艇数

掃海艇20隻程度プラス支援艦等

#### (3) 処分状況

約300個(3月末までの時点)

### 3. クウェイト港湾の開港状況(p5の地図参照)

アル・シュワイバ港 3月12日

アル・アハマディ北港 3月20日

サウド港 まもなく

ラス・クワイア港 まもなく

アル・アハマディ南港 未開港  
シュウェイク港 ”  
クウェイト港 ”

日本関係船舶のベルシャ湾泊奥部への寄港隻数

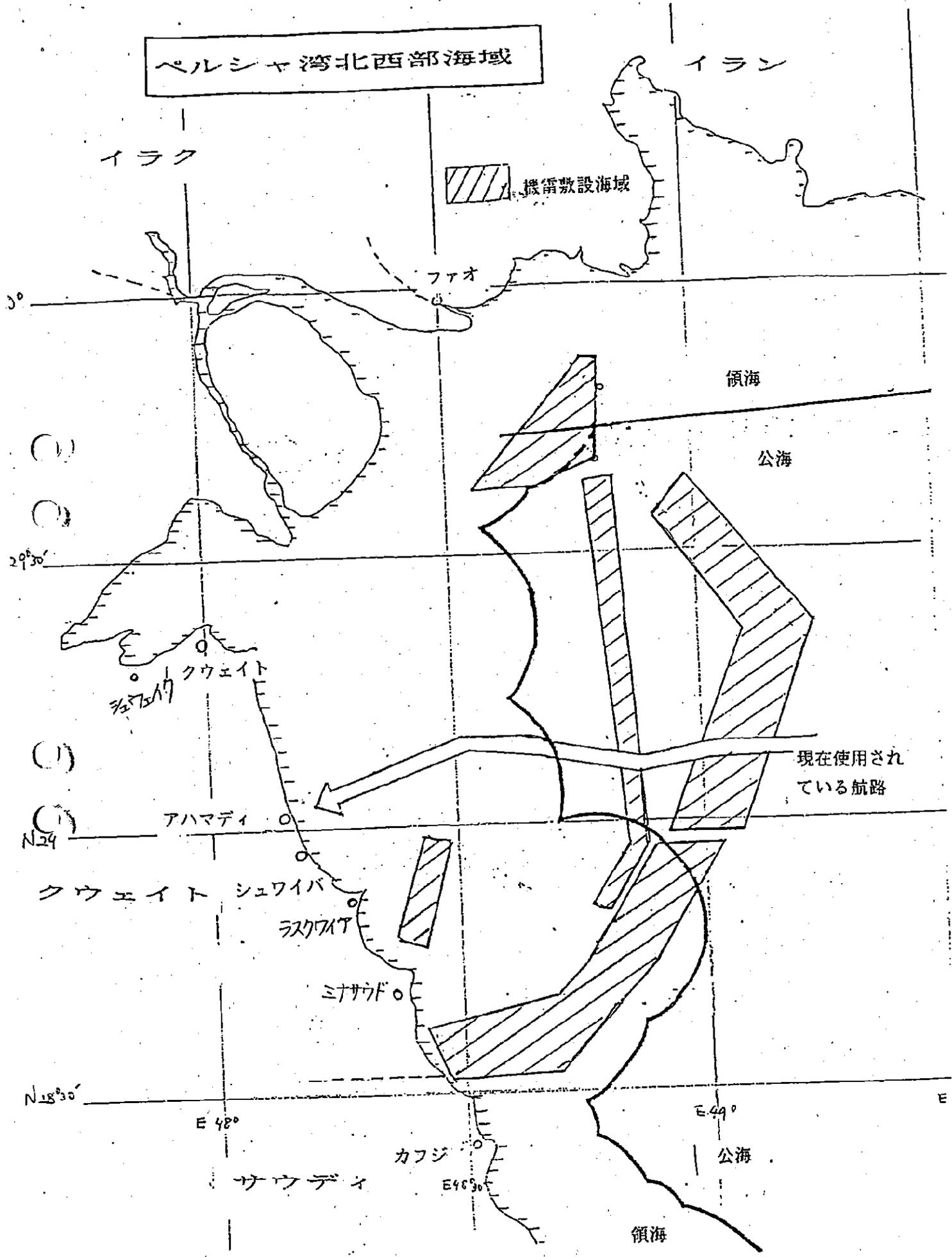
(平成2年7月1日～31日)

	タンカー			貨物船			合計
	日本籍	外国籍		日本籍	外国籍		
		日本人乗組	外国人乗組		日本人乗組	外国人乗組	
(隻)	(隻)	(隻)	(隻)	(隻)	(隻)	(隻)	
カフジ航船	1	2	3	0	0	0	6
クウェート航船	4	3	2	1	1	8	19
小計	5	5	5	1	1	8	25 (31.2)
ベルシャ航船	24	14	15	1	4	15	73 (100.0)

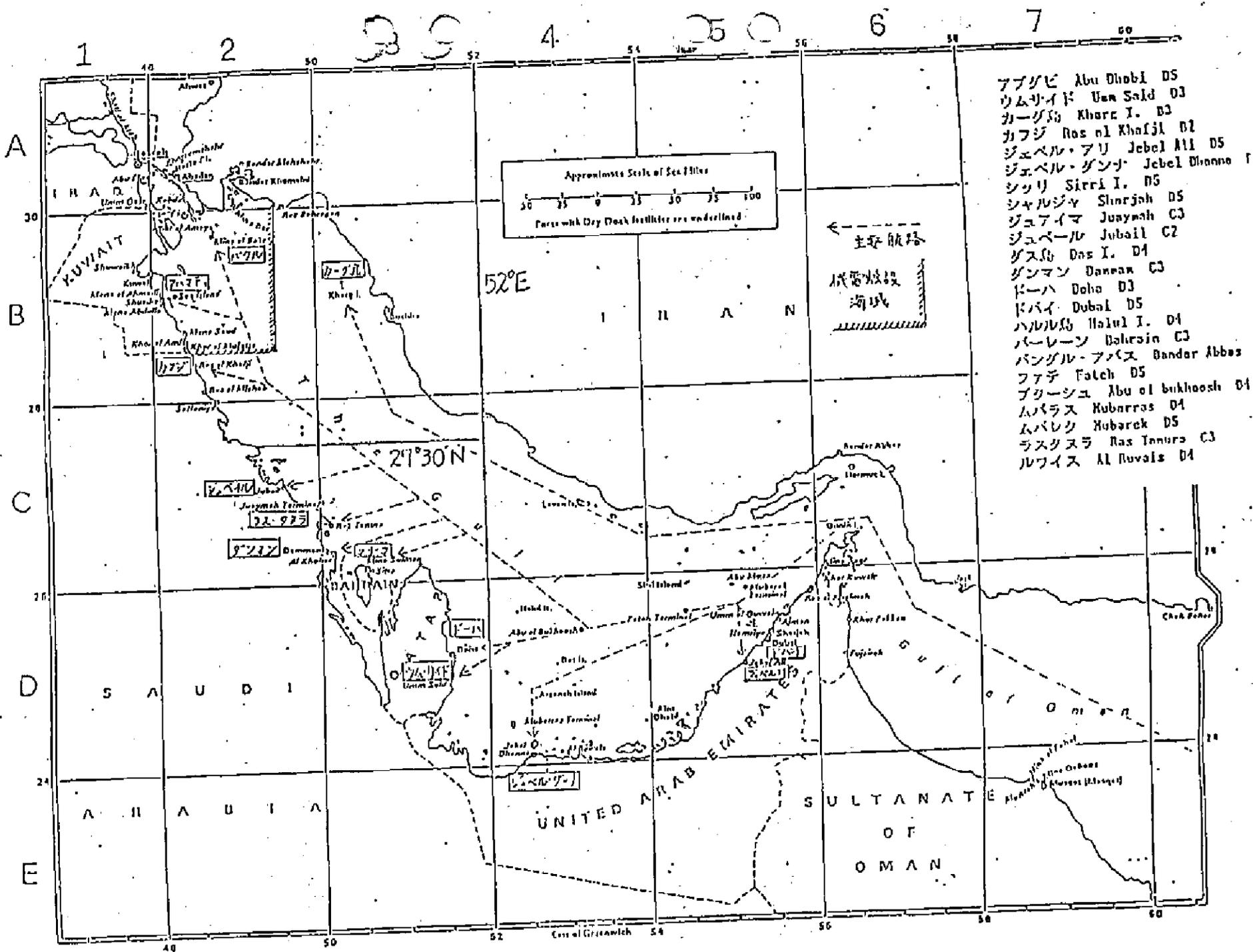
(出所) 日本船主協会

(注) 「日本関係船舶」とは、我が国の海運会社が運行している船舶を意味し、外国籍船舶を含む。

ペルシヤ湾北西部海域



5-2



- アブダビ Abu Dhabi D5
- ウムサイド Umm Said D3
- カーグ島 Kharg I. D3
- カフジ Ras al Khafji D2
- ジュベル・アリ Jebel Ali D5
- ジュベル・グンナ Jebel Dhanna I
- シッリ Sirri I. D5
- シャルジャ Sharjah D5
- ジュアイマ Juaymah C3
- ジュベール Jubail C2
- ダス I. D4
- ダンマン Dammam C3
- ドーハ Doha D3
- ドバイ Dubai D5
- ハルル島 Halul I. D4
- ハーレーン Bahrain C3
- バンドル・アブス Bandar Abbas
- ファチ Fatch D5
- ブクシュ Abu al bukhoosh D4
- ムバラス Kubarras D4
- ムバラク Hubarak D5
- ラスタヌラ Ras Innara C3
- ルワイス Al Ruweis D4

4月4日付け米軍政府通告91-9 (要旨)

1. 機雷危険区域は別紙地図のとおり。ただし、浮遊機雷についてはこの限りでない。
2. 港湾施設が十分でないため、貨物船がクウェート諸港へ入港するに際しては事前にクウェート政府関係者と調整する必要がある。
3. 29°N以北のクウェート諸港への入港に際しては、要請に応じてエスコートサービスを提供するので、エスコートを希望する商船は下記に申し込むこと。

INKERSAT TELEX (1505612)

WORLD FAX (973) 728-244

725-721

TELEX (BAHRAIN) 7031 (ASUBN)

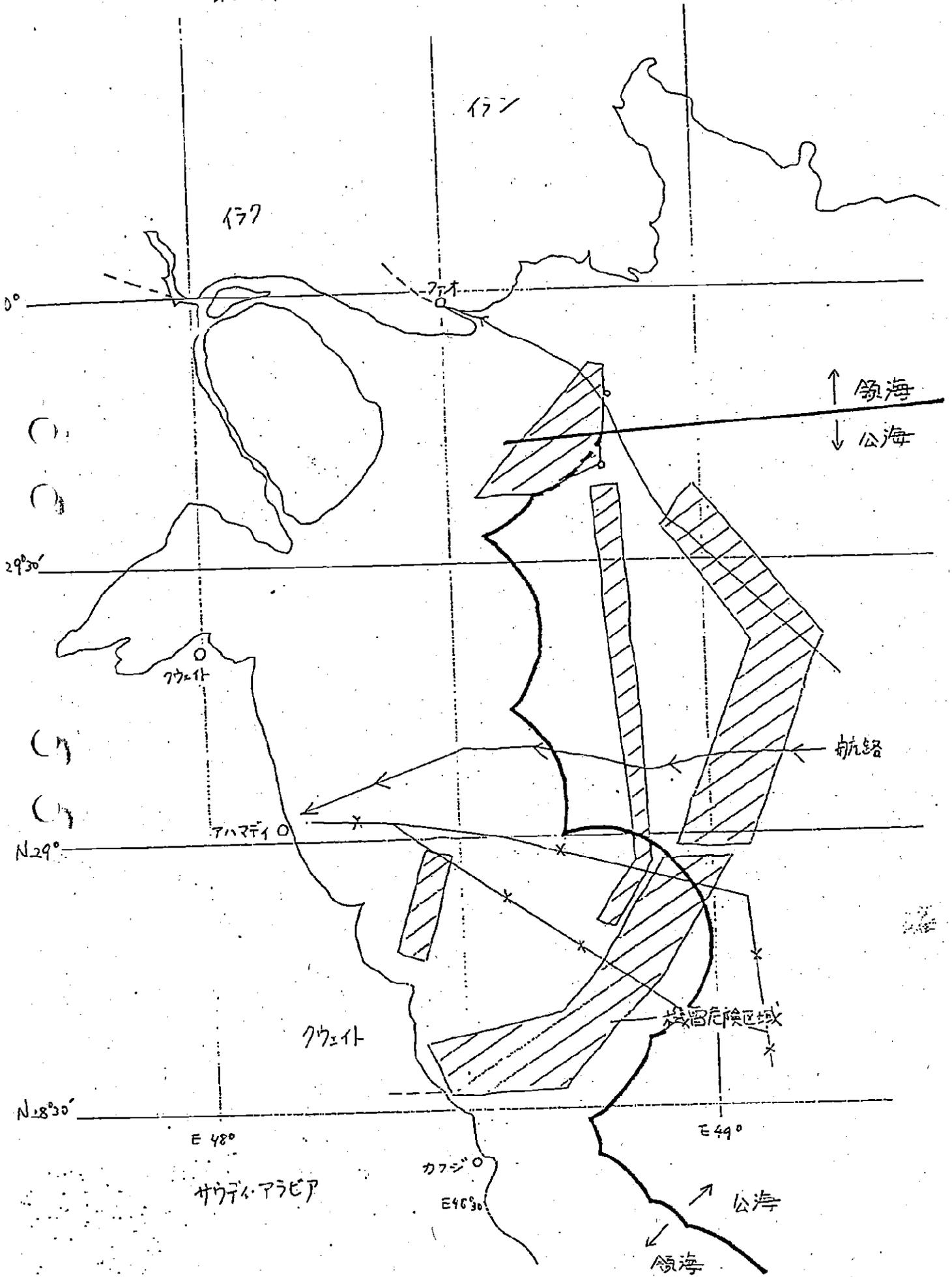
米軍補給部隊司令官 (973) 713-172

EXT. 205 or 306

また、上記連絡先では最新の航行安全情報を提供している。

4. 入出港に際しては別紙地図に示す航路を航行すること。また、船殻の喫水は12mを超えないこと。

米 MARAD Advisory (4月4日付)



(参考2)

## ペルシヤ湾岸諸国の領海等一覧

	領海	排他的経済水域	漁業水域
( ) イラン	12海里	—	オマーン海において中間線まで ペルシヤ湾において大陸棚の外縁まで
( ) イラク	12海里	—	—
クウェイト	12海里	—	—
サウディ (注1)	12海里	—	—
( ) バレーン	3海里	—	—
( ) カタル	3海里	隣接国との合意又は中間線	—
ア首連 (注2)	12海里	隣接国との合意又は中間線	—

(注1) この他距岸18海里までの接続水域あり。

(注2) 但し、アブダビ首長国、ドバイ首長国は3海里。

我が国の原油輸入の推移

	1989年	1990年	1991年					
	○内は%	○内は%	9月	10月	11月	12月	1月	2月
サウディ	47(13.1)	70(17.8)	64	104	81	91	87	77
クウエイト	17(4.6)	13(3.3)	0	0	0	0	0	0
中立地帯	20(5.5)	17(4.2)	17	23	20	22	16	6
イラン	29(8.1)	39(9.8)	49	67	68	56	50	38
イラク	22(6.0)	1(0.1)	0	0	0	0	0	0
( ) カタール	21(5.9)	23(5.8)	28	19	22	30	28	28
ア首連	74(20.4)	82(20.9)	62	87	99	111	106	122
( ) オマーン	26(7.0)	24(6.0)	22	30	25	24	30	37
(中東計)	257(71.0)	282(71.5)	244	329	318	343	318	307
(全世界計)	361(100.0)	394(100.0)	361	455	432	463	440	435

出所：通商産業省石油部『石油関係資料』

もとむいゆ。

平和時におけるペルシヤ湾への自衛隊掃海艇等派遣について

会説コメント

1991年4月8日  
経 済 団 体 連 合 会

1. 現在、ペルシヤ湾岸地域にはイラク軍が敷設した機雷が多数（約1,000）残っており、これが、わが国を含む各国の船舶の安全航行を妨げ、また、クウェート復興の障害となるなど、重大な問題となっています。
2. かかる状況に対応するべく、既に米、英、サウジ、ベルギーは現地で掃海作業を行っており、わが国同様に湾岸戦争で多国籍軍への資金協力のみを行ってきたドイツも掃海艇と補給艦の派遣を決定しております（現在、ペルシヤ湾に向かって航行中）。フランス、イタリア、オランダも派遣予定であります。
3. こうした中で、湾岸水域の安全航行に重要な利益を有し、かつ、機雷除去能力が国際的にも高いと評価されているわが国が、湾岸復興に対する貢献の一環として機雷処置に協力することは、平和時において当然の行為であり、時宜に適ったものと考えます。
4. 湾岸水域の機雷は遺棄されたものと考えられ、武力の行使や海外派兵に該当しないと思えますし、自衛隊法とも法文上の妨げはないと思えます。仮に過去の解釈などに問題が残るならば、きちんとこれをただし、アジア諸国の理解も得つつ対応することが必要と考えます。

以 上



平成3年4月8日

内閣総理大臣  
海部俊雄 殿

世話人 日本船主  
会 長 松 成



ペルシヤ湾における航路安全対策についてのお問い合わせ

平素は、何かとご高配を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、ご高配の通り、中東地域におきましては、湾岸戦争の終結に伴い、現在、最大の被爆国クウェートを中心に戦後復興への取組みが進められると共に、近く旧中立地帯からの原油輸出が再開されようとしております。

このため、湾岸への配船が近々必要となる見込みであります。尚海域におきましては、機雷の存在が伝えられており、日本商船隊を配船する場合、船員の人命安全ならびに船舶の航行安全について強い懸念があります。

つきましては、湾岸諸国の戦後の復興に協力し、貿易の再開を進めるため、政府におかれても航路の安全の確保に関し、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。



海員本発 91-06号

平成 3年 4月10日

外務大臣

中 山 太 郎 殿

全日本海員組合

組合長 中 西 昭士郎

ペルシャ湾における航路安全対策について要請

大臣におかれましては、海運、水産、港運業にご高配を賜り厚くお礼申し上げます。さて、ご高承のとおり中東湾岸戦争の終結に伴い、最大の被害国クウェートを中心に湾岸諸国の戦後復興への取り組みについて、わが国としても復興支援貢献策が強く求められております。

本組合は、復興支援貢献策として食糧輸送、貯蔵および淡水の供給、復興支援邦人要員の臨時宿泊施設、海洋浮遊油ポール回収などの役務のため遠洋トロール船・冷蔵運搬船を参加させる考えのあることを明らかにしております。同時に、近く湾岸諸国産地帯からの原油輸送が再開されようとしております。

このため、湾岸への配船、役務が近々必要となる見込みであります。同海域におきましては、多量の機雷浮遊が伝えられており、日本商船隊の配船および遠洋トロール船を派遣する場合、船員の人命安全ならびに船舶の航行安全について強い懸念があります。

つきましては、湾岸諸国の戦後の復興に協力し、貿易の再開を進めるため、政府におかれましては同海域の安全確保に関し格段のご配慮を賜りますよう強く要請いたします。

以 上

総務課長

平成3年4月8日

し官印 及び 秘書官印入り下付

運輸大臣

村岡 榮 謹 啟



ベルシヤ湾における航路安全対策について要請

大臣におかれましては、海運、水産、漁業にご高配を賜り厚くお礼申し上げます。さて、ご高承のとおり中東湾岸戦争の終結に伴い、最大の被害国クウェートを中心に湾岸諸国の戦後復興への取り組みについて、わが国としても復興支援貢献策が強く求められております。

本組合は、復興支援貢献策として食糧輸送、貯蔵および淡水の供給、復興支援邦人乗員の臨時宿泊施設、海洋浮遊油ボール回収などの役割のため海洋トロール船・冷蔵運搬船を参加させる考えのあることを明らかにしております。同時に、近く湾岸諸国産油地帯からの原油輸送が再開されようとしております。

このため、復興への供給、役割が近々必要となる見込みであります。同海域におきましては、多量の原油浮遊が確認されており、日本商船隊の既船および海洋トロール船を派遣する場合、船員の人命安全ならびに船中の航行安全について強い懸念があります。

つきましては、湾岸諸国の戦後の復興に協力し、貿易の再開を進めるため、政府におかれましても同海域の安全保障に関し務めのご配慮を賜りますよう強く要請いたします。

以 上

福岡証券取引所

取

石 油 産 品

会 社

ペルシヤ等における統括完全対策についてのお慰

謝辞 ますますご多幸のこととお慶び申し上げます。

平素は、何事にご留意を賜り、着り深く厚く御礼申し上げます。

さて、ご多幸の通り、中東産地におきましては、産油国等の統括に準じ、現在、産油国の産油国クマニートを中心に産油国への取組が定めらるると共に、日本産油国からの原油産出の需要に向けて努力が行われております。

このため、産油国27国への配給が重要となる見込みですが、同産地につきましても、産油国の事情が変えられており、日本産油国を同産地に運送する機会、産油国の人手不足ならびに産油国の統括完全について強い不安があります。また、同産地につきましても、これまで競争激化区域とされてきたため、一時的に統括完全に関する関係が変えられております。

つきましては、お言葉として産油国等の取組の進展への期待ならびに、又長期的な需要を確保するためには、同産地における統括完全に関する統括取組条件の確立と統括完全の確保が、人合保証、クマニート等の取組を前提とするため、ご留意を賜りますようお願い申し上げます。

決議 6 8 6

(クウェイトの復興につき、同国の政府及び国民に協力するため、今この通年な行動を各国に要請)

安全保障理事会は、

同理事会の決議 6 6 0 (1990)、6 6 1 (1990)、6 6 2 (1990)、6 6 4 (1990)、6 6 5 (1990)、6 6 6 (1990)、6 6 7 (1990)、6 6 9 (1990)、6 7 0 (1990)、6 7 4 (1990)、6 7 7 (1990)、及び 6 7 8 (1990) を想起し、かつ再確認し、

憲章第 2 5 条の下での加盟国の義務を想起し、

クウェイト政府に対する援助に関する決議 6 6 1 (1990) の主文 9 並びに厳密に医療を目的とする供給品及び人道上の問題がある場合における食糧に関する同決議主文 3 (C) を想起し、

上記の全ての決議を完全に遵守するというイラクの同意を確認し、直ちに捕虜を釈放するという同国の意図を述べた同国外務大臣の書簡に留意し、

クウェイト及び決議 6 7 8 (1990) に従って同国に協力している加盟国の軍隊による攻撃的戦闘行動の一時停止に留意し、

イラクの平和的意図について保証される必要性並びに当該地域における国際の平和及び安全を回復するという決議 6 7 8 (1990) の目的を考慮し、

敵対行為の最終的な終了を可能にするであろう必要な措置をイラクがとることの重要性を強調し、

イラク及びクウェイトの独立、主権、及び領土保全を全ての加盟国が尊重することを確認し、かつ安全保障理事会決議 6 7 8 (1990) 主文 2 の下で協力している加盟国により表明された、本決議の目的の達成に合致し得るよう自国のイラクにおける軍事的存在を出来る限り早期に終了させるとの意図に留意し、

憲章第7章の下に行動して、

1. 上記の12本の決議全てが引き続き完全な効力及び効果を有することを確認する。

2. イラクに対し上記の12本の決議全ての受諾を実行すること及び特に次のことを要求する。

(a) クウェイトの併合を主張する同国の行動を直ちに撤回すること、

(b) イラクによるクウェイトの侵攻及び不法な占領の結果として、クウェイト及び第三国並びにこれらの国民及び企業に関して生じた損失、損害又は障害のいかなるものについても同国の国際法上の責任を原則として受諾すること、

(c) 国際赤十字委員会、赤十字社又は赤新月社の支援の下で、直ちに、イラクにより拘束された全てのクウェイト及び第三国人を解放し、拘束され死亡したクウェイト及び第三国人の遺体を返還すること、及び

(d) イラクにより没収された全てのクウェイトの財産の返還を可能な限り短期間で完了するよう、直ちに開始すること。

3. 更に、イラクに対し次のことを要求する。

(a) 全ての加盟国に対する同国の軍隊による敵対的又は挑発的行動（ミサイル攻撃及び戦闘用航空機の飛行を含む。）を停止すること、

(b) 停戦の軍事的側面を可能な限り早期に準備するために、クウェイト及び決議678（1990）に従って同国に協力している加盟国の軍隊の交渉相手と会合する軍司令官を指名すること、

(c) 国際赤十字委員会の支援の下で全ての捕虜に対する即時接触と釈放を準備し、クウェイト及び決議678（1990）に従って同国に協力している加盟国の軍隊の構成員であって死亡した者の遺体を返還すること、及び

(d) クウェイト領域、決議678（1990）に従って同国に協力している加盟国の軍隊が一時的に展開しているイラク領域及び隣接水域におけるイラクの地（機）雷、仕掛け爆弾その他の爆発物並びに化学兵器及び生物兵器並びにこれらの兵器に係る物質を特定するための全ての情報及び援助を提供すること。

4. イラクが上記主文2及び3を遵守するために必要とされる期間中決議678(1990)主文2の条項は有効であることを確認する。

5. 国際赤十字委員会の支援の下に、1949年のジュネーブ第3条約の規定が要求しているところによりイラクの捕虜に対する接触を認め、直ちに解放を開始するとのクウェイト及び決議678(1990)に従って同国に協力している加盟国の決定を歓迎する。

6. 全ての加盟国及び国際連合、専門機関その他の国連システムの国際機関に対し、クウェイトの復興において同国の政府及び国民と協力するために全ての適当な行動をとるよう要請する。

7. イラクが上記の行動をとったときには、同国は事務総長及び安全保障理事会に対し通報しなければならないことを決定する。

8. 敵対行為の最終的な終了の早期達成を確保するために、安全保障理事会は引き続き本問題を積極的に審議することを決定する。

安全保障理事会は、

同理事会の決議660(1990)、661(1990)、662(1990)、664(1990)、665(1990)、666(1990)、667(1990)、669(1990)、670(1990)、674(1990)、677(1990)、678(1990)、及び686(1991)を想起し、

クウェイトの主権、独立、及び領土保全の回復、並びに同国の正当政府の復帰を歓迎し、

クウェイト及びイラクの主権、領土保全、及び政治的独立を全ての加盟国が尊重することを確認し、かつ決議678(1990)三文2の下でクウェイトに協力している加盟国により表明された、決議686(1991)三文8に合致し得るよう自国のイラクにおける軍事的存在をできる限り早期に終了させるとの意図に留意し、

イラクによる違法なクウェイトへの侵攻及び同国の占領に鑑み、イラクの平和的意図について保証される必要性を再確認し、

(中 略)

1. (停 戦)

33. イラクによる事務総長及び安全保障理事会に対する上記条項の受諾の公式の通報により、イラクとクウェイト及び決議678(1990)に従ってクウェイトに協力している加盟国との間の正式停戦の効力が発生することを宣言する。

34. 本問題を引き続き検討し、本決議の履行及び地域の平和と安全確保のため必要とされる一層の措置をとることを決定する。

1991年4月6日付イラク外務大臣発事務総長及び  
安保理議長あて書簡骨子

1. 本決議の多くの条項はイラクの主権を侵害。国境問題は、国家間での合意で決められるべきにもかかわらず、安保理はイラク・クウェイト国境を決定し、国境問題は未解決とのイラクの立場を考慮していない。
2. 本危機解決の基礎とされている安保理決議660第3項はイラク・クウェイト間の問題は交渉で決められるとしていたにもかかわらず、安保理は独立国たるイラクに国境を強制的におしつけており、本決議は危険な前例となる。
3. 本決議案の作成者である米国は、国境問題等イラク・クウェイト間の問題に解決を強要しているにもかかわらず、その同盟国であるイスラエルに関しては、国連決議に沿ったいかなる解決も拒否している。  
また、米国は安保理がアラブ・イスラエル紛争解決に責任を果たすことを阻害している。
4. イラクの化学・生物兵器への立場は明白であり、1925年のジュネーヴ議定書の署名国であり、イラクは同議定書遵守の立場を表明している。  
また、イラクは1989年1月のパリ会議において、核兵器を含む大量破壊兵器の中東からの廃絶を支持している。
5. イラクは1968年の核兵器不拡散に関する条約の締結国であり、同条約を遵守している。  
本決議はイラクのみを対象に非通常兵器の破壊を求め、中東の他の国、特にイスラエルには核兵器を含めこの種の兵器の保有を許している。  
このように中東において、大量破壊兵器の廃絶につきダブルスタンダードが適用されているのは明白であり、本決議は中東の軍事バランスを崩すものである。
6. 本決議は150km以上の弾道ミサイル破壊要求の根拠として、イスラエルに対する不適当な攻撃を挙げているが、イスラエルは1981年に不当にイラクの原子力炉を攻撃している。安保理はイラクに対し厳しい措置をとっているにもかかわらず、イスラエルに対しては何ら実質的な措置をとっていない。
7. イラクの安全は脅威にさらされているが、安保理はイラクの武器及び軍事物資入手の合法的権利をうばっており、これら脅威の増大、イラクの不安定化を助長している。
8. 本決議はイラクへの賠償要求のメカニズムを規定しているが、イラクが被った民生部門、インフラへの損害賠償の権利につき何ら言及していない。  
また、本決議はそれが確認されていないにもかかわらずイラクが環境破壊と資源の消耗に責任があるとしており、他方、イラクが爆撃により受けた環境、資源への損害賠償の権利に言及していない。

9. 対イラク制裁につきイラクが安保理決議を全て受諾し、多くを実行に移しているにもかかわらず安保理は制裁を継続。

安保理は制裁の全面解除に期限をつけず、同解除項目を安保理決議を起草した加盟国の自由に委ねているが、これは政治的目的に使用するものであり、国連憲章や国際法上に則したものでない。

10. 安保理はイラク領土を占領している外国軍の撤退につき明確にしていなかったがこれは占領している国が占領をトランプのカードに使用しようとしているためだ。

このような選択的・不公正な対応は国連監視団の展開にも見られ、本決議ではイラク側に10km、クウェイト側に5km展開するという偏った内容になっている。

11. 本決議の条項を実施するためには協議をする必要があるが、本決議ではこれらの協議へのイラクの参加が明確化されていない。イラクは本条項を実施に移すための全ての協議に強い関心を持っているが、安保理は恣意的かつ不公平な方策をとっている。

安保理は米国の湾岸における政治的野心、特にイスラエルの侵略政策を永続させることを達成させるための操り人形になってしまったことを気付いていない。

遺憾ながら各国は米国やイスラエルの野心を助ける意図はないにもかかわらず、本決議を採択することによって彼らの目的に貢献している。イラクは各加盟国、国際社会に真実を理解してもらうため、本決議の法的側面に関し、とりあえずのコメントを行った。

イラクには本決議を受諾する以外の選択はなかった。

6日、独政府スポークスマンの記者会見の発言概要。

- (1) 独政府は米国の要請に基づき、かつ国連の安全保障理事会の要請に従って、5隻の掃海艇及び2隻の補給艦からなる独海軍掃海部隊を、機雷の除去のためにペルシャ湾に派遣する。この部隊は独国の指揮の下にある。独海軍は技術的に特に進歩した掃海能力（無人の機雷掃海部隊を含む）を有している。
- (2) 湾岸での戦闘の終結に伴い、イラク軍が敷設した約1200個の機雷の除去が緊急の課題となった。それは湾岸周辺諸国との間の商船の航行を再開するための前提条件である。国際的な民間船舶の航行を援助することは、独商船の保護及びペルシャ湾でオイルベストの除去に従事している独特殊船の保護にも役立つ。
- (3) 独政府はこのような形での人道的な援助をもって、湾岸での平和の回復のために貢献する。湾岸での安全な海上航路は、この地域の経済的な健全性の回復プロセスの開始に不可欠の前提条件である。それは同時に欧州への原油供給（独は約15%依存）にも貢献するものである。
- (4) クウェート海域における機雷除去の任務を引き受けることにより、独政府は国連の安全保障理事会の要請にも応えることとなる。即ち、90年11月28日の安保理決議第678号には、クウェートに協力している国連加盟国に対し、安保理決議第660号

の遂行のために必要な手段を講ずる権限を与えた。  
安保理決議第660号は90年8月1日時点の状態  
の回復を要請しており、もってその間に敷設された  
地雷の除去をも要求している。

- (5) 国連安全保障理事会はすべての国に、この目的の為  
に適切な方法で措置を講ずることを要請した。







# 自衛隊法

## (自衛隊の任務)

第三條 自衛隊は、わが國の平和と獨立を守り、國の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが國を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に當るものとする。

2 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。

## (機雷等の除去)

第九十九條 海上自衛隊は、長官の命を受け、海上における機雷その他の爆發性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。



外相用

平成三年

(一) 問

四月二十三日(火) 参、外務委 黒柳 明君(公)

問、掃海艇派遣を二十四日閣議決定するとの報道があるが事実か。

答、掃海艇の派遣については、機雷の敷設状況を含むペルシャ湾の実情、掃海艇を派遣する必要性等につき十分に調査の上、その結果を踏まえて、慎重に対応すべき問題と認識。

現時点において、政府としての対応を結論づけていると

言うわけではなく、仮定の質問にお答えすることは差し  
控えたい。

(答弁作成責任者)

外務省中近東アフリカ局中近東第一課長

海老原 紳

連絡先 役所 三五八一―三八七〇

自宅 三四二八一―

安全防衛課長

法規課長

中近東課長

平成3年4月23日 参・外務委

清水 澄子君 (社)

問 ハーグ条約では機雷の除去については、その当事国が行う旨規定されているが、掃海艇派遣について、イラクより何等かの要請があったのか。又、政府は当事国に対し機雷の除去要請をすべきと思うがどうか。

423  
第11

答1 (1) 御質問のハーグ条約とは「自動触発海底水雷ノ敷設ニ関スル条約」

(1907年、ハーグで作成)を指すものと思われるが、同条約を含めいわゆる戦時国際法は、戦争が政策遂行の一つの手段として認められていた時代に発達してきたものである。他方、国連憲章の下においては、同憲章の下において認められるものを別にすれば、武力の行使自体が禁止されており、この結果、伝統的な意味での戦争というものは認められなくなっている。

(2) 戦争を認めていない国連憲章の下においては、<sup>いわゆる</sup>戦時国際法の適用に<sup>がそのままのままで</sup>向うわけではなく、個々の法規範にとり適用の余地を吟味する必要がある <sup>それ</sup> <sup>御指摘の</sup> ~~いでも種々議論のあるところであるが、~~ いずれにせよ、イラクは同条約

の締約国ではなく、更に、同条約には全交戦国が条約当事国である場合に限り条約が適用されるとする総加入条項(第7条)があるので、イラクにより敷設され現在ペルシャ湾に残存している機雷に関して同条約が適用される事はない。

船舶航行の安全確保の観点から

同条約第5条の

(3) <sup>なか</sup>また、同条約には「戦争」終了後の機雷の処理についての規定 (第5条) があるが、いざれにせよ、紛争当事国による機雷の除去を制限 (しない国) も (する国) が (禁止したり)

し、いさとは考えられない。  
するよな規定は含まれていない。

2. ~~また~~ <sup>の責任は、機雷の敷設を行った交戦国が他国の沿岸に敷設した機雷の除去の第一義的責任を負うことにあると考えられ、同規定は我が国として北シヤ海における</sup>

4. ~~また~~ イラクから機雷除去の要請があったわけではなく、機雷の除去

を他国に要請することは今のところ考えていない。

し、いさとは

趣

自動觸發海底水雷ノ敷設ニ  
關スル條約

一九〇七年(明治四〇年)一〇月一八日海牙ニ於テ調印  
一九一一年(明治四四年)十一月六日批  
同 年 十二月三日批准書寄託  
一九一二年(明治四五年)一月一三日 公 布

第五條

締約國ハ戰爭終了シタルトキハ各自其ノ敷設シタル水雷ヲ引上タル爲施シ得ヘキ總テノ手段ヲ盡スヘキコトヲ約定ス

交戰國ノ一方カ他ノ交戰國ノ沿岸ニ敷設シタル繫維自動觸發水雷ニ關シテハ之ヲ敷設シタル國ハ其ノ敷設面ヲ他ノ國ニ通告シ各國ハ最短期限内ニ自國ノ水域中ニ在ル敷設水雷ヲ引上タルノ手段ヲ執ルヘシ

第七條

本條約ノ規定ハ交戰國カ悉ク本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國間ニノミ之ヲ適用ス

CONVENTION

RELATIVE

A LA POSE DE MINES SOUS-MARINES  
AUTOMATIQUES DE CONTACT.

Signée à La Haye, le 18 Octobre 1907 (40<sup>me</sup> année de Meiji),  
Ratifiée le 6 Novembre 1911 (44<sup>me</sup> année de Meiji),  
Ratification déposée le 13 Décembre de la même année,  
Publiée le 13 Janvier 1912 (45<sup>me</sup> année de Meiji).

ARTICLE 5.

A la fin de la guerre, les Puissances contractantes s'engagent à faire tout ce qui dépend d'elles pour enlever, chacune de son côté, les mines qu'elles ont placées.

Quant aux mines automatiques de contact amarrées, que l'un des belligérants aurait posées le long des côtes de l'autre, l'emplacement en sera notifié à l'autre partie par la Puissance qui les a posées et chaque Puissance devra procéder dans le plus bref délai à l'enlèvement des mines qui se trouvent dans ses eaux.

ARTICLE 7.

Les dispositions de la présente Convention ne sont applicables qu'entre les Puissances contractantes et seulement si les belligérants sont tous parties à la Convention.

締約國：日、米、英、仏等 36カ国（イラク、クウェイト、サウディ・アラビアは非締約国）

(参考) 内閣安全保障室作成、掃海艇派遣決定時、総理想定回答

問 掃海作業の実施は、武力の行使であり、掃海艇等の派遣は、海外派兵に当たるのではないか。

(答弁資料)

今回の措置は、海上に遺棄されたと認められる機雷を除去することを目的とするものであり、武力行使の目的を持ったものではない。したがって、これは、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するという、いわゆる海外派兵に当たるものではない。

(さらに、遺棄されたと認められる機雷等の除去は、なぜ武力行使に当たらないのかと問われた場合)

遺棄されたと認められる機雷であれば、外国による武力攻撃としての意味を失ってはおり、したがって、これを除去する行為はその外国に対する戦闘行動ではなく、単に海上の妨害物を除去するという性格のものであって、武力行使には当たらないと解されるからである。

問　　我が国船舶の航行の安全確保のため、ペルシャ湾に掃海艇を派遣することは、我が国のシーレーン防衛の地理的範囲の拡大につながるのではないか。

(答弁資料)

- 1　ペルシャ湾への掃海艇の派遣は、平時における一種の警察活動として、我が国船舶の航行の安全を確保するために行うものである。
- 2　一方、シーレーン防衛とは、我が国有事の際、国民の生存を維持し、あるいは、継戦能力を保持する観点から、各種作戦の累積効果によって、海上交通の安全を確保することである。
- 3　したがって、ペルシャ湾への掃海艇の派遣がシーレーン防衛の地理的範囲の拡大につながるといったことは、そもそもあり得ない。

問 . 掃海艇派遣は、海外派兵を意味するのではないか。また、シーレーン防衛拡大を意味するのではないか。

(答)

1. 今回の掃海艇の派遣は、正式停戦が成立した状況下でベルシャ湾に於ける船舶の航行の安全を確保するための措置であり、専守防衛の日本の基本的防衛政策の変更を意味するものではない。我が国が他国に脅威を与えるような軍事大国となることはありえず、平和国家の理念を将来にわたって堅持していくとの考え方は、日本国民全体が共有するもの。
2. また、シーレーン防衛とは、我が国が有事の際、国民の生存を維持する等の観点から海上交通の安全を確保するものであり、今回の掃海艇派遣とは性格を異にするものである。したがって、今回の掃海艇派遣がシーレーン防衛の地理的範囲の拡大につながるということは、そもそもあり得ない。
3. 昨年8月の湾岸危機発生以来、日本政府は平和の回復のために、資金面のみならず、人的側面においても、積極的な貢献を実現すべく、できる限りの努力をしてきたところであり、今回の派遣もその一環。
4. 今次ASEAN歴訪においても、既に訪問してきた国々で、掃海艇派遣の趣旨と我が国の平和国家としての決意を説明してきたところ。  
今後ともアジア近隣諸国の理解が得られるよう努力する所存。

(防衛局長答弁)

3. 4. 23 (火) 参・内閣委員会 角田 義一君 (社)

問 自衛隊法第99条にいう「海上」とは、少なくとも領海に近接した公海をいい、ペルシャ湾まで想定していないことは、第3条との関係でも明らかと考えるが、防衛庁の見解如何。

(答弁資料)

- 1 自衛隊法第99条に基づく海上自衛隊の機雷等の除去の権限は、公海にも及び得るが、具体的にどの範囲にまで及ぶかについては、その時々状況等を勘案して判断されるべきであり、一概には言えないことは累次申し上げているところである。
- 2 なお、自衛隊法第3条は、自衛隊の本来の任務として、我が国の防衛（主たる任務）と公共の秩序の維持（従たる任務）を規定しているものであり、一方、自衛隊法第99条の機雷等の除去及び処理は、同条の規定により与えられた海上自衛隊の権限である旨は、法制局長官からもお答えしているところであり、第3条と第99条を御指摘のように結びつけて論じるのは適当ではない。

(防・防)

(防・運)

(官・法)

角田問-1

(防衛局長答弁)

3. 4. 23 (火) 参・内閣委員会 角田 義一君 (社)

追加問 掃海艇の派遣については、時限立法なり国会決議なり、いずれにせよ、国会が関与すべき問題であり、国会との関係で手順を踏むべきと考えるが、防衛庁の見解如何。

(答弁資料)

- 1 防衛庁としては、自衛隊法第99条に基づいてペルシャ湾へ掃海艇が派遣されることとされた場合に備えて、現在具体的検討を行っているところであり、御質問にお答えできる段階にない。
- 2 いずれにせよ、派遣するか否かは、政府として諸般の事情を総合的に判断してなされるものである。

(防・防)

角田追加問

(対政府委員)

4月23日(火) 参・内閣委

角田義一 君(社)

問5、掃海艇の派遣決定はいつ行なわれるのか。

答、本件については、機雷の敷設状況を含むペルシャ湾の実情、掃海艇を派遣する必要性等につき十分に調査の上、その結果を踏まえて、慎重に対応すべき問題と認識。

現時点において、政府としての対応を結論づけているというわけではなく、仮定の質問にお応えすることは差し控えたい。

防衛庁

(対政府委員)

4月23日(火) 参・内閣委

角田義一君(社)

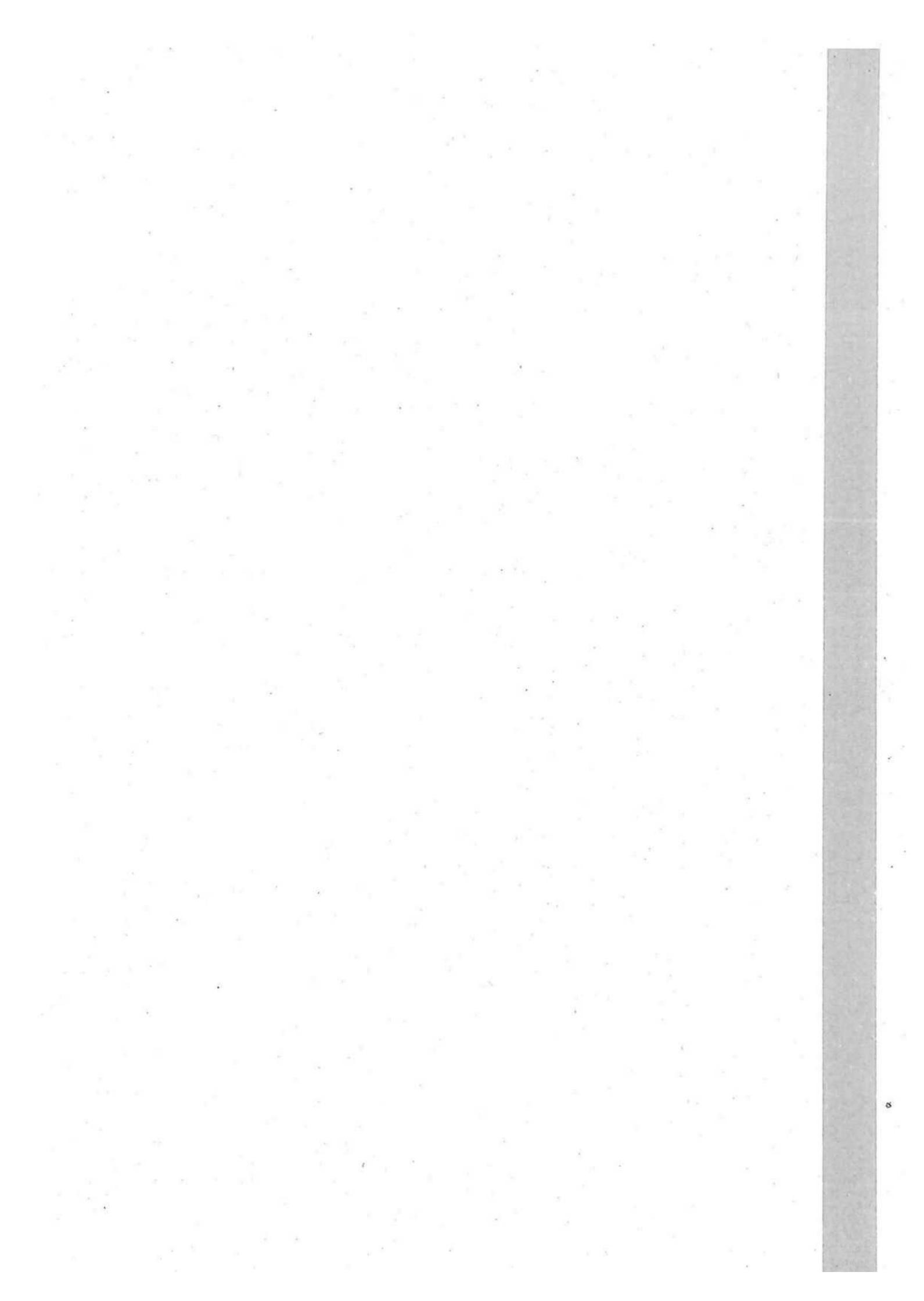
問3、掃海艇の派遣については、時限立法なり国会決議なり、いずれにせよ、国会が関与すべき問題であり、国会との関係で手順を踏むべきと考えるが、政府の見解如何。

防衛庁

答1. 防衛庁としては、自衛隊第99条に基づいて

ペルシャ湾へ掃海艇が派遣されることとせられた場合に備えて現在具体的検討を行っているところであり、御質問にお答えできる段階でない。

2. いずれにせよ、派遣する不否かは、政府として諸般の事情を総合的に判断してなされるものである。







# 掃海艇派遣

## 政府、週明け決定へ詰め

### 防衛長官も出発準備指示

政府は十六日、ペルシャ湾への海上自衛隊掃海部隊

の派遣について、来週初めに派遣を正式に決定、月内

に出発させる方向で、最終的な詰めに入った。池田防

衛庁長官は同日、派遣決定があつた場合に即応できる

よう、佐久間海上幕僚長に準備を指示した。政府・自民党内には、派遣をできる限り円満に進めるため、歯止め措置を盛った国会決議や与野党党首会談などを行つる考えも浮上しており、野党側と折衝を急ぐ方針だ。

(4・社会面に関係記事)

十六日は大島官房副長官が自民党の小淵幹事長、梶山国会対策委員長、坂本官

房長官と順次会い、国会会期末の運びもちらちらで派遣問題を最終的に決着する段取りなどを協議した。政府は、掃海艇がペルシャ湾に着くまでに三十日余りかかることや、季節的な悪天候を避けるため、出発を急ぐ必要があると判断している。このため、二十一日投票の統一地方選後半戦が終了したあと、海部首相が二

十七日に東南アジア諸国連合(ASEAN)五カ国訪問に出発するまでに、派遣を正式決定する方向だ。これまで海上自衛隊は、派遣を想定して掃海部隊の編成方法や航路など机上の検討をしてきた。佐久間海幕長は十六日の記者会見で、長官の指示を受けて①現地の機雷の状況などの情報を米軍や外交ル

ートを通じて収集する②派遣する掃海部隊を選定する③必要な機材について準備する、との考えを示した。防衛庁、外務省によると、派遣の場合の部隊は、掃海母艦、補給艦各一隻、掃海艇四隻の計六隻で編成。補給のためフィリピンなど四カ所程度に寄港、すでに関係国の了解も外交ルートを通じて得たとしている。



# 掃海艇派遣で対照的な両党

## 社党に柔軟な空気 公明は反対が大勢

ペルシヤ湾の機雷処理をめぐる海上自衛隊掃海艇の

派遣問題で、政府・自民党が来週早々にも派遣を決める構えを強めている中で、社会、公明両党の対応が注目を集めている。社会党では、基本的には慎重な空気が強いものの、党内の公式論議で自衛隊法改正や時限立法、国会決議など具体的な方法を提起する議員が相次ぐなど、従来の「絶対反対」とは様変わり雰囲気だ。一方、九十億が支援などで積極姿勢を見せた公明党は、反対の方向が大勢で、この問題では自公民協調の再現はなさそうな雲行きだ。

の島山防衛局長らと呼んで、掃海業務の技術的問題点などの説明を受けたあと、政審幹部が法的な問題の検討に入った。こうした検討を踏まえ、十七日の国会対策委員会や参院議員総会では、自衛隊法の改正をはじめ、今回に限って例外を認める特例法の時限立法を提起すべきだとの意見を

や、国会決議による対応を求める声などが続出。戦争終結後の平和協力の一環として、掃海艇派遣を認める方向が大勢を占め、反対論は少数派だったという。また、派遣を容認する立場の中堅、若手議員が同日、国会内で会合を開いたほか、党内の派閥グループもそれぞれ対応の検討を始めるなど、党見解の決定に向けて意思表示していく動きが相次いでいる。一方、公明党はすでに全

### 党首会談は23日

野党側に  
自民打診

自民党は十七日、海上自衛隊掃海艇のペルシヤ湾派遣をめぐって、二十二日に与野党の幹事長・書記長会談、二十三日に党首会談を

行つたらちえで、直ちに派遣を決定し、歯止め措置などを盛り込んだ政府声明を発表したい、と野党側に非公式に打診した。

員参加の国会対策委員会で、大勢として「反対」との意見集約を済ませてあるだけに、「党の姿勢が変わることはない」（幹部）としている。政府・自民党が来週にも派遣を正式決定しかねない情勢となりつつあることと

の関連では、市川書記長が「PKO（国連平和維持活動）の議論がややこしくなる」と発言。つまり、掃海艇の派遣を強行すれば、自公民三党で合意したPKO協力のための新組織作りの話し合いを今後続けるわけにはいかない、との立場。こ

のため、「海部首相は派遣を本当に決め切れるのか」と、首相が踏ん切りをつけるかどうか、疑問視する声もある。ただ、仮に政府・自民党が強行突破を試みた場合にも、国会の審議拒否などの戦術はとらない方向だ。

4月18日(木)

朝日新聞

4面

# 機雷735個を破壊

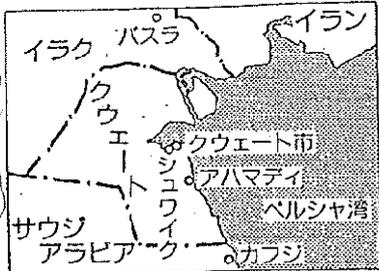
ペルシャ湾の多国籍軍掃海部隊

司令官明「残り数百個、半年かかる」

船も含め、米国、英国、ベルギー、フランス、イタリア、サウジアラビア、オランダ、ドイツの八カ国の艦艇。

停戦交渉で、イラク軍司令官は、イラク軍はクウェート沖の約千七百平方キロメートルの海域に機雷をまいた、と明らかにした。イラク側によると、機雷には三つのタイプがある。まず、触発機雷。海底につないであり、海面のすぐ下に浮遊、船体に触れると爆発する。

次に、浮遊機雷。触発型に似ているが、海底にはつながない。ほかに、海底に置かれていて、船舶が接近すると海面に上がってくるタイプもある。機雷の約半分はイラク製で、触発型が多い。



ペイル司令官によると、破壊したのは触発型と海底設置型が五百三十個、百二十七個が浮遊型、ほかに七十八個が湾岸に流れ着いた。残っている機雷の数を司令官は明かさなかったが、トリポリ艦上の別の将校は、五百個以上という。

ペイル司令官は、残りの機雷の処理は六カ月以内に終了するだろうが、見つけられないものも出るだろうと指摘する。

掃海作業には、ヘリコプターも動員されている。トリポリに搭載のヘリは、大きなそりのようなものを海面上を引きずって飛び、海底設置型機雷の爆発を誘う。

また、この「そり」の後ろには、ケーブルがついており、その先にスクリーンに似た音を出す仕掛けがある。これで、ノイズに感応する機雷を誤作動させる。

すでに、クウェートのシユアイバとアハマディの二港への安全な航路を開いた。まもなくシユワイク港への航路掃海も終了する、という。

「クウェート沖の米強襲揚陸艦トリポリ艦上16日11時」米掃海部隊のペイル司令官が十五日明らかにしたところでは、多国籍軍の掃海作業で、イラク軍がペルシャ湾に敷設した機雷のうちすでに七百三十五個を破壊したが、まだ数百個が残っている。掃海作業に参加しているのは、同湾に向かう途中の

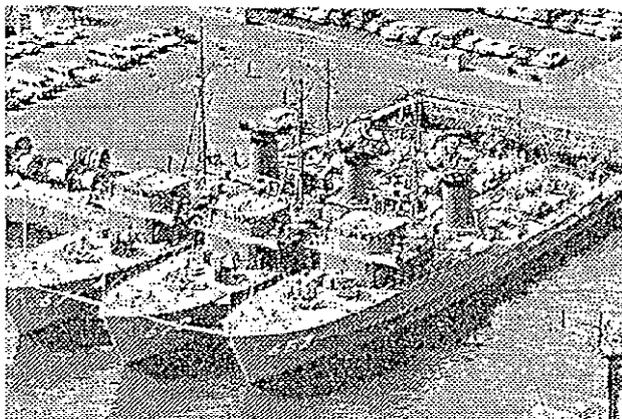
# 在日アジア人ら強い不安

4月18日(木)

朝日朝刊

30面

## 掃海艇派遣問題



岸壁に係留されている掃海艇—神奈川県横須賀市の長浦港で、本社へりから

ペルシャ湾の機雷除去のために日本政府が計画している海上自衛隊掃海部隊派遣について、かつて日本軍に侵されたアジア地域やオーストラリアの人たちの思いは複雑のようだ。日本に滞在し、国会論議に関心を寄せる人たちは「第二次大戦を思い起こさせる」「自衛の範囲を逸脱」などと不安をのぞかせている。

### 「いつか来た道」と複雑

### 「将来介入の口実に…」

インドネシアでの日本軍—事法廷で検事を務めたオーストラリア人、ジョン・ウ

イリアムスさん(左)は今月初め、この記録をもとに製作された映画「アンボンで何が裁かれたか」の日本公開に合わせて来日している。「派遣された」「派遣するかどうかは民意を問うべきで、政府が国民より先に決めるべきで

はない」と慎重な対応を求め、「日本が決めたことに干渉すべきではない」としながらも、「第二次大戦を思い起こさせる」と話す。元日本軍属で南太平洋のマーシャル諸島で米軍の爆撃に遭い、日本政府に戦傷補償を求める裁判を起こしている東大阪市の在日韓国人、鄭商根さん(右)は「湾岸戦争に参加していないのに処理問題を急ぐのは妙な気がする。貢獻策も、しゃばらずゆっくり考えればいい。それより、自分が引き起こした第二次大戦の戦後処理をきちんとし

い。われわれにとっても戦後は終わっていないので」と訴える。

第二次大戦のさなか、東京の床屋で修業中だった父親がスパイ容疑で逮捕され、拷問されたというコンサルタント業の中国人、陳学全さん(左)は日本政府の貢獻策はすべてドロ糺式で評価できない、という。「日本は経済力があるのに政治がない。湾岸戦争では海部首相が乗り込んで日本の立場を明確にしておくべきだった」と指摘、「必要

基地の町「派遣反対」と市民団体

### 基地の町「派遣反対」と市民団体

ペルシャ湾への派遣が予定される海上自衛隊の掃海艇の基地がある神奈川県横須賀市、広島県呉市では十七日、派遣反対を求める市民グループなどが活発に動き始めた。市議選中の呉市ではスピーカーのポリュームが上がった。神奈川県横須賀市で反基

があるのかどうか」と基本的な疑問を投げかける。若い人たちの反応も厳しい。幼いころ日本軍の爆撃の話を両親からよく聞かされたという名古屋国際センターに勤めるタイ女性、キラーティワン・マリーナチャイチャンさん(左)は「任務を機雷を取り除くことに厳しく限定すれば、悪いとは思わない」としながらも、「日本の軍隊が海外に出るのは怖いことだと感じる」と懸念。札幌市の北大留学生

のインドネシア人、バン

心配する。

バンズギアルトさん(左)も「平和憲法を持っているのに、なぜ方針を変ええるのか。難民救援など他の貢獻方法があると思う」と話す。

福岡県新宮町で身体障害者らの印刷会社で働く在日韓国人三世の李幸宏さん(左)は「派遣という結論が先にあって、先例をつくらうとしている。自衛の範囲の逸脱だと思う。将来、アジアで政情不安な国が出た場合、日本が軍事的に介入する口実になるのでは」と

を、今月は二十八日にする

地運動を続ける非核市民宣言運動・ヨコスカのメンバーの一人、新倉裕史さん(右)は「派遣は本格的な軍事行動だ」と反発。「掃海艇の仕事が機雷を取り除くことである以上、そのために出動するのは、憲法違反だ」という。

毎月一度やっているデモ

・岩国」も十七日、市に派遣に反対するよう求める要請書を出した。「掃海艇派遣を認めると、自衛隊の専守防衛の枠が外れる」などの理由を挙げている。



まず艇内の機雷をいかにして除去するか……

針 すなお

4月18日(木) 朝日朝刊

# 掃海艇派遣

# 現行法では今回限り

政府声明  
発表へ 23日にも党首会談

正式に決定する方針で、この通じて発表する運びの見解は首相が記者会見など。

政府は十七日、ペルシャ湾への海上自衛隊掃海艇派遣に当たり、政府の基本的な見解を「政府声明」として発表する方針を決めるとともに、その骨子を固めた。

これを受けて自民党は同日、野党側の協力を求めるため、二十二日に与野党幹事長・書記長会談、さらに二十三日にも党首会談を開くよう、野党各党に打診。野党側はほぼ応じる意向だ。  
声明は、ペルシャ湾の機

雷除去について「船舶の航行安全とともに環境対策としても国際的な緊急課題」として日本の参加の必要性を強調。同時に、野党側の「現行法を拡大解釈して派遣すると幽止めがなくなる」との反対論に配慮して「現行法下での今回のような形での派遣は今回限りとする」との趣旨を盛り込むのが特徴だ。  
政府は、海部首相が東南アジア諸国連合(ASEAN)五か国に出発する今月二十七日までに派遣を

4月18日(木)

読売新聞  
一面



艇海掃

# 社党に派遣容認論浮上

統一選  
惨敗で  
時限立法を条件に

毎日 4/18 (2)

社会党はベルシャ湾の機雷除去のための自衛隊掃海艇派遣問題について、十八

日の在京幹部会で同党の対応を協議するが、派遣の期限や地域を限定する時限立

法を制定、派遣を容認する案が党内で浮上してきた。この問題について同党は

「現行自衛隊法九九条に基づき派遣は認められない」との認識では一致している。しかし統一地方選・前半戦惨敗などから「単に反対しているだけでよいのか」との声も強まり、十七日の国会対策委員会では容認論が大勢を占めた。また、国会決議を採択し、アジア諸国の懸念を取り去り派遣に歯止めをかける、などの案も出ている。

土井委員長も「対案提示」には積極的といわれ、最終的には幹部会での政治判断にゆだねられた。しかし、政府・自民党や派遣反対を

表明している公明党の動向などが不透明なため、慎重論も根強く、幹部会での議論が注目される。

4月18日 (木)

毎日 2面

# 「時限立法で容認」強まる

## 掃海艇派遣で社党 土井委員長は なお反対姿勢

日経 4/18(2)

社党は十八日の在京幹部会議で、ペルシャ湾の機雷除去のため海上自衛隊の掃海艇を派遣する是非について対応を協議する。党内では湾岸戦争は既に終結しており、避難民救済のため自衛隊輸送機の派遣問題とは状況が異なるの機雷を除去す

る技術は日本で海上自衛隊にしかない—などの理由から、時限立法による特別措置で派遣を認めるべきだとの声が強まっている。ただ、土井委員長は掃海艇の派遣に反対の姿勢を崩しておらず、最終的な賛否はなお流動的な情勢だ。

党内では統一地方選での惨敗を踏まえ、現実路線への転換を強く印象づけたとの考えから賛成論が強まっている。時限立法化を提案しても、政府・自民党が立法作業の時間がないとして承認にも派遣に踏み切ると判断、法案の成否に責任を持たず

に「派遣賛成」の実績を確保できるとの懸みがある。

4月18日(木)  
日経 2通

掃海艇

月内派遣で調整

22日にも与野党党首会談

産経 4/18

求を踏まえての政府声明を  
発表する段取りだ。  
掃海艇は二十六、二十七  
日に東南アジア諸国連合  
に派遣する方向で、  
ASEAN) 歴訪に出発  
することから、出発前に政  
治決断を行う必要があると  
判断したためだ。

野党側は民社党を除いて、自衛隊の海外派遣は認められないとの立場を崩していないものの、社会党などからも「今回は特例として将来の自衛隊の海外派遣に道を開かない歯止め措置が確保されれば、やむを得ない」との意見が出ており、政府声明で掃海艇派遣を黙認することになるとみられる。

掃海艇で歯止め策協議へ  
公明党の神崎国対委員長は十七日の国会対策委員会で、政府・自民党が来週、ペルシャ湾への掃海艇派遣を決定する方向となったことを踏まえ、今回の派遣が恒常的な自衛隊の海外派遣にならないよう歯止め策を党内で議論する必要性を強調した。同党では「国際平和協力特別委員会」(委員長・二見政審会長)で協議することになった。

ペルシャ湾の機雷除去のための海上自衛隊の掃海艇派遣問題に関連しての与野党党首会談が二十二日にも行われる方向となってきた。  
十七日夜の与野党の非公式折衝の結果、固まってきたもの。  
これに伴い海部首相は十三日に掃海艇派遣の決定を記者会見で明らかにするとともに、「派遣は今回限りとする」など野党側の要

4月18日(木)

産経 2面

社党の代議士有志ら

派遣容認申し入れへ

産経 4/18

社会党の代議士有志は十七日午後、懇談会を開き、ペルシャ湾への海上自衛隊

た。同党内で自衛隊の海外派遣を容認する意見が公然化したのは極めて異例。申し入れに参加したのは左近正男、小沢克介、川崎寛治、伊藤忠治、渡辺嘉蔵、赤松広隆の六氏。  
申し入れ書によると、自衛隊法九九条による掃海艇

の派遣は断じて容認できないとしたうえで、①武力の行使または武力による威嚇を伴わない②完全非武装を原則とする③紛争への不介入④外国の指揮下に入らない⑤国連、もしくはそれに準ずる国際機関の要請に基づくことなどの要件のもとで、特別立法により派遣すべきだとしている。

一方、同党は同日午後、国会内で参院議員総会を開き、掃海艇派遣問題について協議した。この中で伊藤政審会長は、今回検討されている掃海艇派遣問題に関連、恒常的な自衛隊の海外派遣にしないための歯止め策について、「国会決議は意思の表明にすぎず、行動を伴う事項については法律

現実的対応を求める意見が出された。しかし、一方で「派遣することになれば自衛隊の任務に新たな役割をつけ加えることになり、自衛隊の任務に新たな役割をつけ加えることになり、自衛隊が行うということに発展していく」などと根強い反対論も示された。

産経 4/18 (2)

4/20 朝日 (1)

# 掃海艇、来週末にも派遣

朝

## 23日の「政府声明」を検討 党首会談後

政府・自民党は十九日、当面の最大の焦点である海上自衛隊掃海艇のペルシヤ湾への派遣問題で、統一地方選明けの二十三日に海部首相と与野党党首の個別会談を行ったうえで正式決定、首相が二十七日に東南アジア諸国連合(ASEA) (N) 各国歴訪に出発する前

に派遣に踏み切る方針を固めた。政府は、掃海艇派遣が現行法で可能であり、アジア諸国に十分理解を求めること、また、今回の派遣は日本のタンカーの航行安全のための緊急措置であることなどを盛り込んだ「政府声明」を、首相自身が坂本官房長官が発表する段取

りを検討している。(4面に関係記事) こうした方針は、坂本長官が同日、自民党各派の実力者に伝え、了承を得るとともに、梶山党国対委員長が社会、公明、民社の各党国対委員長に説明した。これに対して野党側は、現行法の下での掃海艇派遣

には無理があるとして民社党を除き反対の姿勢。このため、政府・自民党が派遣に踏み切った場合は一斉に反発を強めそうだ。また、実質的に初めての自衛隊の海外派遣となるだけに、大きな論議を呼ぶことが予想される。ただ、野党各党は国会審議の拒否戦術は取ら

ない方向で、終盤国会での法案処理に影響が出ることにはなさそうだ。坂本長官は十九日、竹下元首相、宮沢喜一氏、渡辺美智雄氏、河本敏夫氏、小沢前幹事長らと個別に会談した。自民党の梶山国対委員長は同日、大出社会、神崎公

明、神田民社の各党国対委員長と個別に会い、「日ソ交渉の報告と、湾岸復興についての政府の考え方を示すため、二十三日に与野党の党首会談を開きたい」と申し入れた。野党側はとくに反対しなかった。さらに、梶山氏は「政府が安保会議、閣議決定などの手続きをしたうえで、政府声明を出して派遣に踏み切りたい」との方針を示した。また、梶山氏は野党側に対し、懸案の国連平和維持活動(PKO)協力の新組織づくりについて「ここま

で来れば今国会での成立は無理だろう」と述べ、今国会での法制化は見送る考えを表明した。

# 「事前論議足りぬ」

27

## 掃海艇の疑問の声、相次ぐ

湾岸への自衛隊の掃海艇派遣が十九日、固まった。「合法的な貢献」と政府、経済界。しかし、憲法学者や市民団体から「事前の論議がなすべきだ」「いつか戦争に巻き込まれることにしながらならぬ」と疑問の声が上がった。

「防衛に関係なく、掃海という軍事行動をとるのは明らかに遺憾だ」と憲法学者の横田耕一・九州大学教授(五三)。「一番怖いのは、戦闘でないなら自衛隊が海外へ出てしまうという世論が目立ってきたこと。自衛隊とは何か、国際平和のため、憲法の範囲内で日本が何をできるのか、といった根本的な議論がなされなかったことが、こうした行動につながる不慮(ふり)の憂(うれ)いがある」。

「掃海艇の派遣は、アラブ世界を警戒させるだけのもので、好ましい選択とは思えない」と言うのは、明治学院大学の武者小路公秀教授(六六)。「国際政治学、イスラエル問題に加え、トルド人問題など、アラブ世界の不安定な状況は戦前より深刻になっていることを指摘し、今は見せかけの平和」という。「米国をはじめ多国籍軍側は、アラブ世界の封建支配体制の後押しをし、必ず揺り戻しが来る。その時のことを考える」と、日本は焦ってパスに乗るのは得策ではない。それより中東和平のために日本がすべきことはいくつでもあるはずだ」と話している。

東京、埼玉、神奈川を中心に活動する女性の反戦グループ「ザ・リボン」のリーダー、北島真理さん(三三)は「湾岸戦争が終わって私たちもホッとしているといふのが正直なところ。国民全体がそんな雰囲気にある中で、さうして掃海艇派遣を決めてしまうのは、さうい」と話した。

「いつか許せない。野党も反戦の声がトーンダウンしてますよね。対米配慮ですべて物事を押し通しているが、さうしているうちにいつの間にか戦争に巻き込まれてしまう」と恐ろしいのでしょつか」と語った。

経済界、中でも石油業界は派遣決定を歓迎。全国石油商業組合連合会の中西誠理事長(八八)は「現実問題としてカフジ辺りでタンカーが機雷に触れでもしたら大変だ。自衛隊をめぐる法律問題は別に、派遣を決めてくれたのなら結構なこと」と話した。

4/20 毎日 (27)

# 掃海艇、27日にも派遣

## 政府方針「人的貢献」を重視

政府は十九日、ペルシャ湾の機雷除去のための自衛隊掃海艇派遣を二十六日の安全保障会議で正式に決定し、早ければ翌二十一日にも派遣に踏み切る方針。十三日に与野党首脳談話を開き理解を求めたいとしており、野党側が反対しても中東湾岸地域への人的貢献の必要性を理由に派遣に踏み切る方針。政府は、国際貢献の唯一の手段として、現行法で対応が可能。④経済界の強い要求がある。⑤などの理由から派遣の意向を固めた。

房長官が国民の理解を求め、政府声明を発表する。海部首相は掃海艇について「湾岸戦争の恒久停戦が実現し、掃海作業の危険性が少ない」と現段階では人的貢献を重視する意向を固めた。

社会、公明両党は依然として派遣反対の姿勢を崩していない。だがこのまま派遣を先延ばしにした場合、インド洋のモンスーンの時期に近づき、航海に支障が出ることで、日本が国際貢献を淡くしているとの印象を与えかねないなどの事情に加え、首相が二十七日に東南アジア諸国連合(ASEAN)歴訪に出発することから、二十三日の与野党首脳談話で首相が派遣への最後の理解を求めたうえで、二十六日に派遣を最終決定し、二十七日にも出航させるスケジュールを固めた。

4/20 毎日 (1)

4/1

### 掃海艇派遣

# 24日に正式決定

## 政府・自民 方針固める 野党へ説明後に

政府・自民党は、ベルシヤ湾への海上自衛隊掃海艇派遣について、二十三日午時閣議を開いて正式決定す。首相官邸で行う党首会談で野党側に説明した。政府・自民党筋が十九日、

明らかなにした。防衛庁では、すでに池田行彦長官が海上自衛隊に對して派遣準備を指令しており、二十四日に予定通り決

定すれば、掃海部隊は二十五、二十六日にも日本を出発する運びとなる。

政府内では当初、二十七日からの海部首相の東南アジア諸国連合(ASEAN)歴訪に先立ち、二十六

### 与野党党首 23日会談

日ソ共同声明を受けた今、控えた通常国会での法案処理の目交渉のあり方、ペルシヤ湾への海上自衛隊の掃海艇派遣問題をめぐる、相は、特に掃海艇派遣について、野党側の理解を得た午後、個別に開かれる見通しになった。テーマは、ほかに会期末(五月八日)を首相、坂本三十次官房長官

と自民党の小淵幹事長ら党四役、堀山静六国対委員長が今国会閉幕までの運びを協議した。この結果、沿岸支援策では掃海艇派遣を優先させ、国連の平和維持活動(PKO)参加の新組織作りの国会会中の法制化は見送る方針を確認した。

日ソ安全保障協議と閣議を開いて決定する案が有力視されていた。しかし、掃海部隊が現地に着くまでに約一か月かかるうえ、六月以降はインド洋やアラビア海の気象条件が悪化するの社会党内の一部に条件付き派遣容認論が出るなど、国民世

### 掃海艇派遣の 政府方針に協力

自民各派要人らは十九日午後、自民党各派の領袖らや実力者を都内の事務所などに訪ね、日ソ首脳会談への協力を謝意を表すとともに、ベルシヤ湾内の掃海艇派遣を推進する政府方針について説明、ほぼ了承を得た。坂本長官がこの日回ったのは、竹下元首相、宮沢喜一副総理、渡辺美智雄元政調会長、河本敏夫元閣

務相、小沢一郎、竹下派会長代行、三塚博、安倍派事務総長の各氏。

### 掃海艇派遣へ 積極議論も

社会党の「社会民主主義フォーラム」(藤田高敏代表)は十九日、懇談会を開き、掃海艇派遣問題について協議した。同党内は、自衛隊法九九条で、掃海艇派遣を可能とする政府見解には反対する方向で一致しているが、懇談会では「国連平和維持活動(PKO)の一環として考えられないか」「自衛隊員の身分をはく奪し、文民として行なう可能性がある」など、掃海艇派遣を条件付きで容認すべきだとの意見が相次いだ。

### 貨物4機チャーター

政府は十九日、イラクの内戦で約五十万人も発生しているクルド人難民救済のため、乾パンなどの救済物資を運ぶ貨物機四機をチャーターし、うち三機をトルコに、一機をイランに派遣することを決めた。第一隊が使う移動診療車も運ば

れる。

### 23日から食料など輸送

政府は十九日、イラクの内戦で約五十万人も発生しているクルド人難民救済のため、乾パンなどの救済物資を運ぶ貨物機四機をチャーターし、うち三機をトルコに、一機をイランに派遣することを決めた。第一隊が使う移動診療車も運ば

4/20 読売 (3)

4/20 読売 (12)

### 憲法見直しも

無職・小泉 博 63

(東京都練馬区)

あるといふなり、時代に即した見直しを急ぐべきである。何か事が起きるたび、憲法論争をしていたので、何を手伝っていかかわがらま、いままだだつてい

### ためらわずに

結である。よって我が国にせよ、また人的貢献のチャン

は、また人的貢献のチャン

スは多分にある。

難民救済・環境保全・工

業のプロシエクト構築、様

急急の貢献策である。

この派遣を成功させるこ

とにより、他の貢献への足

がかり、基礎となることは

間違いないであろう。まず

は掃海艇である。ちゅうち

る。心があるなら、他国の

は、理屈ではない。まず

### 貢献へ第一歩

大學生・高尾 信行 21

(埼玉県与野市)

今回の派遣要請は、願つ

てもない人的貢献の実績を

本は人的貢献をしていな

い、と国内外から非難を受

けた。しかし戦争についても

の補償も含め、万全の策を

講じておかなばならない。

かり行われてこそ、真の終

つて、我が国の近隣諸国が

また掃海艇派遣に対し

て、アジアの近隣諸国が

る見るか、といつても重

要である。掃海艇派遣の次

は、自衛艦隊備のもとで核

な目的を持っていきつと、

## 激論 12 読 12 掃海艇派遣

### 派兵につながる

教員・若栗 勉 60

(東京都町田市)

あるが、海上自衛隊の海

の外派遣については、現行自

衛隊法では許されていない。

わが国は法治国家であ

な目的を持っていきつと、

要である。掃海艇派遣の次

は、自衛艦隊備のもとで核

### 現行法では違反

燃料運搬へとエスカレート

しないとも限らない。

心で正直になれば、法律

上の制約その他、もろもろ

### 理屈ではない

主婦・山本 泰子 75

(前橋市)

フセイン狂気の産物であ

るペルシヤ湾の惨状を、テ

レビの映像は余す所なく伝

えた。掃海艇派遣は、やむ

をこめて協力をお願いして

みるべきである。

ドイツ見習え

公務員・日向 俊洋 23

(埼玉県富士見市)

海軍首相は速やかに与野

党の党首会談を開き、誠意

をこめて協力をお願いして

みるべきである。

終後の救助活動であり、

の派遣は、別問題だ。戦争

了後、即座に掃海艇を派遣

### 貢献をしていない

もともと戦争への参加

は、平和憲法により出来な

多大な恩恵を受けるのであ

る。一方、同じように平和

憲法により戦争に参加でき

なかつたドイツは、戦争終

了後、即座に掃海艇を派遣

している。

日本も今度こそ決断をし

ないと、本場に国際社会が

ら孤立してしまつてこそ、

もつと強く認識すべきだと

思つ。

入っている日本としても、

思つ。

思つ。

思つ。

今回のテーマ

## 社会党

統一地方選前半戦で惨敗した社会党。土井委員長は「新しい党を作るぐらいの決意で改革を」と言い、新党結成の動きさえ見られますが。300字、締め切り26日。

「掃海艇派遣」は107通。8割強が「平時なら賛成」。

いな、また自先の前象

だけ、法律を巧みに解釈

し、うまくやるといつや

り方は、あまりにこそ、

な方法だと思ひます。

# 掃海艇派遣を決定

日経

## 政府方針、26日にも出航

政府は十九日、ペルシヤ湾の掃海艇を派遣する方針を決めた。与野党間の水面下の折衝の結果、「暗黙の了解」を得られた。

政府は十九日、ペルシヤ湾の掃海艇を派遣する方針を決めた。与野党間の水面下の折衝の結果、「暗黙の了解」を得られた。

政府は十九日、ペルシヤ湾の掃海艇を派遣する方針を決めた。与野党間の水面下の折衝の結果、「暗黙の了解」を得られた。

政府は十九日、ペルシヤ湾の掃海艇を派遣する方針を決めた。与野党間の水面下の折衝の結果、「暗黙の了解」を得られた。

政府は十九日、ペルシヤ湾の掃海艇を派遣する方針を決めた。与野党間の水面下の折衝の結果、「暗黙の了解」を得られた。

政府は十九日、ペルシヤ湾の掃海艇を派遣する方針を決めた。与野党間の水面下の折衝の結果、「暗黙の了解」を得られた。

公民社

# 23日に党首会談

## 掃海艇・消費税などで議論

海部首相は十九日、首相官邸に自民党の小淵幹事長ら四役、堀山国会対策委員長を呼び、五月八日に会期末を迎える総選挙への対応を協議した。その結果、日ノ首脳会談の報告や海岸戦後復興などをテーマとした党首会談を野党側と呼びかけることで一致。この後自民党は社

海部首相は十九日、首相官邸に自民党の小淵幹事長ら四役、堀山国会対策委員長を呼び、五月八日に会期末を迎える総選挙への対応を協議した。その結果、日ノ首脳会談の報告や海岸戦後復興などをテーマとした党首会談を野党側と呼びかけることで一致。この後自民党は社

海部首相は十九日、首相官邸に自民党の小淵幹事長ら四役、堀山国会対策委員長を呼び、五月八日に会期末を迎える総選挙への対応を協議した。その結果、日ノ首脳会談の報告や海岸戦後復興などをテーマとした党首会談を野党側と呼びかけることで一致。この後自民党は社

談の開催を打診したが、公明党は掃海艇派遣との絡みで難色を示した。このため会期末に自公民三党の幹事長・書記長会談を、その場合、会期を延長せず、開く方向で調整している。自民

党内にはなほ今国会での法案化を求める意見もあるが、公明党の同意を得るのは困難な情勢で、その場合、会期を延長せず、開く方向で調整している。自民

内での異論がほとんどなくなつたのに加え、野党も「民社党は賛成。社会、公明両党は原則反対だが、やむを得ない」との空気が広がっている。「自民党対幹部」との情勢判断からだ。

件として大方の国民のコンセンサスが得られることを挙げていたが、政府筋は「政治的環境は整った」としている。首相としては統一地方選後半戦が二十一日に終わるのを待つ二十三日に個別に与野党党首会談を開き、派遣の方針を説明、理解を求める。途中の寄港地の了承などを得た上で二十七日からの首相の東南アジア諸国連合(ASEAN)歴訪前に掃海艇を出航させる方針。

4/20 東京(1)

政府・自民党

# 掃海艇派遣を 来週中に決定

## 連休前に出動へ

政府・自民党は十九日、ペルシャ湾の機雷除去のため自衛隊掃海艇を派遣する方針を決め、二十三日に開く与野党党首会議で野党側の理解を求め、野党側が反対しても派遣方針は変えず、来週中に閣議で派遣を決定、連休前にも出動させる。これに伴って、昨年末の自民、公明、民社三党合意を受けた閣連平和維持活動(PKO)に協力する新組織づくりは送りされ、今を求めたことを決めた。

国会(五月八日会期末)の会期は延長されないことになった。【関連記事2面に】

海軍省は十九日、小淵幹事長ら自民党四役、樺山国対委員長と会談、今後の政局、国会運営をめぐり協議した。この結果、首相が二十三日午後、野党党首と個別に会談、ゴルバチョフ・ソ連大統領との会談結果について報告するとして、掃海艇派遣で協力を求めたことを決めた。

掃海艇派遣について野党側は民社党を除いて反対ないし慎重論が強いが、政府は正式決定に際して、今回限りの派遣であり憲法が禁じた「海外派兵」ではない旨の声明を発表し、国民の理解を求める方針を説明する。

政府・自民党は、掃海艇派遣とPKOの新組織づくりのどちらを先行させるかで苦慮していたが、掃海艇派遣を優先させたことにより、PKOの

総議の今国会中の実現と会期延長を断念した。これを導き、自民党の樺山国対委員長は十九日午後、公明、民社両党に対し、会期末の五月八日か前日の七日に三党の幹事長・書記長会議を開いて三党合意の再確認をし結束を固めようとする。

### 母艦「はやせ」 などの隻で編成

隊員は500人

防衛庁は十九日、政府・自民党の掃海艇派遣方針決定を受けて、派遣する艦艇や隊員の人選をほぼ終えた。

海上自衛隊のこれまでの検討によると、派遣されるのは掃海艇四隻のほか、掃海母艦

一隻、補給艦一隻の計六隻で、隊員は計五百人。

旗艦となる掃海母艦は、第一掃海隊群(呉基地)に所属する「はやせ」(二二〇〇〇)を使用。隊員の食料や燃料を積む補給艦には、横須賀

基地の「とぎわ」(八、一五〇)になる見通し。

実際に掃海作業に当たる掃海艇四隻は「はつしま」型(四四〇―四九〇)の木造艦。機雷を処分するために二〇機関砲を備えている。

寺島統合幕僚会議議長は「機雷が二に敷設されているか、実際は分かりにくい。しかし、海自の掃海艇能力は世界有数で、現地に出向けば任務を十分遂行できると思う」と自信を示している。

考えを示し、了承された。

沿岸警備後処理の貢獻策の一として、海上自衛隊の掃海艇派遣が、来週中に正式に決まる見通しだ。掃海艇派遣には国連平和維持活動(PKO)への参加組織をどう作るかという問題も絡む。再浮上の自衛隊海外派遣の是非を高坂正雄京大教授と市川雄一公明党書記長に、積極・慎重それぞれの立場から聞いた。

4/20  
東京(2)



# 世界から孤立するな

東2 京都大学教授高坂正堯氏

「一、国平和主義ではお断りばかりしてなくてはならず、相手も、圧力をかけておけよとやってくる。それにぶつ返してやると、そこには自主性を伴う判断がなく、外交そのものも存在しない。従って国際社会への提議がななく、リーダーシップがとれない国となる」

「機雷の除去作業は既に半分以上済んでいる。また、アジア諸国への刺激を心配する声も」

「それでもお手伝いに行っただ方がよろしい。『気分』という言葉がある通り、行かんよりはましです」

「何が日本が行動起すとして、隊に頼むのでしよう。戦闘はき、すぐ持ち出されるのが激法とアジア諸国の民族感情。憲法は国権の発動としての戦争を放棄しているのだから、国際協力の場合同様のものを放棄してはいない。憲法、法にないか、ね、PKOは厳密に解釈すべきであって拡大解釈はよくない。アジア諸国の感情も輸送機C-130のとき、シンガポールは反対しなかった。韓国が反対して



## 掃海艇派遣

## 賛否の根拠は

「掃海艇派遣に反対論をとなえているが」

「自衛隊は、憲法と自衛隊法上、専守防衛(が任務)であり、海外に出て活動することとは想定していない。自衛隊法三条にははっきり「わが国を防衛することを主たる任務とし」と書いてある。従って、国際協力のために自衛隊を海外に派遣する問題は、自衛隊政策の大きな変更にならなければならない」

「それを議論も、立法措置を講ずることもせずやるのは、シビリアンコントロールの立場から考え、民主主義のルールに反する。なし崩し的に性急にやるべきものでなく、議論する(も)時間がなすべきというところだ」

「自衛隊法九九条では機雷除去を認めている。確かに九九条では掃海



# 正面からの論議必要

公明党書記長市川雄一氏

「時間がないから超法規的にやっつけていこうのは、法治国家としてあり得ないこと。もう一つ、現実論としてベトナムのどこにそれだけの機雷があつて航行が危険なのか、実態把握が全くなされていない。サウジアラビアは、商業港は安全だといっていて開港しているわけだから」

「国際的批判や国際的孤立を心配する声もある。私たちが、平和時における掃海艇派遣問題について、自衛隊のあり方と関連して議論する値打ちはあると申し上げたい」

「自衛隊に對して『どういふ議論をする』と自分で極めて(隊員の)士氣を落とすと思つ。もっと真正面から議論すべきだ。なしくずし的に、切羽詰まった必要性を訴え、難しい議論をすべてクリアして既成事実を作つてしまつていふ手法に思つてならない。私たちは、平和時における掃海艇派遣問題について、自衛隊のあり方と関連して議論する値打ちはあると申し上げたい」

「自衛隊に對して、近しいと張。自分のオールドのためにはすべ掃海艇を出すか、他のことには理屈をつけて出さないと批判を起す可能性もある。孤立するか、しないかも、あくまで主観的判断。法改正を問題提起して国会承認を得られなかったからやりませんが、できませんというのも国際的に立派な意思表示だと思つ。国民が選んだ道で孤立しても、それは日本の選択だ」

「今後、何が必要なのか。『自衛隊に對して』という議論をする。自分が極めて(隊員の)士氣を落とすと思つ。もっと真正面から議論すべきだ。なしくずし的に、切羽詰まった必要性を訴え、難しい議論をすべてクリアして既成事実を作つてしまつていふ手法に思つてならない。私たちは、平和時における掃海艇派遣問題について、自衛隊のあり方と関連して議論する値打ちはあると申し上げたい」

# 首相、政権維持に自信

サツケ12

## 日ソ首脳会談を乗り切り

# 「掃海艇」などに全力

政局運営

海部首相は、ゴルバチョフ・ソ連大統領との首脳会談の結果を「大きな成果」として、政局運営の主導権確保に自信を示している。当面はペルシャ湾への掃海艇派遣問題や終盤の国会運営などの課題処理に全力を挙げ、十月末までの「完投」を確実にしたい考え。しかし、今年前半最大の政治日程が終了したことで自民党内に「ポスト海部」に向けた動きが一段と活発化し、首相にとってはこれまで同様厳しい局面が続きそうだ。

首相は十九日午後、記者団に対して「私は命をかけた(首脳会談を)やったんだ」とゴルバチョフ大統領と「互角に渡り合った」(首相周辺)ことを強調した。

一方では「ゴルバチョフ大統領は記者会見で一九五六年の共同宣言の二島返還については無効と受け取れる発言をしているが」との記者団の質問に、「五六年以来の肯定的事実の中には共同宣言以来のものが全部入っている。いつ、どこで言ったのが責任を持って教えてほしい」と気色ばむ場面もあった。

こうしたなか、坂本官房長官は同日、自民党内の派閥の領袖まわりを行うなど、活発な動きをみせた。話題の中心は掃海艇派遣問

題。詳細は明らかにされていないが、宮沢元蔵相との会談では、宮沢氏が「そろそろ掃海艇を派遣してもいいのではないか」と政府の決断を促したという。

首相としては、当面の懸案である掃海艇派遣を決断すること、政局の求心力をつける狙いがある。さらに、今月末からの東南アシ

ア諸国連合(ASEAN)歴訪から七月のロンドン・サミット(先進国首脳会議)へと続く一連の首脳外交で政権基盤を強化したいと考えた。

しかし、今回の首脳会談については自民党内に批判の声が出始めているなど、今後は党内各派力者の「ポスト海部」への動きが一気に加速することも予想され

る。さらに、政治改革、コメ市場開放などの難題処理のメドも立っておらず、今後の政局運営も「一歩間違えば政局激動」(自民党幹部)という状況に変わりはないとみられた。

小沢氏の慰労会

首相、党四役ら出席

自民党の小沢前幹事長を慰労する会が十九日夜、都内の料理屋で開かれた。会合には、海部首相をはじめ、坂本官房長官、小淵幹事長ら党四役、梶山国対委員長が出席した。海部首相がゴルバチョフ・ソ連大統領との日ソ首脳会談の様態などを話し、出席者から

「両者ともなかなかのバフオーマンズぶりだった」などの感想が寄せられた。会合後、海部首相は記者団に対し「国会の閉め方の話をした」と述べており、五月八日の会期末を控え、掃海艇派遣、国連平和維持活動(PKO)、政治改革、消費税など終盤国会の課題処理についても協議したものとみられる。

4/20 サツケ12

# 派遣、事実上黙認か

## ワケと「掃海艇」で社会党複雑

社会党は十九日、政府・一九九条(機雷等の除去)に不出しあり、掃海、派遣(表)は同日、国会内で総会  
自民党が来週中に海上自衛隊による派遣に反対を強硬に、事実上黙認する格好に  
隊の掃海艇派遣を決めること、大田元が、右派行でな  
とについて複雑な表情をみく中間派と協力の立場、中間派「社会民主主義  
隊の自衛隊法から掃海艇派遣を認認する「フォーラム」(藤田高敏代  
限定の指針という趣意

ベルンヤ湾に海上自衛隊の掃海艇を派遣する場合、乗組員  
の処遇をどうするか関係各方面の関心を持っている。現行  
の給与体系では最大限に計算しても、一人平均十万円をこ  
この増収に十分な額にならないこと、周辺では「危険を通  
船な任務の代償がこの程度では、あまりに安過ぎた」とい  
た声も聞かれる。

掃海艇の乗組員としてほ  
ぼ真ん中辺りの給料を取っ  
ている一等海尉の場合を見  
ると、本俸は「五万俸」で  
月額二十七万六千四百円。

### アンクル

### 掃海艇乗組員の給与

の場合本俸の一七・五  
%、ちなみに護衛艦は三三  
%、潜水艦は四五・五%な  
増収わずか10万円  
とされている。  
▽乗務員取り扱いは手当  
七万九千二百円。この手当  
は単価が一時間当たり百十  
円と算定に安く(災害派遣  
は六百円)、実際にはあり  
得ないが一日二十四時間、  
月三十日間作業をするもの  
として計算した。

### 現状では増額望めず

日本近海で任務について  
いる掃海艇乗組員の給料が  
三十七万八千五百円と言わ  
れているから、作務の厳し  
さに引比べて得るものは  
わずかしかないとはいえ  
ない。  
(一)したところ防衛庁  
でも「特別に考える必要が  
ある」(池田長官)として  
検討作業に入っている  
が、法改正を伴うような新  
しい手当をつくることは  
できないと見られる。この官  
俸的発想が基本にあるた  
め、とても思い切った増額  
などは望めない状況。掃海  
艇の派遣問題、それに伴う  
問題についても海軍首長の  
政治判断が必要だ。  
(編集委員 牛場昭彦)

を厳格にしたうえで、派遣  
を容認すべきだとの賛成  
論が多数を占めたものの、  
「派遣を認めれば、次は陸  
上の地雷除去(このこと  
つながら、なだの反響も  
出され、結果を得るにほ  
ろなかつた。  
また「党の安保、自衛隊  
政策の方向を再検討した  
ればならぬ。政権受への  
脱皮を図るためには避けて  
通れない問題だ」などの意

社会党は十七日の在京幹  
部会で、①現行の自衛隊法  
一九九条での派遣は反対の派  
遣する場合は明確な法的根  
拠と国会の決定が必要で、  
政府が責任をもって国会に  
提出すべき(社会党は政府  
が提起すれば真剣に議論す  
る)との中間とり手とめを  
行った。  
しかし政府・自民党内で  
は「特別立法は時間もかか  
り、無理」(松下派幹部)  
として現行法で派遣する方  
向にはなっている。社会党と  
しては反対することになる  
が、党内での容認を踏ま  
えて「反対運動などに傾  
むく」(中野)といふのが実  
情。  
しかも統一地方選前年の  
解散を踏まえ、「河でも反  
対ではなく、極めて社会党  
の姿を国民にみせなければ  
ならない」(幹部)という  
事情がある。さらに「万が  
一政府が附随立法を出して  
きたら賛成しなければなら  
ず、困ったことになる」  
(同)というのも、本音  
であり、現実路線への転換  
もなかなか時間がかかりそ  
うだ。  
絶対反対申し入れへ  
社会有志議員  
社会党の矢野副理、外交  
政策委員長(兼参院院議  
員十三人が十九日、ベルン  
ヤ湾への掃海艇派遣問題に  
ついて「掃海艇の派遣に反  
対し、自衛隊によらない協  
力を求める申し入れ書」を  
まもつて、党内で賛同者を募  
るとともに、二十一日にも  
、派遣絶対反対の立場を  
鮮明にしている。  
に提出することになった。  
申し入れ書は「事は憲法  
問題であり(党の基本的な  
自衛隊政策の自衛隊によら  
ない、文民による非軍事・  
非武装の国際協力)といふ  
基本方針のいずれにも直接  
かかわる重大問題だ」との  
認識に立ち「党はかかる  
形でも掃海艇派遣に反対の  
態度を明確にすべきだ」  
と、派遣絶対反対の立場を  
鮮明にしている。

## 23日に党首会談

### 首相、派遣へ協力を要請

海上自衛隊掃海艇のベル  
ンヤ湾派遣問題などに関す  
る野党党首会談が二十三  
日午後行われる。十九日  
の自民党の堀山国対委員長  
と社会、公明、民政各党  
国対委員長との個別会談で決  
まった。海軍首長は来週中  
にも「派遣は今限り」と  
の趣旨を盛り込む政府声明  
を公表した。  
「政府が附随立法を出して  
きたら賛成しなければなら  
ず、困ったことになる」  
(同)というのも、本音  
であり、現実路線への転換  
もなかなか時間がかかりそ  
うだ。  
絶対反対申し入れへ  
社会有志議員  
社会党の矢野副理、外交  
政策委員長(兼参院院議  
員十三人が十九日、ベルン  
ヤ湾への掃海艇派遣問題に  
ついて「掃海艇の派遣に反  
対し、自衛隊によらない協  
力を求める申し入れ書」を  
まもつて、党内で賛同者を募  
るとともに、二十一日にも  
、派遣絶対反対の立場を  
鮮明にしている。  
に提出することになった。  
申し入れ書は「事は憲法  
問題であり(党の基本的な  
自衛隊政策の自衛隊によら  
ない、文民による非軍事・  
非武装の国際協力)といふ  
基本方針のいずれにも直接  
かかわる重大問題だ」との  
認識に立ち「党はかかる  
形でも掃海艇派遣に反対の  
態度を明確にすべきだ」  
と、派遣絶対反対の立場を  
鮮明にしている。  
に提出することになった。  
申し入れ書は「事は憲法  
問題であり(党の基本的な  
自衛隊政策の自衛隊によら  
ない、文民による非軍事・  
非武装の国際協力)といふ  
基本方針のいずれにも直接  
かかわる重大問題だ」との  
認識に立ち「党はかかる  
形でも掃海艇派遣に反対の  
態度を明確にすべきだ」  
と、派遣絶対反対の立場を  
鮮明にしている。  
に提出することになった。  
申し入れ書は「事は憲法  
問題であり(党の基本的な  
自衛隊政策の自衛隊によら  
ない、文民による非軍事・  
非武装の国際協力)といふ  
基本方針のいずれにも直接  
かかわる重大問題だ」との  
認識に立ち「党はかかる  
形でも掃海艇派遣に反対の  
態度を明確にすべきだ」  
と、派遣絶対反対の立場を  
鮮明にしている。

4/20 #241(3)

掃海艇派遣で  
各官庁に指示

首相

海部首相は二十日、ペルシヤ湾の浮遊機雷除去のための自衛

隊の掃海艇派遣問題について「もう最終的な詰めに入っている。これは大事な話なので政府が責任を持ってきちっとやる」と述べ、事実上、派遣する方針を公式に明らかにするとともに「各官庁に指示して、きちっと最後の詰めをやっている」と準備を進んでいることを示した。坂本官房長官らと首相官邸で協議した後、記者団の質問に答えた。

自衛隊法上問題も

左藤法相

左藤法相は二十日、大阪府庁で記者会見し、掃海艇派遣問題について「安全性の問題を総合的に検討することが必要。訓練のための海外派遣の一環でやるかどうかは、法的な検討課題もある」と指摘、現行自衛隊法の下での派遣にはなお検討の余地があるとの考えを示した。

掃海艇  
派遣  
首相が方針明言

海部首相は二十日午前十一時から、官邸で坂本官房

長官、大島、石原両官房副

長官と、ペルシヤ湾の機雷除去のための自衛隊の掃海艇

派遣決定について今後の段取りを最終的に詰めた。この結果、週明け二十三日に

与野党首会談を開き、派

協議の後、首相は同日正

午過ぎ、記者団に対し「最

掃海艇派遣  
首相認める

詰めの段階に

海部首相は二十日昼、ペルシヤ湾への掃海艇派遣問題について、「もう最終的な詰めに入っている。これは大事な話なので政府が責任を持ってきちっとやる」と述べ、事実上、派遣する方針を公式に明らかにするとともに「各官庁に指示して、きちっと最後の詰めをやっている」と準備を進んでいることを示した。坂本官房長官らと首相官邸で協議した後、記者団の質問に答えた。

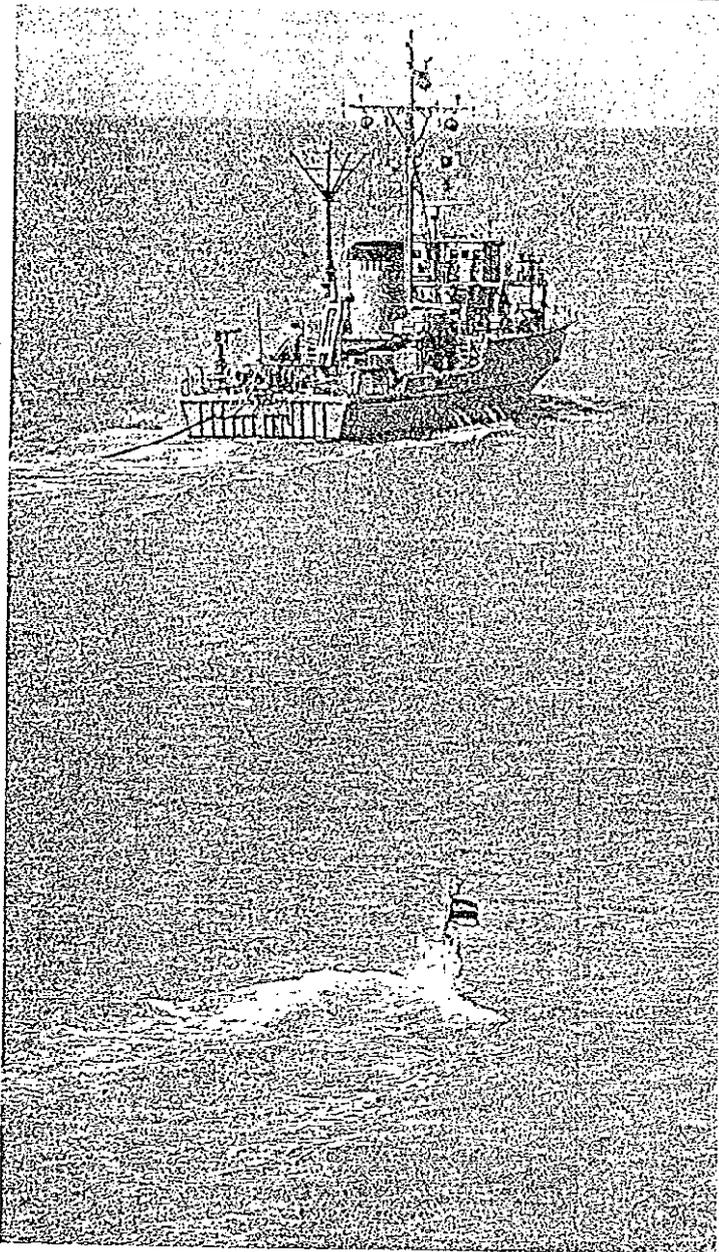
最終的な詰めに入っている。これは大事な話なので政府が責任を持ってきちっとやる」と述べ、事実上、派遣する方針を公式に明らかにするとともに「各官庁に指示して、きちっと最後の詰めをやっている」と準備を進んでいることを示した。坂本官房長官らと首相官邸で協議した後、記者団の質問に答えた。

4/20 産経 夕刊 (1)

4/20 朝日 夕刊 (1)

4/20 (土) 夕刊 掃海艇関係記事

# 掃海訓練 視線は湾岸



小樽の町並みを遠く望む石狩湾を、五百メートルの鉛色の小型船がはつくり滑っていく。後ろから伸びた二本のワイヤ。途中に取り付けられたカッターがい

## 技術と実績のぞく自信

とも簡単に、機雷をつなぎとめた鎖を切断する。ペルシャ湾への派遣が現実味を帯び、一躍脚光を浴びた掃海艇。春は名のみ、北の海では今、八隻の掃海

艇が出動、六十個の模擬機雷を処理する恒例の「機雷訓練」の真っ最中。一方、山口県下関市付近の瀬戸内海でも、小規模ながら機雷

「護衛艦や潜水艦と違って掃海艇の仕事は地味。早い話が特殊技能を持った海の縁の下の力持ち」で自嘲(ぢやうぢめかし)た海自幹部の言葉にのぞく自信。それは、大平洋戦争中に米軍がまいた約三万個の機雷のうち、すでに約七千個を爆破処理した実績と



①ワイヤの先にフイをつけて機雷を探す(北海道石狩湾・厚田沖) ②戦闘態勢で作業する隊員たち(山口県下関市の瀬戸内)

無関係ではなかつた。世界でもトップレベルの技術が、ペルシャ湾で生きるか。それとも、派遣されなかつたC130輸送機と同じ道をたどることになるのか。「運命」は、まもなく決まる。

**NEWS**  
東西南北

写真 今野 洋一  
石塚 順  
文 小林 一朗

## 掃海艇部隊 初の明命

掃海艇は十日前、護衛艦や潜水艦と違って掃海艇の仕事は地味。早い話が特殊技能を持った海の縁の下の力持ち」で自嘲(ぢやうぢめかし)た海自幹部の言葉にのぞく自信。それは、大平洋戦争中に米軍がまいた約三万個の機雷のうち、すでに約七千個を爆破処理した実績と

4月21日(日)

# 掃海艇関係記事

## 掃海艇派遣で 政府の姿勢批判

公明書記長 公明党の市川書記長は二十日の同党機関紙のインタビューで、ペルシヤ湾への海上自衛隊の掃海艇派遣問題について「当面の国際貢献が必要だから」との理由を述べた。自衛隊政策の重大な変更なのに議論する時間が過ぎすぎる」として、自衛隊法改正などの立法措置もとらないまま

派遣しようとしている政府の姿勢を厳しく批判した。市川氏は「法改正という形式だけ整っても、党内の大勢としての反対意見は消えない」と述べ、自衛隊の在り方をめぐって議論が十分なままでは改正法案が提出されても賛成はできないとの考えも明らかにした。

さらに「社会党が自衛隊の進取か合意かの判断をしないまま、掃海艇派遣を、法改正すればいい」とか「悪い」とか議論していることは極めて無責任な態度だ」と思ふ」と述べ、社会党の姿勢を批判した。

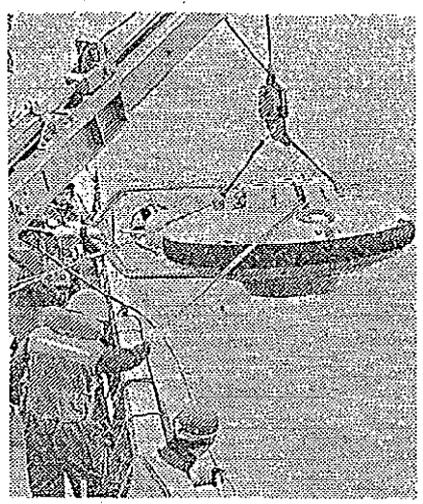
4/21 日経 2面

4/21 日経 35面

ペルシヤ湾への掃海艇派遣論が高まる中、北海道・石狩湾で行われている海上自衛隊の機雷除去訓練が二十日、報道関係者に公開された。今回の訓練に参加しているのは、いずれも横須賀の第一掃海隊群などに所属している「はつしま」型(四四〇〇)の掃海艇八隻と機雷敷設艦「あまのり」(一五〇〇)および対潜哨戒機P-3C十七機、P-1二機、十五日から二十四日までの日程で実施している。

十七日の訓練は岸から約十キロ離れた訓練水域の中に機雷を播く。長方形の掃海面を四力航法で、あらかじめ対潜哨戒

## 機雷除去訓練を公開



機雷処分員を海に降らす隊員 (北海道・石狩湾で)

政府は二十六日に掃海艇の中間派遣を決定するが、今回の訓練は年四回実施している通常の訓練。ペルシヤ湾に派遣されるのは、広島県・呉の第一掃海隊群の部隊とみられているが、低い着陸率を目標にするため、今回、演習に参加している隊員の中から派遣対象者が出ると思われる。

## ペルシヤ湾派遣論高まるのが 処遇面などで不安の声

機雷より空中から投下、敷設された機雷を排除する保難掃れた訓練用機雷を排除する形で、海や海底に投下された機雷を排除する。不安は、分らないことが多いため、不安がある。「掃海自隊員も中東に行く途中の補給や派遣隊員の処遇などが気掛かりだ」との声が出ている。

隊員の中から「派遣を命じられれば行くことになるが、機雷が吹」が始まった訓練の訓練が公開され、実戦さながら、水上艦を狙い海中に

9/21 朝日(2)  
掃海艇派遣

# 環境整ったと判断

## 首相日ソ会談終え自信も

海軍首相は二十日、海上自衛隊掃海艇のペルシャ湾派遣を、二十四日にも安全保障会議と臨時閣議を開いて正式決定する段取りを固めた。この決断の裏には、大きな課題だった日ソ首脳会談が無事乗り切った自信や、二十七日からの東南アジア諸国連合(ASEAN)五カ国訪問に先立って派遣を決め、自ら各国首脳に理解を求める方が、アジア諸国の懸念をめぐうのに有効、との考えがのぞいている。公明党は強い反対姿勢はとらないとの情報も首相に入っているほか、社会党内にも容認論があるなど野党の様子からも、派遣の「環境」が整ったとみられた。

首相はこれまで、記者団に対して、掃海艇派遣について「調査中で白紙」「ゴルバチョフ大統領の来日で頭がいっぱい」などとして、明言を避けてきた。しかし、二十日は「政府が責任を持って、きちんとやる」と、初めてはっきり派遣に踏み切る考えを示した。

十八日深夜までかかった日ソ首脳会談では、計六回の会談での激論の末、共同声明に、北方四島問題の存在をともかく盛り込み、「大きな成果」(首相)を国民にアピールできた、との自負もある。これで、今月初めの日米首脳会談に続く外交懸案はひと区切りつけた形で、首相には、湾岸戦争も都知事選への対応を巡って揺らいだ政権基盤を立て直しにひとまず成功したとの思いがありそう。それが、掃海艇派遣を決断する余裕につながったといえる。

この時期の最終決断には、「早く派遣しないと、インド洋がモンソンの季節に入り、航海が危険を伴う」(防衛庁筋)との実務面の理由もあった。加えて、日本の軍事大同化に神経をとがらせてきた近隣アジア諸国は、外交ルートを通じた事前の情報収集で「各国とも認める方向」(政府筋)といわれる。ペルシャ湾に向かう途中の奇襲先となるフィリピン、シンガポールなどの反応も良かったとされている。首相

には、二十七日からのフィリピンなど五カ国訪問が、掃海艇派遣を直接説明し理解を求める格好の機会との読みもあるようだ。

自民党執行部内には、掃海艇を派遣することで、国連平和維持活動(PKO)協力への新組織作りなど、公明、民社両党との連携にヒビが入る事態は極力避けたい、という慎重論もあった。

だが、派遣反対の公明党も「自公民の三党協調態勢は崩さない、とのシグナルを内々に伝えて来ている」(別の政府筋)。反対姿勢が強いと見られた社会党内にさえ、「特別立法」措置などの条件付き容認論が表面化した。

9/21 朝日(2)

政府がこっそり実施した世論調査でも「派遣に賛成」が六割を超えた。派遣は、

「日本船舶の安全確保と、日本としての国際貢献」を前面に掲げてのものとな

る。派遣を決断しても、大きな問題にはならないと、首相は判断したようだ。

23日に野党と個別党首会談  
 掃海艇派遣で首相  
 海部首相は二十日、首相官邸で坂本官房長官、大島石原両官房副長官とペルシヤ湾の機雷除去のための自衛隊掃海艇派遣について協議した。この結果、二十三日に野党党首と個別の党首会談を開き掃海艇派遣の理解を求めたうえで、二十四日と二十六日の間に安全保障会議と閣議で派遣を正式に決定。二十七日にも実際に派遣する方針を確認した。また首相は派遣を正式に決めた直後に政府声明を発表し、今回の決定が日本の国際貢献にとつて必要不可欠な措置であることを国民に訴える。坂本長官らの協議の後、首相は記者団に対し「最終的な詰めを行った。すでに関係省庁には準備の指示を出している。また掃海艇の派遣の時期はまだ決めていない」と語った。(2、5面に関連記事)

4/21 毎日 3面

4/21 毎日 1面

# 海自機雷処理実績は世界一

海上自衛隊掃海艇のペルシヤ湾派遣に対し、野党は「自衛隊の海外派兵に道を開きかねない」と反対もしくは慎重な態度をとっている。もちろん、「作戦」のために自衛隊が海外に出るのはこれが初めてだが、実は訓練などの目的で海外派遣された自衛官の数はこれまでに7万9488人にのぼっている。世界屈指といわれるわが国の掃海部隊の陣容と、自衛隊の海外派遣の実績を拾ってみる。

大塚の各地方隊に計19隻あり、海上自衛隊は全部で38隻を保有する。

このうち、たかみ「型」(基排排水量300トン)が7隻、「はつしま」型(同400)が25隻、「はかせ」(同2000)が6隻。このほか、掃海母艦「たかみ」型4隻と「はかせ」で、燃料、食料などを搭載して補給艦1隻が随伴する。

第二次大戦中、米軍は1万2000個の機雷を日本近海に投下したこともあり、海上自衛隊がこれまでに処理した浮遊機雷は7000個余り。これは世界一の実績で、掃海能力は世界のトップクラス。

一方、主な海外派遣としては砕氷艦「しらせ」の乗員170人が観測隊員、越冬隊員とともに毎年南極へ向かう。



主力部隊は第一掃海隊群(広島県呉市、10隻)と第二掃海隊群(神奈川県横浜須賀野市、9隻)で、ほかに横須賀、呉、佐世保、舞鶴、

## 自衛隊の海外派遣実績、これまで79488人

目的	派遣先	法的根拠	実績
ホーク部隊 実射訓練	米ニューメキシコ州	防衛庁設置法第6条の12	1965年から毎年1回実施で計約17400人
日米共同 方面隊指揮所 演習	米ハワイ、カニ リフ、オホ ア、ワシントン各州	同	1981年から毎年1回実施で計約890人
隊付訓練	米ハワイ、ル イズ、ア リゾナ、ミ シシッピ各州	同	1982年から毎年1回実施で計約450人
遠洋練習航海	英、仏、米、豪、日、独、意、西、南、ア、中、東、ア、オ、セ、ア、パ、シ、ア、各50カ国以上	同	1957年から毎年1回実施で計約30000人
南極観測	南極、オーストラリアなど	自衛隊法第100条の4	1965年から毎年1回実施で計4668人
リムパック (環太平洋 合同演習)	ハワイ周辺など	防衛庁設置法第6条の12	1979年から隔年実施で計10000人
ナイキ射撃 訓練	米ニューメキシコ州	同	1964年から毎年1回実施で計約16000人
輸送機C 130派米訓練	米ノースカロ ライナ各州	同	1989年から毎年1回実施で約80人

また、陸上自衛隊のホーク部隊と航空自衛隊のナイキ部隊は、日本国内に射撃の長いミサイルを発射できる演習場がないため、はるばる米国まで出向いて実射訓練をしている。

海外派遣論議でいつも問題になる法的根拠は、南極観測が自衛隊法第一〇〇条の四(南極観測)に対する協力)で、教育訓練が防衛庁設置法第六(防衛庁の権限)。政府は沿岸の避難民輸送のため自衛隊法第一〇〇条の五(国賓等の輸送)に基づき特別政令を制定したが、避難民が予想していたほどでなかったため、航空自衛隊の輸送機C130が飛び立つ機会がないまま、19日に特別政令が廃止された。

掃海艇派遣では自衛隊法第九九条(機雷等の除去)を根拠にする考えだが、掃海作業の地理的範囲が明文化されていないため賛否の差がある。

# 掃海艇派遣に反対

## 党機関紙「議論まだ消化不良」 で表明へ



市川書記長

公明党の市川書記長は二十一日付の党機関紙「公明新聞」で政府の掃海艇派遣方針に反対の見解を発表する。この中で市川氏は「ペルシヤ湾への掃海艇派遣

が、国際的に見て国際貢献との評価を受けるかは疑問だ。逆に日本の権益擁護という国際的批判を招きかねない」と強調。同時に社会党内に出ている派遣容認の論議に対して「自衛隊への憲法判断をしないままに議論するのは極めて無責任だ」と批判している。

海外派遣については「政府の自衛隊政策の変更となる。将来の自衛隊のあり方論と関連して議論する値打ちはあるが、議論そのものが消化不良のままだ。自衛隊法を改正しても、党内の大勢としての反対意見はとれないだろう」と指摘、現時点では政府が自衛隊法の改正や時限立法をしたとして

も、派遣には反対との考えを改めて表明している。

また機雷除去行為について市川氏は「相手方の機雷を勝手に掃海、除去するのは武力行使だ」と位置付け、たうて「どこに、どれだけの機雷があって航行が危険なのかなど、政府は実態を全くとっていないほど把握していないのではない

か」と、派遣の必要性自体に強い疑問を示している。公明党内では現在、派遣反対論が大勢を占めているが、幹部の一部には賛成論がなお根強く残っている。今回の見解は政府の派遣方針をけん制すると同時に、党内の意思統一を自指したものとみられる。

左藤法相  
左藤法相は二十日、大阪府庁で会見し、自衛隊の掃海艇派遣問題について「現時点で法務省として検討はしていないが、私個人としては日本の置かれている立場を考えると九十億を出さなければ、地球環境の問題として協力できることを考える必要があると思

う」と前置きしたうえで、自衛隊法との関係について「自衛隊は専守防衛だ。訓練で（自衛隊を）海外に派遣しているが、その一環で今度のことが出るのかどうか」と述べ、掃海艇派遣に慎重な姿勢を示した。

# 掃海艇派遣に4条件

## 政府声明 拡大「歯止め」明記へ

政府は、ペルシヤ湾への海上自衛隊の掃海艇派遣に当たって発表する政府声明の中で、海外に掃海艇を派遣する場合の四つの条件を明示する方針を決めた。政府筋が二十日、明らかにした。政府は「この四条件によって今後の掃海艇派遣に二応の歯止めがかかる（政府筋）と強調、国民や野党の理解を求める考えだ。

四条件は①派遣海域で戦闘行為が行われていない②除去作業の対象となる機雷は過剰なものであること③認定はは過剰なものであること④日本民社党を除く野党側には

船舶の安全航行が脅かされている④派遣に際して武力行使を伴う活動は予想されない」というもの。

政府は、掃海艇派遣について、「現行法の下で派遣することに何ら問題はな

「現行法の拡大解釈で派遣に踏み切ると、歯止めがなくなり、将来の自衛隊の海外派兵につながるが、いなどの反対論が振強い。このため、政府が今回、派遣可能と判断した四つの根拠を、今後の掃海艇派遣の際にも適用する判断の基準として示す」とした。

四条件のうち、特に派遣海域で戦闘が行われていない点を挙げたのは、イラン・イラク戦争当時の一九八

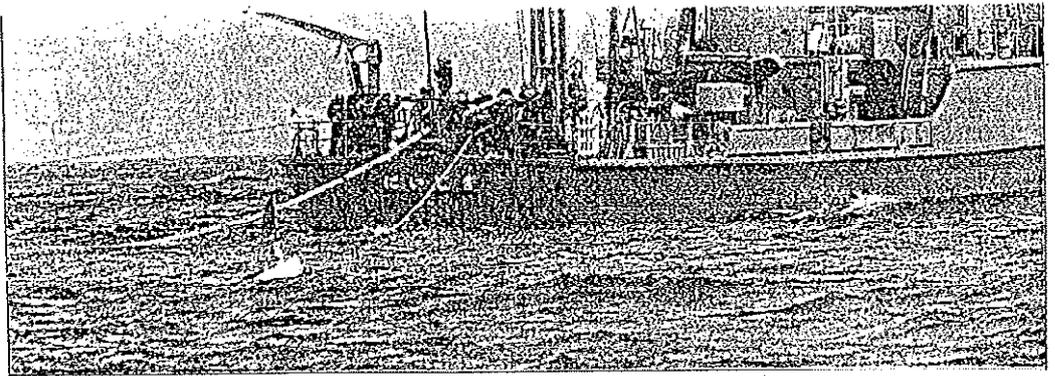
7/21 読売 1面

7/21 読売 (1)

7/21 毎日 2面

七年に、ペルシヤ湾への掃海艇派遣を検討した中曽根首相（当時）に対し、後藤田正晴自衛隊長官（同）が「戦争に巻き込まれる恐れがある」との理由で強く反対、結局、中曽根首相も断念した経緯を踏まえたもので、自衛隊の掃海活動参加は、あくまでも「停戦」が前提であることを強調する。

この声明は、海部首長あるいは坂本三十三次官房長官が記者会見で発表するほか、二十三日に行われる野党党首会議でも、首相から各党に説明する。



実戦さながらに掃海訓練を行う掃海艇「にいじま」④と、船上からの遠隔操作で機雷に接近する処分艇「S4」を海面におろす自衛隊員⑤  
—北海道・石狩湾内

4/21 産経 (1)

## 掃海訓練波高し

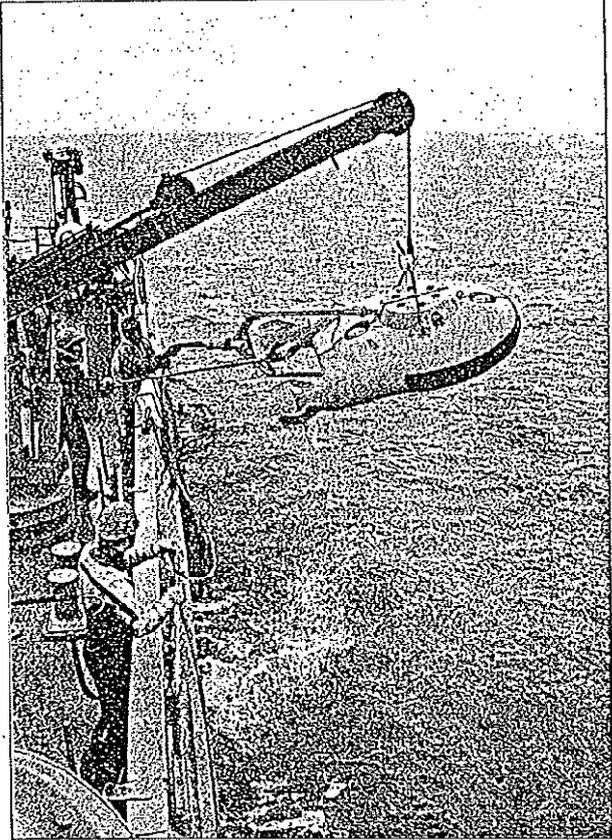
石狩湾で8隻600人参加

海上自衛隊の第一掃海隊群を主力とする機雷戦訓練が二十日、北海道・石狩湾内で行われた。訓練には機雷敷設艇「ぞうや」(二、一五〇ト定員百八十五人)、「はつしま」(四四〇ト、同四十五人)など掃海艇八隻、対潜哨戒機「P3C」十七機、同「P2J」二機、人員約六百人

が参加した。石狩湾沖十キロ、約八十平方キロの訓練海域に実戦の形態に近づいて「ぞうや」と「P3C」「P2J」が海中に浮く「係艇」が海中に沈む「沈底機雷」を敷設。機雷は船体との接触や船舶のスクリーニング音、または磁気によって爆発する仕組みで、掃海艇はまず機雷の存在を探知、続いて船上から機雷を除去し、続いて船上からの操作で機雷を除去した。海面は波高が一丈強、小雨まじりの曇天で水温も七度前後と厳しい条件だったが、ダイバーによる水中での除去訓練も行われた。

訓練は二十四日まで続き、期間中に約六十発の機雷を処分する。ペルシヤ湾への掃海艇派遣は今週中にも正式決定の見通したが、訓練の時期、規模は例年通りという。

政府が今週中に掃海艇を派遣することにしたのは、①五月になると現地の気象条件が厳しく、部隊の安全確保が必要②派遣が早いほど日本の責任をより果たせる③文民統制を貫くうえで、首相、池田防衛庁長官の外遊前に部隊を送り出すことが望ましい、などの理由で判断した。



4/21 産経 (1) 海部首相は二十日、ペルシヤ湾の機雷除去による航行安全確保のための海上自衛隊の掃海艇派遣について、二十四日に安保会議を招集、同日の臨時閣議で了解を取りつけ派遣を正式決定する段取りを固めた。派遣の時期は、準備が整えは二十六日に掃海艇、掃海母艦、補給艦など六隻からなる部隊を送り出す。これにあわせて首相は、部隊派遣が自国の船舶の安全確保のためであり、軍事的進出を指すものでないことを明らかにする。

首相は二十日、首相官邸で坂本官房長官、大島、石原両官房副長官らと最終的な詰めの検討を行い、部隊派遣までの段取りを確認した。首相は二十三日に与野党党首会談を開いて、野党各党に派遣について理解を求めることにしており、二十四日に「自衛隊法の枠内で可能な派遣であり、海外派兵ではない。今回限りの措置である」との政府声明を発表し、国民の理解を求める方針だ。

掃海艇、24日に正式決定

# 26日にも派遣

4/21 産経(2)  
終盤国会

# 重要法案大詰め の折衝

## 「PKO」決着は先送り

国会は五月八日の会期末に向け、週明けから国連の平和維持活動(PKO)への協力問題、消費税見直し法案などの懸案をめぐる与野党折衝が大詰めを迎える。政府・自民党はペルシヤ湾の機雷除去のための掃海艇派遣を優先させるため、PKO問題の決着を次期国会まで棚上げ、会期延長を見送る方針だ。

議員立法の形で法案を国会に提出。五月八日の会期末ぎりぎりに成立することになりそう。

その他の重要法案では、日米構造協議で焦点となった大規模小売店舗法改正案や暴力団封じ込めのための暴力団不当行為防止法案が成立の見込み。

注目の地価増徴法案は二十四日の参院本会議で可決、成立する運びとなったが、借地借家法案は今国会での成立は困難となった。

さらに老人保健法改正案、産業廃棄物処理法案や育児休業法案も継続審議と

なる公算が大きい。

### 「掃海艇派遣」

### 法相が慎重論

左藤法相は二十日、大阪市内で記者会見し、自衛隊の掃海艇派遣問題について、「安全性のほか、自衛隊法九十九条が拡大解釈できるのかといった点や、自衛隊が現在行っている訓練のための海外派遣をそのまま適用できるのかなど検討しなくてはならない」と述べ、自衛隊法との関連も含めて慎重に対処すべきだと考えを示した。

### 憲法抜きでの

### 論議は無責任

公明書記長は社説批判  
公明党の市川書記長は二十日、ペルシヤ湾への海上

4/21 産経 2面

公明党は二十三日の国会  
遣反対を正式に決める予  
対策委員会と三役会議で派  
定。

4/21 東京 (1)

# 26日にも掃海艇出航

## 政府「今回限り」声明発表へ

政府は二十日、海軍首相を中心として掃海艇派遣問題について最終的な調整をした結果、二十三日に行われる与野党党首会談を受けて同日または二十四日に安全保障会議、閣議を閉じ、派遣を正式決定、二十六日にも掃海艇をベルンヤ湾に出航させる方針を確認した。

【関連記事2、27面に]

政府内では二十六日に派遣を閣議決定する案もあったが、政府方針決定後、途中寄港地の了承を得るのに二、三日かかる首相が二十七日から東南アジア諸国連合(ASEAN)、池田防衛庁長官が二十八日から米國、カナダの調整で掃海艇派遣は首をそれぞれ訪問するため、首相らが日本にいる間にすべしとの手続きを終えた方がよいとの判断から日程を前倒した。

また、政府は派遣決定後、直ちに政府声明を公表し、内外に理解を求めるが、二十

4/21 東京 (通)

4/21 東京 (2)

# 『掃海艇』で揺れる社党

## 容認も台頭 根強い反対論 苦悩の執行部

掃海艇派遣を「容認」するのが「反対」なのかをめぐって、社会党内が揺れている。先在京幹部会では「現行法では反対」を再確認し、「明確な法的根拠を政府は責任もって国会に提起すべきだ」との中間取りまとめをした。これは法的根拠が示されれば容認するとも受けとれる。押し寄せる現実対応を求める波と、自衛隊の海外派遣反対という党の基本理念のはざまで、同党の苦悩は深い。

在京幹部会では「特別立法などで派遣を今回に限るなど、曲止めをして派遣してはどうか」「単に反対というだけでは法的根拠が示されれば容認する」との動きもある。前中戦の敗北を受け、現実的な対応が必要だという党内世論の高まりがある。十八日に同党議員有志六人が「特別立

法による派遣容認」を閣対幹部に申し入れたのもその一例だ。だが、反対論がそれ以上に根強いのも事実。在京幹部会でも「憲法上の矛盾をどう解消するのか」「従来の党の基本方針との関係をどう考えたらいのか」など、基本部分での疑義が最も強かったようだ。衆参両院の議員有志が「いかなる形でも派遣反対」と、二十三日にも執行部に申し入れようとの動きもある。

容認派もこうした党の基本問題となると、明確な説明はしにくいと、政治判断「国際情勢の變化」を支持し出すしかなく、説得力もやや弱く、消費税見直しで現実路線への転換を決めたようにはいかないのだ。

このため、中間取りまとめも、政府にケタを預けることに止め、党の判断は先送りした形に。「今までの議論で二正はなかった」「幹部」と、大きな前進を強調する声もあるが、他党からは「政府が現行法で派遣する」とを分かつたうえでの議論(公明党幹部)との冷ややかな見方もある。

社会党は安保・自衛隊の基本政策についても「ポスト冷戦時代」を踏まえて再検討する方針だが、二十三日の中執委で最終結論を出す予定の掃

# 自衛隊法に基づく派遣には慎重姿勢

左藤法相

左藤法相は二十日午前、大きな考えを示した。大阪府で記者会見し、海上自衛隊の掃海艇派遣問題について「九十億の貢献だけで済ます汗を流す努力をすべきだ」としながらも「法的問題と(自衛隊員の)安全の問題は残り、さらに検討すべきだ」と述べた。

さらに法相は「(避難民輸送のための)航空自衛隊機を飛ばす問題の際にもあったように自衛隊法の問題がある。自衛隊は専守防衛であり、訓練のための海外派遣の一環でできるかどうかの問題もある」と述べ、現行自衛隊法での掃海艇派遣に慎重であるへ

海軍問題がすすり決着がつかず、情勢にはまだないようだ。社党の論議は無責任 公明党書記長 公明党の市川書記長は二十日、ベルンヤ湾への海上自衛隊派遣問題に関連して「社会党が自衛隊の過激な合戦かの判断をしないまま、掃海艇派遣を、法改正すればいい」とか、眼いそとが議論していることは極めて無責任な態度だと厳しく述べ、社会党の姿勢を批判した。



北海道・石狩湾で機雷戦訓練を行う掃海艇「ふくえ」(手前)―20日午後1時ごろ

4/21 東京 (27)

# 派遣秒読み 掃海訓練

## 北海道 石狩湾 触発の機雷、緊迫処理

イラクによって敷設された機雷を処理するため、海上自衛隊掃海艇のペルシャ湾派遣が現実味を帯びるなか、北海道石狩湾で行われている海自掃海部隊の「機雷戦訓練」の模様が二十日、報道陣に公開された。

今月十五日から二十四までの日程で行われている同訓練には、横須賀、舞鶴、大湊、函館の各基地に所属する掃海艇八隻と機雷敷設艦「せうや」、P-3C対潜哨戒機など航空機十九機が参加。小樽津浦合「十」に敷設された六十個の訓練機雷を取り除き、幅一キロの安全な航路帯を開くのがテーマ。

気温三度、みぞれ混じりの寒風をついて、各掃海艇は海中の訓練機雷をソナーで探知。チェーンで海底に固定された保線機雷や、海底に沈み船舶の磁気、水圧、音波で起爆する沈底機雷を掃海員を使い次々に浮上させ揚収した。

防衛庁海上幕僚監部は「ペルシャ湾派遣に備えたものではなく、定期的な訓練」と説明しているが、さる十六日には池田防衛庁長官が佐久間海上幕僚長に事案上の準備指令を出すなど、派遣は「一秒読み段階」とも、それだけに、隊員の間には緊張感が漂う。

4/21 東京 27面

ペペラン海曹(下士官)の艇が無補給で航行できるのは一人は「五百」足らずの掃海「せいせい」五日、護衛艦と違つ

て洋上補給も不可能。ペルシャ湾まで途中の港に寄って補給しながら一カ月の道のりを航海しなければならぬ」と話す。

ある幹部は「ペルシャ湾の水温や潮流、水深など、掃海に不可欠なデータが全く不明。出動するにしても、十分な事前調査が必要になる」と語った。

23 AB 18

J3A350 AB 18

政

108

17行

〔「掃海艇派遣」関係〕

◎掃海作業は公海で—安保室長

米山内閣安全保障室長は二十三日開かれた自民党政調審議会で、ペルシヤ湾への掃海艇派遣問題に関し①掃海艇の機雷除去作業はサウジアラビアの要請に基づき、防衛庁長官の指揮下で行われる②除去作業を行う海域は、原則として公海に限られる—との見解を明らかにした。

また、坂本官房長官は「相手国が紛争中でも、要請があれば掃海艇を派遣するのか」との質問に対し、「今回は相手国が平時の状態なので要請に応じたということだ」と述べた。

(了)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-016

大 政事外外儀官  
大務務 典房  
次次 審審長長  
臣秘官官審審長長  
北経環外査総 博代  
大大ア 察括表  
使使大研審審  
総口対文会厚情オ  
察人團在儀警史

総 番 号 R088982

主 管

月 30日  
平成 3年 5月 1日

トルコ 発  
本 省 着

近 1

外 務 大 臣 殿

仙 石 大 使

わが国そう海てい派遣

第429号

往電第402号に関し

26日より30日までの当地トルコ紙においては本件に関する報道は一切見られないが、27日付TDN（英字紙）のみがAP電をキャリーするかたちで、26日のそう海てい出発の模様、反対グループの声、そう海てい派遣に関する読売新聞の世論調査結果、ナカソネ元首相、海部総理の談話等を写真付で掲載している。（了）

外報官	参報際内外
文長	審一二
長	参政保对旅外
長	審地中東 参北東西
北米長	審一二保地
中南長	参一二
欧長	審西ソ洋 西東
長	参〇〇アア 二二
長	次総経途博 審経漁国 経工国 安ネ二
長	審海   審準
経協長	審政国開無 参調技有理
条長	審条協規
国長	審政経人 参軍社
科審	科原
情調長	参信研調 企図

取扱注意

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-031

紙封

大 政事外外儀官  
大務務 典房  
次次 審審長長  
臣秘官官審審長長  
北経環外査総 博  
大大了 察括 代  
使使大研審審 表

総 番 号 R090136

主 管

月 2日  
平成 3年 5月 2日

フィリピン 発  
本 省 着

近 1

外 務 大 臣 殿

後 藤 大 使

対文会厚情オ  
察人 在儀警史

わが国そう海ていの派遣 (対プレス対応)

外報官	参報際内外
文長	審一二
長	参政保对旅外
長	地中東 北東西
北米長	審一二
中南長	参二
欧長	審西の洋 西東
了長	アア 一二
経長	次総経途博 審経漁国 経工国 安ネ二
	審海   審準
経協長	審政国開無 参調技有理
長	審条協規
国長	審政経人 参国社
科審	科原
情調長	参情仍調 

第855号 (取扱注意) 大至急

(以下FAX送信 MA1074-02)

取扱注意

○ CIVIL RELATION SERVICE, 電話 721-9001 内線 5602, 709-323, ○

MA1074-1

基地内

三六〇字

1. 掃海艇入港予定の2-12-7海軍基地に  
 比國軍駐在  
 掃海艇コントロール下にある。掃海艇取  
 扱常備省は同基の公報部(PUBLIC AFFAIRS  
 SECTION)に對して直接申請するに決定した  
 ことである(既に担当官の当地事務所宛に  
 申請済)。2日、当地ラジオ局長より  
 本社外信部より以下連絡あり、以上。本  
 党関係照会終了。

「取扱い可。希望省は現地大使館に申請す  
 べし。取扱は4日の午前(入港風景)と  
 午後(掃海艇取扱)の2回、取扱要領は現地  
 に説明する。」

2. 上記ラジオ局長外信部からの連絡は、如何  
 なるソースに基いたものであるか不明なため、本邦  
 導から掃海艇取扱の取扱い終了の連絡は関係  
 省の「上記情報に基いた当館に7-7日-4日  
 (当館が直接にプレスに)」  
 があること、冒頭の次序の通り、~~本邦~~  
 関係照会終了。右事情を照会。露アヲ

GB-3

外務省

上記取扱いに於いて、平均一般的取扱い以上のことを要する場合は、  
 7/18

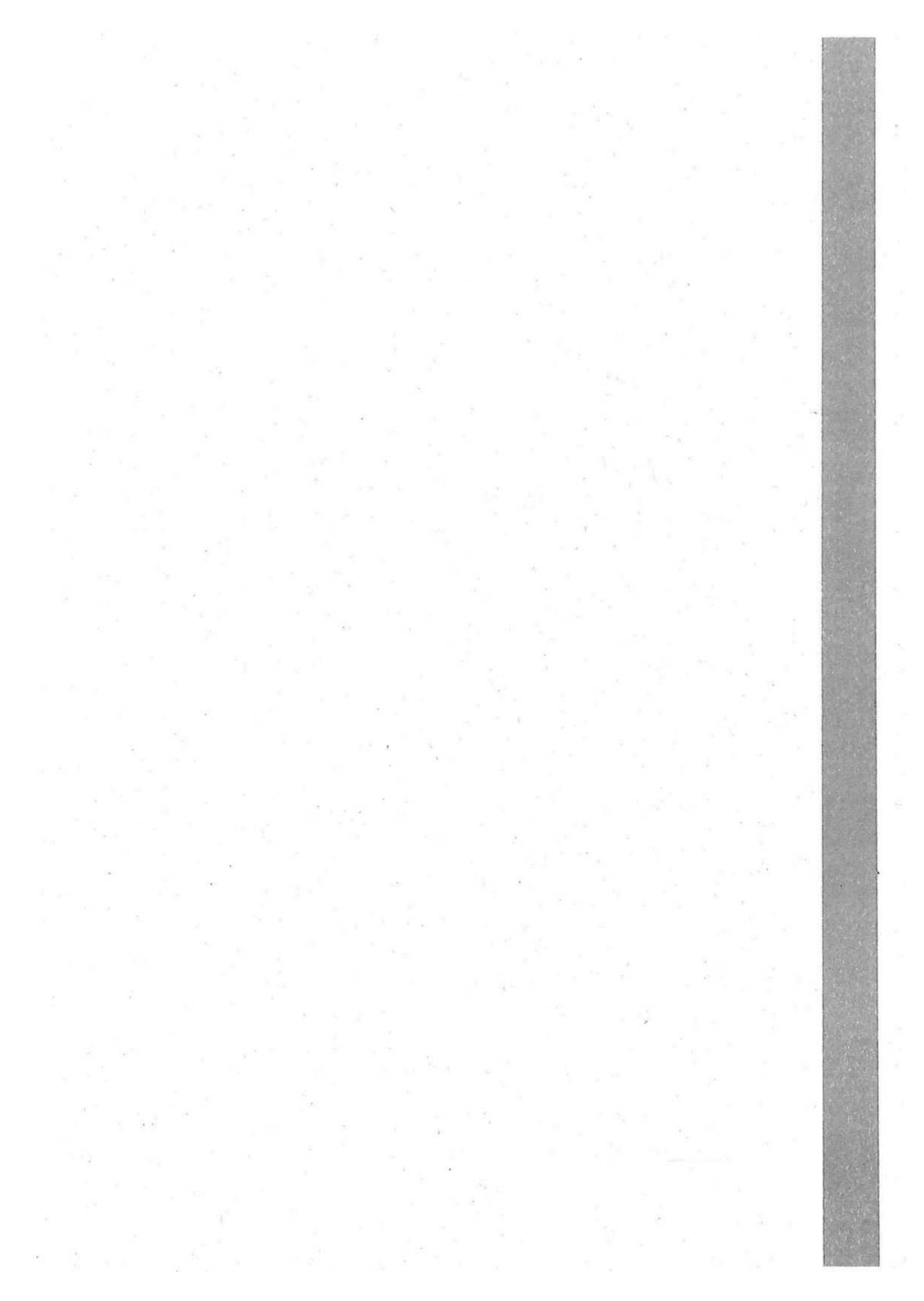
取扱注意

MA1074 2

(三六)季

7月1日付南行の通報欄に記入。

(3)



午後8時以降受付往電案

秘  
無期限

FAX 平成

\*総第 036640号001公館宛 GM5988-02  
\*昭和 4年 12月 日  
21 1時 2分 秒受付  
暗 略

電 信 案

電信課長 大臣 秘書官 政務次官 事務次官 小知田外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アジア局 審議官 参事官 南東アジア二課長 地域調整官 首席事務官	※発電係 1 起案 昭和3年4月9日 起案者 森下 電話番号 2444
	協議先 文化第一課長 ソンサイエト連邦課長 中近東二課長 宮原 国際機関第一課長 開発途上地域課長 政策課長 (経)総務参事官 国連政策課長 人権難民課長 地域政策課長 南東アジア一課長 中国課長 北東アジア課長	

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在	フィリピン	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名	総理のASEAN諸国訪問(首脳会談議題等)			
主管・文書記号	※電番	大至急	至急	パターン・コード
ア東2	第374号	普通	(優先処理)	
転電 転送 転報	※転電番号	大至急	至急	普通 (優先処理)
		大使・総領事あて		
※				

03664028 優先 FUIRIPIN F電

GB-1 外務省 回覧番号

(※印欄内は電信課記入) (昭和六二・一〇・六改正)

海部総理貴地訪問の際の首脳会談の議題、とり進め方等については、1月の準備作業の際のやりとりを踏まえ、我が方の考え方は以下の通りにつき、先方に申し入れの上、結果至急回電ありたい。

## 1. 議題案

### I. 国際情勢

1. 最近のアジア・太平洋情勢全般 (注) (日)
2. インドシナ政策及びカンボディア問題 (日)
3. 湾岸情勢 (比)

### II. 国際経済問題 (日)

(ロンドン・サミットへの対応、アジア・太平洋経済協力、ウルグァイ・ラウンド等)

### III. 二国間関係 (比)

(二国間関係全般、経済関係、経済協力等)

(注) 基本的に欧州における大きな変化、湾岸情勢等を踏まえた、アジア・太平洋地域の情勢認識(安全保障面を含む)、今後の政策につき意見交換を行い、また、中国関係、朝鮮半島情勢、米国、ソ連関係(含むゴルバチョフ大統領の訪日)等についても適宜この項目で意見交換を行う。

## 2. 時間、とり進め方

(1) 我が方としては、1月に予定していたのと同様、議題I. は小人数会合、議題II. III. は全体会合としたい。(具体的出席者については別途協議するも、人数については1月に合意した数と同程度を想定)。

(2) 時間については、小人数会合(45分)、全体会合(45分)、計1時間30分程度としたい。

(3) 各議題のリード・オフについての考え方は上記1. の( )内の通り。

(了)

午後8時以降受付往電案

秘  
無期限

※第 6638号001公館宛 GM5986-02

※昭和 4年 12月 日  
21 14時 2分 秒受付

暗 略

FAX

電 信 案

電信課長

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 小知田外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アジア局長 審議官 参事官 南東アジアオ二課長 地域調整官 首席事務官	※発電係 1 2 起案 昭和3年4月9日 起案者 森下 電話番号 2444
協議先 文化第一課長 ソソヴィエト連邦課長	中近東オ一課長 中近東オ二課長 富田 関係課長 開発途上地域課長	政策課長 地域政策課長 南東アジア一課長 中国課長 北東アジア課長 国連政策課長 人権難民課長 (経)総務参事官

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 マレーシア	大使 総領事 あり	外務大臣 発
件名 総理のASEAN諸国訪問(首脳会談議題等)		
主管・文書記号 了東2	※電番 第268号	大至急 普通 (優先処理) 至急
転電 転送 在 転報	※転電番号 大 使・総領事あり	大至急 至急 普通 (優先処理)
※		
03663824	優先 MAREISIA	F電

GB-1

外務省

回覧番号

(※印欄内は電信課記入)

(昭和32年11月25日)

海部総理貴地訪問の際の首脳会談の議題、とり進め方等については、1月の準備作業の際のやりとりを踏まえ、我が方の考え方は以下の通りにつき、先方に申し入れの上、結果至急回電ありたい。

## 1. 議題案

### I. 国際情勢

1. 最近のアジア・太平洋情勢全般 (注) (日)
2. インドシナ政策及びカンボディア問題 (日)
3. 湾岸情勢 (マ)

### II. 国際経済問題 (日)

(ロンドン・サミットへの対応、アジア・太平洋経済協力、ウルグァイ・ラウンド、東アジア経済圏構想等) (但し、E A E Gはマ側リード・オフ)

### III. 二国間関係 (マ)

(二国間関係全般、東方政策、経済関係、経済協力等)

(注) 基本的に欧州における大きな変化、湾岸情勢等を踏まえた、アジア・太平洋地域の情勢認識(安全保障面を含む)、今後の政策につき意見交換を行い、また、中国関係、朝鮮半島情勢、米国、ソ連関係(含むゴルバチョフ大統領の訪日)等についても適宜この項目で意見交換を行う。

## 2. 時間、とり進め方

(1) 我が方としては、1月に予定していたのと同様、議題I. は小人数会合、議題II. III. は全体会合としたい(具体的出席者については別途協議)。

(2) 時間については、小人数会合(45分)、全体会合(45分)、計1時間30分程度としたい。

(3) 各議題のリード・オフについての考え方は上記1. の( )内の通りであるが、「マ」側の意向が「マ」首相のリードにより自然に話し合いを進めていくということであれば、基本的に異存はない。但し、東アジア経済圏構想については当方随行者が幅広く関心を有している問題であり、全体会合においても国際経済上の問題として意見交換が行われることを希望している。

午後8時以降受付往電案

秘  
無期限

※納簿 6639号001公館宛 GM5987-02

FAX

※昭和 4年 12月 日  
21 1時 分 抄受付

略 略

電 信 案

電信課長

大臣 秘書官  
政務次官  
事務次官  
小知田外務審議官  
外務審議官  
官房長

主管

アジア局長  
審議官  
参事官  
南東アジア二課長  
地域調整官  
首席事務官

※発電係

1 2

起案

昭和 3年 4月 9日

起案者

電話番号

森下

2444

協議先

文化第一課長

ソサイエト連邦課長

中近東一課長

中近東二課長

国際関係一課長

開発途上地域課長

政策課長

(経)総務参事官

国連政策課長

人権難民課長

地域政策課長

南東アジア一課長

中国課長

北東アジア課長

在 シンガポール

大使 総領事

あて

外務大臣 発

件名

総理のASEAN諸国訪問(首脳会談議題等)

主管・文書記号

ア東2

※電番

第179号

大至急

普通

至急

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在

転報

※転電番号

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

03663937 優先

SINGAPOORU

F電

GB-1

外務省

回覧番号

(昭和六二・一〇・六改正)

午後8時以降受付往電案

※総第 042008号008公館宛

平成平成 3年 4月 26日  
21時 28分 33秒受付

電 信 案

電信課長

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 外務報道官 報道・広報担当参事官 国際報道課長 首席事務官	※発電係 1 2 起案 平成 3年 4月 26日 起案者 電話番号 石川 3181
	協議先 下 経総参 下 地政長 下 南東アジア1長 下 南東アジア2長 下 近1長	

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 別紙 8公館	大使 総領事 へ	外務大臣 発
件名 海部総理のASEAN訪問 (事前広報：ウォール・ストリート・ジャーナル 総理書面インタビュー)		
主管・文書記号 報 際	※電番 △ 合第8123号	大至急 至急 (優先処理) 普通
転電 転送 在 転報	※転電番号 大使・総領事へ	大至急 至急 普通 (優先処理)
26日 海部総理は今次アセアに訪問の由、ウォール・ストリート・ジャーナル 東京支局に付し、書面インタビュー(5問)に応じたところ、右回答文及び英訳文を貴館参考まで別FAX信にて送付する。		
※アセア・ウォール・ストリート・ジャーナル 及び、ウォール・ストリート・ジャーナルに所収の次を回答有り。		
香港及びNYにかいては、		
04200829 優先	INDONESIA	等008 漢
GB-1	外務省	回覧番号

海部総理貴地訪問の際の首脳会談の議題、とり進め方等については、1月の準備作業の際のやりとりを踏まえ、我が方の考え方は以下の通りにつき、先方に申し入れの上、結果至急回電ありたい。

## 1. 議題案

### I. 国際情勢

1. 最近のアジア・太平洋情勢全般 (注) (日)
2. インドシナ政策及びカンボディア問題 (日)
3. 湾岸情勢 (シ)

### II. 国際経済問題

(ロンドン・サミットへの対応、アジア・太平洋経済協力、ウルグァイ・ラウンド等) (日)

### III. 二国間関係

(二国間関係全般、経済関係等) (シ)

(注) 基本的に欧州における大きな変化、湾岸情勢等を踏まえた、アジア・太平洋地域の情勢認識(安全保障面を含む)、今後の政策につき意見交換を行うが、中国関係、朝鮮半島情勢、米国、ソ連関係(含むゴルバチョフ大統領の訪日)等についても適宜この項目で意見交換を行う。

## 2. 時間、とり進め方

(1) 我が方としては、議題I. は小人数会合、議題II. III. は全体会合としたいが、「シ」側の意向がやはり2つに分けるのに反対ということであればそれに従いたい(具体的出席者については別途協議するも、人数については1月に合意した数と同程度を想定)。

(2) 時間については、小人数会合(45分)、全体会合(45分)、計1時間30分程度としたい。

(3) 各議題のリード・オフについての考え方は上記1. の( )内の通りであるが、「シ」側の意向がリード・オフを特に定めないということであればそれで差し支えない。

# 在外公館発電宛先一覧表

大代 108  
 領 6  
 65  
 2  
 (別館) 1  
 (GE) 10

182公館  
 176公館

平成3年1月24日

電信用

全在外公館宛	駐在官事務所(領)を除く全公館	182公館
	駐在官事務所(領)、併設の総領事館(領)を除く全公館	176公館

◎アジア地域 (33)	ホノルル 総	オーストラリア 大	ニュー・ジーランド 大
イタリヤ 大	ロス・アンジェルス 総	オランダ 大	オークランド 総
カタル 大	カナダ 大	ギリシャ 大	バプア・ニューギニア 大
ホンベイ 大	ヴァンクーヴァー 総	スイス 大	(ポートモレスビー 総)
マドラス 大	ウイニペグ 総	スウェーデン 大	フィジー 大
インドネシア 大	エドモントン 総	スペイン 大	
(ジャカルタ 総)	トロント 総	バルセロナ 総	◎中近東地域 (16)
ウジュン・パンダン 総	モントリオール 総	ラス・パルマス 総	アラブ首長国連邦 大
スラバヤ 大	国 通 代	ソウル 大	イエメン 大
メダン 大	◎中南米地域 (32)	ナホトカ 総	イスラエル 大
ヴェトナム 大	アルゼンティン 大	レニングラード 大	イラク 大
シンガポール 大	ヴェネズエラ 大	チェコスロヴァキア 大	イラン 大
スリランカ 大	ウルグアイ 大	デンマーク 大	オマーン 大
タイ 大	エクアドル 大	デュッセルドルフ 総	カタール 大
大韓民国 大	エルサルバドル 大	ハンブルグ 総	クウェイト 大
山 大	キューバ 大	フランクフルト 総	カタール 大
州 大	グアテマラ 大	ベルリン 総	カタール 大
上海 大	コスタリカ 大	ベルリン 総 (別館)	カタール 大
バー 大	コロンビア 大	ミュンヘン 総	カタール 大
バネスタン 大	ジャマイカ 大	ノールウェー 大	カタール 大
カラチ 大	スリナム 大	ハンガリー 大	カタール 大
バンガラデシュ 大	チリ 大	フィンランド 大	カタール 大
フィリピン 大	ドミニカ (共) 大	仏 大	カタール 大
(マニラ 総)	トリニダード・トバゴ 大	マルセイユ 大	カタール 大
ブルネイ 大	ニカラグア 大	ブルガリア 大	カタール 大
マレーシア 大	ハイチ 大	ベルギー 大	カタール 大
ベナン 大	パナマ 大	ポーランド 大	カタール 大
コタ・キナバル 領	パラグアイ 大	ポルトガル 大	カタール 大
ミャンマー 大	エンカルナシオン 領	ユーゴスラヴィア 大	カタール 大
モンゴル 大	ブラジル 大	ルーマニア 大	カタール 大
オース 大	クリチバ 大	ルクセンブルグ 大	カタール 大
港 大	サンパウロ 大	英 (ロンドン 総)	カタール 大
	ベレーン 大	エディンバラ 大	カタール 大
	ポルトアレグレ 大	府 代	カタール 大
	マナオス 大	(ジュネーブ 総)	カタール 大
	リオ・デ・ジャネイロ 大	軍 代	カタール 大
	レシフェ 大	E.C.D. 代	カタール 大
	ベルー 大	O.E.C.D. 代	カタール 大
	(リマ 総)	ウイーン 代	カタール 大
	ボリヴィア 大		カタール 大
	ホンデュラス 大	◎大洋州地域 (11)	カタール 大
	メキシコ 大	シドニー 大	カタール 大
	◎欧州地域 (45)	バー 大	カタール 大
	アイルランド 大	ブリスベン 大	カタール 大
	イタリア 大	メルボルン 大	カタール 大
	ミラノ 大	ソロモン 大	カタール 大
	ヴァチカン 大		カタール 大

(注：×印は一時閉鎖)

駐在官事務所 (10) ( ) 内表示は領公館

デンバサル (スラバヤ 総) ※	チエンマイ (タイ 大) ※	済州 (韓国 大) ※	グバオ (フィリピン 大) ※
サイパン (アガナ 総) ※	サンタクルス (ボリビア 大) ※	クライストチャーチ (NZ 大) ※	アデン (イエメン 大) ※
		アレキサンドリア (エジプト 大) ※	ケプタウン (プレトリア 総) ※

- (注) 1. 宛先は、公館名右□に赤○印を付して表示する。  
 2. ( ) 内表示は大使館内所在の総領事館  
 3. 駐在官事務所は、「全在外公館宛」の宛先には含まれない。但し、必要な際はその旨表示する。  
 4. ※印は漢字印刷機未設置公館  
 5. ■■■■■■■■ は高デ公館

# FAX信

午後5時以降は受付不可

※総第 042010号008公館宛 GM7825-11

平成 3年 4月 26日  
21時 31分 23秒 受付

## 電 信 案


電信課長	大臣 秘書官	主管 外務報道官	※発電係 1 <u>  </u> 2 <u>  </u>
	政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	外務報道官 報道・広報担当参事官 国際報道課長 首席事務官	起案 平成 3年 4月 26日 起案者 電話番号 石川 3181
協議先			

FAX

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 別紙 8 公信	大使 総領事 あり	外務大臣 発
件名 海部総理のASEAN訪問 (事前広報：ワイルド・ストリート・ジャーナル 総理幸角仁マキラー)	主管・文書記号	※電番
報 際	FAX信	大至急 普通 (優先処理) 至急
転電 転送 在 転報	※転電番号	大至急 至急 普通 (優先処理)
行電報際合才 △ 8/23 号 別電 FAX信		
※		
04201033 優先	INDONESIA	等008 F信
GB-1	外務省	回覧番号

(八〇字)

(※印欄内に付録記載)

(Eメール)

1. 貴総理は、米国を排除する「東アジア経済圏」構想（E A-E G）の主導権を日本が握るべしとの声が東南アジア諸国より上がっている時に、東南アジア諸国を訪問される。日本は、これまでこの構想に対し、冷やかであったが、最近軟化しているとの徴候もある。現在の日本政府の同構想に対する立場如何。もし日本の立場が、基本的には未だに冷やかであるならば、東南アジア諸国の指導者に対し日本側の立場説明のために如何なる議論を展開されるつもりか。

1. 私は、この構想の具体的内容については、GATTとの整合性、ASEAN・AP ECとの両立性等が重要であると考えており、今回の訪問を機会にマハディール首相より良くお考えを聞きたいと考えている。いずれにせよ、如何なる構想であれ、開かれた協力を目指すものであることが重要であることはいうまでもない。他方、マレーシアが自国を含む、東アジア諸国が、自由貿易体制の中で急速な経済発展をしてきた中で現在のウルグアイ・ラウンドの先行き不透明感、EC市場統合や北米自由貿易協定の動き等について将来の世界経済のあり方につき懸念を抱かれているとすればその点は心情的に理解。

2. アジア地域が引き続きダイナミックな経済活動を遂げていくためには、多角的自由貿易体制の維持・強化に向けて、進行中のウルグアイ・ラウンドの成功のため、ASEAN諸国をはじめとするアジア諸国も全力をつくすことが何よりも重要。

3. 私は、今般のASEAN諸国を訪問する際には、マハディール首相をはじめ、ASEANNの首脳と会い、開放的な自由貿易体制の維持・強化のため、我が国が如何なる役割を果たせるのか、また、彼らが如何なるビジョンを持っているのか等につきじっくり意見交換することを希望。

2. 日本は、ベルシャ湾への掃海艇派遣を決定するとの方向に動いているようである。もし、日本がこれを実施することになれば、一部のアジア諸国の人々に懸念を抱かせることになり、また、仮に実現しないということであれば、他で問題になる。日本は、国際問題解決に向け単に「資金」のみならず、それ以上のものを寄与し、かつアジアの近隣諸国が「脅威」と見なすことは何もしないということのアセアン諸国指導者に示すため如何なる説明を行うつもりか。

1. 今回の掃海艇の派遣は、正式停戦が成立した状況の下でベルシャ湾に於る船舶の航行の安全を確保するための措置であり、専守防衛の日本の基本的防衛政策の変更を意味するものではない。我が国が他国に脅威を与えるような軍事大国になることはありえず、平和国家の理念を将来にわたって堅持することは、日本国民全体が共有するもの。

2. 昨年8月の湾岸危機発生以来、日本政府は平和の回復のために、資金面のみならず、人的側面においても、積極的な貢献を実現すべく、できる限りの努力をしてきたところであり、今回の派遣もその一環。

3. 私は、ASEANをはじめとするアジア諸国の多くから、こうした我が国の方針、立場に理解を得ることが出来たのは、今次派遣が船舶の安全航行の確保および被災国の復興という平和的、人道的な目的を有する我が国の人的貢献策として受け入れられたことに加え我が国がアジア・太平洋地域の繁栄のために真摯に努力していることに対して、正しい評価を得たことの表れと考えている。今次ASEAN歴訪においても首脳レベルで、自分から我が国の平和国家としての決意を十分説明する考え。

3. 日本のアジアの非共産諸国との貿易赤字はここ数か月大幅に拡大している。その要因のいくつかは、機械や資本財の輸出増であり、長期的には東南アジア諸国の輸出増加を可能にする日本の投資の必然的結果である。しかしながら、同地域においては、日本が将来アジアからの多量の製品輸出を本当に吸収するのかどうかにつき懸念を有する向きもある。かかる懸念に対し、如何に説明される予定か。

1. 我が国は、従来よりアジアの一国として、アジアの経済開発を支援してきており、政府開発援助もASEANを中心とするアジアが最重要地域。この結果、ASEANを中心にアジアの多くの国で経済が大きく発展していることは、私の喜び。

2. こうしたアジアの経済発展の中で、この地域の経済構造も変革を遂げている。例えば、近年我が国のASEAN諸国からの製品輸入は着実に増加し、1990年は前年比10億ドルの増加。また、製品輸入比率も同年には26%に達し、5年間で16ポイントの増加となり、日・ASEAN間の貿易構造は着実に転換しつつある。

3. 今後ともかかる傾向が維持され、日・ASEAN間の水平分業が更に促進される事を期待しており、アジア・太平洋地域のバランスある経済成長のために域内諸国とともに努力していく考え。

4. 日本政府は、タイにおける最近のクーデターにつき何等批判を行っておらず、また日本のオピニオン・リーダーの何人かは、タイにおけるクーデターは通例であり、時として政府交替の有益な方法であるとの見解を表している。貴総理は、これらのオピニオン・リーダーの見解に同意されるか。貴総理は、今次訪問でタイもしくは他の国で、本件に関し、日本は、民主主義と人権はアジア諸国が目指すべき価値観と信じているといった発言を行われる予定か。

自分はクーデターという手段によって政権交替が行われることは、それが何処であるにせよ、民主主義の原則に反するものであり、残念であると考え。他方、今回のタイの事態は無血かつ暴力を用いることなしに行われ、その収拾が暫定憲法の制定やアナン内閣の成立という形で推移していることはそれなりに今後希望をつなぐことを可能にするものではないかと見ている。

いずれにせよ、今回の訪タイにおけるアナン首相との会談においては、総選挙の実施に至る民政移管のプロセスの重要性とタイの経済、外交政策の継続性につき、アナン首相自身のお考えを直接伺いたいと考えている。

5. 日本企業は、越に事務所を開設し、同国と貿易を行っているが、製造業や他の生産施設等への大きな投資は、殆ど行っていない。ある越政府高官は、ウォールストリートジャーナル紙とのインタビューにおいて（別添記事参照）、これは、日本政府が、対越投資につき「黄信号」を出しながら、米国が禁輸政策を停止するまで「青信号」を出すことを拒否しているからであると不満を述べている。同越政府高官による日本政府の政策の性格付けに同意されるか、もしそうでなければ、日本政府の政策は何か。今次訪問において、越の経済発展に関する問題が取り上げられると予想されるか、そうであれば、如何に答えられる予定か。カンボディア情勢につき何か新たな発言をされる予定か

1. 我が国は、越を東南アジアの平和と安定の鍵を握る重要な国の一つと認識しており、かかる見地から越が真に建設的な役割を果たすよう励ますことが大切と考えている。具体的には、カンボディア問題の発生以来、人道的援助等一部の例外を除いて対越援助の実施に制約を課してきているが、人物交流や政治対話は強化してきており、昨年10月にはグエン・コー・タック外務大臣を政府の賓客として日本に招待した。日越関係は、新たな時代を迎えようとしている。我が国としては、日越両国が他の関係国と共に協力してカンボディア問題の包括的政治解決を実現することが重要と考えており、右が、ひいては日越関係のいっそうの発展につながることになるとの立場。なお民間レベルの対越貿易、投資関係はそれぞれの企業の判断の問題である。

2. 今次ASEAN訪問に当たっては、現在最終局面にあるカンボディア問題、及び将来のインドシナとASEAN諸国間の協力のあり方につき、各国首脳と意見交換を行いたいと考えている。また自分としては、近い将来のインドシナの発展を考えると、我が国がASEAN諸国と協力して、インドシナをアジアのダイナミックな経済発展に組み入れていくことに寄与していくことがこれからの重要な課題と考えている。

1.

You are traveling to Southeast Asia at a time when voices from that region are calling on Japan to lead an East Asian Economic Grouping that would exclude the U.S. Japan has been cool to this idea but recently there have been some indications of warming. Could you please explain Japan's current position on the EAEG? If the position is still essentially cool, what argument will you offer in Southeast Asia to persuade leaders there of the correctness of your views?

I believe it is important that this idea be, for example, consistent with GATT and reconcilable with ASEAN and APEC, and I expect this trip to Southeast Asia will be an excellent opportunity to listen to what Prime Minister Mahathir thinks. In any initiative such as this, it is crucial that it aim at cooperation open to the world. And of course, I can understand how Malaysia, seeing the rapid economic development it and the other East Asian countries have achieved under the multilateral free trading system, might be concerned about the future of the world economy with the uncertainty about the GATT Uruguay Round and the moves to regional economic integration such as EC integration and the North American Free Trade Agreement.

In any case, the primary imperative, if the Asian region is to continue to enjoy dynamic economic growth, is for the ASEAN and other Asian countries to make the maximum effort possible to ensure that the Uruguay Round is successfully concluded and that the multilateral free trading regime is maintained and strengthened.

During my visit to Southeast Asia, I hope to meet with Prime Minister Mahathir of Malaysia and other ASEAN leaders for an in-depth exchange of views on what Japan can do and what, specifically, they have in mind for maintaining and strengthening the multilateral free trading system.

GM7825

8

2.

Japan seems to be inching closer to a decision to send minesweepers to the Gulf area. This is a step that will concern some people in other Asian countries if you decide to go ahead with it -- and concern others if you decide not to. What rationale will you offer to your hosts to show that Japan is contributing more than just money to the solution of international problems but is not doing anything that its neighbors should view as threatening?

The dispatch of the minesweepers is intended to ensure safety of navigation in the Gulf now that a formal cease-fire has been achieved, and it does not mean any change in Japan's basic defense policy of taking an exclusively defense-oriented posture. Japan is not going to become a military power which might threaten other countries, and the Japanese people are unanimously and firmly resolved to adhere steadfastly to our basic tenet of being a nation of peace.

Japan has made every possible effort since the outbreak of the Gulf crisis last August to contribute to the restoration of peace, including not only our financial contributions but also our contributions of personnel as well. The dispatch of minesweepers is part of this effort.

I believe that the fact that most of the ASEAN and other Asian countries have indicated understanding of this Japanese position and policy is an indication that they realize that this is intended as a Japanese contribution of personnel for peaceful and humanitarian purposes to secure navigational safety and to help in the restoration of countries damaged during the crisis, and that they have correctly assessed the good-faith efforts that Japan has been making over the years for peace and prosperity in the Asia-Pacific region. I intend, in my talks with Southeast Asian leaders, to fully explain Japan's resolve as a nation of peace.

GM7P25

3.

Japan's trade deficit with non-Communist Asia has been widening significantly in recent months. Some of this represents increased shipments of machinery and other capital goods and is thus merely the inevitable result of Japanese investment that will in the long run enable Southeast Asian countries to increase their exports. Still, there remains concern in the region over whether Japan will be genuinely willing in the future to absorb much larger quantities of manufactured imports from Asia. How if at all do you plan to address this concern?

An Asian nation itself, Japan has long supported Asian economic development, and ASEAN and the rest of Asia is one of the top-priority areas for our official development assistance (ODA). I am pleased to see that the result has been very strong economic growth in the Asian countries and particularly in the ASEAN countries.

With such economic growth in Asia, there have also been changes in the region's economic structure. For example, there has been a steady increase in Japanese imports of manufactured goods from the ASEAN countries in recent years, which increase amounted to \$1 billion in 1990. At the same time, manufactured goods accounted for 26% of Japan's total imports from the ASEAN countries that same year, up 16 percentage points from five years ago. It is clear that the composition of trade between Japan and ASEAN is changing.

I fully expect these trends to continue and for Japan and ASEAN to develop a horizontal division of labor. Japan is, I assure you, working with its neighbors for balanced economic development in the Asia-Pacific region.

GM7825

4.

10

The Japanese government made no criticism at all of the recent coup in Thailand, and some Japanese opinion leaders have expressed the view that coups in Thailand are rather normal, often beneficial ways of changing governments. Do you share the view of these opinion leaders? Do you plan to say anything, either in Thailand or anywhere else on your trip, that would suggest that Japan believes democracy and human rights are values that Asian nations should be striving for?

A change in government by a coup, wherever it may take place, does not comply with the principle of democracy and is regrettable. This having been said, I was relieved that the coup was non-violent and bloodless, and I am encouraged by the fact that it has moved smoothly to the promulgation of a provisional Constitution and the installation of the Anand Cabinet, since I think this offers hope for the future.

I feel that my visit to Thailand and my talks with Prime Minister Anand Panyarachun will be an excellent opportunity to ask the Prime Minister himself about the process of transferring power following the holding of elections, as well as about the continuity in in Thai economic and foreign policy.

5.

Japanese companies are setting up offices in Vietnam and trading with that country but still have made few significant investments in manufacturing or other productive facilities there. A Vietnamese senior official, in an interview with this newspaper, has complained that this is because the Japanese government, while giving its companies a "yellow light" to invest, refuses to give them a "green light" until the U.S. drops its embargo. Do you accept his characterization of Japanese policy -- and if not, what is the real policy? Do you expect the question of Vietnam's economic development to come up during your trip, and what do you plan to say about it? Will you have anything new to say about the Cambodian situation during the trip?

Japan recognizes that Vietnam is one of the important countries holding the key to peace and stability in Southeast Asia and considers it important to encourage Vietnam to play a truly constructive role. Specifically, although we have been curtailing our aid to Vietnam, except for humanitarian aid, since the outbreak of the Cambodian conflict, we are working to expand personal contacts and to strengthen the political dialogue, and Foreign Minister Nguyen Co Trach visited Japan last October as a guest of the government. We are, I hope, moving toward a new era in Japan-Vietnam relations. I believe it is important that Japan and Vietnam cooperate, together with the other countries concerned, with a view to achieving a comprehensive political settlement in Cambodia, and I trust that this will, in turn, lead to further development in the Japan-Vietnam relationship. Trade and investment by the private sector is a matter for each company involved.

During my visit to the ASEAN countries, I hope to talk with the leaders there about the Cambodian peace process, now in its final stages, and about how they see future cooperation between the Indochinese and ASEAN countries. Personally, I consider it of great importance for Japan to cooperate with the ASEAN countries for the development of Indochina and to contribute to the integration of Indochina into dynamic Asian economic development.

(3)

# 在外公館発電宛先一覧表

大代 108  
 総領 65  
 領 2  
 (別館) 1  
 (駐) 10  
 182公館  
 平成3年1月24日

電信用

全在外公館宛	駐在官事務所(0)を除く全公館	182公館
	駐在官事務所(0)、併設の総領事館(6)を除く全公館	176公館

◎アジア地域 (33)	ホノルル 総	オーストラリア 大	ニュー・ジーランド 大
イロニオン 大	ロス・アンジェルス 総	オーストラリア 大	オークランド 総
カルカタ 総	カマナ 大	ギリシヤ 大	バプア・ニューギニア 大
ボンベイ 総	ヴァンクーヴァー 総	スイス 大	(ポートモレスビー 総)
マドラス 総	ウィニペグ 総	スウェーデン 大	フィジー 大
インドネシア 大	エドモントン 総	スベライオン 大	
(シンガポール 総)	トロント 総	バルセロナ 総	◎中近東地域 (16)
ウジュン・パンダン 総	モントリオール 総	ラス・バルマス 総	
スラバヤ 総	国 連 代	ソ連 大	アラブ首長国連邦 大
メダン 総	◎中南米地域 (32)	ナホトカ 総	イエメン 大
ヴィエトナム 大	アルゼンティン 大	レニングラード 総	イスラエル 大
シガタ 大	ヴェネズエラ 大	チェコスロヴァキア 大	イラク 大 X
スリランカ 大	ウルグアイ 大	デンマーク 大	イラン 大
タイ 大	エクアドル 大	独 大	オマーン 大
大 韓 民 国 大	エル・サルヴァドル 大	デューセルドルフ 総	カタール 大
釜 山 大	キューバ 大	ハンブルグ 総	クウェイト 大 X
国 大	グアテマラ 大	フランクフルト 総	サウジアラビア 大
州 大	コスタリカ 大	ベルリン 総	ジュッダ 総
上海 大	コロンビア 大	ベルリン 総 (別館)	ジホルダン 大
海 大	ジャマイカ 大	ミュンヘン 総	シリア 大
島 大	スリナム 大 ※	ノールウェー 大	トルコ 大
バール 大	チリ 大	ハンガリー 大	イスタンブール 大
キスタン 大	ドミニカ (共) 大	フィンランド 大	バハレーン 大
カラチ 総	トリニダード・トバゴ 大	仏 大	レバノン 大
バンラデシュ 大	ニカラグア 大	マルセイユ 総	
フィリピン 大	ハイチ 大	ブルガリア 大	◎アフリカ地域 (23)
(マニラ 総)	パナマ 大	ベルギー 大	アルジェリア 大
ブルネイ 大	パラグアイ 大	ポーランド 大	エジプト 大
マレーシア 大	エンカルナシオン 領	ポルトガル 大	エチオピア 大
ベナン 総	ブラジリア 大	ユーゴスラヴィア 大	ガナ 大
コク・キナバル 領	クリチバ 総	ルーマニア 大	ガボン 大
ミャンマー 大	サンパウロ 総	ルクセンブルグ 大 ※	カメルーン 大 ※
モンゴル 大	ベレーン 総	英 大	ギニア 大
ラオス 大	ポルトアレグレ 総	(ロンドン 総)	ケニア 大
港 大	マナオス 総	エディンバラ 総 ※	ザイール 大
	◎北米地域 (22)	露 府 代	ザンビア 大
	リオ・デ・ジャネイロ 総	(ジュネーブ 総)	ジンバブエ 大
	レシフエ 総	軍 輸 代	スーダン 大
	ペルー 大	O B C 代	セネガル 大
	(リマ 総)	O B C D 代	象牙海岸 大
	ボリヴィア 大	ウイーン 代	タンザニア 大
	ホンデュラス 大		中央アフリカ 大
	メキシコ 大	◎大洋州地域 (11)	チュニジア 大
		豪 大	ナイジェリア 大
	◎欧州地域 (45)	シドニー 総	マダガスカル 大
	アイルランド 大	バーン 総	モロッコ 大
	オランダ 大	ブリスベン 総	リビア 大
	ミラノ 総	メルボルン 総	リベリア 大 X
	ヴァチカン 大	ソロモン 大	ブレトリア 大

(注: X印は一時閉鎖)

駐在官事務所 (10) ( ) 内表示は領公館

デンバサル (スラバヤ 総) ※	チュンマイ (タイ 大) ※	済州 (韓国 大) ※	ダバオ (フィリピン 大) ※
サイパン (アガナ 総) ※	サンタクルス (ボリビア 大) ※	クライストチャーチ (NZ 大) ※	アデン (イエメン 大) ※
		アレキサンドリア (エジプト 大) ※	ケープタウン (ブレトリア 総) ※

- 宛先は、公館名右□に赤○印を付して表示する。
- ( ) 内表示は大使館内所在の総領事館
- 駐在官事務所は、「全在外公館宛」の宛先には含まれない。但し、必要な際はその旨表示する。
- ※印は赤字印刷後未設置公館
- 印は高デ公館

中近東第一課長

下記の発注に対し、別添の資料(掃海艇派遣正式決定時の安保室とりまとめで作成した総理用想定内答)で対応してよろしいか伺います。

海部総理ASEAN訪問

近一課長

首席

宮原部長 OK

総理内外記者会見 応答要領の作成依頼

[ 追加分 ]

平3.5.1

国際報道課

海部  
ア  
セ  
ア  
ン

海部総理は今次訪問に際し、5月3日、シンガポールにおいて内外記者会見を予定しているところ、右に備え、別紙想定質問に対し応答要領を作成願いたく、2日(木)午前中までに当課・石川または大川(EX3181)まで提出願います。

向 3.(1)

(政策演説自体及び現地プレスとの懇談を通して想定され得る質問事項)

1. マハディール構想 (E A E G)

本件に関する日本の姿勢如何。日本は、米国との関係を気にするが故に同構想に対し慎重ではないのか。

2. 歴史への反省

(1) 「第二次世界大戦中の日本の行為に対する深い反省」とあるが、これは、謝罪を意味するのか。何故今回のスピーチでこのような言及をすることにしたのか。「正しい歴史認識」、「学校教育や社会教育の面での強化」とは、具体的に何を指すのか。

(2) 陸下が、仮に A S E A N を訪問される際に戦争責任に言及されるのか。

3. 平和への協力

(1) 掃海艇派遣は、海外派兵を意味するのではないか。またシーレーン防衛拡大を意味するのではないか。 (直1)

(2) 大量破壊兵器及びミサイルの不拡散に関する国際的な枠組みの整備・強化の呼び掛けの具体的内容如何。

(3) 京都国連会議では如何なる話し合いがなされるのか。

4. カンボディア・インドシナ

(1) 日本のカンボディア当事者に対する一連の働き掛けの具体的内容如何。1日のバンコックにおけるカンボディア三派との会合での各派の反応如何。

(2) カンボディアをはじめする国連平和維持活動につき如何なる貢献をするのか。人的貢献の具体的内容如何。今後の法制整備の見通し。自衛隊の参加はあり得るのか。

(3) カンボディア国際復興会議は何時頃に、如何なる国々の参加を得、如何なることを話し合うことを考えているのか。

(4) A S E A N とインドシナとの関係の将来像に対する考え方如何。

(5) 対越援助方針如何。

5. A P E C

A P E C における中国参加問題に対する考え方如何。また、ソ連、越の参加如何。

6. 経済協力

(1) 先般発表の武器輸出国に関する呼び掛けと、対中国・タイ援助との整合性如何。

(2) 仮に、タイの民生移管のプロセスに支障が起きた場合、例えば選挙が行われない等、日本の対タイ政策を変更する予定か。

(3) 比の公的債務削減問題に関する見解如何。

7. 技術移転

日シンガポール間においても、また広く日本とアジアの関係において、技術移転の不足が問題になっているのではないか。

8. 日比関係

在比米軍基地について日本から比に働き掛けを行っていないのか。

9. 日米関係

米国との経済摩擦が安保体制に影響を及ぼすことはないか。

10. 日ソ関係

ゴルバチョフ大統領訪日の成果、及び北方領土問題の解決の見通し如何。

問 . 掃海艇派遣は、海外派兵を意味するのではないか。また、シーレーン防衛拡大を意味するのではないか。

問 . 掃海艇派遣は、海外派兵を意味するのではないか。また、シーレーン防衛拡大を意味するのではないか。

(答)

1. 今回の掃海艇の派遣は、正式停戦が成立した状況下でペルシャ湾に於ける船舶の航行の安全を確保するための措置であり、専守防衛の日本の基本的防衛政策の変更を意味するものではない。我が国が他国に脅威を与えるような軍事大国となることはありえず、平和国家の理念を将来にわたって堅持することは、日本国民全体が共有するもの。

2. また、シーレーン防衛とは、我が国が有事の際、国民の生存を維持する等の観点から海上交通の安全を確保するものであり、今回の掃海艇派遣とは性格を異にするものである。したがって、今回の掃海艇派遣がシーレーン防衛の地理的範囲の拡大につながるということは、そもそもあり得ない。

3. 昨年8月の湾岸危機発生以来、日本政府は平和の回復のために、資金面のみならず、人的側面においても、積極的な貢献を実現すべく、できる限りの努力をしてきたところであり、今回の派遣もその一環。

4. 今次ASEAN歴訪においても、既に訪問してきた国々で、掃海艇派遣の趣旨と我が国の平和国家としての決意を説明してきたところ。

今後ともアジア近隣諸国の理解が得られるよう努力する所存。